

高機能消防指令情報システム  
更新整備業務

要件定義書

令和6年4月  
長野市消防局

# 目次

第1章	総則	1
第1	業務名	1
第2	適用	1
第3	目的	1
第4	用語の定義	1
第5	設備の設置場所	1
第6	履行期間	2
第7	法令等の遵守	2
第8	契約の範囲	3
第9	官公庁等への手続き	3
第10	プロジェクト管理	3
第11	詳細設計	4
第12	検査等	6
第13	進捗管理	7
第14	提出書類	8
第15	作業の着手	10
第16	諸経費の負担について	10
第17	研修	10
第18	システムの運用切替	11
第19	個人情報保護	11
第20	長野市公契約等基本条例に関する事項	12
第2章	共通条件	13
第1	本システムの基本事項	13
第2	一般規定	13
第3	電気通信事業者回線について	13
第4	既設機器の取り扱い	14
第5	地図データについて	14
第3章	非機能要件	15
第1	前提条件	15
第2	信頼性要件	15
第3	使用性・効率性要件	16
第4	拡張性要件	16
第5	設置性要件	16
第6	経済性要件	16
第7	セキュリティ要件	16
第8	データ入力及び取り扱い等	18
第4章	装置別条件	19
第1	指令装置	19

第 1-1	指令台	19
第 1-2	自動出動指定装置	26
第 1-3	地図等検索装置	37
第 1-4	支援情報表示装置	42
第 1-5	緊急度判定装置	43
第 1-6	手書きメモ入力装置	43
第 1-7	長時間録音装置	44
第 1-8	非常用指令設備	45
第 1-9	指令制御装置	45
第 1-10	非常用受付電話	46
第 1-11	携帯電話・IP 電話受信転送装置	46
第 1-12	複合機	46
第 1-13	プリンタ	46
第 1-14	カラープリンタ	46
第 1-15	スキャナ	47
第 1-16	署所端末装置	47
第 1-17	無線受令機	47
第 1-18	警告筒	48
第 1-19	データメンテナンス装置	48
第 2	指揮台	49
第 3	多目的情報表示盤	50
第 3-1	車両運用表示盤	50
第 3-2	支援情報表示盤	50
第 3-3	多目的情報表示盤	51
第 3-4	映像制御装置	51
第 4	指令情報電送装置	52
第 4-1	指令情報送信装置	52
第 4-2	指令情報出力装置	53
第 4-3	プリンタ接続用デバイスサーバ	53
第 5	気象情報収集装置	54
第 6	Eメール指令装置	54
第 7	音声合成装置	56
第 8	出動車両運用管理装置	56
第 8-1	Ⅲ型管理装置	56
第 8-2	経路探索システム	57
第 8-3	Ⅲ型車両運用端末装置	57
第 8-4	サブモニタ装置	63
第 8-5	車外設定端末装置(2 箇所 1 式)	63
第 8-6	車外設定端末装置(1 箇所 1 式)	63
第 9	システム監視装置	63
第 10	電源設備	64

第 10-1	無停電電源装置 (消防局用)	64
第 10-2	無停電電源装置 (消防本部・署所用)	65
第 10-3	直流電源装置 (48V 系)	65
第 10-4	非常用発動発電機 (220KVA)	65
第 10-5	非常用発動発電機 (30KVA)	66
第 10-6	非常用発動発電機 (9.8KVA)	66
第 10-7	非常用発動発電機 (80KVA)	66
第 11	避雷設備	67
第 11-1	消防局用	67
第 11-2	署所用	67
第 12	位置情報通知装置 (統合型)	67
第 13	FAX119 受信装置	69
第 14	NET 119 受信装置	69
第 15	映像通報受信装置	69
第 16	本部・署所用情報表示盤	69
第 17	消防警防本部設備	71
第 17-1	消防警防本部映像装置	71
第 17-2	消防警防本部用電話機	72
第 18	指揮支援システム	72
第 19	災害情報共有システム	72
第 20	画像・情報伝達装置	74
第 20-1	現場映像伝送装置	74
第 20-2	映像受信装置	74
第 20-3	高所監視カメラ	75
第 21	構内電話交換設備	75
第 22	駆け込み通報装置	77
第 23	支援情報処理装置 (消防 OA)	77
第 24	放送設備	84
第 25	消防ネットワーク機器	84
第 26	セキュリティ装置	86
第 27	ファイルサーバー	87
第 28	他システム連携	87
第 28-1	消防救急デジタル無線システム連携	87
第 28-2	長野市総合防災情報システム連携	87
第 28-3	長野県衛星系防災行政無線設備との接続	88
第 28-4	長野市防災無線連携	88
第 29	Jアラート受信装置	88
第 30	救急ワークステーション設備	89
第 30-1	救急 WS 用ディスプレイ	89
第 30-2	救急 WS 用プリンタ	89
第 30-3	ワイヤレスチャイム装置	89

第 31	消防データ分析シミュレーション装置	89
第 32	仮眠室呼出し	90
第 33	署所指令装置	90
第 34	署落とし用電話機	90
第 35	入室管理装置	91
第 36	IP 無線機	91
第 37	MDF	91
第 38	予備品・付属品・調度品等	92
第 5 章	据付・調整条件	93
第 1	適用	93
第 2	設置作業仕様	93
第 3	安全仕様	96
第 4	その他	98
第 6 章	契約不適合責任対応条件	99
第 1	基本事項	99
第 2	技術員の派遣	99
第 3	契約不適合責任対応	99
第 4	対応期間	100

## 別紙一覧

- 【別紙 1】 機器数量表
- 【別紙 2】 システム全体構成図
- 【別紙 3】 ネットワーク構成図
- 【別紙 4】 指令台運用モード
- 【別紙 5】 現行・非常用発動発電機一覧
- 【別紙 6】 指令室表示盤映像
- 【別紙 7】 本部・署所表示盤
- 【別紙 8】 消防警防本部映像装置
- 【別紙 9】 指令情報出力装置
- 【別紙 10-1】 車両一覧(長野市)
- 【別紙 10-2】 車両一覧(須坂市)
- 【別紙 11】 消防 OA システム業務一覧
- 【別紙 12】 消防救急デジタル無線接続図
- 【別紙 13】 消防救急デジタル無線連携機能
- 【別紙 14】 石綿含有調査参考一覧
- 【別紙 15-1】 新指令センターレイアウト案 (1F)
- 【別紙 15-2】 新指令センターレイアウト案 (2F)
- 【別紙 15-3】 新指令センターレイアウト案 (3F)
- 【別紙 16】 長野市消防局における特殊な隊編成
- 【別紙 17】 119 番通報多数入電時トリアージ

## 第1章 総則

### 第1 業務名

高機能消防指令情報システム更新整備業務

### 第2 適用

本要件定義書は、長野市（以下「発注者」という。）が発注し、長野市及び須坂市が実施する、高機能消防指令情報システム更新整備業務（以下「本業務」という。）について、消防指令情報システム及び同システムを支援する業務を行う設備及びこれらの付帯設備（以下「本システム」という。）に係るシステムの構築、据付並びに調整等について必要な事項を定める。

### 第3 目的

本業務は、長野市及び須坂市において実施する、消防指令情報システムの共同運用を円滑に行うため、消防指令情報システムの整備にあたり、最新の情報通信技術を活用し、大規模災害時の対応力強化を図ると共に、効率的な情報共有により消防局・消防本部や各消防署所との連携を深化させ、あらゆる災害にも迅速かつ的確に対応できるシステムの構築を行うことを目的とする。

### 第4 用語の定義

- 1 指令センター設備とは、長野市高機能消防指令情報システム設備に係るシステム・装置・機器等一式をいう。
- 2 指令センターとは、長野市消防局及び須坂市消防本部が共同で通信指令業務を行う指令室及びその付帯設備をいう。
- 3 消防局・消防本部とは、長野市消防局、須坂市消防本部をいう。
- 4 署所とは、消防署、分署をいう。
- 5 関係市町村とは、長野市、信濃町、飯綱町、小川村、須坂市、小布施町及び高山村をいう。
- 6 関連施設とは、本業務にて機器の設置を行う関係市町村の施設等をいう。
- 7 救急ワークステーションとは、長野赤十字病院、長野市民病院における、救急隊員の待機場所をいう。
- 8 指令員とは、指令センターにおいて通信指令業務を行う消防職員をいう。
- 9 監督職員とは、本業務の受注者に対して、本業務の状況等を管理・監督するために発注者が指定した代表職員をいう。
- 10 監理者とは、別途契約を締結する本業務の構築監理業務委託の受注者をいう。
- 11 一式とは、システムを動作させるための装置類（要件定義書に明記されていないものを含む。）をいう。

### 第5 設備の設置場所

- 1 指令センター（仮称） : 長野市大字鶴賀 1730 番地 2
- 2 長野市消防局 : 同上
- (1) 中央消防署 : 長野市大字長野旭町 1108 番地 4
  - ア 安茂里分署 : 長野市安茂里小市 2 丁目 31 番 5 号
  - イ 七二会分署 : 長野市七二会己 508 番地 4
  - ウ 飯綱分署 : 長野市大字上ヶ屋 2471 番地 3129
  - エ 鬼無里分署 : 長野市鬼無里日影 2887 番地 7
- (2) 鶴賀消防署 : 長野市大字鶴賀 1730 番地 2
  - ア 若槻分署 : 長野市大字若槻東条 1095 番地 1
  - イ 柳原分署 : 長野市大字柳原 2551 番地 1
  - ウ 東部分署 : 長野市大字南長池 299 番地 17

- エ 豊野分署 : 長野市豊野町豊野 631 番地
- (3) 篠ノ井消防署 : 長野市篠ノ井会 690 番地
- ア 更北分署 : 長野市青木島町大塚 722 番地 1
- イ 塩崎分署 : 長野市篠ノ井塩崎 4158 番地
- (4) 松代消防署 : 長野市松代町西寺尾 1774 番地
- ア 若穂分署 : 長野市若穂綿内 7634 番地
- (5) 鳥居川消防署 : 上水内郡飯綱町大字普光寺 977 番地
- ア 信濃町分署 : 上水内郡信濃町大字柏原 1167 番地 1
- イ 新町消防署 : 長野市信州新町里穂刈 48 番地
- ウ 小川分署 : 上水内郡小川村大字高府 8800 番地 8
- 3 須坂市消防本部 : 須坂市大字小山 1306 番地
- (1) 須坂市消防署 : 同上
- ア 小布施分署 : 上高井郡小布施町大字小布施 1491 番地 2
- イ 高山分署 : 上高井郡高山村大字高井 4609 番地
- 4 関連施設
- (1) 長野赤十字病院 : 長野市若里五丁目 22 番 1 号
- (2) 長野市民病院 : 長野市大字富竹 1333 番地 1
- (3) 市営住宅今井団地 4 号棟 : 長野市川中島町今井原 8 番地 1

## 第6 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、契約期間内に本要件定義書に規定する完成検査に合格すること。

## 第7 法令等の遵守

- 1 本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。
  - (1) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)
  - (2) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
  - (3) 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)
  - (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
  - (5) 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)及び同法関係規則
  - (6) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
  - (7) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
  - (8) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
  - (9) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
  - (10) 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)
  - (11) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)
  - (12) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
  - (13) 電子情報保護対策要件について
  - (14) 長野市公契約等基本条例
  - (15) 関係市町村が定める条例・規則等
  - (16) その他関係法令等
- 2 本業務の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照すること。
  - (1) 基準等
    - ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱(総務省消防庁)
    - イ 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様(一般社団法人情報通信技術委員会)
    - ウ 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
    - エ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
  - (2) 規格等

- ア 日本産業規格（JIS）（経済産業省 日本工業標準調査会）
  - イ 日本電機工業会標準規格（JEM）（一般社団法人 日本電機工業会）
  - ウ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）（一般社団法人 電気学会）
  - エ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）（一般社団法人 電子情報技術産業協会）
  - オ 電池工業会規格（SBA）（一般社団法人 電池工業会）
  - カ 電波産業会標準規格（ARIB）（一般社団法人 電波産業会）
- 3 本業務の実施にあたっては、次の情報セキュリティに関する関係諸規定を遵守するものとし、最新版を参照すること。
- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
  - (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報保護委員会）
  - (3) コンピュータ不正アクセス対策基準（経済産業省）
  - (4) コンピュータウイルス対策基準（経済産業省）
  - (5) ソフトウェア管理ガイドライン（経済産業省）
- 4 本業務に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受注者の負担において処理すること。

## 第8 契約の範囲

受注者は、本要件定義書に基づき、業務計画書の作成、必要なシステムの設計・製作、運搬、据付、各種データ入力・移行、試験調整、発注者の職員への技術指導、システム構築及び運用に必要なドキュメントの作成、システムの運用支援及び保守、業務の管理、その他必要な作業を行うとともに本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続から検収に至る一切の作業を行うものとする。

## 第9 官公庁等への手続き

受注者は、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担するものとする。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

## 第10 プロジェクト管理

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、着手届け、業務工程表・WBS、業務計画書、体制図及び技術資格証明書等の書類を作成し、発注者の承諾を得て、プロジェクト管理に当たるものとする。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じるものとする。
- 3 業務体制
  - (1) 受注者は、本部の意見取りまとめを考慮した業務実施体制を配置し、業務工程表・WBS、業務計画書に基づき本業務の管理を実施すること。
  - (2) 業務実施体制は、概ね次のとおりとし、受注者は、各項の記載に基づき適任者を配置すること。
    - ア 業務責任者
      - (ア) 本業務全体の管理者とし、進捗・品質及び各種資源（要員、機器、作業場所等）の確保について責任を負うこと。
      - (イ) 本業務全体に係る事項について、発注者の意思決定機関と調整すること。
    - イ 業務管理者
      - 業務工程表・WBS、業務計画書に基づき進捗管理、課題管理、会議体の管理等を行うこと。
    - ウ 品質管理者



- (ア) 本業務の全ての成果物に対して、第三者の観点で品質評価・報告・改善を行うこと。
- (イ) 品質に関する事項について、発注者と協議・調整すること。
- (ウ) 本業務における他の役割との兼務は不可とする。

#### 4 会議の実施

受注者は、会議実施スケジュールを作成・提示し、発注者の承諾を得ること。

なお、本業務における会議体は、概ね次のとおりとし、回数、実施時期などは提案による。

##### (1) 定期定例会議

ア 基本的には対面方式での実施とする。なお、発注者と協議し、Web方式での会議に変更することも可とする。

イ 業務責任者により実施する。なお、必要に応じて業務管理者も出席すること。

ウ 発注者と本業務の進捗状況、課題対応状況に対する認識合わせを行うこと。また、必要に応じて課題への対応策について検討すること。

エ 次工程への移行判定について、発注者と認識合わせを行うこと。

オ 本業務において発生する、各種検査（工場検査、総合試験、119 番回線切替試験、完成検査等）の進め方について、発注者と調整すること。

カ 引渡し後の本運用への移行について、発注者と調整すること。

##### (2) 業務分科会議

ア 基本的には Web 方式での実施とする。ただし、発注者の要請により対面方式での会議に変更することも可とする。

イ 本部の担当課等に対してヒアリングを実施すること。

ウ 本部に対して、導入するシステムの全機能を網羅した説明を実施すること。特に提案における追加機能やカスタマイズ対応となる機能については、重点的に説明すること。

エ 移行データ等がある場合は、本部に対して提示を依頼すること。

オ 本部との協議により決定したプロセスに則り、各種ドキュメントのレビューを実施すること。

## 第11 詳細設計

受注者は、本要件定義書と受注者が提示した提案書をベースとし、発注者、監理者との協議の上、実際に納入するシステム的内容及び据付工事の詳細について設計を行い、承諾図として取りまとめ発注者に提示し、承諾を得るものとする。

### 1 説明会議

(1) 受注者は、承諾図作成にあたっての詳細設計状況について、発注者に対する業務分科会議を開催し、説明を行うものとする。また、発注者に対するデータ提示の依頼等についても、説明会議の場において行うものとする。

(2) 業務分科会議は、最低限下記の分類により実施するものとする。

ア 指令管制通信系システム

イ 指令管制情報系システム

ウ 車両系システム

エ 映像系システム

オ 据付・調整

(3) 業務分科会議の実施にあたって、受注者は着手後速やかに会議実施スケジュール案を作成し、発注者に提示するものとする。

(4) 会議実施スケジュール案の作成にあたっては、受注者の勤務体系等を考慮しながら、システム構築全体のスケジュールに影響が出ないように留意すること。

(5) 業務分科会議において受注者が提示する資料・議事録については、発注者及び監理者に電子データを事前に提出すること。提出形式・時期はおおむね次のとおりとする。

ア 資料等

- (ア) 提出形式 : PDF 等の電子データ
- (イ) 提出期限 : 会議開催の 2 営業日前

#### イ 議事録

- (ア) 提出形式 : Excel、Word 等、修正コメントを入れられる形式の電子データ
- (イ) 提出期限 : 初版については会議開催後 5 営業日以内  
上記より提出期限から遅れる場合は必ず監督職員及び監理者に遅れる旨と提出予定日を連絡すること。

### 2 据付・調整工事設計

- (1) システム設置箇所の現地調査を実施し、現地の設置スペース、配線経路等の確認を行った上で、機器実装図、機器配置図、系統図、布線図、電気配線図を作成するものとする。
- (2) 施工図は CAD データ及び PDF 形式により作成し、発注者及び監理者に提示し承諾を得るものとする。  
なお、CAD データの形式については、発注者との協議により決定するものとする。

### 3 システム詳細設計

#### (1) 機器承諾

受注者は、納入を予定しているシステム構成機器について、機器外観図、機器構成表、機器仕様書にて発注者に対して説明を行い、承諾を得るものとする。

#### (2) ソフトウェア仕様承諾

##### ア 標準パッケージ仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、標準パッケージ仕様については、操作方法や画面遷移等の機能詳細について記載したソフトウェア設計仕様書にて発注者に対して説明を行うこと。

なお、本要件定義書と齟齬がないことについても説明を行うものとする。

また、提案資料において調達仕様でない提案を行った部分について重点的に説明を行うこと。

##### イ カスタマイズ、新規開発仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、カスタマイズ又は新規開発により作成するものについては、標準パッケージ仕様と同等のソフトウェア設計仕様書を作成し、発注者及び監理者に提示し、説明会議において本要件定義書と齟齬がないことについて説明を行うものとする。

また、提案資料において調達仕様でない提案を行った部分について重点的に説明を行うこと。

ウ ア、イについて承諾を得るものとする。

### 4 協議書

- (1) 詳細設計において、やむを得ない事情により本要件定義書の内容変更を行う場合、受注者は協議書を提出し、発注者及び監理者の承諾を得るものとする。ただし、協議内容については、説明会議においてあらかじめ協議が行われていることを前提とする。
- (2) 協議書は、説明会議において変更内容等の合意があった日から 5 営業日以内に提出するものとする。
- (3) 協議書の書式については発注者と協議すること。

### 5 承諾図

- (1) 受注者は、本項記載の詳細設計結果を整理し、提出書類 承諾図を発注者及び監理者に提出するものとする。
- (2) 承諾図の記載内容については、説明会議における検討結果と協議書の承諾結果を反映したものであること。
- (3) 承諾図は、一括提出ではなく、説明会議による説明が完了し、協議書の承諾が得られたものから順次提出すること。
- (4) 承諾図の承諾を得ずに機器の製作、システムの構築を開始してはならない。

## 第12 検査等

本システムを構成する各装置は、発注者が行う次の検査に合格したものとする。

### 1 一般事項

- (1) 受注者は、各種検査等（以下「検査」という。）に必要な労務及び機材の提供等を行うものとする。
- (2) 受注者は、あらかじめ検査の時期を詳細工程表に明示して、工程を管理するものとする。
- (3) 受注者は、検査の結果、補修又は改造が必要となったときは、発注者の指定する期日までに補修又は改造を完了し、その旨を発注者に通知し、再検査を受けるものとする。

### 2 事前準備等

- (1) 受注者は、電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通等）の点検及び清掃を行うものとする。
- (2) 受注者は、電源投入の後に機器の動作状態を綿密に確認した上で、検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、試験に使用する測定器の名称、型式、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載するものとする。

### 3 内部検査

- (1) 受注者は、本システムの製造工程において、本要件定義書に基づき単体試験、内部結合試験を実施するものとする。
- (2) 受注者は、本検査の管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うものとする。
- (3) 各試験に使用するデータ、試験環境は受注者の責任において用意するものとする。
- (4) 受注者は、各試験の終了時に、内部検査試験成績書を作成するものとする。

### 4 工場検査

- (1) 本システムの製造工程又は工場出荷前に必要に応じて行う検査であり、本要件定義書に基づき、工場出荷前に製品の検査を監理者立会いのもと実施するものとする。
- (2) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (3) 「工場検査実施要領書」は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要な事項を記載したものとする。
- (4) 受注者は、検査対象装置及び試験内容を発注者及び監理者と受注者の協議により決定し、決定した内容に基づき、検査を受けるものとする。
- (5) 受注者は、検査前に上述の内部検査における試験成績書を提出し、発注者及び監理者の検査を受けるものとする。なお、試験成績書のうち、機密事項が含まれる書類については、検査完了後、受注者に返却するものとする。
- (6) システム構成に記載の要件が満たされていること。
- (7) 受注者は、検査の際、実施状況の写真を撮影するものとする。
- (8) 受注者は、検査における指摘事項等を記録し、写真を含め「工場検査報告書」にまとめて提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。

### 5 受入検査

- (1) 受注者は、主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を実施するものとする。
- (2) 発注者及び監理者の立会いは、原則行わないものとし書面等による確認とする。
- (3) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「受入検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「受入検査実施要領書」は、型式確認、製造番号確認、員数確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準その他の必要事項を記載するものとする。
- (5) 受注者は、検査の際、各装置の写真及び検査状況を撮影するものとする。

- (6) 受注者は、検査における指摘事項等を記録し、写真を含め受入検査報告書にまとめて提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。

## 6 総合試験

- (1) 受注者は、本システムの据付完了後、本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。
- (2) 試験内容、外部環境により、同時に実施できない内容については、複数回に分けて実施しても良い。
- (3) 受注者は、試験開始の1ヶ月前までに「総合試験実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「総合試験実施要領書」は、設計図書等を基に、次の項目について確認を行うこと。
  - ア システム機能が現用系・予備系ともに設計図書どおりに動作すること。
  - イ 障害発生時の回復処理が適切であること。なお、障害発生時の回復処理については、システム構成、継続性要件に記載の要件が満たされていること。
- (5) 受注者は、試験の際、実施状況の写真を撮影するものとする。
- (6) 受注者は、試験完了後、写真を含め「総合試験報告書」にまとめて提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。

## 7 119 番回線切替試験

- (1) 受注者は119 番回線を本システムへ切替て仮運用を開始する時に、本業務にて導入した機器で119 番通報等の受付が可能であることの確認を実施すること。
- (2) 119 番回線の切替は、長野市消防局及び須坂市消防本部を別日程で2回実施するため、119 番回線切替試験も2回実施するものとする。
- (3) 受注者は、119 番回線切替日の1ヶ月前までに「119 番回線切替試験要領書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「119 番回線切替試験要領書」は、設計図書等を基に、次の内容について記載すること。
  - ア 119 番回線切替の作業手順及びタイムスケジュールを作成し、作業漏れや手戻りがないよう、チェックシート欄を設けること。
  - イ 119 番通報等受付が現用系・予備系ともに行え、設計図書どおりに動作することの確認を行うこと。なお、発注者・監理者の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は、119 番回線切替試験完了後、チェックシート欄に記載を行った「119 番回線切替試験報告書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。

## 8 完成検査

- (1) 上述の試験及び検査に合格後、発注者が実施する検査であり、この検査をもって完成とすることを原則とする。
- (2) 発注者及び監理者立会いのもと実施するものとする。
- (3) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「完成検査実施要領書」は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。
- (5) 受注者は、検査における指摘事項等を記録して「完成検査報告書」にまとめて提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (6) 完成検査において本要件定義書及び発注者の指示どおりに完成していない場合、受注者は、直ちに改修を行い、再検査を受けるものとし、改修に要した費用は受注者が負担するものとする。

## 第13 進捗管理

### 1 工程管理表

- (1) 受注者は、着手時に契約期間中の概略の業務進捗予定を示す業務工程表を作成し、発注者及び監理者に提示するものとする。なお、業務工程表には以下の予定時期を必ず明示すること。
    - ア 詳細設計の期間
    - イ 現地調査の期間
    - ウ 承諾図の提出時期（複数回に分ける場合はその時期も）
    - エ 現地据付・調整開始時期
    - オ 現地機器搬入開始時期
    - カ 各検査の時期
  - (2) 受注者は、翌々月までの月単位の詳細業務予定を示す詳細工程表を作成し毎月初めに監督職員及び監理者に提出するものとする。
- 2 予実管理
- (1) 受注者は、業務工程表及び詳細工程表上に実際の進捗状況との差異を記載した予実管理表を定期定例会議の3日前までに監督職員及び監理者に提出するものとする。なお、予実管理表は監督職員若しくは監理者から要望があった場合、最新状況を速やかに提示できるよう必ず週単位での更新を行うこと。
  - (2) 受注者は、本要件定義書に示す説明会議のスケジュール案についても予実管理表を作成するものとする。
- 3 課題管理
- (1) 受注者は、業務において発生した課題事項について課題管理表にまとめ定期定例会議の3日前までに監督職員及び監理者に提出するものとする。なお、課題管理表は監督職員若しくは監理者から要望があった場合、最新状況を速やかに提示できるよう必ず週単位での更新を行うこと。
  - (2) 課題管理表は下記について管理するものとする。
    - ア 課題発生日
    - イ 課題内容
    - ウ 課題回答者（検討者）
    - エ 課題回答予定日
    - オ 課題解決予定日
    - カ 課題解決日
- 4 その他
- (1) Web システムを活用し、進捗資料等の共有を行う場合は、資料の追加・改版等を行った際に必ず監督職員及び監理者に電子メールで通知すること。
  - (2) 進捗管理において、監督職員の指示に従わない場合は改善措置命令を発出する。それでも改善されない場合は、契約破棄の対象とする。

## 第14 提出書類

- 1 提出書類等の部数及び提出時期については、下表によるものとする。
- 2 電子データは、原則として編集可能な Excel、Word、CAD 等での提出と、PDF による閲覧が可能な形式での提出とし、DVD 等の電子媒体にて提出するものとする。また、PDF については、インデックス検索が行えること。

提出書類	部数	提出時期
1 業務関係 (1) 着手届け、(2) 業務工程表・WBS (3) 業務計画書、(4) 体制図 (5) 技術者資格証明書 (6) 長野市公契約等労働環境報告書 (7) 業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの） ※業務計画書は、契約締結後 10 営業日以内に	製本：2 部 電子：2 部	着手時

提出書類	部数	提出時期
提出し、発注者と協議・合意すること。		
<p>2 工程別書類</p> <p>(1) 打合せ議事録、(2) 協議書、  (3) 詳細工程表  (4) データ入力スケジュール表、  (5) 研修計画書  (6) 据付・調整作業  ア 作業計画書、イ 作業員名簿  ウ 日次・週次報告書、エ 実施報告書  オ 事故報告書</p> <p>※提出部数は、発注者と協議すること。</p>	<p>製本：2 部  電子：2 部</p>	<p>随時</p>
<p>3 承諾図</p> <p>(1) ソフトウェア設計仕様書  (2) 機器外観図、(3) 機器構成表  (4) 機器仕様書、(5) システム全体構成図  (6) ネットワーク構成図、(7) その他</p> <p>※本システムの全体構成を把握できる資料を添付すること。  ※本システムと消防救急デジタル無線の接続の情報がわかる資料を含むこと。</p>	<p>製本：2 部  電子：2 部</p>	<p>詳細仕様確定後、速やかに電子を製本は、完成図書と同時に</p>
<p>4 検査結果</p> <p>(1) 内部検査  ア 内部検査試験成績書</p> <p>(2) 工場検査  ア 工場検査実施要領書  イ 工場検査報告書</p> <p>(3) 受入検査  ア 受入検査実施要領書  イ 受入検査報告書</p> <p>(4) 総合試験  ア 総合試験実施要領書  イ 総合試験報告書</p> <p>(5) 119 番回線切替試験  ア 119 番回線切替試験要領書  イ 119 番回線切替試験報告書</p> <p>(6) 完成検査  ア 完成検査実施要領書  イ 完成検査報告書</p> <p>※各資料の提出時期は、検査等に記載のとおりとする。</p>	<p>製本：2 部  電子：2 部</p>	<p>検査完了後、速やかに</p>

提出書類	部数	提出時期
5 完成図書 (1) 竣工図、(2) 機器実装図 (3) 機器配置図、(4) 系統図、 (5) 布線図、(6) 電気配線図、 (7) 試験成績書、(8) 業務工程表(作業後)、 (9) 作業写真(作業前・作業中・作業後)、 (10) その他 ※本システムの全体構成を把握できる資料を添付すること。 ※本システムと消防救急デジタル無線の接続の詳細(インタフェースの情報を含む。)がわかる資料を含むこと。	製本：2部 電子：2部	完了2週間前
6 各種説明書 (1) 指令設備説明書(機能・取扱)	製本：2部 電子：2部	仮稼働切替前
7 その他 (1) その他発注者が指示する書類及び資料 ※各種資料は、発注者及び監理者の承諾を受けたもの。	協議による。	部数及び提出時期は、協議による。

## 第15 作業の着手

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、本要件定義書に着手時提出を規定する書類を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じるものとする。

## 第16 諸経費の負担について

- 1 本システムの設置及び据付調整に係る光熱費は、次のとおりとする。
  - (1) 受注者負担  
指令センター内設備の据付調整に係る電気使用料は仮設メータを設置し受注者にて負担すること。なお、精算方法等は発注者と協議すること。
  - (2) 本部負担  
上記(1)以外の各拠点
- 2 受注者は、令和8年3月31日までの本システムを構成する各装置に要するソフトウェア料等の費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、本システムに要する地図を買取りで調達すること。
- 4 受注者は、令和8年3月31日までの本システムを構築する上で必要となる各種サービスの利用に係る費用を負担するものとする。
- 5 回線等の契約を変更する場合で、現行システム側の契約を解除するにあたり、違約金等が発生する場合は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、119番回線切替から本運用開始までの間に生じた故障・障害等への対応費用を負担するものとする。

## 第17 研修

- 受注者は、本システムの円滑な運用を図るため、次に示すとおり職員を対象に運用研修を実施するものとする。
- なお、研修に必要な費用は受注者が負担するものとする。

## 1 研修概要

本システムの研修は次の区分とし、本システム運用前から実施するものとする。

- (1) 操作研修
- (2) メンテナンス研修

## 2 研修体制

- (1) 受注者は、原則としておおむね119番回線切替日前1ヶ月間を研修期間とすること。研修の日程及び研修場所は、発注者・受注者間協議により決定するものとする。
- (2) 受注者は、研修計画書を作成・提出の上発注者の承諾を得るものとする。なお、計画書の作成にあつては、発注者の勤務体系等に合わせ複数回実施を考慮すること。
- (3) 受注者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施するものとする。
- (4) 職員が使用する、各種機能の研修用の資料にあつては、詳細な説明書を作成するものとし、研修内容及び対象者に応じて必要な部数を提出ものとする。
- (5) 研修内容及び対象者は、おおむね次のとおりとし、詳細は、発注者と協議するものとする。
  - ア 各装置・取扱説明
  - イ メンテナンス管理説明
  - ウ 障害一次対応説明
  - エ システム復旧手順説明
- (6) 研修は、研修要員（指導員）による講義形式で実施するものとし、実機を使用するものとする。
- (7) 研修は、原則として開庁日の9時から17時までの間とする。
- (8) 指令員を対象とする研修は、指令センターにて実施するものとする。
- (9) 本部職員又は署所職員を対象とする研修は、本部にて実施するものとし、研修場所の確保にあつては、本部との協議するものとする。
- (10) 受注者は、操作研修で使用する資料を準備するものとする。

## 第18 システムの運用切替

### 1 現行システムでの運用

- (1) 本システムの機器は、現在、長野市消防局が運営する指令室、機械室等と同じ場所に設置する。
- (2) 本システム据付調整期間中も、本システムへの運用切替までは、現行システムでの運用を継続すること。なお、須坂市消防本部においても、同様である。
- (3) 新指令室レイアウトについては、【別紙15-1】新指令センターレイアウト案（1F）を参照すること。
- (4) 仮設置等の詳細は、発注者と協議とする。

### 2 受注者は、本システムへの運用切替に際して事前に計画書を作成し、発注者と協議の上、決定するものとする。

### 3 長野市消防局の119番回線の切替を令和7年12月初旬に実施し、長野市消防局向けに仮運用を開始する。3か月程度の仮運用期間を経て、須坂市消防本部の119番回線の切替を令和8年2月後半から3月初旬に実施し、令和8年3月31日まで共同運用での仮運用を実施するものとする。

### 4 仮運用期間を経て完成検査に合格後、正式運用とする。

### 5 受注者は、発注者が通知した関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムへ運用を切り替えるものとする。

## 第19 個人情報保護

### 1 受注者は、本業務において個人情報を取り扱う場合には、関係法令及び次に示す個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。また、発注者が求める場合には、個人情報の管理状況を報告するものとする。

### 2 個人情報取扱特記事項



- (1) 個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止  
受注者は、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。
- (2) 個人情報の漏えいの禁止  
受注者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 再委託における条件  
受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、個人情報の取扱いを伴う業務を再委託することができる。
- (4) 業務目的以外の個人情報の使用禁止  
受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止  
受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。
- (6) 事故発生時における報告義務  
受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- (7) 個人情報が掲載された資料等の返還義務または廃棄義務  
受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。
- (8) 事業所内からの個人情報の持出しの禁止  
受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。
- (9) 個人情報を取り扱う従業者の明確化  
受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う従業者を明確にしておかなければならない。
- (10) 従業者に対する監督及び教育  
受注者は、この契約による業務を行うために遵守すべき個人情報に係る法令等について従業者に教育を行うとともに、適正な取扱いについて監督しなければならない。
- (11) 契約内容の遵守状況に係る報告  
受注者は、この契約による業務の実施にあたり、契約内容を遵守したことを発注者に報告しなければならない。
- (12) 実地調査の実施  
発注者は、必要があると認めるときは、本業務に関して実地調査を行うものとする。

## 第20 長野市公契約等基本条例に関する事項

### 1 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示するものとする。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結するものとする。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出するものとする。なお、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出するものとする。

## 第2章 共通条件

### 第1 本システムの基本事項

本システムは、「住民の生命、身体、財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、通信指令業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとする。

### 第2 一般規定

#### 1 本システムの条件

最新の情報通信技術及び情報処理技術を導入し、かつ長年の業務改善の成果による現行設備における業務運用を損なうことがないように、本システムを構築するものとし、次のことを十分に考慮した上で履行すること。

##### (1) 機器・製品の提供について

本要件定義書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受注者は厳守すること。

本システムに係る装置、機器、電子機器（ハードウェア、ソフトウェア等）及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本要件定義書に掲げる機能及び性能と同等又は同等以上であること。

##### (2) データメンテナンスの容易性

指令装置における地図情報等の追加、削除、出動計画の変更等、基本的なデータの変更は、ソフトウェアの変更を伴うことなく職員が容易な操作で行え、その入力情報も容易に確認できること。

また、データメンテナンス作業は、指令センターのみではなく、署所に設置する端末でもできること。

##### (3) 情報共有体制の強化

指令センター、署所、災害現場における出動隊等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができること。

##### (4) データの有効活用

既設消防通信指令設備等、発注者が保持するデータ（以下「既存データ」という。）は、本システムに移行し有効活用すること。

##### (5) 保有データの有効活用

本システムが保有するデータを CSV 形式等の汎用データ形式で出力できること。

##### (6) 住民基本台帳データの活用

住民基本台帳データを取り込み、指令装置のマスタデータ等として活用できること。取り込み方法の詳細は、発注者の協議による。

##### (7) 避難行動要支援者データの活用

避難行動要支援者データを取り込み、指令装置のマスタデータ等として活用できること。取り込み方法の詳細は、発注者の協議による。

#### 2 本システムの規格

##### (1) 信頼性、運用性及び保守性に優れたものであること。

##### (2) 堅ろうにして長期間の使用に耐えうる構造であり、人体に危険を及ぼさないよう安全保持を十分に考慮すること。

##### (3) 落雷時に空中線系、商用電源系及び有線電話系を通じて指令設備が受ける影響を最小限にとどめるため、避雷装置を設置すること。

##### (4) それぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視したものとすること。

### 第3 電気通信事業者回線について

#### 1 受注者は、本業務に伴う 119 番回線、加入回線、専用回線等の新設、増設、移設、検査、試験、設置許可等、申請、検査、試験その他の手続を発注者に代行して行うこと。

#### 2 電気通信事業者回線の新設、増設、既設回線の変更等を行うが、本システムの屋内配線は本業務の範囲にて行うこと。

#### 3 受注者は、回線終端装置を設置すること。

#### 第4 既設機器の取り扱い

- 1 下記の装置については、継続使用する。また、本システムとの連携も行うものとし、ものとし、当該機器の設置業者等と協議・調整を行い接続すること。
  - (1) 災害状況等自動案内装置（タカコム製）
  - (2) 電子黒板
- 2 その他、本システムへの切替後も継続使用する装置及び機器は、発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、既設設備が持つ接続インタフェースに十分留意すること。また、必要に応じて、発注者の指示に従い作業を行うこと。ただし、協議・調整に係る費用負担等は、すべて受注者の責任において行うものとする。
- 4 受注者は、既設設備と本システムとの接続・動作試験を既設構築業者等の立会のもと実施すること。なお、それらの調整に係る費用等は、全て受注者の責任において負担するものとする。
- 5 継続使用機器との相性の問題により本システムと連携動作しない場合においては、受注者の責任において継続使用機器と同等の動作を行う機器を新設すること。また、機器を新設する場合にあっては、継続使用機器が保有するデータを全て移行し、完全性を保証すること。

#### 第5 地図データについて

- 1 各装置で使用する地図の種類及び範囲は、下表のとおりとすること。  
 なお、使用する住宅地図及び道路地図の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、受注者が手続きを行うものとする。

表：地図データ一覧表

装置名	住宅地図	道路地図	道路ネットワークデータ	航空写真
地図等検索装置	○	○	○	○
車両運用端末装置(Ⅲ型)	○	○	○	○
指令情報出力装置	○	○	×	×
災害情報共有システム	○	○	×	○
データメンテナンス装置	○	○	○	○

- 2 使用する地図のデータは、次のとおりとすること。
  - (1) 住宅地図
    - ：管轄地域（長野市、信濃町、飯綱町、小川村、須坂市、小布施町、高山村）
    - ：応援協定地域（中野市、山ノ内町）
  - (2) 道路地図
    - ア 車両運用端末装置（Ⅲ型）：全国
    - イ その他：長野県
  - (3) 山歩きデータ：志賀高原、妙高・戸隠・雨飾
  - (4) 航空写真：発注者が準備したデータ
  - (5) 高速道路イメージ図：発注者が準備したデータ
  - (6) 国土地理院グリッド図：管轄地域
- 3 特記事項
  - (1) 地図等検索装置及びⅢ型車両運用端末装置においては、建物入口データを表示できること。
  - (2) 航空写真は、導入する装置の適正な解像度へ変換すること。

### 第3章 非機能要件

#### 第1 前提条件

##### 1 機器構成等について

- (1) 本システムは、機器数量表及びシステム全体構成図にて定める装置群にて構成するものとし、機器仕様要件の定めを原則とする。
- (2) 機器の員数及び設置場所は、【別紙1】機器数量表を参照とする。
- (3) 機器の選定にあつては、システム要求仕様に定める機能等を実現できるものとする。
- (4) システム構成は【別紙2】システム全体構成図を参照とする。

##### 2 業務要件

本システムの業務要件は下表のとおりとする。

業務要件	現在値	備考
(1) 管轄		
ア 面積(k m <sup>2</sup> )	1,384.57	
イ 人口(人)	460,801	令和4年4月
ウ 世帯数(世帯)	198,042	令和4年4月
(2) 組織		
ア 局・本部	2	
イ 消防署	7	
ウ 分署	15	
エ その他消防施設	2	救急ワークステーション
エ 職員数	578	
オ 車両数	133	
(3) 警防		
ア 119番着信件数	32,797	1年あたりの件数
イ 火災出動件数	119	1年あたりの件数
ウ 救急出動件数	24,587	1年あたりの件数
エ 救助出動件数	170	1年あたりの件数
(4) 予防		
ア 防火対象物総数	19,225	
イ 危険物施設総数	1,529	
(5) 水利		
ア 消火栓	13,066	
イ 防火水槽	3,574	
ウ その他	642	

#### 第2 信頼性要件

- 1 24時間365日連続運転の使用条件下において十分な運用維持ができること。
- 2 指令制御装置、指令関連サーバ、コンピュータ装置等の重要な装置及び機器は、冗長化構成とし、機器点検時及びデータ更新時も装置及び機器を止めることなく業務運用が継続できること。
- 3 自動隊編成を担う装置及び機器については、システムへの高負荷に対する高い信頼性を持ったOS等を使用すること。
- 4 電源設備については、将来の電源設備の更新時に本システムを停止しなくても行えるようにすること。
- 5 指令センター、局・本部及び各署所に設置する重要装置については、直流電源装置や無停電電源装置等を設置しバックアップ電源対策を施すこと。
- 6 誤操作等により重要なデータが消去されることのないよう、必要な措置を講じること。
- 7 各システムは、フェイルセーフ設計に基づいて設計すること。
- 8 119番通報の輻輳に対処できる機能的余力を有すること。

### 第3 使用性・効率性要件

- 1 異動者等操作に不慣れな職員でも操作に迷うことなく操作できるよう、使用頻度の高い機能は、ガイダンス機能・操作ミス対策・操作訓練機能を設け、操作性及び視認性の向上を図ること。
- 2 操作ミス対策として、一覧入力、選択入力、カレンダー入力等の工夫を図ること。
- 3 119番通報の受付から事案終了までの各種処理が迅速かつ正確に行えるとともに、大規模災害、同時多発災害等が発生した場合においても、同様に行えること。
- 4 スイッチ類の数を極力少なくすること。
- 5 親時計（GPS時計等）を設け、全ての指令設備の時刻は日本標準時に統一すること。
- 6 入力及び取り扱うデータに関しては、誤入力を防止し、効率化を図ること。
- 7 データの反映作業は、即時反映・定期バッチ処理による反映、手動による反映、自動処理による反映など、内容やデータ量に応じて作業負荷を軽減できるよう考慮すること。
- 8 データ更新作業は毎日行うことを基本とし、更新作業及び反映作業に係る時間、労働量等の軽減を図ること。
- 9 各機器の基本操作は、必要最小限の手順で操作でき、操作手順の案内や誤操作に対する警告ができること。
- 10 災害通報等の受付から出動隊に対する出動指令の伝達及び通信並びに部隊運用まで、災害現場への情報支援及び災害活動に関する一連の業務処理は、迅速かつ正確に行えること。
- 11 ペーパレス化に対応するため、出力帳票は、PDF出力可能とすること。

### 第4 拡張性要件

- 1 ハードウェア及びソフトウェアの変更に対して容易に対応できる拡張性を有すること。
- 2 各制御機器の主記憶装置、補助記憶装置、ネットワーク構成等は、前提条件業務要件の設計値に対して十分な余力を有すること。
- 3 将来的な処理数量が増大することを想定し、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。
- 4 将来的な消防職員数の増加を想定し、各機器の空きポートや空きスロットを用いて拡張が可能な構成とすること。
- 5 将来的な、制度改正、組織変更、署所の統廃合、車両の増減並びに配置換え及び元号の変更等に対して、容易に対応できる仕様及び設計とすること。
- 6 上記の将来的な拡張等に対して、容易にかつ安価に対応できる構成とすること。

### 第5 設置性要件

- 1 専用台、専用ラック等に收容すること。
- 2 サーバ系コンピュータに関しては省スペース化を考慮し19インチラックマウント型（EIA規格）のものとし、19インチ専用ラックに実装すること。
- 3 コンパクト化、低騒音化が図られたものとする。

### 第6 経済性要件

- 1 低消費電力化を図り、維持管理費を最小限にすること。
- 2 規格の統一、機器の共通化を図り、ランニングコストを削減すること。

### 第7 セキュリティ要件

- 1 概要  
本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、各市町のセキュリティポリシーを考慮した上、発注者と協議すること。

## 2 セキュリティ対策

### (1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイアウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。

ア ネットワークセキュリティレベルの維持・向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを取ること。

イ 不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを取ること。

ウ 不正アクセス検出等、異常を検知し通知する仕組みを講じること。

エ セキュリティ診断を定期的に行うこと。

### (2) ウイルス対策

端末機器に対して、ウイルス対策ソフトを導入すること。

ア ウイルス対策ソフトは、定義ファイル等を常に最新の状態に保持できるようにすること。

イ ウイルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。

ウ 任意記憶媒体の挿入等、空きポートからのウイルス感染を防ぐため、ポートガード等を導入し、電子的・物理的に遮断すること。

エ 不正アクセス等を検知するソフトウェアを導入し、検出した場合はアラーム発報等で職員に通知できること。

オ 対象とする端末は、発注者との協議により決定すること。

### (3) 脆弱性の対策

他のシステムやインターネット等との接続を行う装置類の OS・ミドルウェア等の脆弱性対策を施すこと。

ア OS・ミドルウェア等のバージョン管理を行うサーバを構築すること。

イ 脆弱性対策パッチの適用にあたっては、事前の動作検証を実施できること。

ウ 対象となる装置類への脆弱性対策パッチの適用は、上述のサーバ経由にて自動的に実施すること。ただし、やむを得ない場合においては職員の手により容易に実施できること。

エ 対象とする端末は、発注者との協議により決定すること。

### (4) 盗難対策

ア 災害発生時に無人になる可能性がある署所事務所・車両等に設置する機器は、セキュリティワイヤーを設置する等の、盗難防止策を講じること。

イ 個人情報を含む情報にあつては、タブレット端末等の持ち出し可能な装置に保有させず、指令センターに都度問い合わせを行う方式とすること。

## 3 利用者管理

### (1) パソコン端末装置

利用者 ID などの識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊・漏えい・改ざん等を防止すること。

また、アクセス権限の設定に係る詳細事項は、発注者との協議により決定する。

### (2) パスワード管理

本システムにて使用する各装置類のパスワードの管理は、次のとおりとすること。

ア 本システムの管理者による管理とし、利用者によるパスワード変更を管理できること。

イ 利用者のパスワードを強制的に変更できるとともに、利用者でも変更できること。

## 4 履歴管理

(1) 本システム全般にわたって、操作ログを管理し、有事が発生した場合に保守員、SE が解析できること。

(2) 操作ログは、緊急時に保存等が行えるよう検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

## 第8 データ入力及び取り扱い等

### 1 データ移行について

- (1) 受注者は、長野市消防局及び須坂市消防本部の既設システム（指令情報システム、消防 OA システム）で使用しているデータ及び EXCEL 等で管理しているデータで、本システムでも必要と思われる、または発注者より必要と指示されたデータについて、すべて本システムに移行すること。なお、移行が困難な場合は、発注者と協議すること。
- (2) 受注者は、発注者から本業務の履行のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護に十分注意して、その内容を外部に漏らしてはならない。
- (3) データは発注者が汎用形式（CSV 形式、EXCEL 等）に変換し、受注者に提示するものとする。
- (4) 受注者は、本システムが 119 番回線切替試験を迎えるにあたり必要となる最新データの移行作業を行うこと。
- (5) 受注者は、データ移行にあたり、発注者が実施する既存データの整理を支援すること。
- (6) データ移行時に不要データは削除すること。また、削除されたデータに付随するシンボルマーク等も削除すること。
- (7) 受注者は、外部出力されたデータの形式変換を行うツール及び変換作業環境（機器等）を用意すること。

### 2 新規データの取り扱い

- (1) 受注者は、発注者の協力のもと、各種データの調査・収集及び入力データの作成等（音声合成装置に登録する文言の一覧等を含む）を行うこと。
- (2) 受注者は、発注者による新規入力データの作成が効率的に実施できるようデータ作成ツールを提供する等、発注者を支援すること。
- (3) 受注者は、作成データの整理において、発注者を支援すること。
- (4) 受注者は、発注者が作成したデータの本システムへのセットアップを行うこと。
- (5) 受注者は、本システムが 119 番回線切替試験を迎えるにあたり必要となる、最新データの本システムへの再セットアップを行うこと。
- (6) 受注者は、セットアップしたデータについて発注者の確認を受けること。
- (7) 受注者は、不明な箇所については、発注者より別途指示を受けること。

### 3 データ消去

- (1) 受注者は、処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。
- (2) 受注者は、データ漏えい防止対策を行い、消去完了までの過程を事前に発注者に提出し、了解を得ること。
- (3) 受注者は、データの消去においてデータ消去証明書を提出すること。なお、データ消去証明書の記載内容については発注者より別途指示を受けること。

### 4 電柱データ

- (1) 中部電力が発行する電柱データを購入して導入すること。
- (2) 購入する電柱データは、長野市、信濃町、飯綱町、小川村、須坂市、小布施町、高山村とする。
- (3) 電柱データを目標物データとして使用できること。

## 第4章 装置別条件

### 第1 指令装置

#### 第1-1 指令台

##### 1 概要

火災、救急、救助、その他災害等の119番通報の受付のほか、専用回線からの通報連絡、関係機関との連絡、無線の操作等を行う。また、商用電源の停止等により、自動出動指定装置等が停止状態においても、119番通報の受付から出動指令までの最低限の操作を行う。

##### 2 機能仕様要件

###### (1) 基本操作機能

ア 指令台の通信操作部は、タッチパネル機能を有するカラー液晶画面（以下「タッチパネル」という。）及び通信用ボタンを配した操作盤（以下「通信盤面」という。）で構成され、指令台における通信操作ができること。なお、タッチパネルと通信盤面はそれぞれ独立したのも可とする。

イ 指令台の操作部は、119番通報受付、出動指令、無線送受信、録音装置制御、車両動態入力、電話発信（加入電話、内線、専用回線）等进行操作できること。

ウ 指令台の通信操作部は、自動出動指定装置等が停止した状態においても、次の操作及び動作ができること。

(ア) 119番通報受付

(イ) 出動指令

(ウ) 無線送受信

(エ) 録音装置制御

(オ) 車両動態入力

(カ) 加入電話回線によるワンタッチでの医療機関・関係機関呼び出し

(キ) 加入電話回線、内線、専用回線等の発着信接続

(ク) 通信盤面においては、通信用ボタン操作により、119番通報受付、無線送受信等进行操作できること。

###### (2) 運用モード切替え機能

ア 119番通報の輻輳時は、運用モードの切替えを容易にできること。

イ 運用モード切替えは、指令制御装置又は非常用指令設備のいずれかが停止中などの状況であっても行えること。

ウ 運用モード切替えは、次のとおりとし、台ごとに実施できること。詳細は、【別紙4】指令台運用モードを参照とする。

(ア) 通常モード : 指令台1台あたり1受付

(イ) 輻輳モード : 指令台1台あたり最大2受付

エ 輻輳時用のタッチパネル又は通信盤面で通報を受け付けた場合輻輳モードに切り替わること。

###### (3) 通信機能

ア 119番回線

(ア) 119番通報の着信を可視及び可聴により確認できること。

(イ) 119番通報の着信時は、受付中の場合を除き、タッチパネルの画面が着信画面に自動的に切替わること。

(ウ) 保留、再発呼、切断及び転送ができ、タッチパネルに、その状態を回線ごとに表示し、視認できること。

(エ) 保留した119番通報は、自台で保留した通報のみを受付ける機能及び他台で保留した通報を受付ける機能で個別に操作できること。なお、複数保留した場合は、保留順に受付ける又は保留中の通報の中から任意の通報を受付けることができること。



- (オ) 119 番通報は、受付した指令台で保留することができ、任意の他台にて保留再接続、再発呼、切断ができること。
  - (カ) 保留中の 119 番通報を、タッチパネルのボタンの色を変更する等、保留中である旨を表現できること。また、保留中となっている 119 番通報を確認できること。また、その通報に対して音声合成保留音声を送出できること。
  - (キ) 保留再接続は、自台優先再接続、119 番通報優先再接続及び選択再接続できること。
  - (ク) 長時間保留中の通報について、可視及び可聴により警告を行うこと。
  - (ケ) 受付は、着信順代表受付、119 番通報優先受付及び選択受付ができること。
  - (コ) 受け付けた通報電話局名、回線番号、受付時刻及び電話番号（「通知あり」の場合）をタッチパネル画面上に表示できること。
  - (カ) 通話中、受話音量の調節ができること。
  - (シ) 切断時は、災害種別・区分、消防局・消防本部ごとに集計処理ができること。
  - (ス) 119 番通報を他の指令台、指揮台及び無線統制台並びに内線、加入電話回線及び専用回線へ転送できること。
  - (セ) 119 番回線は、光 IP 方式に適合するとともに、受付回数が自動的に計数表示できること。
  - (ソ) 119 番回線に FAX による通報が入った場合は、容易な操作で指定の FAX に接続し、FAX 装置への転送接続により受信ができること。
  - (タ) 119 番回線及び加入電話回線から発信者番号情報が取得できる場合は、自動的にその番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示できること。また、履歴は直近の受付として 10 件以上保持でき、履歴情報から番号を選び加入電話回線で発信することができること。
  - (チ) 119 番通報から一定時間経過しても受付できない通報に対し、「通報が混み合っている旨」のメッセージを送出することができ、指令台が空き次第順番に受付できること。
  - (ツ) 119 番通報の着信時、容易な操作により、通報者に対し胸骨圧迫のリズム音を送出できること。リズム音の速度は毎分 100 から 120 回とし、その速度は職員が調整できること。なお、リズム音の送出方式については、発注者との協議による。
  - (テ) 通報者に再発信（コールバック）ができること。なお、通報者への電話機には「119」が表示されること。
- イ 指令回線
- (ア) 指令台で制御でき、次の指令ができること。
    - a 一斉指令
    - b 群別指令
    - c 個別指令
  - (イ) 個別指令を除く全ての指令は、除外機能を有すること。
  - (ウ) 指令回線と消防救急デジタル無線を同時に接続して指令ができること。
  - (エ) 指令中の回線において、署所端末装置から指令台に対して緊急通報ができること。
  - (オ) タッチパネルの表示で、次の指令回線の状態を視認できること。
    - a 回線話中
    - b 呼出中
    - c 応答
    - d 確受
    - e 緊急通報
    - f 端末発呼（指令専用回線）
    - g 回線障害（指令専用回線）
  - (カ) 指令トーンを自動及び手動で送出できること。

- (キ) 自動指令は、指令トーンにより出動署所と待機署所とを識別でき、災害種別を  
区別できること。
  - (ク) 自動指令にて送出する指令内容は、おおむね次のとおりとすること。
    - a 災害種別
    - b 災害区分
    - c 管轄署所
    - d 出動回数
    - e 災害住所
    - f 出動車両
  - (ケ) 自動指令の昼夜切替え運用を消防局・消防本部ごとに設定できること。詳細は、  
発注者との協議による。
  - (コ) 指令音声（送話）レベルを可視により確認できること。
  - (ク) 119 番通報を受付中の場合も、取扱っている台から指令放送を送出できること。  
このとき、指令音声は通報者に漏えいしないこと。
  - (シ) 署所端末装置からの車両動態情報を指令台のタッチパネルに表示できること。
  - (ス) 次の指令音（トーン）を送出できること。
    - a 予告音
    - b 火災音
    - c 救急音
    - d 救助音
    - e チャイム音
    - f その他（詳細は協議による。）
  - (セ) 重複しない署所に対して、同時に音声合成等による指令ができること。
  - (ソ) 自動指令は、音声合成装置の合成音声で自動的に送出できること。また、肉声  
による割込ができること。
  - (タ) 指令回線は VoIP 回線に対応できること。
- ウ 加入電話回線・専用回線
- (ア) 着信を可視及び可聴により確認できること。
  - (イ) 発信、着信、転送及び保留ができること。
  - (ウ) 保留中の回線に対して保留音を送出できること。
  - (エ) ワンタッチダイヤルの電話番号の登録ができること。各登録先電話番号は昼・  
夜別等、複数グループに分けて登録・整理できること。
  - (オ) タッチパネル又は指令台搭載のディスプレイからワンタッチダイヤル発信又は  
リダイヤル発信等ができること。
  - (カ) ワンタッチダイヤル発信をした場合は、相手先名、電話番号等の発信情報をタ  
ッチパネルに切断するまで表示できること。
  - (キ) システムが保持している通報者の発信番号に対してワンタッチ発信が行えるこ  
と。
  - (ク) 指令台から加入発信した場合は、長野市消防局・通信指令課の代表電話番号を  
表示すること。
  - (ケ) 民間の緊急通報サービスセンターからの加入電話の通報を指令台で着信できる  
こと。
- エ 駆け込み通報回線
- (ア) 着信を可視及び可聴により確認できること。また、通報元を表示できること。
  - (イ) 着信、転送及び保留が行えること。
  - (ウ) 保留中の通報に対し、保留音を送出できること。
- オ 医療機関呼出
- (ア) 登録された医療機関の呼出を、タッチパネル及び指令台搭載のディスプレイか  
ら行えること。

- (イ) 指令台搭載のディスプレイでダイヤル発信する場合、相手先名・住所・電話番号等を表示できること。

カ 車両動態表示

- (ア) 車両運用表示盤に対して、指令台、指揮台、無線統制台及び署所端末装置の操作により主に次の車両動態を表示できること。また、動態に応じて色を分ける等、容易に判別できるようにすること。
  - a 待機
  - b 出動
  - c 出向
  - d 不可

キ 無線機制御

- (ア) 無線操作部
  - a デジタル無線設備の操作及び状態を表示する指令台の操作部（以下、「無線操作部」という。）と、受話音声を拡声するスピーカーを有すること。
  - b 無線操作部は、無線波（活動波、主運用波及び統制波）を60波以上収容できること。
  - c 無線操作部は、無線波ごとに操作できること。
- (イ) 一斉音声通信機能
  - a 移動局からの音声呼出しを無線操作部に着信表示すること。
  - b 着信表示はランプ及び移動局名称を表示すること。
  - c スピーカー拡声しているときは、移動局からの受話音声を拡声すること。
  - d 無線操作部の操作で、着信中の無線波を接続し、受話できること。
  - e 無線操作部の操作で、送信（プレス）信号をデジタル無線設備に送出し、送話できること。
  - f 無線操作部の操作で、終話（切断）信号をデジタル無線設備に送出し、無線波を切断すること。
  - g 無線操作部の操作で個別に無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。
  - h 無線操作部の操作で、任意に複数の無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。
- (ウ) 通信統制機能
  - a 通話モニタ
    - (a) 無線操作部からの操作で、任意の無線波の通話をモニタできること。また、通話モニタの音量を調整できること。
    - (b) 無線操作部の操作で、通話のモニタを解除できること。
  - b 通話モニタ表示機能  
移動局からの着信を無線操作部にランプ及び移動局名称を表示すること。
  - c 発信規制機能
    - (a) 無線操作部の操作で、出動指令時に出動指令等規制中情報をデジタル無線設備に送出できること。
    - (b) 無線操作部の操作で、出動指令時に発信規制情報をデジタル無線設備に送出できること。
    - (c) 無線操作部の操作で、強制切断情報をデジタル無線設備に送出できること。
    - (d) 無線操作部の操作で、出動指令等規制中、発信規制及び強制切断の解除情報をデジタル無線設備に送出できること。
    - (e) 発信規制情報は無線波ごとに設定及び解除できること。
- (エ) 公衆交換電話網（PSTN）接続通信機能
  - a 指令台の操作で、公衆交換電話網（PSTN）を使用した一斉音声通信方式により指令台と通信中の移動局が医療機関等と有無線接続ができること。
  - b 有無線接続した指令台は、移動局・医療機関等と三者通話になること。

- c 指令台の操作で、移動局・医療機関等との通話を切断できること。
- (オ) 県庁接続通信機能
  - a 指令台の操作で、統制波を使用した一斉音声通信方式により、指令台と通信中の移動局が、自営通信網又は公衆交換電話網（PSTN）を使用し、緊急消防援助隊の応援時の消防応援活動調整本部と有無線接続ができること。
  - b 有無線接続した指令台は、移動局及び消防応援活動調整本部と三者通話になること。
  - c 無線操作部の操作で、他網接続中信号をデジタル無線設備に送出できること。
  - d 無線操作部の操作で、他網接続中信号の解除をデジタル無線設備に送出できること。
  - e 無線操作部の操作で、移動局及び消防応援活動調整本部との通話を切断できること。
- (カ) 基地局選択機能
  - a 無線操作部の操作で、個別に基地局を選択できること。
  - b 無線操作部の操作で、任意に複数の基地局を選択できること。また、選択された基地局を、無線操作部に表示すること。
  - c 無線操作部の操作で、一斉に基地局を選択できること。また、基地局一斉の状態を、無線操作部に表示すること。
  - d 無線操作部の操作で、基地局の自動選択又は手動選択を設定ができること。また、選択の状態を、無線操作部に表示すること。
  - e 基地局の選択は、無線波ごとに設定できること。
- (キ) (イ)から(カ)については、消防局・消防本部により異なる機能のため、詳細は、【別紙 13】デジタル無線連携機能を参照するものとする。
- (ク) 無線代理応答
  - a 無線応答ができない場合に、無線回線に対し、「了解」「しばらく待て」等のメッセージを通信盤面のワンタッチで送出できること。
  - b メッセージは3種類以上とする。
- ク 119 番通報転送受付
 

隣接消防本部から加入電話回線等を経由して指令台に転送された 119 番通報に対して、受付、保留、保留再受付及び切断ができること。また、他台で通話モニタもできること。
- ケ 携帯電話等転送
 

管轄内通報直接受信方式として受付し、管轄外通報であった場合は加入電話回線等を経由して管轄消防本部へ転送できること。また、他台で通話モニタ、通報者及び転送先と三者通話、切断等ができること。
- コ 携帯電話・IP 電話による 119 番通報受付
 

各電話事業者の緊急通報回線で 119 番通報を受付できること。また、着信順代表受付、119 番通報優先受付又は選択受付ができること。
- (ア) 受信回線
 

携帯電話及び IP 電話（直収方式を含む。）からの 119 番通報は、携帯電話網及び IP 電話網から NTT 東日本網を経由する方式とし、NTT 東日本の緊急通報用回線を複数回線収容できること。また、収容した回線を本装置の受信回線とすること。
- (イ) 転送回線
 

NTT 東日本の回線（災害時優先設定）を本装置の転送用回線として整備すること。
- (ウ) 発信者番号表示
 

119 番通報の発信者番号をタッチパネルに表示できること。
- (エ) 発信者番号の強制取得
 

発信者番号を非通知にした 119 番通報は、発信者番号を強制的に取得し、タッチパネルに表示できること。
- (オ) 電話事業者ごとによる発信網識別

119番通報の発信網をダイヤルイン番号により識別し、タッチパネルに表示できること。

(カ) 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報（以下「UUI」という。）を用いて119番通報と同時に発信者番号、電話事業者コード等の転送を行う場合、平成16年11月26日付消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの119番通報の転送時におけるUUIフォーマットの統一仕様について」に定められたフォーマットを用いること。

サ 関係機関からの通報受付(専用線を有している)

着信と同時に当該関係機関からの通報である旨を表示し、指令台で受付できること。

シ 他台接続

(ア) 指令台及び指揮台間で相互にモニタ及び割込通話ができること。

(イ) 通話中の指令台に対して、他の複数の指令台、指揮台及び無線統制台で同時に通話モニタできること。

(ウ) どの台がどの台をモニタしているか表示できること。

ス 録音

(ア) 指令員の各種通話内容（無線を含む。）は、自動又は手動操作により、録音及び再生ができること。

(イ) 長時間録音装置に保存されている音声を全て再生できること。

(ウ) 通話内容の録音時に、同時に時刻（月・日・時・分・秒）を録音でき、指令台番号、日時等の指定による再生ができること。

(エ) 指令台からの操作で、直近通話のメモ録音再生ができること。

(オ) メモ録音機能は、長時間録音装置と連動し1通話ごとに戻り及び送りができること。

(カ) 録音開始時間を表示できること。

(キ) 再生中は、再生時間を表示することができること。

セ 放送

(ア) 消防局・消防本部及び署所に予告トーンを含む放送ができること。

(イ) 放送内容を他の台でモニタできること。

ソ 内線連絡

(ア) 発信、着信及び保留ができること。

(イ) 構内交換機と内線接続でき、受付及び転送ができること。

(ウ) 受付した内線は、保留及び保留再接続ができること。

(エ) ワンタッチダイヤル、ダイヤル呼出通話及びリダイヤル機能等については、加入電話回線機能に準ずること。

(オ) 長野市役所と内線通話が行えること。

タ 非常受付

指令制御装置障害時においても、非常用指令設備により運用を継続できること。

チ 警報表示

指令制御装置障害時及び非常用指令設備の障害時に、可視及び可聴で障害発生を確認できること。

ツ 他台連絡

他の台の運用状況が把握できること。また、各指令台の次の状態を表示できること。

(ア) 119番通報受付中

(イ) その他回線受付中

(ウ) 指令中

(エ) 他席モニタ中

(オ) 他席割込中

テ 指揮台との接続

本章「指揮台」との接続ができること。

ト 三者通話

- (ア) 119 番回線、内線、加入電話回線及び専用回線の通話に、三者通話及び割込通話ができること。
- (イ) 119 番通報の内容を他の指令台で通話モニタできること。
- (ウ) 他の指令台は、必要に応じて通話モニタから割り込みができること。

ナ 二者通話

- (ア) 容易な操作により、他台から割込が行え、指令員同士で通話ができること。
- (イ) 二者通話中の指令員間の会話は、通報者に漏えいしないこと。
- (ウ) 通報者からの通話は、途切れることなく通話できること。

ニ 多言語対応機能

- (ア) 外国人等からの 119 番通報に対応できること。
- (イ) 三者通話による外国語通訳サービスへの接続を前提とした 5 ヶ国語程度でサポート音声メッセージを送出できること。サポートする言語は、発注者との協議による。
- (ウ) サポート音声メッセージは、各国語ごとに 10 パターンの登録ができること。
- (エ) 外国語通訳サービスにワンタッチ接続し、三者通話により外国人通報者への対応ができること。
- (オ) 外国語通訳サービスの接続先を登録できること。

ヌ 着信表示灯の点灯

- (ア) 指令台ごとに着信表示灯を設け、次の例のような災害種別や対応状況を目視にて確認できること。
  - a 火災
  - b 救急
  - c 救助
  - d その他災害
  - e なお、組み合わせにより 4 種類以上の確認ができること。
- (イ) 指令終了又は取消操作により、消灯すること。
- (ウ) タッチパネルの操作で、手動により点灯及び消灯できること。

(4) 音声認識機能

- ア 通報者と指令員との通話内容を自動的に文字表示し、指令台搭載画面に表示できること。
- イ 認識した通報内容の表示結果を事案情報の入力に貼り付け等行い反映できること。
- ウ 辞書登録等により、認識精度の向上が図れること。

3 構造仕様要件

- (1) 指令員の操作及び監視が、迅速に運用できるよう整然と配置されたものであること。
- (2) 将来の拡充にも応じられるよう配慮すること。
- (3) 通常 1 名で操作する場合に支障なく行える大きさとすること。
- (4) 輻輳モードでの運用時に複数名が着席した場合においても、相互に影響なく操作できる大きさとすること。(幅 2,400mm 程度)
- (5) タッチパネル及び通信盤面は、指令員の利き手や作業スペースの確保を考慮し、レイアウトフリーな可動型とすること。
- (6) 運用モードにより、使用しないタッチパネル、通信盤面、キーボード及びマウス等は、操作の妨げにならないよう片付けられ、かつ迅速に取り出しが行えるようにすること。
- (7) 1 セットのマウス・キーボードにて単独操作ができ、マウス・キーボードを替えることなく指令台搭載の各端末装置のディスプレイを操作ができること。また、本操作は、台モード切替えに連動し、自動的に設定を切替えできること。
- (8) 筆記面には透明なアクリル板等を設置し紙のメモを挟み込め、フラットな構造とすること。

- (9) 文書類を収納可能な引き出しが付いていること。
- (10) ヘッドセットは有線に加えて、無線接続が可能機種も導入すること。
- (11) 着信表示灯を設けること。
  - ア 形状はポール型設置方式とし、全面からの視認が可能とすること。
  - イ 後方から、前面の表示盤視認の妨げとならない高さとする。

## 第1-2 自動出動指定装置

### 1 概要

本装置は、各種指令装置、指揮台、表示盤、無線統制台等と接続し、119番通報受付から事案終了までの一連の操作（出動隊の自動編成、自動指令、災害・救急事案の管理等）を一部自動化するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 事案開始処理

- ア 119番通報等の受付と連動し、災害事案処理を開始できること。
- イ 事案開始時は、災害種別入力及び消防局・消防本部管内の町名一覧での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を有すること。
- ウ 119番通報を受付した際に、電話局に応じて該当する消防局・消防本部を自動的に設定し、事案管理を行えること。また、電話局が不明確である場合は手動にて当該消防本部の設定を行えること。なお、IP電話や携帯電話からの119番通報についても該当する消防局・消防本部を自動的に設定し、表示できること。
- エ 119番通報を受付した際に、指令回線の衝突を避けるために、同一消防局・消防本部管轄への出動指令中である旨を通知できること。
- オ 119番通報以外で災害発生が通報された場合の災害事案処理は、初期画面からの操作により同様に災害事案処理を開始できること。
- カ 共通受付、発信地照会等の基本的な通信操作を行えること。
- キ 119通話の保留受付やモニタと連動し、各台のディスプレイに受付中の事案が表示されること。
- ク 119通報の受付時に、ナンバーディスプレイや強制取得により、取得した電話番号を通報者電話番号欄に反映できること。
- ケ 119番通報の回線種別に応じて、自動的に覚知種別を事案画面に登録できること。
- コ UUI情報と共に他消防本部より119通報が転送された場合は、UUI情報の電話番号を取込むことができること。
- サ 指令業務の迅速化を図るため、事案受付中の座席に対して、他台から受付内容をモニタ接続し、事案のモニタ表示及び入力ができること。
- シ 通報内容を入力する欄を画面上に具備すること。なお、入力可能文字数はおおむね50文字以上とすること。
- ス 同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理（ペアコン）機能を有すること。なお、複数台処理機能にあっては、受付処理が混乱しないよう部隊選別や指令等の権限を制御できること。
- セ ペアコン使用時においては、主台と副台をボタン操作等により、容易に変更できること。
- ソ 事案扱い中に119番通報の受付を行った場合は、災害種別・災害住所の入力状況により、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成・表示することができること。また、退避した事案は、容易な操作で表示・確認できること。
- タ FAX119受信時には、受信内容を電子化し、ディスプレイに画面表示すること。
- チ 過去の通報者データを参照できること。同一通報者の過去事案参照及び傷病者の詳細情報（電話番号、搬送履歴等）が表示できること。受付中の台だけでなく、他台でも当該表示ができること。
- ツ 過去の通報データを再利用し、事案の自動入力や指令送出が行えること。

#### (2) 災害種別及び災害区分決定処理

- ア 災害種別（火災、救急、救助、警戒、その他等）を入力できること。また、災害種別は4種類以上の管理ができること。
  - イ 災害種別決定後、具体的な災害区分（建物火災、山林火災、航空機火災等）が入力できること。災害区分は複数段階（大区分、小区分等、それぞれ20種類程度）の管理ができること。
  - ウ 入力した災害区分により、注意事項がある場合表示を行うこと。  
なお、関係機関への連絡が必要な場合は、連絡先、電話番号等とする。
  - エ 災害種別・災害区分は、消防局・消防本部ごとに対象・対象外の判断が、文字色の変更等により視覚的に行えるように一覧表示することができること。
  - オ 当該消防局・消防本部の運用として不要な区分（事前に出動計画を組んでいない区分）については選択を抑止するために、色を変更する等、選択できないことを視覚的に判別できること。
  - カ 特殊な目標物で災害地点が決定されていた場合は、適正な災害区分を選択できること。
  - キ 災害種別に応じて予告指令設定、無線連動予告設定、予告指令解除を音声合成装置と連動してできること。また、予告指令は災害住所及び災害区分の決定に連動してできること。なお、手動での予告指令は、災害種別決定時から出動指令までの任意のタイミングにてできること。
- (3) 災害地点決定処理
- 災害地点の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号等による検索結果、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりでき、入力と同時に管轄する消防局・消防本部を自動的に設定すること。また、災害地点が特定できない場合に、他台に支援を要請できること。
- ア 共通検索
    - (ア) 住所、目標物、防火対象物等の種類を問わず、頭文字、中間文字による検索により、一覧表示できること。
    - (イ) 検索の対象は、おおむね次のとおりとする。
      - a 住所 : 名称、フリガナ
      - b 目標物 : 名称、フリガナ、電話番号
      - c 防火対象物 : 名称、フリガナ、電話番号
    - (ウ) 検索条件を複数入力することにより、複合条件により一致する結果を一覧表示できること。
    - (エ) 表示内容には、住所、目標物等の種類別表示が行えること。
    - (オ) 種類を選択することにより種類ごとの一覧を表示できること。
    - (カ) 検索した結果がない場合は、注意喚起を行うこと。
  - イ 町丁目検索
    - (ア) 当該消防局・消防本部管内の町名等一覧画面から、町丁目、番地等を入力して災害地点を決定できること。町丁目は消防局・消防本部ごと、地域ごとの表示ができること。
    - (イ) 町丁目は、管轄消防局・消防本部、地域（電話局等）検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。
    - (ウ) 設定された検索条件等は、取扱中の事案を退避し、初期画面に戻るまでの間、内容を保持できること。
    - (エ) 地図等検索装置と連動し、決定した町丁目や番地情報を地図用ディスプレイに該当する住所を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
    - (オ) 決定した住所に集結点が登録されている場合は、災害点とは別の一時集合地点を明確化するために、地図用ディスプレイに集結点マークを重ね合わせて自動表示できること。
    - (カ) 簡単な操作で他の検索方法に移行できること。



#### ウ 目標物検索

- (ア) 目標物分類を一覧表示し、選択した分類に応じた当該消防局・消防本部管内の該当する目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は、管轄消防局・消防本部、地域（電話局・町丁名等）検索、読み仮名検索及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により一覧表示できること。また、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。
- (ウ) 通報者の電話番号を使用し、容易な操作で目標物を検索することができること。
- (エ) 地図等検索装置と連動し、目標物を決定した場合は、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (オ) 管内全域、管轄消防局・消防本部、町名等の各範囲に絞り込んだ目標物から検索できること。

#### エ 複数目標物検索

- (ア) 通報者からもたらされる複数の目標物情報を入力することにより、災害地点エリアの絞り込みを行い、災害地点決定までの時間短縮を図ること。
- (イ) 災害地点エリアは、地図用ディスプレイに色付きの矩形表示できること。

#### オ 防火対象物検索

- (ア) 防火対象物データを利用した災害地点決定ができること。
- (イ) 防火対象物等に紐づく関係機関連絡先を事前登録でき、災害地点等になった際に連絡先を自動表示できること。また、連絡済みの関係機関が容易に判別できること。

#### カ 住基検索

- (ア) データメンテナンス装置に取り込んだ住民基本台帳データ（各市町村等から提供された世帯主及び家族構成）を使用し、住基データの検索が行えること。
- (イ) 住基データの検索は、世帯主及び家族全員を対象とすること。
- (ウ) 当該消防局・消防本部管内の住基データを一覧表示し、住基データは、読み仮名検索及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により一覧表示できること。
- (エ) 住基データ一覧の年齢は、住基情報の生年月日から自動表示すること。

#### キ 災害住所逆入力

地図等検索装置と連動し、地図用ディスプレイの操作で決定した災害地点住所又は目標物を表示できること。

#### ク 発信地照会

- (ア) 発信地照会結果より、通報者情報（通報者名・通報者電話番号等）を自動的に事案画面内に登録できること。また、受付を実施した指令台扱者について自動登録できること。
- (イ) 固定電話・携帯電話・IP 電話からの通報の際は、統合型位置情報通知装置と連携し、照会要求、初期測位通知、照会結果を受信し、受付台への受信通知及び災害地点決定への利用ができること。
- (ウ) 固定電話・IP 電話からの通報の際は、照会結果（通知）により自動的に災害地点として反映できること。
- (エ) 携帯電話からの通報
  - a 災害地点として反映せずに地図上に発信位置を中心とした地図を表示し、災害住所逆入力により災害地点決定を容易にできること。また、最寄りの住所情報を一覧表示すること。
  - b 簡便な操作で位置精度誤差に合わせた地図縮小表示ができること。
  - c 誤差の少ない位置情報の場合は、自動的に災害地点として反映する設定ができること。
  - d 誤差円半径の変更があった場合は、容易に判別できるよう表示すること。
  - e 誤差円は、視認性を損なわない方法（透過等）で表示すること。
- (オ) ヘルプネットからの通報情報を災害地点決定に利用することができること。

#### ケ 付近情報表示

- (ア) 地図等検索装置と連携し、災害地点付近情報の有無を表示できること。内容はおおむね次のとおりとする。
  - a 届出情報
  - b 指令目標物（方位、距離）
  - c 防火対象物、危険物施設情報
  - d ドクターヘリ・ランデブーポイント
  - e その他（目標物や住所に関連づけて任意に登録した情報）
- (イ) 災害地点を中心とした地図表示範囲外を含む特定の範囲内に付近情報が存在する場合、視覚的に有無を確認できること。なお、検索範囲については、発注者との協議による。

#### コ 道路キロポスト検索

- (ア) 道路キロポストを、上り下り別に一覧表示できること。
- (イ) 地図等検索装置と連携し、一覧表示から選択した道路キロポストを中心とした地図に災害地点マークを重ねあわせたものを、地図用ディスプレイに自動表示できること。
- (ウ) 道路キロポストを設定する道路の詳細は、発注者との協議による。

#### サ 応援協定検索

応援協定市町村を選択する画面から該当する市町村の災害地点決定が出来ること。

#### シ 追記情報の入力

- (ア) 災害点に関する追記情報を入力する欄を画面上に具備すること。
- (イ) 入力可能文字数は、30文字以上とし、任意の内容を入力できること。

#### (4) 同報判定表示処理

- ア 同報判定処理ができること。
- イ 受付時刻経過時間、災害地点間距離及び同一町丁目、災害種別及び災害種別グループにより判定できること。
- ウ 対象となる事案を一覧表示し、地図等検索装置上に表示できること。
- エ 一覧表示される情報は、同報を判断するための情報として、受付時刻、災害種別(区分)、受付指令台、災害住所、通報内容を表示できること。

#### (5) 災害地点決定処理

##### ア 出動隊の編成処理

- (ア) 消防局・消防本部ごとに出動計画を登録できること。
- (イ) 災害地点、災害種別及び災害区分の決定と連動し、対応する出動計画に基づいた出動隊を自動で編成できること。
- (ウ) 管轄消防局・消防本部、昼夜の時間帯や、地域の特性により出動計画を切替えて出動隊を編成できること。
- (エ) 出動車両運用管理装置と連動し、車両の現在位置から災害地点までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近車両を出動隊として自動で編成できること。また、出動車両運用管理装置の停止時は、署所及び停止直前の車両位置を利用して災害地点の直近車両の出動隊として自動で編成できること。
- (オ) 出動計画は、車両指定による計画、車種指定（直近を含む。）による計画及びその両者が混在した計画を設定できること。
- (カ) 車種指定による出動計画の場合、出動車両運用管理装置と連動し、災害地点から車両までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近計算車両を選定ができること。
- (キ) 一台の車両に、複数の車種条件を登録できること。
- (ク) 高速道路等における災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定及び車両の現在位置から入路を考慮した距離・時間を計算できること。
- (ケ) 水利不便地域や住宅密集地域等、地域ごとの特性に応じた出動計画の設定及び出動車両の選別を行うことができること。

- (コ) 車両状況により、自動的に繰上選別ができること。
- (サ) 車両選別時に同時出動（ペア運用）が設定されている車両がある場合、追加及び選別できること。
- (シ) 選別車両が条件を満たさなかった場合は、追加繰上選別ができること。
- (ス) 選択した車両が次の状態にある場合は、車両選別対象から除外できること。
  - a 他の指令台にて選別中（選別拘束）
  - b 他の災害事案に出動し事案登録中（事案登録）及び兼務車両が他の指令台で選別中（兼務拘束）
  - c 出動不能
- (セ) 各消防局・消防本部の管轄を超えた直近選別への切替えが消防局・消防本部ごとに容易に行えること。また、容易な操作で該当する消防局・消防本部に対して、各消防局・消防本部の管轄を超えた選別が行われた旨及び事前の周知を合成音声により放送できること。
- (ソ) 長野市消防局における特殊な隊編成においても、自動で隊編成できること。  
なお、詳細は、【別紙 16】長野市消防局における特殊な隊編成を参照すること。
- イ 出動隊の確認処理  
出動済及び出動予定の隊をディスプレイに表示でき、次の状況を把握できること。
  - (ア) 出動規模（回数）
  - (イ) 編成車両名及び車両動態
  - (ウ) 選別車両の現在位置から災害地点までの車両選別時の予想距離及び経路
  - (エ) 災害地点までの所要時間
- ウ 災害規模選別（増強）  
指令員の操作で、増強して部隊選別ができること。また、当初指令済みの事案においても同様の部隊選別ができること。
- エ 特命隊の編成処理
  - (ア) 表示されている出動隊の最後に、特命隊として車両を表示できること。
  - (イ) 表示させる特命隊は、出動計画として登録を行えること。
  - (ウ) 指令員が選択した車両を出動隊として編成できること。
- オ 車種選別
  - (ア) 車両を特定しない任意の車種の直近車両を、追加の出動車両として選別できること。
  - (イ) 同一署に待機中の同一車種が存在する場合は、自動的に交互運用できること。  
なお、交互運用の条件は、発注者と協議すること。
- カ 任意選別  
出動計画上の車両（車種）において、個別に選別又は選別解除できること。
- キ 選別取消し処理  
出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別又は一括で選別解除できること。
- ク 救急車入替選別  
出動指令前・出動指令後に、直近選別された救急車 1 隊に対して、車両動態等の確認ができる救急車一覧から選択し、選択した車両と入替選別ができること。
- ケ 出動隊の再編成処理  
出動指令後に災害種別、災害区分、出動回数等が変わった場合、新たな出動隊編成ができること。
- コ 出動強化
  - (ア) 特定の地域、気象条件、種別等により出動車両を増強する場合、出動強化の設定を行い、自動的に出動車両を追加できること。
  - (イ) 出動強化の設定は 3 種類程度（任意）まで管理できること。
  - (ウ) 出動強化は、消防局・消防本部単位で設定できること。
- (6) 予告指令
  - ア 指令トーンを含めた音声合成による予告指令を送出できること。

- イ 自動予告指令は、災害住所決定時及び災害区分決定時にできること。
- ウ 予告指令の送出先及び指令文言の内容は、当該事案の入力状況により、管轄消防局・消防本部、災害種別・災害区分・住所・出動車両・昼夜等で判断し、決定できること。

なお、夜間においては、予告指令時刻の読み上げを行うこと。

- エ 災害種別によって予告指令の送出の有無を選択できること。また、予告指令を送出する署所は、消防本部、出動対象署所を選択でき、予告指令音については出動対象署所と他署所と分けることができること。
  - オ 予告指令中に、同一事案で出動指令が実行された場合は、予告指令を中断し、出動指令に切替える機能を有すること。
  - カ 予告指令の範囲は、消防局・消防本部の管轄を超えて送出されないよう制御できること。
- (7) 出動指令
- ア 出動隊の編成終了後、署所に対し指令トーンを含めた音声合成による出動指令を送出できること。
  - イ 送出する署所（出動対象署所、通知先署所等）及び無線波を自動及び手動で選択できること。なお、補捉できなかった場合は、その回線を除外して送出することができること。
  - ウ 簡単な操作で指令員の肉声による送出への切替えが可能であること。また、送出終了後の肉声補足を行う場合に備え、指令終了後も回線を捕捉し、肉声放送開始可能なタイミングを指令員に可視にて通知できること。
  - エ 指令送出の際に、消防局・消防本部、災害区分ごとに指令トーン、送出範囲等の制御を設定できること。
  - オ 指令回線の自動選択は、代車（運用不能となっている車両の代わりに予備車両等を充当し、運用を行うこと。）、移動待機（車両と職員が他の署所へ一時的に移動している状態で、当該車両を移動元署所の車両として扱い、指令放送は、移動先署所に送出すること。）、配置転換（車両のみが他の署所へ一時的に移動し、当該車両を移動先署所の車両として扱うこと。）等の車両運用を考慮した選択ができること。
  - カ 予告指令を送出中の場合は、送出終了後、自動又は手動で出動指令を送出できること。
  - キ 指令文言は災害大区分、小区分、災害点住所、目標物、出動車両の読み上げができること。詳細は発注者と協議のうえ、決定すること。
  - ク 指令送出の際、ディスプレイに指令音声の内容を文字で表示できること。なお、災害地点に対する、目標物からの方角、距離等を案内できること。
  - ケ 災害種別に応じて、各装置と連動することにより指令時に次の処理ができること。また、(カ)については、連動・非連動を個別に設定できること。
    - (ア) 受付事案から事案の確定
    - (イ) 出動及び通知署所に対して指令情報の送出
    - (ウ) 車両運用端末装置へ指令情報の送出
    - (エ) 支援情報表示上の災害種別に対応した事案件数の加算
    - (オ) 指令制御装置及び車両運用表示盤の出動車両へ指令の指示
    - (カ) 事前設定された消防職員や消防団員等への順次指令・Eメール指令
    - (キ) 事前設定された防災無線へサイレン吹鳴
  - コ 送出に失敗した場合、失敗のメッセージ又は回線ごとに失敗の有無を表示すること。また、失敗した回線に自動的に再送出ができること。
  - サ 事案確定の際には、事案番号（災害事案番号、救急事案番号）が自動的に採番され、災害事案又は救急事案が生成できること。なお、事案番号は、消防局・消防本部ごとに管理すること。
  - シ 事案番号は、自動出動指定装置、災害情報共有システム、車両運用端末装置で共通とすること。ただし、検索できる共通番号であれば、事案番号でなくても良い。

- ス 署所や車両に指令情報を通知せずに、受付事案を災害事案又は救急事案として事案確定できること。
- セ 音声合成装置を利用せず、指令員の肉声による音声を送出できること。
- ソ 事案に登録された車両に対して、指令情報の再送出できること。また、車両運用端末装置が連動している場合は、送出手続きの結果を表示できること。
- タ 防災無線へのサイレン吹鳴を行った場合は、指定された書式の火災等同報無線案内記録書を出力すること。
- (8) 事案管理処理
  - ア 出動指令により出動した車両の活動状況及び動態情報を一括管理できること。また、出動車両運用管理装置、署所端末装置等と連動し、各出動車両の活動時刻を管理できること。
  - イ 出動指令後、災害地点の変更を行った場合、変更後の情報を出動した車両の車両運用端末装置に送信できること。
  - ウ 活動状況及び動態情報は、災害事案及び救急事案ごとに時刻を管理できること。内容はおおむね次のとおりとし、詳細は発注者との協議とする。
    - (ア) 災害事案
      - 出動、現着、開始、完了、引揚、帰署、出動可能、出動不能、等
    - (イ) 救急事案
      - 出動、現着、収容、現発、病着、病発、引揚、帰署、出動可能、出動不能、指示、気道、薬剤、等
  - エ 事案詳細情報（災害・救急共通）として、次の内容を管理できること。
    - (ア) 指令員（氏名）及び通報者（氏名、性別、電話番号等）の情報  
複数件の登録ができること。
    - (イ) 通報内容（60文字以上入力できること。）
    - (ウ) 事案確定時の気象情報（管轄する消防局・消防本部における風向、平均風速、最大風速、気温、気圧、湿度、警報注意報）
    - (エ) 電話連絡履歴（関係機関名、時刻、連絡先担当者名及び消防側担当者名）
  - オ 災害事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
    - (ア) 事案経過
      - (イ) 出動車両活動状況
      - (ウ) 災害詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
  - カ 救急事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
    - (ア) 出動車両活動状況
      - (イ) 事故種別
      - (ウ) 搬送者情報（搬送者名、年齢、性別、搬送先医療機関、交渉回数、程度）
      - (エ) 搬送者一覧
      - (オ) 搬送者口頭指導情報（心肺停止情報、応急処置者、心肺蘇生法等の口頭指導の有無等とし、詳細は協議による。）
  - キ 災害事案の出動車両は、活動状況を同一画面に表示し管理できること。また、救急車両は、救急事案管理の画面でも表示できること。
  - ク 事案経過は災害種別ごとに5項目程度まで設定することができること。
  - ケ 災害事案に登録されている車両の削除（取消し）ができること。
  - コ 対象車両が出動せず、違う車両が出動した場合、車両を入替えできること。
  - サ 出動指令後に指令対象外の車両が署所判断で出動した場合、車両については、車両からの事案選択・署所判断出動の操作で、事案への追加登録ができること。
  - シ 署所の判断で指令対象外の車両が出動した場合、当該出動車両を事案に登録できること。
  - ス 確定済みの事案より、災害地点情報等を利用・複製して、別事案を生成できること。

- セ 出動車両が全車両帰署した場合は、自動的に事案を終了させ、消防 OA システムへ事案を引渡しできること。また、手動による事案終了時及び継続中の任意のタイミングで引渡しできること。
- ソ 風水害、地震、大規模災害発生時の救急需要増大などの事案に対応するために、車両選別を伴わない事案を生成し、各消防局・消防本部に引き継ぎできること。
- タ 風水害、地震大規模災害発生時の救急需要増大などの事案の場合は、指令送出後、災害情報共有システムへ引継ぎができること。なお、車両の出動を伴わない事案であっても、風水害、地震、大規模災害発生時の救急需要増大などの事案の場合は、出動登録操作が可能であること。
- (9) 事案管制
- ア 受付中及び活動中の災害事案を同時に 10 件以上ディスプレイに一覧表示できること。また、事案の内容が変更された場合、一覧表示が自動的に更新されること。
- イ 事案一覧検索機能として、消防局・消防本部ごとの検索ができること。また、応援出動等により他消防局・消防本部の車両を自消防局・消防本部の事案に登録した場合、他消防局・消防本部の事案一覧にも表示できること。
- ウ 災害問合せ対応として、受付日時、事案番号、災害種別等により過去事案を検索できること。
- エ 活動中の救急事案の一覧を同時に 10 件以上ディスプレイに表示できること。また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示ができること。
- オ 救急問合せ対応として、受付日時、事案番号、出動車両、災害種別、災害住所又は地域を条件として指定し、過去の事案を検索、表示（地図も連動）できること。
- カ 搬送者問合せ対応として、搬送者氏名、年齢、性別、出動車両、搬送医療機関等を表示できること。
- キ 事案管制中、容易な操作で当該事案の直前又は直後の事案（受付又は保留事案を除く。）に切替えることができること。また、災害、救急及び搬送者問合せの検索機能で絞り込んだ事案に限定した事案を切替え表示できること。
- ク 地図用ディスプレイに、活動中の事案の災害地点をマーク表示することができ、容易な操作で災害地点概略情報（災害種別、災害区分、受付日時及び災害住所）を表示できること。なお、災害地点マークは、視認性を損なわない方法（透過等）とすること。
- ケ 地図用ディスプレイに、指定車両を中心とした地図又は活動中の事案の全出動車両が含まれるような地図を表示できること。
- コ 出動中の任意車両（車両運用端末装置を搭載する車両）に対して任意メッセージ（30 文字程度）を送信できること。
- サ 送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成との選択ができること。
- シ メッセージ受信が行えること。また、メッセージの送受信時刻、送信元やメッセージ内容等メッセージ履歴を表示できること。なお、メッセージ受信時に入力内容等が消去されないようにすること。
- (10) 相互応援に係る機能(ゼロ隊運用等)
- ア 救急事案
- (ア) 指令センター管轄内の全車両を対象とした直近選別を行う。
- (イ) 機能の詳細は、発注者との協議とする。
- イ 災害事案
- (ア) 災害事案・応援事案をそれぞれ作成できること。
- (イ) 機能の詳細は、発注者との協議とする。
- (11) 大規模災害時の署所指令機能

- ア 大規模災害、風水害災害等の発生時に、通報内容から消防局・消防本部へ指令、事案管制等要請すると判断した通報は、災害種別等により署所指令事案として登録が行えること。
  - イ 署所指令事案は、災害点、通報内容の登録終了した時点で119番受付処理を終了できること。
  - ウ 登録された署所指令事案は、消防局・消防本部、各署所に設置の署所指令装置により署所指令対応が行えること。
- (12) 車両情報管理
- ア 出動車両運用管理装置、署所端末装置等から登録された動態及び活動状況を管理できること。また、事案出動中でも他事案への選別対象とする「出動可能」、「引揚」途上や「出向」中だが一時的に選別不能とする「出動不能」の設定及び管理ができること。
  - イ 車両は個別に最大20種類程度の活動状況を登録及び管理できること。
  - ウ 車両一覧表示
    - 全車両の最新の車両状況を次の方法で一覧表示できること。
    - (ア) 車両一覧画面：車両の動態・活動状況を管理する画面
    - (イ) 車両管理画面：代車、移動待機、配置転換等の車両運用を登録及び管理する画面（消防局・消防本部ごとに表示できること。）
  - エ 出動車両運用管理装置と連動し、最新の車両位置情報を管理でき、部隊選別に利用できること。また、地図等検索装置に車両の現在位置が表示できること。
  - オ 車両の運用管理として、代車、移動待機及び兼務グループ等の設定及び管理ができること。
  - カ 各車両の活動状況・車両運用の登録の履歴が一覧表示できること。
- (13) 支援情報検索処理
- ア 電話帳（関係機関情報）検索
    - 災害事案に関連付けした職員、消防団及び関係機関の連絡網をディスプレイ上に表示でき、連絡先電話番号を分類、連絡先名称、カナ及び電話番号で検索し、指令台から加入回線で発信できること。
  - イ 病院収容状況検索
    - (ア) 病院の収容状況を検索確認できること。
    - (イ) 表示内容は、次のとおりとする。
      - a 病院名
      - b 受入れ状況
      - c 拒否理由
      - d 搬送救急隊1
      - e 搬送救急隊2
      - f 搬送救急隊3
      - g 搬送救急隊4
      - h 搬送救急隊5搬送救急隊は、直近の5隊とする。
  - ウ 一般支援情報検索
    - (ア) 参照したい分類からファイル（マニュアル類）を選択できること。
    - (イ) 参照可能なファイル形式は、おおむね次のとおりとする。
      - a PDF
      - b JPEG
      - c BMP
      - d GIF
      - e TIFF 等
  - エ メモ帳情報

消防指令業務の運用において必要な情報をメモとして登録でき、全指令台で共有できること。

オ 支援情報（地点情報）検索

各種支援情報の名称、カナ等を条件とした検索、属性情報表示及び地点表示ができること。

- (ア) 住所
- (イ) 目標物
- (ウ) 届出情報
- (エ) 水利
- (オ) 防火対象物
- (カ) 危険物施設

(14) 表示盤制御

次の表示盤を制御できること。

ア 車両運用表示盤制御

出動車両運用管理装置等での車両運用状況を基に、表示盤へ情報を表示できること。

イ 支援情報表示盤制御

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤へ情報を表示できること。

ウ 多目的情報表示装置制御

多目的情報表示装置に表示する画面切替え等を制御できること。

(15) 統計処理

ア 確定した事案を複数種類（火災、救急、救助及びその他）に分類し、分類ごとに集計できること。

イ 回線種別（固定電話、IP 電話及び携帯電話）ごとに回線切断（10 種類以上）で集計した統計データを管理し、年月日及び消防局・消防本部で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。

ウ 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データを管理し、年月日及び消防本部で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。

(16) 運用モード切替え

災害規模等に応じて指令台で操作する画面数を変更できること。

(17) 訓練機能

ア 操作訓練機能

(ア) 操作を習得することを目的とした、操作訓練モードへの切替えができること。

なお、通常の運用に影響を与えることなく操作訓練ができること。

(イ) 操作訓練モードでは、架空の事案作成、車両編成、事案確定、事案終了までの各種処理を行えるものとする。なお、音声の送出や車両の拘束は行わないこと。

(ウ) 操作訓練モードにおいては、操作訓練である旨が分かるよう画面の色を変更する等の処理を行うこと。

(エ) 操作訓練中に 119 番通報が着信した場合は、容易な操作で操作訓練状態を解除し、通常運用できること。

(オ) 災害案内、メール等との連携は行わないこと。

イ 出動訓練機能

(ア) 各署所における出動訓練を目的とした、出動訓練モードへの切替えができること。

(イ) 出動訓練モードでは、架空の事案作成、車両編成、出動指令、事案終了までの各種処理が行えること。また、音声の送出や車両の拘束を行うこと。

(ウ) 災害種別や車両編成等に応じた署所に対して、出動指令を送出できること。なお、指令トーンの前に訓練である旨が付加できること。また、出動指令書や出動指令文言にも訓練である旨を付加すること。



- (エ) 訓練指令を受信した車両から出動等の車両動態の入力が行えること。この場合、本運用の車両選別に影響しないこと。
  - (オ) 出動訓練の事案として、災害情報共有システムに事案を登録できること。
  - (カ) 災害案内、メール等との連携は行わないこと。
- ウ 大規模災害訓練機能
- (ア) 風水害等の大規模災害の訓練を目的とした訓練モードへの切り替えができること。
  - (イ) 大規模災害訓練モードでは、119番通報が輻輳した場合に、車両を編成せずに、各消防署へ対応を依頼する各種処理が行えること。
  - (ウ) 出動訓練の事案として災害情報共有システムに事案を登録できること。
  - (エ) 災害案内、メール等との連携は行わないこと。
  - (オ) 救急車以外の車両にあつては、指令センターより訓練の事案一覧を取得し、出場する災害事案を選択して出動登録することができること。
  - (カ) 救急車は訓練の救急事案一覧を取得し出動する救急事案を選択して出動登録することができること。
- エ 試験指令機能
- (ア) データ修正後の検証を目的とした、試験指令モードへの切替えができること。
  - (イ) 試験指令モードでは、架空の事案作成、車両編成、出動指令、事案終了までの各種処理が行えること。音声の送出行うものとするが、音声送出後に車両の拘束を解除すること。
  - (ウ) 災害種別や車両編成等に応じた署所に対して、出動指令を送出できること。なお、この時の出動指令書や出動指令文言には、試験指令である旨を付加すること。
  - (エ) 災害案内、メール等との連携は行わないこと。
- (18) 画面印刷機能  
指令台搭載ディスプレイに表示の画面を、指令センター内のプリンタに容易に印刷できること。
- (19) 初期画面
- ア 各指令台で取扱っている事案状況を把握するため、他の指令台で扱っている事案の状況及び詳細情報を表示し、事案の取扱いを開始できること。
  - イ 運用モードの変更により、指令台の構成が変更された際、画面の構成イメージが反映されること。
  - ウ 受付中及び活動中の災害事案及び救急事案の件数を消防局・消防本部ごとに表示できること。
  - エ 指令員が交代しても全指令員に連絡事項が伝わるように、掲示板の入力・表示ができること。
- (20) 扱者情報入力機能  
マウス又はキーボードの操作により扱者情報の入力が行えること。
- (21) 各装置接続状態表示  
各装置（指令制御装置、指令台及び指揮台に搭載のディスプレイ等）との接続状態がリアルタイムに表示できること。
- (22) ログ管理機能  
指令台に搭載のディスプレイにおける各ログ情報（メッセージログ及び、操作ログ）の管理及び閲覧ができること。
- ア 各ディスプレイの操作時に、自動出動指定装置から障害情報等を含むメッセージ通知がされた場合に、通常・注意・警告等、複数段階の区分が色分け等により容易に判別できる形でメッセージ表示を行うことができること。
  - イ 各ディスプレイ装置の操作のログを日時指定により検索一覧表示できること。
  - ウ メッセージは各ディスプレイで履歴一覧表示できること。
  - エ 操作ログは各ディスプレイで過去1か月分保持できること。

オ 各ディスプレイで、個人情報を含む情報を参照した際に、日時、扱い者及び対象情報を個人情報参照ログとして記録できること。なお、当該ログ情報の保存期間及び保存方法は、発注者との協議による。

### 3 構造仕様要件

- (1) 主要機能の呼び出しが容易に行えること。
- (2) マウス、キーボード、タッチペン等で迅速・正確に操作できること。
- (3) 文字入力は、次の方式に対応できること。
  - ア キーボード入力
  - イ ソフトキーボードによるマウス入力
  - ウ タッチペンによる手書き文字入力
- (4) 文字入力時、手書き文字を入力した場合、自動で認識すること。
- (5) 運用モード切替え時に使用するマウス、キーボード等は、操作の妨げにならず、かつ迅速に取り出せる場所に収納できること。
- (6) 視認性・操作性向上のため、ディスプレイの設置にあつてはアームを使用する等、配置しやすい据付とすること。
- (7) 本装置の構成は、クライアント/サーバ方式とすること。
- (8) サーバは現用系にホットスタンバイ方式の予備系を加えた、冗長化構成とすること。
- (9) 現用系サーバと予備系サーバの切替えができること。
- (10) 本装置の制御処理装置は個々に独立したものであり、個々の障害が他の装置に影響を及ぼさないものとする。
- (11) 本装置の制御処理装置、端末機器については、24時間365日連続稼働に耐えうるよう、信頼性の高いものを採用すること。
- (12) 指令台に設置するディスプレイは、20インチ以上のワイドディスプレイとする。

## 第1-3 地図等検索装置

### 1 概要

本装置は、災害発生場所の地図等の検索を容易かつ迅速にできるようにするものであり、指令装置の各機器と接続し、各種支援情報等をディスプレイ上に表示するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 共通機能
  - ア 地図上での主要な操作については、容易に行えること。主要な操作は、おおむね次のとおりとし、詳細は発注者との協議の上決定すること。
    - (ア) 地点の検索
    - (イ) 地図の拡大
    - (ウ) 地図の縮小
    - (エ) 地図種類の切替え
    - (オ) 下記「補助機能」等
  - イ 上記の機能一覧を、地図用ディスプレイ上に表示できること。また、容易な操作により機能一覧の表示／非表示を切替えられること。
- (2) 地図の表示
  - ア 道路・住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示ができること。
  - イ 同一地点を中心として複数の地図を切替え表示ができ、各種地図間を自由に切替え操作することができること。
  - ウ 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報の表示・非表示をすることができること。また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示・非表示の選択ができること。
  - エ 自動出動ディスプレイにて決定した災害種別により、自動的にレイヤ情報の表示・非表示の切替えができること。
  - オ 地図画面のマウスカーソル位置に連動した緯度経度を常時表示できること。なお、表示する緯度経度は、日本測地系と世界測地系の切替えがワンタッチでできること。

- カ 地図帳と同様の地図頁及びメッシュ番号を表示・非表示することができること。
- キ 地図用ディスプレイ全域を使用した地図表示ができること。
- ク 地図上に方位マークを常時表示できること。
- ケ 地図上に現在表示しているスケールを常時表示できること。
- コ 画面上に表示している地図の中心部分を拡大した拡大地図を画面上に表示できること。
- サ 本装置で使用する地図の種類及び範囲は、第2章 第5 地図データについてを参照とする。

### (3) 地図の操作

#### ア 拡大・縮小

- (ア) スケールサイズバーの操作で拡大・縮小ができること。
- (イ) マウスホイールの操作で拡大・縮小ができること。

#### イ スクロール

- (ア) スクロールは、ドラッグとドラッグ&ドロップとクリックの3種類を選択でき、ワンタッチで切替えられること。
- (イ) スクロール領域は、表示地図全領域無制限とすること。
- (ウ) ドラッグスクロールの速度は、随時可変とすること。
- (エ) スクロール方向は、360° 全てできること。

### (4) 地点の検索

#### ア 共通検索

- (ア) 住所、目標物の中から検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。
- (イ) 検索の対象は、次のとおりとする。

- a 住所 : 名称、フリガナ
- b 目標物 : 名称、フリガナ

#### イ 住所による地点の検索

- (ア) 市町村名、町丁目名、番地・号等を選択することにより該当地点を表示できること。
- (イ) 住所を検索する場合に読み仮名及び漢字名称による検索ができること。また、頭文字検索と中間文字検索が選択できること。なお、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

#### ウ 目標物による地点の検索

- (ア) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。
- (ウ) 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。

#### エ 緯度経度による地点検索

- (ア) 緯度経度を入力することで該当する地点の検索ができること。
- (イ) 入力する緯度経度は、世界測地系とすること。
- (ウ) 測地座標を入力することでも該当する地点の検索ができること。
- (エ) 入力する緯度経度は、度形式(○○.○○度)と度分秒形式(○○度○○分○○秒)のどちらでも選択できること。

#### オ 地図頁からの地点検索

- 住宅地図帳の地図頁又はメッシュ番号を選択することで該当する地点の検索ができること。

#### カ 届出情報からの地点検索

- (ア) ディスプレイに検索開始時点で有効な届出情報の一覧を届出種別ごとに表示できること。届出種別は5種類程度に分類分けができること。

- (イ) 一覧から届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。
- キ その他支援情報からの地点検索
  - (ア) 検索メニューから、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。
  - (イ) 支援情報は、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。また、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。
  - (ウ) 支援情報が決定された場合には、該当する支援情報を中心とした地図を表示できること。
- ク 概略地図からの地点検索
  - (ア) 管轄全域の概略地図を画面上に表示できること。
  - (イ) 概略地図上をクリックすることで該当する地点地図が表示できること。
  - (ウ) 概略地図の表示・非表示の切替えができること。
  - (エ) 概略地図上に現在画面表示中の位置とエリア枠を表示すること。
- ケ 高速道路のイメージ図からの地点検索
  - (ア) 発注者が用意した高速道路のイメージ図を表示できること。
  - (イ) 高速道路のイメージ図をクリックすることで該当する地点地図が表示できること。
- (5) 災害地点の表示・決定
  - ア 災害地点の表示
    - (ア) 自動出動指定装置と連動し、災害地点の地図を表示できること。
    - (イ) 自動出動指定装置で取得した発信者情報を基に、災害地点を表示できること。
    - (ウ) 災害地点が決定された場合、災害地点を中心とした同心円(以下「円スケール」という。)の表示ができること。また、災害種別に応じて、自動的に円スケールを表示させ、円スケールの表示・非表示の切替えができること。なお、円スケールは、視認性を損なわない方法(透過等)とすること。
    - (エ) 他の指令台で扱っている災害地点情報を地図上にマーク表示できること。また、当該事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。なお、同報の可能性のある災害地点情報も地図上に表示できること。
    - (オ) 既に災害地点が設定されている場合、災害現場を中心とした地図を表示できること。
  - イ 災害地点の決定(災害地点逆入力)
    - (ア) 地図上で指定した地点に仮の災害地点マークを表示できること。
    - (イ) 地図上で指定した仮の災害地点から直近の住所及び目標物、指令目標物情報を一覧表示することができること。
    - (ウ) 直近の住所及び目標物情報の一覧から選択した災害地点を、自動出動指定装置に災害地点として送信することができること。
    - (エ) 災害地点情報を自動出動指定装置に送信する際、指定した地点の直近の指令目標物情報も送信できること。また、指令目標物情報をリスト表示し、選択して送信できること。
  - ウ 災害地点付近情報の表示
 

災害地点付近の目標物、防火対象物、危険物施設、水利、ランデブーポイント等のマーク情報を検索し、一覧表示できること。また、地図上に一覧に対応した番号を種類ごとに表示できること。
  - エ 通報受付中の台に対して、モニタ中の指令台(副台)から災害地点を選択することができること。
- (6) 集結点の表示・決定
  - ア 自動出動指定装置からの制御により集結点マークを地図上に表示できること。

- イ 地図上での簡易な操作により、災害点と集結点を同時に表示できる縮尺に自動的に変更できること。
- ウ 地図上での指定により、集結点を決定し、自動出動指定装置に送信できること
- (7) 詳細情報表示
  - ア 各種支援情報を地図上に表示できること。支援情報としては、おおむね次のものとする。
    - (ア) 常時表示するもの（レイヤ操作により表示／非表示の切替えができること。）
    - (イ) 水利・防火対象物・危険物施設、水利、ランデブーポイント等のマーク情報
    - (ウ) 操作により詳細情報として表示するもの
      - a 建築平面図等の図面情報
      - b 写真等の画像情報等
    - (エ) (ア)(イ)については、容易な操作（マウスホイール押下等）で一時的な表示／非表示の切替ができること。
  - イ 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設、水利、ランデブーポイント等のマークを選択し、登録されている詳細情報（文字や画像等の情報）を表示できること。
  - ウ 選択した地図上のマーク近辺に他のマークが存在した場合は、近辺全てのマークの詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。
  - エ 地図上で指定した任意の範囲内の詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。また、選択した詳細情報の位置を地図上に表示できること。
  - オ 地図上の防火対象物、水利情報、危険物施設、避難行動要支援者等のマークを選択し、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。
- (8) 届出情報の検索・表示
  - ア 以下の届出情報を開始日時、終了日時とともに一覧表示することができること。
    - (ア) 水利障害
    - (イ) 煙火情報
    - (ウ) 道路障害
    - (エ) 通報訓練
    - (オ) 揚煙届出
  - イ 表示される届出情報は、支援情報処理装置（消防 0A）端末にて登録できること。
  - ウ 開始日時の到来時は、自動的に地図上へマークを表示し、終了日時の到来後は、地図上から自動的にマークを消去すること。
  - エ 届出一覧から届出情報を選択し、届出登録地点の地図を表示できること。
  - オ マークは、5種類とすること。
  - カ 支援情報処理装置（消防 0A）の端末から登録された、以下の届出情報もマーク表示できること。ただし、マークを5種類以上表示できない場合は、ア(ア)～(オ)のいずれかと同一のマークとしても良い。
    - (ア) 催物開催
    - (イ) 露店等の開催
- (9) 車両表示機能
  - ア 車両マーク表示
    - (ア) 車両の位置をマークにて地図上に表示できること。また、任意に非表示にできること。
    - (イ) 車両マークは、車種により設定できること。
    - (ウ) 地図に表示する車両位置は、消防局・本部を視覚的に判別できること。
    - (エ) 車両の動態に合わせて車両マークの表示色を自動的に変えることができること。
    - (オ) 地図の種類ごとに車両マークの大きさを自動的に変えることができること。
    - (カ) 水利位置、部署位置を設定した車両名も地図上で確認できること。
    - (キ) 車両の位置とともに水利位置、部署位置も任意に非表示にできること。
  - イ 車両操作

地図上での操作により車両運用端末装置に対して次のことができること。

- (ア) 任意のメッセージ送信
  - (イ) 電話発信
  - (ウ) 指令情報の再送
  - (エ) 最新の車両位置情報を取得
  - (オ) 事案への車両追加
- (10) 補助機能
- ア 距離計算  
指定した線分の区間距離、合計距離を計算し、表示できること。また、1点ずつ取消しできること。
  - イ 面積計算  
地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出し、表示できること。また、1点ずつ取消しできること。
  - ウ 地図メモリ
    - (ア) 表示している地図の場所を記憶できること。
    - (イ) 記憶された場所を一覧表示し、該当地図を再表示できること。
    - (ウ) 記憶された場所を一覧表示する際は、付近の住所名を表示できること。
    - (エ) 記憶された情報を、他の指令台間で共有できること。
  - エ 画面分割
    - (ア) 地図用ディスプレイ内の地図画面を分割し、中心点を同一とした、それぞれに異なる地図を表示できること。
    - (イ) それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で切替えできること。
    - (ウ) それぞれの画面でスクロールや拡大・縮小操作ができること。
  - オ マーキング
    - (ア) 地図画面上に任意の文字列を描画できること。また、文字色、フォント、縦書き・横書きを任意に選択できること。
    - (イ) 地図画面上に任意の線を描画できること。また、線種や線色を任意に選択できること。
    - (ウ) 地図画面上に任意の多角形を描画できること。また、線色や塗りつぶし色、塗りつぶしパターンを任意に選択できること。
    - (エ) あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。また、データに割り当てできること。なお、あらかじめ設定できるマークの種類は100種類程度とし、マークの意匠については発注者と協議の上、決定するものとする。
    - (オ) 描画した文字列、線及び多角形並びにマークは、各指令台にも自動的に表示できること。
    - (カ) 描画した情報を一覧表示し、選択することで描画された地点を表示できること。
  - カ 表示中の地図画面を、画像ファイルとして指令センターに設置するデータメンテナンス装置に保存できること。
  - キ 表示中の地図画面を、指令センターに設置するプリンタに出力できること。
- (11) 縮退運用
- 自動出動指定装置のサーバが使用できない場合においても、事前に取り決めた出動計画により指令台設置のディスプレイを利用して以下の縮退運用ができること。
- ア 車両動態は、縮退運用直前までの情報を引き継いで運用開始できること。
  - イ 住所（町丁名等）、目標物から地点の検索ができること。
  - ウ 災害地点、災害種別、災害区分の決定を行うことができること。
  - エ 決定された災害地点、災害区分に対応する出場計画に基づいた出場隊の編成を行うことができること。

オ 基本的な事案情報(受付日時、切断日時、覚知種別、通報者氏名、通報者性別、通報者電話番号、扱者氏名、概要メモ等)を入力・管理することができること。また、当該事案で活動した車両の管理を行うことができること。

カ 車両の動態情報を単独で管理、一覧表示することができること。

キ 事案を単独で管理及び一覧表示することができること。

ク 障害復旧後も縮退運用中に管理していた車両の動態情報や事案情報を表示し、印字出力することができること。

### 3 構造仕様要件

本章「自動出動指定装置」の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

## 第1-4 支援情報表示装置

### 1 概要

本装置は、指令台及び指揮台に搭載するディスプレイの一つで、災害地点決定時に、各種消防活動支援情報、防火対象物、危険物施設情報その他詳細情報を表示するものである。

### 2 機能仕様条件

#### (1) 支援情報表示機能

ア 自動出動指定装置、地図等検索装置等と接続・連携し、各種支援情報の表示が出来ること。表示内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 車両一覧表示

(イ) 病院収容状況検索

(ウ) 資機材情報検索

(エ) FAX119 情報

(オ) 一般支援情報検索 (PDF、JPEG 等)

(カ) メモ帳情報

(キ) 支援情報(地点検索)

(ク) 災害区分別注意事項等 (連絡先名称、電話番号等) 等

イ 口頭指導サポート

緊急度判定装置と連動し、口頭指導が必要と判断された場合、口頭指導のフローチャートを表示できること。

ウ ドクターカー等要請指示

緊急度判定装置と連動し、ドクターカー、ドクターヘリの要請が必要と判断された場合、要請基準を表示できること。

エ 事案退避機能

(ア) 自動出動ディスプレイで事案扱い中に通報の受付を行った場合、自動出動ディスプレイで扱っていた事案を本装置に退避できること。

(イ) 退避された事案において各種情報(通報内容、車両の状況等)が確認できること。

#### (2) インターネット表示機能

ア 地図等検索装置と連携し、地図等検索装置で決定した災害地点を容易な操作でインターネット表示装置に送信し、インターネット地図に災害地点を表示できること。

イ 表示されたインターネット地図にてストリートビュー等の操作ができること。

ウ インターネットに接続し、インターネット情報の閲覧・検索を行うことができること。

エ Net119 の画面を表示できること。

オ 映像通報受信装置の画面を表示できること。

#### (3) テレビチューナー表示機能

ア テレビチューナーを接続し、テレビの情報を表示できること。

イ 119 番通報を着信した場合、自動的に支援情報表示に切り替わること。

### 3 構造仕様要件

(1) 指令情報表示機能とインターネット表示機能は別々の装置で実現すること。

- (2) 指令情報表示機能、インターネット表示機能及びテレビチューナー表示機能のディスプレイは共通とし、切替装置にて切替ができること。
- (3) 指令系システムとインターネット表示装置の連携は、ゲートウェイ装置等を介しセキュリティを確保した上での最低限の接続とすること。詳細は、発注者と協議の上、決定する。
- (4) 本章「自動出動指定装置」の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

## 第1-5 緊急度判定装置

### 1 概要

本装置は、緊急度判定画面において、判定プロトコルに基づいて表示されるキーワードを通報内容により順番にチェックし、緊急度を判定する。また、【別紙 17】119 番通報多数入電時トリアージ表に基づき判定した結果を事案情報に紐づく情報として判定結果を保存できるものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 緊急度判定プロトコルでの判定

ア 選択式の口頭指導内容を表示し、フローに従いながら入力することで適切な指導が行えること。

イ 部位の入力は、人体図を表示する等、容易に入力できるようにすること。

ウ 部位を入力することにより、症状等が絞り込まれ、容易に入力できるようにすること。

エ 表示されているキーワードをそのまま読めば、通報者への質問文となる文章形式とすること。

オ 選択し判定した結果は、色別等で解りやすい表示とすること。

カ 判定結果から災害区分が確定された場合、自動出動指定装置の災害区分が決定できること。

キ 判定結果から、支援情報表示装置と連動して表示できること。

ク 通話モニタを行っている指令台で緊急度判定を行い、通話している指令台に緊急度判定を引き継げること。

ケ 緊急度判定の結果は、緊急度判定結果の帳票を出力すること。

コ 緊急度判定プロトコルの編集又は修正は、指令員が簡易な操作でできること。

#### (2) 119 番通報多数入電時トリアージでの判定

ア 表示されているキーワードを選択することにより判定できること。

イ 選択し判定した結果は、色別等で解りやすい表示とすること。

ウ 判定結果から災害区分が確定された場合、自動出動指定装置の災害区分が決定できること。

エ 119 番通報多数入電時トリアージの編集又は修正は、指令員が簡易な操作でできること。

### 3 構造仕様要件

(1) タブレット型又はノート型とし、輻輳時にも全ての受付台で使用できること。

(2) 指令台が通常モードでの運用時は、輻輳モード用の装置は、操作の妨げとならない場所に設置または収容できること。

(3) タッチペンを使用して入力ができること。

## 第1-6 手書きメモ入力装置

### 1 概要

本装置は、119 番等通報受付時にタッチペンを利用した手書きメモ情報を入力し、事案情報として作成する。

### 2 機能仕様要件

(1) 指令装置と連携し、緊急通報の受付を行った場合に、既定の雛形を表示し、手書き情報の入力を開始できること。



- (2) 雛形は、火災用、救急用等、災害種別や用途に応じて選択できること。登録種類は3種類程度とし、意匠は、発注者との協議の上、決定すること。
- (3) 連携している地図等検索装置で表示している地図を雛形として使用できること。なお、雛形として取り込んだ地図に経路表示等を手書き入力できること。
- (4) 手書きメモの入力は、他の表示情報を覆い隠すことなく表示できること。また、手書き領域にあっては支障なく入力ができる十分な大きさを確保できること。
- (5) 手書き情報は、事案に紐付けて複数件の登録できること。
- (6) 他の台に対して手書きメモによる指示を出せること。また受信した旨を表示すること。
- (7) 手書きメモ情報をⅢ型車両運用端末装置に送信できること。
- (8) 手書き情報のペンモード、消しゴムモードの切替えができること。
- (9) 災害情報共有システム・指揮支援システムと連携し手書き情報等を共有することができること。
- (10) 通報者からの聞き取り情報を記入するメモ機能を有すること。テキストエディタ等による代替を可とする。

### 3 構造仕様要件

- (1) 手書き情報の入力は、タッチペンを利用し行えること。
- (2) 本章「自動出動指定装置」の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

## 第1-7 長時間録音装置

### 1 概要

本装置は、119番等通報、音声指令、無線交信等の指令台等で扱う通話内容を時刻信号とともに自動及び手動で録音を行う。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 録音・再生機能

- ア 指令台及び指揮台の各座席対応の録音ができること。
  - イ 指令台及び指揮台の操作及び装置本体の手動操作で、録音、再生及び停止できること。
  - ウ 119番通報等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。
  - エ 音声指令と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。
  - オ 無線回線の送受信操作に連動して自動的に録音できること。
  - カ 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を年、月、日、時、分、秒で再生できること。なお、時刻表示はデジタル表示とすること。
  - キ 装置内部に時刻信号発生機能を有すること。
  - ク 装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置、自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。
  - ケ 月、日、時、分等の指定により頭出し再生できること。
  - コ 容易な操作で直前の録音内容を頭出し再生できるスキップ再生機能を有すること。なお、本機能は録音中においても操作できること。
  - サ 録音再生チャンネルは、10チャンネル以上を収容すること。詳細は発注者との協議による。
- #### (2) データバックアップ機能
- ア 内蔵ハードディスクは、30,000時間程度の連続録音ができること。
  - イ 録音媒体(DVD又はBD)の終了時は、エンドアラーム等により、指令センターの指令員に通知できること。
- #### (3) 外部出力機能
- ア 長時間録音装置で録音された内容を媒体(CD、DVD等)に出力できること。
  - イ WAV形式など、一般的な機器で再生できるファイル形式とすること。

- (4) 音声認識機能  
音声認識装置により録音された音声データをテキスト化できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 液晶ディスプレイ、キーボード及び制御装置で構成し、構造は自立型等であること。
- (2) 録音再生機能については、二重化構成とすること。

## 第1-8 非常用指令設備

### 1 概要

本装置は、指令制御装置のバックアップ装置として設置し、指令制御装置の使用不能となった場合に、本装置に切替えることで通常運用と変わりなく消防指令業務を可能とするものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 指令制御装置が使用不能時のバックアップとして、119番通報の受付及び指令の操作ができること。
- (2) 本装置が指令制御装置の全ての機能を継続し、稼働させること。
- (3) 指令台、指揮台及び無線統制台で障害前と変わらぬ運用が可能であること。なお、指令制御装置から本装置へ瞬時に切替えること。
- (4) 本章「指令制御装置」と同等の仕様を満たすこと。

### 3 構造仕様要件

- (1) 本章「指令制御装置」と同様の条件を満たすこと。
- (2) 指令制御装置が使用不能となった際に即座に本装置での運用に切替えられるよう、ホットスタンバイとし、常に指令制御装置と同期すること。

## 第1-9 指令制御装置

### 1 概要

本装置は、指令台の回線制御、無線制御、データ制御等の各機能を制御するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 119番等回線受付対応機能

- ア 119番回線トランクは、光IP方式にも適合できること。
- イ 光IP方式119番回線収容用の基盤を実装すること。
- ウ 119番通報の着信応答、再発呼及び切断ができること。
- エ 固定電話、携帯電話、IP電話による119番通報は、電話局及び回線事業者ごとの制限なく受け付けることができること。
- オ 指令回線の個別通話ができること。
- カ 加入電話回線及び内線の発着信ができること。
- キ 専用回線の発着信ができること。
- ク 着信は可視及び可聴にて確認できること。
- ケ 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
- コ 統合型位置情報通知装置と接続ができること。
- サ 各種設定変更等が容易に行えること。

#### (2) 障害検知機能及び障害通知機能

- ア プログラムにより自動障害チェックを行うこと。
- イ 障害内容等をプリンタへ印字出力できること。
- ウ 障害等の警報をシステム監視装置に表示できること。

#### (3) GPS時計で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して、日本標準時の時刻信号を送出できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成とし、装置架内に収容されているものとする。なお、装置架は床に設置すること。
- (2) 制御処理部・電源部等の主要回路は二重化構成とし、障害発生時には自動で予備系に切替えること。

- (3) 119 番回線の収容に関しては、付帯する機器（通信事業者が準備する装置類も含む。）を直流電源装置で補償すること。
- (4) 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器を更新しなくても対応可能であること。
- (5) 保守点検が容易で、防塵に配慮されていること。
- (6) 非常用指令設備と部品を共通化し、長期にわたる部品の安定的な供給を可能とすること。

#### 第1-10 非常用受付電話

- 1 概要  
本装置は、指令制御装置、非常用指令設備の障害時に受付業務を補助する装置である。
- 2 機能仕様要件  
指令制御装置、非常用指令設備の障害時に 119 番受付バックアップ用として使用できること。
- 3 構造仕様要件  
卓上型多機能電話機とし、通常は指令室内の棚等へ格納し、必要時に取り出して使用できること。

#### 第1-11 携帯電話・IP 電話受信転送装置

- 1 概要  
本装置は、携帯電話・IP 電話による 119 番通報の転送処理を可能とするものである。
- 2 機能仕様要件  
本章「指令台」、「機能仕様要件」、「通信機能」、「携帯電話・IP 電話による 119 番通報等受付」を参照のこと。
- 3 構造仕様要件
  - (1) 指令制御装置等への組込みも可とする。
  - (2) 携帯電話・IP 電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とすること。

#### 第1-12 複合機

- 1 概要  
本装置は、指令系 LAN に接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等からの印刷のほか、コピー、スキャナ及び FAX 送信を行うものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) FAX 受信時には、ブザーを鳴動すること。
  - (2) FAX 受信した内容をファイルサーバーに転送し、日付ごとに保存できること。
- 3 構造仕様要件
  - (1) 指令センターに設置すること。
  - (2) 卓上型とすること。
  - (3) A4、A3 用紙に対応すること。
  - (4) プリンタ、カラープリンタ、ドキュメントフィーダ、インナー1 ビントレイ、サイドテーブル、給紙テーブルを含むものとする。

#### 第1-13 プリンタ

- 1 概要  
本装置は、指令系 LAN に接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等からの印刷を行うものである。
- 2 構造仕様要件
  - (1) 指令センターに設置すること。
  - (2) 卓上型とすること。
  - (3) A4、A3 用紙に対応すること。
  - (4) 第 1-12 複合機にて全て出力できる場合は、兼用も可とする。

#### 第1-14 カラープリンタ

- 1 概要

指令系 LAN に接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等からのカラー印刷を行うものである。

## 2 構造仕様要件

- (1) 指令センターに設置すること。
- (2) 卓上型とすること。
- (3) A4、A3 用紙に対応すること。
- (4) 第 1-12 複合機にて全て出力できる場合は、兼用も可とする。

### 第1-15 スキャナ

#### 1 概要

本装置は、指令系 LAN に接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等へ図面や支援情報等の取り込みを行うものである。

#### 2 構造仕様要件

- (1) 指令センター に設置すること。
- (2) 卓上型とすること。
- (3) A4、A3 用紙に対応できること。
- (4) 第 1-12 複合機にて対応可能な場合は、兼用も可とする。

### 第1-16 署所端末装置

#### 1 概要

本装置は、各署所に設置し、指令の受令及び車両運用状況の設定を行うものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 指令受令機能
    - ア 指令の受令ができること。
    - イ トーン指令、電話機指令及び放送指令のいずれも自動的に受令できること。
    - ウ 指令台に対しボタン操作等による応答及び確受表示ができること。
    - エ 受令した指令音声を録音できること。
  - (2) 通話機能
    - ア 指令台からの呼び出しにより通話ができること。
    - イ 指令台に対し緊急呼出ができ、応答した指令台又は指揮台と相互通話できること。
  - (3) 車両運用状況設定機能
    - ア 車両運用状況の設定及び表示ができること。
    - イ 設定項目は、「待機」、「出動」、「出向」、「不可」等とすること。項目の名称等の詳細は、発注者と協議の上で決定するものとする。
  - (4) 制御機能
    - ア 回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視及び可聴で確認でき、指令台及び指揮台へ障害信号を通知し障害が発生した署所を通知できること。
    - イ 自動拡声を制御できること。また、設定により自動確受もできること。
    - ウ 昼夜間の自動又は手動による拡声制御ができること。
    - エ 夜間においては受令電話機によるベル呼出又は放送系統制御信号により自動的に系統を選択し該当のスピーカーから署内放送されること。また、放送系統は、自動出動指定装置等と連動し、災害種別や昼夜設定によりスピーカー系統の制御ができること。
- #### 3 構造仕様要件
- (1) 停電時 100%負荷にて 3 時間以上補償するための電源を備えること。
  - (2) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講じること。

### 第1-17 無線受令機

#### 1 概要

本装置は、署所端末と接続し、指令回線断検出時に自動的に切り替わり無線受令及び庁内放送を行う。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 署所端末に接続された指令回線の状態を常時監視し、回線断検出時には自動的に切り替わり無線受令ができること。
- (2) 受令内容を署所端末の拡声増幅部を経由して署所庁舎内に放送できること。
- (3) 2波(FH/FL)同時受信ができること。
- (4) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切り替えて各種通信の受信が行えること。
- (5) 周波数スキャン機能を有すること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 停電時 100%負荷にて3時間以上補償するための電源を備えること。
- (2) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講じること。

## 第1-18 警告筒

### 1 概要

本装置は、指令台や指揮台と接続し、光（ランプ等）による通知を行い、災害種別や対応状況を目視にて確認する。

### 2 構造仕様要件

- (1) 各指令台及び指揮台に設置すること。
- (2) 後方の席から前面表示盤の死角とならないこと。
- (3) 光（ランプ等）は4色とする。

## 第1-19 データメンテナンス装置

### 1 概要

本装置は、職員の操作により目標物、各種地図、水利情報、各種支援情報等のメンテナンスを行うものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 基本情報メンテナンス機能

ア 住所、水利、防火対象物、目標物、支援情報、出動計画等の基本情報（以下「マスタデータ」という。）は、指令センターに設置されたデータメンテナンス端末・災害情報共有システム等の指令ネットワークに接続された端末で容易な操作で入力・修正できること。

イ 修正したマスタデータは、オンラインでシステムを停止することなく制御処理装置に転送できること。

ウ 消防指令業務の運用に大きな影響を与えるデータ修正は、通常運用に反映する前に、操作訓練モード等で動作確認ができること。

エ 地図等検索装置で地図表示に必要なポイント情報及び地図図形も同様に修正及び転送できること。

オ 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアを修正及び転送できること。

カ 職員のアクセス権限により、修正できる情報を制限できること。

#### (2) 地図データメンテナンス機能

ア 住所ポイント（地点情報データベース）と地図を同時に表示し、住所コード等（地点情報）、地図座標（地図位置情報）を同時に更新できること。

イ 各種シンボルマークの位置情報を入力・修正できること。

ウ 地図情報、地図属性データ等を容易に入力・修正できること。

エ 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。

#### (3) 経路探索ノードデータメンテナンス機能

ア 道路情報のノードやリンクの編集、道路属性の編集などの機能を有すること。更に、修正したデータベースを経路探索装置に反映する機能を有すること。

イ 地図表示機能を有し、拡大・縮小及びドラッグスクロールができること。

ウ ノード・リンク情報の追加、削除、移動及び属性編集ができること。

エ 指定した災害地点から指定した車両位置までの最短経路を検索できること。

オ 編集したノード・リンク情報を経路探索装置に反映できること。

- カ 道路の通行止め情報（区間、期間、時間）を登録し、経路探索装置に反映できること。
  - キ シミュレーション機能にて、変更した内容の、出動隊編成、所要時間等の確認が行えること。
  - (4) 文書メンテナンス機能
    - ア 指令台及び指揮台に搭載のディスプレイで参照できる文書（PDF ファイル等）の取込みができ、文書を修正できること。取込み可能なファイル容量は、発注者との協議による。
    - イ 地図用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。
  - (5) 緊急度判定装置メンテナンス機能
    - ア 口頭指導内容は容易にメンテナンスができること。
  - (6) 音声合成装置メンテナンス機能
    - ア 職員の操作にて、音片を追加・編集することができること。
    - イ 指令室の操作にて、追加音片は音声合成装置への登録までできること。
  - (7) 各市町村から媒体にて提供される住民基本台帳データを取り込むことができること。
  - (8) 各市町村から媒体にて提供される避難行動要支援者データを取り込むことができること。
  - (9) 指令台画面について、辞書の登録・編集ができること。編集した辞書をすべての指令台に対して再配信できること。
  - (10) 長野市防災無線設備メンテナンス機能
    - ア 吹鳴パターンを登録できること。
    - イ 出動指令に連動したサイレン吹鳴要求は、災害区分ごとにデータ設定が行えること。
  - (11) データ出力機能
    - ア マスタデータを CSV 形式で出力できること。
    - イ 回線種別（固定電話、IP 電話及び携帯電話）ごとに回線切断で集計した統計データについて年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。
    - ウ 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データの年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。
    - エ 災害事案及び救急事案のデータの月日を指定し、CSV 形式で出力できること。データ保持期間は、発注者との協議により決定すること。
  - (12) データメンテナンス端末で使用する地図の種類及び範囲は、第 2 章 第 5 地図データについてを参照とする。
  - (13) 各消防局・本部及び署所に設置した端末でも各機能が操作可能であること。
  - (14) ID 等によりメンテナンス操作に制限を持たすことができること。
  - (15) リモートメンテナンス機能
    - ア 必要に応じて指令室に設置されるデータメンテナンス端末にアクセスし、自動出動指定装置等のコンピュータ機器を遠隔保守できること。  
 なお、リモートメンテナンスは、セキュリティを十分に確保した接続とし、担当者の認証等により行うものとする。
    - イ 指令室に設置されるデータメンテナンス端末に遠隔保守のために必要なセキュリティ対策を施すこと。
- 3 構造仕様要件  
 データメンテナンス装置は、指令センターに設置すること。

## 第2 指揮台

### 1 概要

本装置は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、消防指令業務の運用状況を管理・監督するためのものである。

### 2 機能仕様要件

- 本章「指令台」と同等の機能を有すること。
- 3 構造仕様要件  
本章「指令台」と同様の条件を満たすこと。

### 第3 多目的情報表示盤

#### 第3-1 車両運用表示盤

- 1 概要  
本装置は、指令装置、出動車両運用管理装置等から入力した車両の動態情報を表示するものである。
- 2 機能仕様要件
- (1) 指令装置、出動車両運用管理等から入力された車両の動態を表示できること。
  - (2) 全ての車両の動態等を一面に表示できること。
  - (3) 表示内容は次のとおりであること。
    - ア 消防局・消防本部名
    - イ 署所名
    - ウ 車両名
    - エ 車両状況（動態・活動状況等を色別で表示できること。）
  - (4) 配置転換、移動待機している車両は、現在配置されている署所に表示すること。
  - (5) 活動中の車両のみを抜き出して表示する等、視認性を損なわず必要な車両を表示できること。
  - (6) 車両の新規登録、並び順変更などのデータメンテナンスを職員の作業により行えること。
- 3 構造仕様要件
- (1) 表示盤1面あたり55型程度液晶ディスプレイ×4面マルチとすること。
  - (2) 設置する環境に対して十分な明るさが確保されること。
  - (3) メンテナンスができる架台とすること。
  - (4) 面間の上下左右の調整ができること。
  - (5) 視認性が良いこと。（写り込み等の対策がなされていること。）
  - (6) ベゼル幅の狭い機器とすること。
  - (7) 表示盤の下に収納スペースを設けること。なお、収納スペースは、既設を流用するものとする。ただし、表示盤サイズが合わない等流用できない場合は、その限りではない。

#### 第3-2 支援情報表示盤

- 1 概要  
本装置は、指令装置、気象情報収集装置等と連動して、火災件数、救急件数、警戒事案件数、119番着着信件数、気象情報及び現在時刻等の支援情報の表示を行う。
- 2 機能仕様要件
- (1) 指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、警戒事案件数、119番着信件数、現在時刻、気象情報等を表示する。
  - (2) 表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。また、消防局・本部ごとに切替えて表示できるとともに、指令センター管轄全体としての支援情報も切替え表示できること。
    - ア 消防局・消防本部名
    - イ 火災、救急件数及び119番着信件数  
火災、救急件数及び119番着信件数を集計した数値が表示できること。
    - ウ 時刻表示  
日本標準時を表示する指令装置の親時計と連動し表示すること。
    - エ 気象情報  
次の項目を自動的に表示できること。
      - (ア) 風向(16方位)

- (イ) 最大風速(m/s)
- (ウ) 平均風速(m/s)
- (エ) 気圧(hPa)
- (オ) 気温(℃)
- (カ) 相対湿度(%)
- (キ) 実効湿度(%)
- (ク) 日積算雨量(mm)

#### オ 掲示板情報

(ア) 管轄する各市町村で発表されている警報・注意報の情報が表示できること。また、表示される警報・注意報は消防局・本部ごとに設定できること。

- (イ) 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
- (ウ) 火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。

#### カ 管内災害発生状況表示

(ア) 管轄内で発生している全災害を1画面の地図上に表示できること。

- (イ) 管轄内の車両位置を1画面の地図上に表示できること。
- (ウ) 災害点を種別ごとにマーク表示すること。なお、災害点を表すマークの意匠は発注者との協議による。
- (エ) 全域表示、各消防局・消防本部表示を切替えること。

#### キ 病院収容状況

- (ア) 病院名
  - (イ) 受け入れ状況
  - (ウ) 拒否理由
  - (エ) 搬送救急隊1
  - (オ) 搬送救急隊2
  - (カ) 搬送救急隊3
  - (キ) 搬送救急隊4
  - (ク) 搬送救急隊5
- 搬送救急隊は、直近の5隊とする。

### 3 構造仕様要件

本章「車両運用表示盤」と同等の条件を満たすこと。

#### 第3-3 多目的情報表示盤

##### 1 概要

本装置は、災害地点、災害状況、医療機関運用状況等の把握に使用するもので、各種映像・情報収集用のテレビ映像・ビデオ映像等を表示するものである。

##### 2 機能仕様要件

- (1) 指令台及び指揮台搭載の各ディスプレイの画面を表示できること。
- (2) BS・地上デジタル放送等のテレビ映像及び録画再生装置（BS/TVチューナー内蔵）の映像を表示できること。
- (3) 映像通報受信装置の映像を表示できること。
- (4) 録画再生装置の録画映像及びテレビ映像を表示できること。
- (5) 音声のある映像は、スピーカーで当該音声を拡声できること。
- (6) 各入力信号に対して同期がとれること。
- (7) 歪み、チラツキ、色ずれ等がないこと。

##### 3 構造仕様要件

- (1) 本章「車両運用表示盤」と同等の条件を満たすこと。
- (2) スピーカーを具備し、音声を流せること。

#### 第3-4 映像制御装置

##### 1 概要



本装置は、マトリックススイッチャ、映像信号分配器、録画再生装置及び遠隔制御器から構成し、車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤等に映像信号を送出するものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) マトリックススイッチャ

ア 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した表示盤に出力できること。

イ 入出力信号の選択ができること。

ウ 録画録音出力を有し、選択した映像を録画再生装置で録画録音できること。

エ 遠隔制御できること。

### (2) 映像信号分配器

ア 各種の映像信号を分岐して、マトリックススイッチャ等に接続できること。

イ 分岐による映像劣化及びその他の影響を補償できること。

### (3) 録画再生装置

ア テレビ放送の録画ができること。

イ テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。

ウ 録画再生装置は、BDに対応していること。

エ 録画した映像等をDVD等の録画媒体に書き込みできること。

オ 遠隔制御ができること。

### (4) 遠隔制御器

ア マトリックススイッチャを遠隔制御し、各種映像ソースを切替えられること。また、録画再生装置で録画する映像ソースも選択できること。

イ 各表示盤は単面表示及び4面拡大ができること。

ウ 車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤の電源をON/OFFできること。

エ スピーカーの音量を調整できること。また、映像と音声を独立して選択できること。

オ 表示内容の詳細については、【別紙6】指令室表示盤映像を参照とする。

## 3 構造仕様要件

### (1) マトリックススイッチャ

映像機器収納架に収容できること。

### (2) 映像信号分配器

入力側ケーブルの補償回路を有すること。

### (3) 録画再生装置

ア 信号入出力端子は、映像、音声、アンテナ端子、HDMI等であること。

イ 映像機器収納架に収容できること。

### (4) 遠隔制御器

タッチパネル型とすること。

## 第4 指令情報電送装置

### 第4-1 指令情報送信装置

#### 1 概要

本装置は、自動出動指定装置の指令操作と連動し、出動指令情報及び災害地点周辺地図情報を署所へ送信するものである。

#### 2 機能仕様要件

(1) 出動指令情報の出力は、日本語及び英数カナ文字等でできること。

(2) 各署所の指令情報出力装置に対して同報ができること。

(3) 指令書は、文書指令及び災害地点の地図をA4用紙1枚にまとめたものとする。

(4) 各署所における出動隊の数に応じた枚数の地図付指令書を送出できること。

- (5) 指令書の出力枚数を職員の操作により設定できること。また、紙出力しない設定を行えること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成となっている他装置への組込みも可とする。
- (2) 指令情報出力装置の追加に対応できる構造とすること。

## 第4-2 指令情報出力装置

### 1 概要

本装置は、各署所に設置し、電送された指令情報を出力するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 出動指令情報として、おおむね次の内容を表示できること。
  - ア 受付時刻、指令時刻(年、月、日、時、分、秒)
  - イ 事案番号
  - ウ 災害種別、災害区分
  - エ 災害地点(住所、災害地点名等)
  - オ 地図頁
  - カ 指令目標(名称、方位、距離)
  - キ 気象情報
  - ク 出動次数
  - ケ 出動車両名
  - コ 災害地点地図(円スケール、届出情報、縮尺等含む)
    - 災害点地図は、指令台と同じ災害点位置、縮尺、レイヤの地図が出力されること。
    - また、集結点が印刷地図範囲内の場合は、集結点マークも地図に表示されること。
  - サ 付記情報(指令台で入力した情報)
  - シ 通報者電話番号
- (2) 災害時の指令情報と救急時の指令情報で、異なる記載項目が設定できること。
- (3) 設定により、指令台の状態又は固定縮尺による地図付き出動指令書が出力できること。
- (4) 地図上を操作することにより、スクロール・拡大・縮小ができること。
- (5) 出動指令書の印刷プレビューを表示できること。
- (6) 出動指令書の出力履歴を100件程度保持でき、再出力ができること。
- (7) 出動指令書を印字出力しない設定が行えること。この場合、指令情報出力装置の画面表示のみとすること。
- (8) 画面上に出動車両の一覧を表示できること。
- (9) 指令装置からの指令情報を受信した際、その旨を可視にて通知できること。
- (10) 本装置で使用する地図の種類及び範囲は、第2章 第5 地図データについてを参照とする。
- (11) 災害地点決定支援機能
  - 須坂市消防本部に設置する本装置を使用して、通報者・指令センター職員・須坂市消防本部職員での三者通話による災害地点の決定支援を行えること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 24時間365日連続稼働に耐えられることが求められるため、信頼性の高い機器を採用すること。
- (2) ディスプレイの設置場所、大きさ等、【別紙9】指令情報出力装置を参照すること。

## 第4-3 プリンタ接続用デバイスサーバ

### 1 概要

本装置は、指令情報出力装置から長野市全庁ネットワーク及び須坂市全庁ネットワークに接続された複合機に出動指令書を出力させるために複合機に接続するためのものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 長野市全庁ネットワーク及び須坂市全庁ネットワークに接続された複合機に接続する。
- (2) 複合機に接続したプリンタ接続用デバイスサーバと指令情報出力装置を接続し出動指令書の印字を行うこと。

## 第5 気象情報収集装置

### 1 概要

本装置は、災害対策の支援情報として活用することを目的に、各種気象状況の自動観測結果を記録し、観測データを支援情報として活用するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 測定範囲

ア 風速	: 1～90m/s
イ 風向	: 全方位
ウ 気温	: -50℃～+50℃
エ 湿度	: 0～100%
オ 気圧	: 800～1,060hPa
カ 雨量	: 0.5mm/パルス

#### (2) プリントアウト項目（日本語及び英数字印字）

- ア 平均風向及び平均風速
- イ 瞬間最大風速及びその時の風向
- ウ 気温（現在、平均、最高、最低）
- エ 湿度（現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：平均・最高・最低）
- オ 雨量（時間積算・10分間最大積算・日積算・積算日数）
- カ 気圧（現在の現地・海面及び最高・最低）
- キ 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月
- ク 風向頻度
- ケ 年月日時分

#### (3) データロガー機能

- ア 全ての操作が対話方式でできること。
- イ 各種グラフ、帳票（時報、日報、月報、年報）を表示できること。
- ウ 時報データのサンプリング間隔は1分間隔で表示できること。
- エ 現在地モニタで全測定項目を一括表示できること。
- オ 天候及び警報並びに注意報をマウスで入力できること。
- カ データは自動的に保存できること。
- キ 各消防局・本部に設置の端末で測定結果を確認できること。
- ク データ集計処理機能
- ケ 保存データを利用し集計処理を行うことができ、帳票出力ができること。

### 3 構造仕様要件

- (1) データロガー装置等は、自立型の装置架に收容すること。
- (2) 各気象観測機器は、最適な場所に堅ろうに設置すること。
- (3) 各気象観測機器は、点検が容易であること。
- (4) 指令ネットワークに接続された端末から本装置に接続できること。

## 第6 Eメール指令装置

### 1 概要

本装置は、指令装置と連携して、登録されている配信先に対して指令情報を電子メールで送信するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 基本機能

- ア 高速メール配信エンジンが使用可能な ASP サービス方式（株ドーン社製：mailio 相当）等を利用し、登録されている配信先に高速でメールを送信できること。
  - イ 送信されたメールの内容並びに送信及び応答結果を履歴情報として閲覧できること。
  - ウ 受信者（消防職員、消防団員）が受信方法を E メール又は、LINE から選択できること。
  - エ 受信方法を FAX とした場合は、FAX による送信を管理者が設定できること。
  - オ 受信者の登録は、空メール等を利用し、受信者自らが必要事項を入力方法とすること。
- (2) 指令情報メール送信機能
- ア 指令装置から送出された指令情報を送信できること。
  - イ 指令情報メールの内容は次のとおりとする。
    - (ア) 災害発生場所
    - (イ) 目標物（方位、距離含む。）
    - (ウ) 災害種別
    - (エ) 住宅地図頁
    - (オ) 災害地点地図（地図表示用 URL）
  - ウ メールを送信日時、応答結果等を記録し、表示できること。
  - エ メール配信時、携帯事業者の設定するメール配信規制を回避できる仕組みであること。
  - オ 出場回数に応じて、配信先を自動的に変更できること。
  - カ 配信先は、消防職員及び消防団員とし、それ以外の配信先に関しては発注者と協議すること。
  - キ 手動による指令情報メールの配信及び再配信ができること。
- (3) 鎮火報、誤報についても一斉配信を行うこと。
- (4) 連絡メール機能
- ア 指令情報のほか、手入力で作成した連絡・伝達事項の内容をメールで送信できること。
  - イ 定型文として登録した内容を選択し、送信できること。
  - ウ 登録されている配信先の中から選択した一つ又は複数の配信先に送信できること。
  - エ 配信先を職団員氏名、所属名等で検索できること。
  - オ 連絡メールに対する応答の返信メールを蓄積し、最新から指定件数分、一覧形式で表示できること。
- (5) 送信履歴検索機能
- ア 送信履歴一覧を閲覧できること。
  - イ 送信履歴一覧から選択された送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。
  - ウ 送信メールの応答結果の記録、表示及び出力ができること。
- (6) 除外リスト表示機能
- 送信不可能な登録者に対し、除外リストの作成及び表示ができること。
- (7) メンテナンス機能
- ア 消防局・消防本部ごとに配信先を管理できること。
  - イ 配信先をグループ単位に分類できること。
  - ウ 配信先の内容を登録、変更及び削除できること。また、内容を一覧又は詳細形式で印刷できること。
  - エ 定型文章を登録、編集及び削除できること。
  - オ 日時指定による送信履歴等データを自動削除する機能を有すること。
  - カ 職員により消防職員・消防団員等のメールアドレスを管理（登録・変更・削除）する。

キ 職員により、連絡先グループの登録、変更及び削除ができること。また、それらの内容を一覧及び詳細形式で印刷できること。

(8) システム状況監視機能

ア 異常、復旧等の状態変更発生時は監視ログに累積できること。

イ 障害発生、復旧ログ等の監視ログの検索及び閲覧ができること。

3 構造仕様要件

ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

## 第7 音声合成装置

1 概要

本装置は、指令装置と接続し、事案の内容に基づき、予告指令、出動指令及び案内メッセージ等の内容を編集し、合成音声の作成を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 合成音声作成機能

ア 災害案内等の各用途に応じてそれぞれの言い回しで同時に実行できること。

イ 聞き取りやすさを考慮した音声合成方式とすること。なお、詳細は発注者との協議による。

ウ 合成音声による指令中であっても、指令台の操作で指令員の肉声による指令ができること。

エ 1つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。

オ 輻輳時は、指令台及び指揮台の各席から異なる署所に対する自動指令が並行して送送できること。

カ 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。

キ 音声信号を回線ごとにレベル調整できること。

ク 合成音声による指令中である旨の表示を、指令台、指揮台及び無線統制台に表示できること。

(2) 管理機能

ア 音声合成の音声データのセットアップは、容易に変更及び増設ができること。

イ 音片の追加・変更が必要になった場合は、指令員が容易に追加及び変更ができること。

ウ 音片データのイントネーションの調整ができること。

3 構造仕様要件

(1) 回線容量は、30チャンネル以上とすること。

(2) 初期セットアップとして15,000語程度の合成音声を受託者が登録すること。

(3) 音声登録容量は、150,000語以上の登録が可能であること。

(4) 他装置への組込み又は他装置による実現も可とする。

## 第8 出動車両運用管理装置

### 第8-1 III型管理装置

1 概要

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、管理を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 車両動態管理機能

ア 車両運用端末装置、車外設定端末装置から受信した動態を管理できること。

イ 指令装置と連携し、車両動態を自動出動指定装置に反映できること。

ウ 指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両動態を表示できること。

(2) 車両位置情報管理機能

ア 指令装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。

- イ 車両のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。
- ウ 車両の動態情報及び位置情報を使用して、直近車両検索結果を自動出動指定装置に反映できること。
- (3) 車両運用端末データ更新機能
  - ア 車両運用端末装置が保有する各種情報のデータ更新を無線 LAN 経由で行えること。
  - イ 任意の署所でデータ更新を行えること。
- (4) 署所無線 LAN 装置セキュリティ機能
  - ア WPA2 以降の方式により暗号化及び認証を行えること。
  - イ 複数の SSID の設定が行えること。また、SSID ごとのセキュリティ設定が可能であること。
  - ウ SSID 非通知機能、ANY 接続拒否機能、MAC アドレスフィルタリング機能を具備すること。
  - エ 出力については、設置場所の条件により決定するものとする。また、設置時に電波調査を行うこと。
- 3 構造仕様要件
  - (1) 本装置は二重化構成とすること。ただし、二重化構成となっている他装置への組込みも可とする。
  - (2) 将来の回線増設・回線変更ができるように配慮すること。
  - (3) 署所無線 LAN 設備については、設置場所に応じて、防塵対策、防滴対策を講じること。
  - (4) 総務省「無線 LAN (Wi-Fi) の安全な利用 (セキュリティ確保) について」中の「無線 LAN (Wi-Fi) のセキュリティに関するガイドライン」に則したセキュリティ対策を講じること。

## 第8-2 経路探索システム

### 1 概要

本装置は、道路ネットワーク情報を用いて、各車両の位置情報と災害地点位置情報により車両の現在位置から災害地点までの最短経路を検索し、出動順位表を作成するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 自動出動指定装置の災害地点と車両位置情報により、車両位置から災害地点までの距離及び到着予想時間を計算すること。
- (2) データメンテナンス端末で修正した道路データベースの情報を容易な操作で読み込みできること。
- (3) 災害地点に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を災害地点にできること。
- (4) なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、車両位置から災害地点までの距離を直線距離又は直近のノード情報で計算すること。
- (5) 車両位置に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を車両位置とすることができること。なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、本車両位置から災害地点までの直線距離又は直近のノード情報で計算すること。
- (6) 経路を計算する際は、道路幅員、高速道路、一方通行等を考慮した経路探索ができること。
- (7) 道路の通行止め情報 (期間、区間、時間) を考慮した経路探索ができること。
- (8) 経路探索に使用する道路については優先道路の設定ができること。
- (9) 道路データベース及び検索条件などの修正を職員の作業により行えること。

### 3 構造仕様要件

二重化構成となっている他装置への組込みも可とする。

## 第8-3 III型車両運用端末装置

### 1 概要

本装置は、車両に搭載しモニタ画面に指令情報、地図情報、支援情報及び動態等を表示するものである。また、車両位置を管理し、災害地点までのナビゲーションを行う機能を有するものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) 車両動態情報送信機能

- ア 携帯電話回線（閉域網とすること。）を經由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定した車両動態等の状態が確認できること。
- イ 画面を押下することにより、車両動態及び事案経過を設定できること。
- ウ 車両動態及び事案経過は、20種類以上を設定できること。また、車両動態ボタンは、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。
- エ 車両動態の設定に関しての完了、エラー等の状況は、色別等により識別できること。
- オ 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は、自動再送を行う機能を有すること。
- カ 車両動態に使用される時刻は、日本標準時とし、GPS衛星等から時刻信号を受けて自動校正できること。
- キ 設定した動態名及び設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴を表示できること。
- ク 移動待機登録の設定及び解除ができること。
- ケ 車両動態ボタンの押下により、次に押すべき車両動態ボタンが自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。
- コ 簡易動態登録の地図画面上に表示される車両動態ボタンの表示パターンについては、車両種別ごとにそれぞれ設定できること。
- サ 車両動態情報等を送受信する際、携帯電話回線に接続できない場合は、自動的に消防救急デジタル無線回線を介して送受信できること。

### (2) 自車位置情報検出機能

- ア 車両の車速センサ・ジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能、GPS衛星からの電波により自車位置・進行方向等を検出できること。
- イ 車速センサの自動学習補正機能を有し、高精度な位置検出を行うことができること。
- ウ GPS衛星は、10個以上追尾できること。
- エ GPS衛星からの電波を受信できているかどうかを画面上で確認できること。
- オ 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上を図った自車の位置を地図画面上に表示できること。

### (3) 自車位置情報送信機能

- ア 自車位置情報は、携帯電話回線により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。
- イ 移動中の場合は、任意の距離ごと又は任意の時間ごとに自車位置情報を管理装置に送信できること。また、任意の距離及び時間を併用した設定でも送信できること。
- ウ 移動中に自車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。ただし、安易に変更されるのを防止するため、設定画面をパスワード等で保護できること。
- エ 車両動態情報の送信時にあわせて、自車位置情報を管理装置に送信できること。
- オ 自動出動指定装置から自車位置情報の要求があった場合は、自車位置情報を管理装置に送信できること。
- カ 車両の動態変化状況（出動時、現着時、現発・引揚時及び出向時等）に応じて、自車位置情報の送信間隔を変更できること。

### (4) 地図表示機能

- ア 本装置で使用する地図の種類及び範囲は、第2章 第5 地図データについてを参照すること。

- イ 上記地図データエリア内で任意の位置をスクロール表示することができること。  
スクロールは、パンスクロール（指でなぞってスクロールする）機能及び押下した地点を画面中心に移動する機能を有すること。
  - ウ 縮尺を変更することで段階的に広域地図、詳細地図を表示することができること。
  - エ 表示の拡大・縮小を行った際に表示情報のレイアウト崩れを起こさないこと。
  - オ 自転車位置を中心として、北上表示又は回転表示を選択ができること。なお、表示状態を容易に確認できること。
    - (ア) 北上表示  
地図方向が、北が常に上になるように表示できること。
    - (イ) 回転表示  
地図方向が自動的に回転し、自転車の進行方向が常に上になるように表示できること。
  - カ 地図表示色は、設定時刻による自動切替え又は手動での切替え操作により、昼間又は夜間に適した表示色に設定できること。なお、自動切替えする時刻は、画面上から職員が設定できること。
  - キ 手動による目的地の登録、変更及び削除ができること。その際、地図上には今まで登録されていた目的地のマークが消去され、新しく登録された目的地のマークが表示されること。
  - ク 自転車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークを表示又は自転車位置と目的地を実線にて結ぶこと。
  - ケ 自転車位置と目的地を1画面内に表示するオートズーム表示ができること。その際、自転車位置と災害地点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され、詳細地図が表示されること。
  - コ 地図表示を2分割し、異なる地図や目的地と自転車位置の地図、目的地とオートズーム表示等、同時に2つの地図を表示できること。
  - サ 地図表示を2分割した場合でも、それぞれの地図の縮尺を変更できること。
  - シ 地図表示を2分割した場合は、ワンタッチでどちらかの地図を1画面表示に復帰できること。
  - ス 手動による地図上の自転車位置の修正機能を有すること。
  - セ 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
  - ソ 細かな輝度調整ができること。
  - タ 携帯電話回線の通信状態を画面上で確認できること。
  - チ 無線LANの接続状態を画面上で確認できること。
  - ツ 自転車が出場可能状態かどうか画面上で確認できること。
  - テ ボタンの操作音を消音できること。また、消音状態かどうか画面で確認できること。消音状態でも指令情報受信、動態登録等を鳴動できること。
  - ト 防火対象物、危険物施設等をレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報を表示又は非表示に設定できること。
- (5) 指令情報表示機能
- ア 携帯電話回線により管理装置が送信した指令情報を表示できること。
  - イ 指令情報を受信した際、可聴により通知すること。
  - ウ 指令情報を受信した際、次の事案情報を表示すること。
    - (ア) 災害種別
    - (イ) 災害区分
    - (ウ) 事案番号
    - (エ) 指令時刻
    - (オ) 災害地点住所
    - (カ) 災害地点地図頁
    - (キ) 次の詳細情報を表示できること。
      - a 追記情報



- b 指令目標物
  - c 通報者氏名・性別・電話番号
  - d 気象情報
  - e 警報・注意報
  - f 出場車両
  - g 受付時刻
- エ 車両の操作で、自車が出場している最新の指令情報を受信できること。
- オ 指令情報を受信した際、災害地点を目的地として自動設定し、災害地点地図を表示できること。
- カ 指令情報を受信した際、押し忘れ防止のため「出動」ボタンを画面上の目立つ場所に表示すること。
- キ 災害地点付近の防火対象物や危険物施設の情報を一覧表示できること。また、それらの属性情報や図面を表示できること。
- ク 受信した指令情報の履歴を 20 件程度記憶し、事案終了後でも表示できること。
- ケ 無線 LAN 又は携帯電話網（閉域網とする。）経由で送信された指令情報の受信ができること。また、指令情報の受信を確実にできるよう、車庫内の電波状況を常に最良に保つこと。
- コ 救急車以外の車両にあつては、指令センターより現在活動中の事案一覧を取得し、出場する災害事案を選択して出動登録することができること。
- サ 救急車は活動中の救急事案一覧を取得し出動する救急事案を選択して出動登録することができること。
- シ 指令情報に集結点情報が含まれている場合、地図上に集結点マークを表示可能であること。また、集結点情報が含まれているかどうかは容易に確認できること。
- (6) ルート探索・表示機能
- ア 災害地点（目的地）又は収容先医療機関が設定された場合、自車位置から当該地点までのルートを考慮した距離及びおおよその到着予想時刻を探索して、画面に表示できること。
- イ 災害地点（目的地）又は収容先医療機関までの距離及びおおよその到着予想時刻の探索に使用されたルートを地図上に表示できること。また、音声によるナビゲーションもできること。
- ウ 探索ルートのとおり自車が進行しなかった場合に、ルートを自動的に再探索できること。
- エ ルート探索で使用される道路ネットワークデータは、経路探索装置での経路探索処理で使用されるノード・リンク情報であること。
- オ 指令センターで管理している通行止め情報を取込み、ルート探索に活用すること。
- (7) 届出情報表示機能  
指令装置で管理する届出情報を取込み、地図画面上にマーク表示できること。
- (8) 車両位置表示機能
- ア 同一事案に出場している他車両の位置を地図画面上にマークで表示できること。
- イ マークの種類は、他車両の車種を容易に判別できること。
- ウ 他車両の動態を可視にて確認できること。マークの表示色は、他車両の出場、引揚等の車両動態により異なる色で表示できること。
- エ マークの下には他車両の車両名称が表示できること。
- オ 他事案で出場している車両の位置を取得し、地図画面上にマークで表示できること。
- (9) 水利予約、部署位置予約機能
- ア 自車で使用したい水利を容易な操作で、予約及び解除できること。
- イ 同一事案に出場している他車両の水利予約状況が地図画面上にマーク表示されること。

- ウ 同一事案に出動している他車両の部署位置予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
  - エ 水利の部署位置予約を行った場合、水利の部署位置にルート表示を行えること。
  - オ 水利部署位置から災害点までのホースルートの距離表示が行えること。
- (10) 情報検索・表示機能
- ア 住所情報から、住所一覧を表示できること。また、カナ検索等により住所を検索し、該当する住所付近の地図を表示できること。
  - イ 目標物情報から、目標物一覧を表示ができること。また、カナ検索、分類検索等より目標物を検索し、該当する目標物付近の地図を表示できること。
  - ウ 医療機関情報から、医療機関一覧を表示できること。また、主要医療機関検索、カナ検索、地区検索、災害地点（目的地）直近検索等により医療機関を検索して、該当する医療機関付近の地図を表示できること。
  - エ 地図画面上の操作により、防火対象物、危険物施設、水利等の属性情報を表示できること。
  - オ 地図画面上の操作により、防火対象物、危険物施設、水利等の図面情報を表示できること。なお、図面は拡大・縮小表示でき、複数の図面が登録されている場合は、容易な操作で表示を切替えられること。
  - カ 1度でも検索を行った場合、直前の検索結果を表示できること。
  - キ 測地系に基づく緯度経度で検索できること。また、目的地及び現在地の測地系に基づく緯度経度を取得できること。
  - ク 災害点周辺の水利情報から、推奨される水利を表示できること。
  - ケ 地図画面上に各種マークが表示できること。なお、地図確認する場合等、各種マークを一括消去、再表示ができること。
  - コ 航空写真の表示ができること。
- (11) 自動出動指定装置等との通信機能
- ア 自動出動指定装置とメッセージの送受信ができること。
  - イ 本装置から送信するメッセージは、あらかじめ設定された単語を組み合わせて文章とすることもでき、カタカナを入力して文章とすることもできること。
  - ウ 自動出動指定装置から送信されたメッセージを受信すると地図画面上にメッセージがポップアップ表示されること。また、メッセージ送受信の履歴を最大 20 件程度画面に表示できること。
  - エ 診療科目等の条件で、自動出動指定装置で管理している医療機関の診療可否、当番医の状況等を検索し、結果を表示できること。
  - オ 診療科目条件検索やカナ検索等で表示された医療機関情報から、搬送先医療機関を自動出動指定装置に送信できること。
  - カ 自動出動指定装置へ搬送先医療機関情報を送信する際、搬送者の傷病程度や搬送医療機関の搬送理由、又は交渉医療機関の搬送拒否理由等も送信できること。
  - キ 不搬送だった場合、不搬送情報とともに不搬送理由も自動出動指定装置へ送信できること。
  - ク 他車両で交渉した医療機関一覧の情報を取得し、病院収容状況を表示できること。
- (7) 表示内容は、次のとおりとする。
- a 病院名
  - b 受入れ状況
  - c 拒否理由
  - d 搬送救急隊 1
  - e 搬送救急隊 2
  - f 搬送救急隊 3
  - g 搬送救急隊 4
  - h 搬送救急隊 5
- 搬送救急隊は、直近の 5 隊とする。

ケ 地図画面上の操作により、指令センターで管理している情報を表示できること。  
なお、個人情報等の機密事項を含む情報を表示する場合は、本装置でデータを保持せず、携帯電話回線を経由して情報を受信すること。また、個人情報等の機密事項は、一元管理できること。

コ 指令装置で入力された手書きメモの受信が行えること。

サ メッセージや手書きメモを受信後に他の画面を操作した場合、容易な操作で、メッセージ画面、手書きメモ画面の再表示ができること。

(12) 渋滞情報表示機能

ア VICS 情報を受信し、地図上に渋滞情報、交通規制/障害情報を表示できること。

イ 渋滞情報、交通規制情報・交通障害情報ごとに表示 ON/OFF を設定できること。

(13) データメンテナンス機能

ア 職員の操作で、指令センターで管理している目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取込み、反映できること。

イ 職員の操作で、修正した住宅地図情報を取込み、反映できること。

ウ 職員の操作で、修正した図面を取込み、反映できること。

エ 職員の操作で、指令センターで管理している届出情報を取込み、反映できること。

オ 職員の操作で、指令センターで管理しているノード・リンク情報を取込み、反映できること。

カ 障害等により無線 LAN が使用できない場合においても、USB メモリ等の記憶媒体による代替的な手段でデータ更新が行えること。なお、代替的な手段はやむを得ない場合のみに実施するものとし、セキュリティを確保できる専用の記憶媒体を本部数以上準備すること。

(14) 移動待機指令情報表示機能

ア 管理装置から受信した移動待機指令情報を表示できること。

イ 移動待機指令情報を受信すると、ブザーが鳴動すること。

ウ 移動待機指令情報を受信すると、モニタの画面上部には指令情報を表示し、次の移動待機情報が表示できること。

(ア) 移動元署所

(イ) 移動元署所名

(ウ) 移動先署所

(エ) 移動先署所名

エ 移動待機指令情報を受信すると、移動先署所を目的地として自動設定できること。この際、移動先署所地図表示とオートズーム表示の 2 分割地図画面が表示されること。

オ 移動待機指令情報を受信した場合は、押し忘れ防止のために「出向」ボタンを画面上の目立つ場所に表示すること。

(15) ログ送信機能

ア 車両動態や障害等の状況をログとして保管できること。

イ 職員の操作によりログを管理装置等に送信できること。自署所待機場所の無線 LAN 機器から送信できること。携帯電話回線による送信は不可とする。

3 構造仕様要件

(1) スムーズな操作ができること。

(2) データ記録媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。

(3) 各構成機器は、耐衝撃性、耐熱性及び防水性に優れた構造であること。

(4) 車両に設置する方法については、発注者と協議すること。

(5) 専用筐体の場合は、出場指令情報を受信した場合、出場隊が車両に乗車してエンジンを始動する前の無人状態でも、速やかに起動できること。

(6) タブレット筐体の場合は、充電可能な設置台を車両及び署所に設置すること。なお、車両の設置台は、走行中に容易に外れない、かつ、取り外し時は容易に行える構造であること。

- (7) 署所待機中の常時充電が不要であること。
- (8) 携帯電話機（車載空中線）を付属すること。なお、キャリアについては、カバーエリア及び通信費用を考慮し、発注者と協議の上決定すること。
- (9) 時刻及び通信状態は、常に表示されていること。
- (10) 盗難防止を考慮し、専用金具等により固定すること。

#### 第8-4 サブモニタ装置

- 1 概要
 

本装置は、救急車の後部室に設置し、Ⅲ型車両運用端末装置の内容を表示するものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 後部室に設置されたサブモニタ装置からⅢ型車両運用端末装置の操作が行えること。
  - (2) Ⅲ型車両運用端末装置と後部室のサブモニタと同一の内容を表示すること。
- 3 構造仕様要件
  - (1) スムーズな操作ができること。
  - (2) データ記録媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。
  - (3) 各構成機器は、耐衝撃性、耐熱性及び防水性に優れた構造であること。

車両に設置する方法については、発注者と協議すること。

#### 第8-5 車外設定端末装置(2箇所1式)

- 1 概要
 

本装置は、消防車両の車外に取り付け、動態設定を行うものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 消防車両等の車外又は車内に取り付けられ、ハードボタンにより動態を設定できること。
  - (2) 動態設定時、車両運用端末装置を介してⅢ型管理装置へ車両動態を送信できること。
  - (3) ハードボタンの内容は、おおむね次のとおりとし、詳細は発注者との協議とする。
    - ア 現着
    - イ 放水
    - ウ 停止
    - エ 開始
    - 完了
- 3 構造仕様要件
  - (1) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。
  - (2) 防滴対策を施した構造であること。
  - (3) 車両の2箇所に設置すること。

#### 第8-6 車外設定端末装置(1箇所1式)

- 1 概要
 

本装置は、消防車両の車外及び救急車両の後部座席等に取り付け、動態設定を行う。
- 2 機能仕様要件
 

本章「車外設定端末装置(2箇所1式)」と同等の条件を満たすこと。
- 3 構造仕様要件
  - (1) 本章「車外設定端末装置(2箇所1式)」と設置箇所以外は、同等の条件を満たすこと。
  - (2) 車両の1箇所に設置すること。

### 第9 システム監視装置

- 1 概要
 

本装置は、本システムの運用状況を管理し、障害発生時には、指令員等に対する通知機能を有するものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。

- (2) 監視対象として、次の複数の監視方式により、様々な視点での監視ができること。  
 なお、各機器の監視方式及び対象は、ネットワークトラフィック等を考慮するものとし、発注者と協議による。
- (3) 機器状況の詳細情報や、故障の予兆検知等の機能を有すること。
- (4) 機器のメンテナンス時、容易に監視対象を除外することができること。
- (5) 各機器との接続状況を表示できること。
  - ア ICMP 等によるネットワーク監視
  - イ 接点信号等による装置状態監視
  - ウ データベースの稼働状況監視
- (6) 検出した障害情報を可視可聴により、指令員等に通知できること。詳細は発注者と協議による。
  - ア システム監視装置ディスプレイ等へのメッセージ表示
  - イ ブザー音による通知
  - ウ 警告灯による通知
  - エ 検出した障害情報の履歴を1年分保持できること。また、検索、一覧表示及びプリンタ出力ができること。
- (7) 非常用発動発電機稼働監視
  - ア 非常用発動発電機が稼働した場合は、通知が行えること。
  - イ 既設流用の非常用発動発電機についても、部品の追加等を行い可能な限り、通知が行えるようにすること。
- (8) ログ集積機能
  - ア 本システムにおける操作ログ、不具合ログを自動取得し、管理できること。
  - イ 本システムの操作に係るログは、次の項目を取得できること。
    - (ア) 操作日時
    - (イ) 操作が行われた端末の名称又はIPアドレス
    - (ウ) 操作内容
  - ウ 本システムの不具合に係るログは、次の項目を取得できること。
    - (ア) 不具合発生日時
    - (イ) 不具合区分(警告、エラー、致命的なエラー等)
    - (ウ) 不具合の発生した端末の名称又はIPアドレス
    - (エ) 不具合内容
  - エ 本システムにおける特定の個人情報アクセスに係る、次の項目を取得できること。  
 なお、他装置による実現も可とする。
    - (ア) 操作日時
    - (イ) 操作が行われた端末の名称又はIPアドレス
    - (ウ) アクセスが行われた個人情報の識別が可能なコード
  - オ 特定の不具合ログを起点に、不具合発生につながった操作を時系列で確認できること。
  - カ ログを1年間保管できる仕組みを有していること。なお、ログの参照・検索・出力は容易な操作により行えること。
  - キ メンテナンス等によりログ監視用端末をネットワークから切り離した場合もログ収集は継続して動作できること。
- 3 構造仕様要件
  - 24時間365日、常時システム監視を行う必要上、専用装置とし、信頼性の高い機器を採用すること。

## 第10 電源設備

### 第10-1 無停電電源装置(消防局用)

#### 1 概要

本装置は、長野市消防局庁舎に設置される本システムの交流系設備に対して安定した電源を供給するものである。

## 2 機能仕様要件

- (1) 交流 100V で動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。
- (2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。
- (3) 障害等の警報出力をシステム監視装置等に表示できること。

## 3 構造仕様要件

- (1) 本装置は、機械室内に設置すること。
- (2) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (3) 補償時間は 10 分以上とすること。
- (4) 二重化構成とすること。
- (5) 蓄電池種別は、長寿命型とすること。

### 第10-2 無停電電源装置（消防本部・署所用）

#### 1 概要

本装置は、須坂市消防本部及び各署所等に設置される本システムの交流系設備に対して安定した電源を供給するものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 交流 100V で動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給すること。
- (2) 補償対象の機器は、次のとおりとする。
  - ア 署所端末
  - イ 指令情報出力装置（本体）
  - ウ ネットワーク機器（ルータ、L2 スイッチ等）
  - エ 災害情報共有システム端末 等
- (3) 障害等の警報出力をシステム監視装置等に表示できること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (2) 補償時間は 10 分以上とすること。

### 第10-3 直流電源装置（48V 系）

#### 1 概要

本装置は、長野市消防局庁舎に設置される本システムの直流 48V 系設備に対して安定した電源を供給するものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 直流 48V 系の電源設備に接続し、電源供給ができること。
- (2) 整流器及び蓄電池等で構成すること。
- (3) 整流器は n+1 方式とし、各ユニットの容量は本システムを構成する直流-48V 系機器の消費電流以上であること。
- (4) 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
- (5) 障害等の警報出力をシステム監視装置等に表示できること。
- (6) キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) 使用電圧、電流に適した電圧計、電流系又は計測表示パネルを設置すること。
- (2) 架台組込み又はロッカー組込みとし、スペース確保等の設置場所に適した方法とすること。また、耐震性を考慮し、据付設置とすること。
- (3) 停電時、3 時間以上補償すること。

### 第10-4 非常用発動発電機（220KVA）

#### 1 概要

本装置は、長野市消防局庁舎に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給するものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 商用電源停電時に自動で始動できること。

- (2) 自動又は手動で容易に始動できること。
- (3) 過負荷から装置を保護する機能を有していること。
- (4) 異常を自動的に検知し、回路を遮断する機能を有していること。
- (5) 異常時は、ランプ及びブザー等で表示すること。
- (6) 非常用発動発電機が稼働した場合、システム監視装置に通知すること。
- (7) 詳細は、現行に準ずることとし、【別紙 5】現行・非常用発動発電機一覧を参照すること。
- (8) 1階設置の屋外タンクから3階の本装置へ燃料を送るポンプについても更新すること。

### 3 構造仕様要件

- (1) エンジンの排気には空気の汚染対策が施されていること。
- (2) 騒音対策が施されていること。
- (3) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。
- (4) 同じ場所に据付を行う場合、本システムへ切替えるまでの間は既設指令システムに電源を供給すること。
- (5) 庁舎に設置するため、設置場所の床面を必要に応じて補強すること。

## 第10-5 非常用発動発電機 (30KVA)

### 1 概要

本装置は、篠ノ井消防署に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給する。

### 2 機能仕様要件

- (1) 商用電源停電時に自動で始動できること。
- (2) 過負荷から装置を保護する機能を有していること。
- (3) 異常を自動的に検知し、エンジンを停止する機能を有していること。
- (4) 漏電を検知し、回路を遮断する機能を有していること。
- (5) 異常時は、ランプ、ブザー等で通知すること。
- (6) 非常用発動発電機が稼働した場合、システム監視装置に通知すること。
- (7) 詳細は、現行に準ずることとし、【別紙 5】現行・非常用発動発電機一覧を参照すること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 屋外に設置する場合は、屋外設置可能な構造であること。
- (2) エンジンの排気には空気の汚染対策が施されていること。
- (3) 騒音対策が施されていること。
- (4) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。
- (5) 同じ場所に据付を行う場合、本システムへ切替えるまでの間は既設指令システムに電源を供給すること。

## 第10-6 非常用発動発電機 (9.8KVA)

### 1 概要

本装置は、長野市消防局の署所、小布施分署及び高山分署に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給する。

### 2 機能仕様要件

- (1) 本章「非常用発動発電機 (30KVA)」と同等の条件を満たすこと。
- (2) 詳細は、現行に準ずることとし、【別紙 5】現行・非常用発動発電機一覧を参照すること。

### 3 構造仕様要件

本章「非常用発動発電機 (30KVA)」と同等の条件を満たすこと。

## 第10-7 非常用発動発電機 (80KVA)

### 1 概要

本装置は、須坂市消防本部に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給する。

## 2 機能仕様要件

- (1) 本章「非常用発動発電機（30KVA）」と同等の条件を満たすこと。
- (2) 詳細は、現行に準ずることとし、【別紙 5】現行・非常用発動発電機一覧を参照すること。

## 3 構造仕様要件

本章「非常用発動発電機（30KVA）」と同等の条件を満たすこと。

# 第11 避雷設備

## 第11-1 消防局用

### 1 概要

本装置は、長野市消防局に設置し、商用電源等から侵入する誘導雷サージ及び接地雷サージによる破壊衝撃から、本システムを構成する各機器を保護するものである。

### 2 構造仕様要件

#### (1) 耐雷トランス

- ア 商用電源系統への落雷及び誘導雷から各装置を保護できること。
- イ 避雷状況を目視にて確認できること。
- ウ ヒューズ交換を行える構造とすること。
- エ 落雷及び誘導雷による影響が、同一施設内に設置されている他装置に波及しないようにすること。

#### (2) SPD

- ア 電源用高速回線避雷ユニット
  - (ア) 据置型又は配線架等に取り付け可能な構造とすること。
  - (イ) 各装置に供給する電源は、本盤に収容するブレーカを経由して行うこと。
- イ 信号用高速回線避雷ユニット
  - (ア) 配線架又は端子盤取付け型の構造とすること。
  - (イ) 全ての通信回線に実装すること。

## 第11-2 署所用

### 1 概要

本装置は、須坂市消防本部及び各署所に設置し、商用電源等から侵入する誘導雷サージ及び接地雷サージによる破壊衝撃から、本システムを構成する各機器を保護する。

### 2 構造仕様要件

#### (1) 電源用高速回線避雷ユニット

- ア 据置型又は配線架等に取り付け可能な構造とすること。
- イ 各装置に供給する電源は、本盤に収容するブレーカを経由して行うこと。

#### (2) 信号用高速回線避雷ユニット

- ア 配線架又は端子盤取付け型の構造とすること。
- イ 全ての通信回線に実装すること。

# 第12 位置情報通知装置(統合型)

## 1 概要

本装置は、固定電話、携帯電話及び IP 電話による 119 番通報に係る発信者の位置情報を受信し、指令装置にその位置情報を表示するものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) 携帯電話

- ア 119 番通報を受付した際、119 番回線とは別の位置情報送受信回線（IP-VPN 回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信又は発信者番号非通知での通報の場合は、位置情報を要求して取得できること。
- イ 指令台の操作で位置情報を要求できること。
- ウ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。



- (2) 固定電話及びIP電話
  - ア 119番通報を受付した際、位置情報を要求することにより、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信又は発信者番号非通知での通報の場合は、位置情報を要求して取得できること。
  - イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。
- (3) 民間事業者からの通報
  - ア 車両等による民間事業者からの通報（株式会社日本緊急通報サービスが提供するヘルプネット等）通報を受付けた際、位置情報を要求することにより、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）で事業者側から送信される位置情報を受信できること。
  - イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。
- (4) 通報の方式に応じて次のとおり詳細情報が自動出動指定装置等に表示されること。
  - ア 携帯電話
    - (ア) 電話番号
    - (イ) 緯度・経度（世界測地系）
    - (ウ) 誤差半径
    - (エ) 高度（携帯電話事業者により対応が異なる任意情報）
    - (オ) 高度誤差（携帯電話事業者により対応が異なる任意情報）
  - イ 固定電話
    - (ア) 電話番号
    - (イ) 住所コード
    - (ウ) 住所
    - (エ) 番地・号
    - (オ) 肩書き
    - (カ) 氏名カナ
    - (キ) 氏名漢字
  - ウ IP電話
    - (ア) 電話番号
    - (イ) 住所コード
    - (ウ) 住所
    - (エ) 番地・号
    - (オ) 肩書き
    - (カ) 氏名カナ
    - (キ) 氏名漢字
  - エ ヘルプネット
    - (ア) 電話番号
    - (イ) 緯度・経度（世界測地系）
    - (ウ) 誤差半径
    - (エ) 車種
    - (オ) 車体色
    - (カ) 車両登録番号
    - (キ) 通報トリガ
    - (ク) 通報要因
- (5) 発信地要求報告
  - 発信地を要求した結果の報告資料（通信事業者ごとの月別集計表）が、指令員の操作で容易に作成できること。
- (6) 総務省が示す「携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム技

術的条件書」に準拠した位置情報を、消防機関に通知する仕組みを保有する通信事業者からの位置情報受信に対応できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成とすること。また、二重化構成となっている他装置への組込みも可とする。
- (2) IP-VPN網は、「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る発信地位置情報通知用IP-VPNについて（119番の在り方に関する研究懇談会 平成18年12月8日 事務連絡）」で推奨された2社による1回線ずつの2回線で接続すること。  
ア NTT コミュニケーションズ  
イ ソフトバンクテレコム

## 第13 FAX119 受信装置

### 1 概要

本装置は、FAX を利用した緊急通報を受信し、指令台に接続するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) FAXの受信を可視及び可聴にて通知できること。
- (2) FAX受信時、指令台に実装されているディスプレイに内容を表示し、確認できること。  
また、自動的に印刷できること。
- (3) FAXによる緊急通報件数を集計できること。

## 第14 NET 119 受信装置

### 1 概要

本装置は、事前の利用登録が行われている音声による通報が困難な要援護者からの通報を、携帯通信端末（携帯電話、スマートフォン、タブレット、インターネット端末機）からのWEB方式で受理するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 現在、長野市消防局が契約を結んでいるNET119の業者との契約を継続すること。
- (2) 須坂市消防本部管轄の市民の登録も行えること。
- (3) 「119番通報の多様化に関する検討会・報告書（平成29年3月総務省消防庁防災情報室）」の3-2-2 消防本部端末の機能要件(P32-40)に記載されている機能を使用する。
- (4) 緊急通報受信時は、受信警告筒の音（ブザー等）と光（ランプ等）による通知を行うこと。
- (5) 指令室内のプリンタに印字できること。

### 3 構造仕様条件

ファイアウォールを含む。

## 第15 映像通報受信装置

### 1 概要

本装置は、会話による災害地点特定、または傷病者の正確な容態把握等が困難な場合に、スマートフォンにより撮影した映像を表示するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 通報者側に専用のアプリが不要であること。
- (2) 通報者のスマートフォンへSMS(ショートメール等)で映像通報用のURLを発行すること。
- (3) 映像配信はSMSを受信した通報者のスマートフォンのカメラ等を利用して行うこと。
- (4) 専用端末装置にその内容を表示すること。
- (5) 救急隊が所持しているスマートフォン又は端末にも内容を表示できること。

## 第16 本部・署所用情報表示盤

### 1 概要

本装置は、各消防局・消防本部及び各署所の事務室等に設置し、災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うものである。

## 2 機能仕様要件

(1) 次の映像を装置ごとに切換して表示を行う。

### ア テレビ映像

表示盤ごとにテレビチューナーを設置し表示を行う。

### イ 録画再生装置映像

表示盤ごとに録画再生装置（HDD レコーダー）を設置し表示を行う。

### ウ 指令センター配信映像

指令センターからの配信映像を受信し表示を行う。

### エ HDMI 入力

本装置に HDMI で接続した映像を表示する。

(2) 指令センター配信映像は次のとおりとする。

### ア 車両運用情報表示

(ア) 指令装置等と連動して、各消防局・消防本部管内の車両運用状況を表示し、自動更新できること。

(イ) 表示内容は、次のとおりとし、追加・削除・変更が容易に行えること。

- a 署所名
- b 車両名
- c 車両状況

(ウ) 配置転換、移動待機している車両は、現在配置されている署所(配置転換先又は移動待機先の署所)に表示すること。

### イ 支援情報表示

(ア) 指令装置等と連動し、火災件数、救急件数、119 番通報受付件数等を表示できること。また、表示の切替えができること。

(イ) 表示内容は、おおむね次のとおりとすること。

- a 火災、救急件数等及び 119 番着信件数
- b 火災、救急件数や 119 番着信件数を集計した数値が表示できること。
- c 時刻表示

日本標準時を表示する指令装置の親時計と連動し表示すること。

### ウ 気象情報

(ア) 下記の 8 項目を自動的に表示すること。

- a 風向 (16 方位)
- b 最大風速 (m/s)
- c 平均風速 (m/s)
- d 気圧 (hPa)
- e 気温 (°C)
- f 相対湿度 (%)
- g 実効湿度 (%)
- h 日積算雨量 (mm)
- i 警報・注意報等

### エ 掲示板情報

(ア) 管内で発表されている警報・注意報の情報が表示できること。

(イ) 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。

(ウ) 火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。

(エ) 警報・注意報等の情報は、指令センターにて入力した内容を表示できること。

なお、指令センターで入力し、放送操作をした場合、合成音声にて各署所へ連絡トーンとともに放送できること。

### オ 病院収容状況

(ア) 病院名

- (イ) 受け入れ状況
- (ウ) 拒否理由
- (エ) 搬送救急隊 1
- (オ) 搬送救急隊 2
- (カ) 搬送救急隊 3
- (キ) 搬送救急隊 4
- (ク) 搬送救急隊 5

搬送救急隊は、直近の 5 隊とする。

#### カ 各種映像情報

- (ア) 高所監視カメラ映像（長野市役所屋上）
- (イ) 高所監視カメラ映像（今井団地）
- (ウ) 高所監視カメラ映像（須坂市消防本部）
- (エ) 現場映像（タブレット端末映像含む）
- (オ) LASCOM 映像
- (カ) 電子黒板（長野市消防局・総務課/既設）
- (キ) HDMI 端子（指令室）
- (ク) HDMI 端子（災害対策室）
- (ケ) HDMI 端子（長野市消防局 2 階事務所）
- (コ) 操作用 PC で作成した画像又は映像素材
- (サ) 総合防災情報システム

長野市消防局に設置する本装置にて表示できること。

#### (シ) ケーブルテレビ映像

- a 長野ケーブルテレビ（長野市）の映像を長野市消防局庁舎に設置された本装置に表示すること。
- b Goolight（旧須高ケーブルテレビ）（須坂市）の映像を須坂市消防本部、須坂市消防署、小布施分署及び高山分署に設置された本装置に表示すること。

キ ア～オの配色は、視認性の良いものとする。

- (3) 指令センター配信映像は、(2)の素材を指令センターにて複数選択できること。
- (4) 指令センター配信映像は、長野市消防局向けと須坂市消防本部向けの 2 系統とすること。
- (5) 選択された映像を一定間隔で順次表示することができること。
- (6) テロップ表示

ア テロップは、現在表示されている映像の下部に重ねてスクロール表示できること。

イ 長野市総合防災情報システム連携により、警報を受信した場合、自動的に本装置にてテロップ表示を行うこと。

ウ 指令センターより、連絡事項等を入力し、テロップ表示が行えること。

- (7) 指令がかかった署所については、強制的に車両運用情報表示画面に切り替え、出動車両の確認ができること。なお、一定時間経過後、元の画面に戻すこと。

### 3 構造仕様要件

設置場所、ディスプレイサイズ、設置方法等は、【別紙 7】本部・署所表示盤を参照すること。

## 第17 消防警防本部設備

大災害時、長野市消防局庁舎 3 階会議室及び須坂市消防本部 3 階大会議室に設置される消防警防本部にて使用する機器である。

### 第17-1 消防警防本部映像装置

#### 1 概要

本装置は、災害活動支援に必要な各種情報を、消防警防本部に設置の大型表示盤に表示するものである。

#### 2 機能仕様要件

表示内容については、本部・署所用情報表示盤と同様とする。

### 3 構造仕様要件

- (1) 55 型程度の液晶ディスプレイとすること。
- (2) キヤスター付きとすること。

## 第17-2 消防警防本部用電話機

### 1 概要

本装置は、長野市消防局の消防警防本部に設置し各種通話を行うものである。

### 2 機能仕様条件

- (1) 総務課・警防課・予防課・通信指令課の各ダイヤルインの着信を受信できること。課ごとに専用の電話機として良い。なお、通常時は、着信音を鳴らさないこと。
- (2) 外線発信が行えること。
- (3) 内線通話が行えること。(市役所含む)
- (4) 録音装置等にて通話録音を行うこと。

### 3 構造仕様条件

停電時にも通話できる機能を有していること。

## 第18 指揮支援システム

### 1 概要

本装置は、持ち運びに便利なタブレット端末を各指揮隊に配備し、指令センターの情報各現場等で共有するためのものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 指令情報及び災害地点地図の表示(他事案含む。)を行えること。
- (2) 他隊の動態及び位置情報表示を行えること。
- (3) 本章「災害情報共有システム」の内容を表示できること。
- (4) 指令センター、各消防局・消防本部、各署所及び他隊との間で、地図への書込みやタイムライン等による情報共有が行えること。
- (5) 万が一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。  
ア 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。  
イ ID、パスワードにてログイン管理を行えること。  
なお、ID、パスワードの入力は、夜間の災害現場でも容易に入力できるよう考慮すること。
- (6) 水利、防火対象物、危険物施設、警防計画、活動マニュアル等の各種支援情報を容易な操作で閲覧できること。
- (7) ファイルサーバーに格納されている内容を容易な操作で参照できること。
- (8) 車両運用端末装置(Ⅲ型)と連携することにより、その車両の動態を本装置から入力できること。
- (9) 現場映像伝送装置、高所監視カメラの映像を表示できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 管理装置は、将来的な機器増設に容易に対応できること。
- (2) タブレット端末の筐体は10インチ程度とすること。
- (3) 防塵防水対応可能な堅ろう型とすること。
- (4) タブレット端末への情報送受信は、サーバを設置し行うこと。
- (5) データ記録媒体はSSD方式とし、持ち運びの振動を考慮したものであること。
- (6) 屋外での使用でも見やすい高輝度の液晶であること。
- (7) セキュリティを考慮しセキュリティチップを搭載していること。
- (8) 機器が使用者から一定距離が離れた場合に、使用者に対してアラーム音を鳴動させる機構を具備すること。

## 第19 災害情報共有システム

### 1 概要

本装置は、災害情報の一元化及び共有化を図ることにより、広域的な災害の発生時における迅速かつ確実な応急対応行動を支援するため、各種災害情報の登録・管理及び指令装置と連携し、事案情報の取込み登録・管理を行うものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) 基本機能

#### ア ログイン機能

- (ア) Web ブラウザにて閲覧可能な仕組みとすること。
- (イ) ID・パスワードによるユーザー管理が行えること。
- (ウ) ユーザーごとに権限を設定し、表示制限、操作制限が設定できること。
- (エ) IDにより表示可能な情報を制限できること。

#### イ 検索機能

- (ア) 検索条件に合致する結果がない場合、その旨を明示すること。
- (イ) 指定された検索条件から、データベースより該当する情報を一覧表示すること。

#### ウ 帳票出力処理

登録されているマスタデータ等の情報を CSV 形式でファイル出力できること。

### (2) 地図表示機能

ア 本装置で使用する地図の種類及び範囲は、第2章 第5 地図データについてを参照すること。

イ 災害情報を地図上にシンボル表示できること。

ウ 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理でき、任意のレイヤ情報を表示又は非表示に設定できること。

エ 住所や目標物、地図頁、緯度経度等による地点の検索ができること。

オ 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択することにより、マークに登録されている属性情報(文字や画像等の詳細情報)を表示できること。

カ 地図ページの表示ができること。

キ 航空写真の表示ができること。

### (3) 地図操作機能

ア 地図の拡大・縮小・スクロールができること。

イ 本装置で表示されている地図部分を全画面で表示できること。

ウ 同一地点を中心として複数の地図を切替え表示でき、各種地図間を自由に切替え操作できること。

エ スクロールは、ドラッグ&ドロップ及びクリックの操作ができること。

オ 簡単な操作により地図画面でクリックした場所の測地系に基づく緯度経度を確認できること。

カ 本装置で表示されている画面を印刷できること。

### (4) 災害事案・救急事案情報共有機能

#### ア 事案情報表示

(ア) 活動中の災害事案及び救急事案の一覧を表示でき、定期的に表示内容を自動更新できること。また、選択した事案の災害地点と当該事案に出場している車両の位置を地図上に表示できること。

(イ) 活動中及び終了した災害事案において、災害種別、災害住所、指令時刻、事案状態又は表示件数を条件として検索できること。

(ウ) 活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況及び時刻、事案経過等の事案情報を確認でき、一覧又は詳細情報を印刷できること。また、活動中の災害事案は、定期的に表示内容を自動更新できること。また、IDによって情報の表示を制限できること。

(エ) 事案に紐づいた手書きメモ情報等を参照できること。

(オ) 活動中及び終了した災害事案において、表示した地図をイメージデータとして保存し、報告書等に利用できること。

- (カ) 活動中及び終了した事案の情報を日付等で検索し表示できること。また、IDによって情報の表示を制限できること。
- (キ) マニュアル、図面等の支援情報の表示ができること。
- (ク) 事案情報に集結点の位置情報が付加されていた場合、地図上に集結点マークを表示できること。

#### イ 車両状況表示

- (ア) 全車両の最新の車両状況を一覧表示でき、定期的に表示内容の自動更新できること。また、選択した車両の位置を地図上に表示できること。
- (イ) 車両のグループ別に表示できること。

#### ウ 病院情報

- (ア) 病院名
  - (イ) 受け入れ状況
  - (ウ) 拒否理由
  - (エ) 搬送救急隊 1
  - (オ) 搬送救急隊 2
  - (カ) 搬送救急隊 3
  - (キ) 搬送救急隊 4
  - (ク) 搬送救急隊 5
- 搬送救急隊は、直近の 5 隊とする。

### 3 構造仕様要件

- (1) 拡張性を考慮し、本装置は、Web システム方式で構成されること。
- (2) WEB サーバは端末台数に応じて 2 台以上設置し負荷分散を図ること。
- (3) 本システム用プリンタと消防 OA システムに接続し、紙出力ができること。
- (4) 本装置のクライアント端末、指揮支援システム端末、長野市全庁ネットワーク端末及び須坂市全庁ネットワーク端末から接続できるものとする。
- (5) 設置場所は各署所及び長野市消防局の警防課とする。
- (6) 指令情報出力装置からも操作できること。

## 第20 画像・情報伝達装置

### 第20-1 現場映像伝送装置

#### 1 概要

本装置は、災害現場にて撮影した映像を送信し、指令センター、消防局・消防本部、各署所等にて情報共有を行うためのものである。

(株)ソリトシステムズ：Smart-telecaster 相当)

#### 2 機能仕様要件

- (1) 携帯電話回線 (IP-VPN 網) を経由して映像及び音声を送信できること。
- (2) 小型で移動しながら映像送信ができること。
- (3) 現場映像受信装置との間でやり取りするデータを暗号化できること。
- (4) 視聴端末からの音声を、無線型のヘッドセットで聞くことができること。
- (5) 暗い場所では暗視カメラモードに切り替えられること。
- (6) 防火衣に取り付けハンズフリーで撮影できること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) IP66 相当の防滴・防塵性能とすること。
- (2) 三脚に取り付けられること。
- (3) ヘルメットに取り付けられること。
- (4) GoPro マウントに取り付けられること。なお、発注者と協議し必要なマウントを用意すること。

### 第20-2 映像受信装置

#### 1 概要

本装置は、指令室に設置し、複数箇所からの送信されてくる映像並びに音声を選択して受信することにより、指令室の大型表示装置等に選択映像表示する。

## 2 機能仕様要件

- (1) 受信した映像を一覧でプレビュー表示されること。
- (2) 受信した映像を指令室の大型表示盤に表示すること。
- (3) 閲覧用に指定された端末から受信した映像を閲覧できること。
- (4) 映像を閲覧時、撮影場所を位置が地図にて確認できること。
- (5) 閲覧端末と送信装置とで通話ができること。
- (6) 受信した映像及び静止画を本体内のハードディスクに録画できる。

## 3 構造仕様要件

映像受信装置は、指令センターに設置すること。

### 第20-3 高所監視カメラ

#### 1 概要

本装置は、災害状況を早期把握及び消防活動への適切な情報提供を行うために、操作卓から遠隔制御が可能な Web カメラ装置を設置し、映像を収集するためのものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) WEB カメラ型とする。
- (2) H. 264 又は MPEG-4 方式にて高解像度のカラー撮影ができること。
- (3) 拡大倍率は、30 倍程度とすること。
- (4) 半径 4km 程度を監視可能とすること。
- (5) 撮影した映像を操作卓に伝送できること。
- (6) 指令室に設置した操作作用端末に、撮影した映像を伝送すること。
- (7) 自動出動指定装置と連動し、災害種別により、災害地点撮影方向等を制御できること。
- (8) 操作作用端末による操作のほか、ジョイスティックによるカメラ操作を行えること。
- (9) 須坂市消防本部訓練棟に設置する高所監視カメラは、指令センター及び須坂市消防本部で操作できること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) 360 度監視するため、必要に応じて 2 台 1 式とすること。
- (2) 高所カメラの設置場所は今井団地及び須坂市消防本部訓練塔とする。

### 第21 構内電話交換設備

#### 1 概要

本装置は、緊急時等における消防内部の重要通話を確保するために設置するもので、消防指令センター、長野市消防局及び須坂市消防本部の事務用内線を収容し、各回線間及び局線への接続による通話機能を有するとともに、本システムとの接続を可能とするものである。

#### 2 機能仕様要件

##### (1) 電話交換機能

- ア 消防局及び署所との通話はブロードバンド回線により統合できること。
- イ 相互通話ができること。
- ウ 内線から、加入電話回線及び専用回線自動発信通話ができること。
- エ 加入電話回線着信(ダイレクトインライン・ダイヤルイン)、専用回線着信の電話機応答及び内線転送ができること。
- オ 専用回線着信及び専用回線中継ができること。
- カ 光 IP 回線を接続できること。
- キ 特番ダイヤルにより増幅器を起動(ループ方式)した場合及び増幅器へ音声出力する放送トランクを設けた場合は、内線から庁内放送ができること。
- ク 内線に、一般電話機、多機能電話機及び IP 多機能電話機を接続し、各種機能の運用及び通話ができること。



- ケ 内線番号、特番を自由に番号設定できること。
- コ 内線で保留した通話に対して、保留音(メロディ)を送出できること。
- サ 本装置に重要障害が生じた場合は、加入電話回線を定められた内線へ切り換えて  
できること。
- シ 本装置の障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。また、警報  
表示鳴動音の停止、その他鳴動の操作ができること。
- ス 電話機には、全て内線番号を付与できること。
- セ 消防局へ加入電話回線の着信は、時間帯、災害時等のモード切替ができること。
- ソ ダイヤルインについては発信番号機能とすること。
- タ 指令台、指揮台より長野市役所に内線通話できること。
- チ 長野市消防局及び長野市消防局の各署所から、長野市役所へ内線通話ができるこ  
と。なお、長野市役所の電話交換機は、富士通社製。
- ツ 須坂市消防本部及び須坂市消防署から、須坂市役所へ内線通話ができること。な  
お、須坂市役所の電話交換機は、富士通社製。

(2) 電話機機能

- ア 電話交換機が供給する回線機能を全て使用できること。
- イ コールパークボタンを 16 個以上内蔵し、容易に転送等ができること。
- ウ 停電時にも通話できる機能を有すること。
- エ 液晶表示画面を有すること。
- オ ナンバーディスプレイ機能を有すること。
- カ ワンタッチボタンを 16 個以上有すること。
- キ DSS コンソールと連動できること。
- ク 留守番電話の機能を有すること。
- ケ コードレス電話機を通信指令課及び各署所に 1 台設けること。

3 構造概要

(1) 長野市消防局用電話交換機

- ア 通常操作及び点検等の保守管理は、全て前面よりできること。
- イ 制御方式は、蓄積プログラム制御方式であること。
- ウ 通話路方式は、PCM 時分割方式であること。
- エ 内線延長に関しては、NTT 東日本が提供するブロードバンド回線網を経由して接  
続できること。
- オ 回線容量

容量は、おおむね次に示す容量以上とするが、別途発注者と協議すること。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (ア) 加入電話回線線トランク(光 IP 対応)容量  | : 16 回線 |
| (イ) 加入電話回線線トランク(アナログ加入回線)容量 | : 8 回線  |
| (ウ) 内線(一般)容量                | : 34 回線 |
| (エ) 内線(多機能・IP 多機能)容量        | : 16 回線 |
| (オ) 専用回線トランク容量              | : 5 回線  |

(2) 須坂市消防本部用電話交換機

- ア 通常操作・点検等の保守管理は、全て前面よりできること。
- イ 停電時、署所電話交換設備に 30 分以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流  
器を内蔵又は別置すること。
- ウ 回線容量

容量は、おおむね次に示す容量以上とするが、別途発注者と協議すること。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (ア) 加入電話回線線トランク(光 IP 対応)容量  | : 12 回線 |
| (イ) 加入電話回線線トランク(アナログ加入回線)容量 | : 4 回線  |
| (ウ) 内線(一般)容量                | : 22 回線 |
| (エ) 内線(多機能・IP 多機能)容量        | : 8 回線  |
| (オ) 専用回線トランク容量              | : 4 回線  |

(3) 署所用電話交換機

- ア 通常操作・点検等の保守管理は、全て前面よりできること。
- イ 停電時、署所電話交換設備に 30 分以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。
- ウ 回線容量
  - 容量は、おおむね次に示す容量以上とするが、別途発注者と協議すること。
  - (ア) 加入電話回線線トランク(光 IP 対応)容量 : 4 回線
  - (イ) 加入電話回線線トランク(アナログ加入回線)容量 : 4 回線
  - (ウ) 内線(一般)容量 : 16 回線
  - (エ) 内線(多機能・IP 多機能)容量 : 8 回線
  - (オ) 専用回線トランク容量 : 4 回線

## 第22 駆け込み通報装置

### 1 概要

本装置は、各署所の庁舎入り口付近に通報用電話機を設置し、夜間、署所職員の不在時等に住民の駆け込み通報を受け付けるものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 通報者が、簡易な方法（受話器を上げるだけ等）で、指令台へ自動発信を行い緊急通報ができること。
- (2) 指令台で本装置からの着信であることを表示するとともに、通報した署所の位置を地図表示すること。
- (3) 電話機収納 BOX に備えたドアセンサーから電話機収納 BOX の扉開放を検知し、設置されている署所の事務所及び仮眠室に光と音（ブザー）による通知を行うこと。

### 3 構造仕様要件

- (1) 腐食及び経年劣化に耐えうる塗装を施すこと。
- (2) 風雨を考慮し、電話機を防水箱等の中に設置すること。
- (3) 防水箱等は、防水・防滴仕様とし、操作性を考慮した寸法とすること。
- (4) 設置位置は、通報者の視認しやすい位置とすること。詳細は、発注者との協議による。
- (5) 音声回線は VoIP 化できること。

## 第23 支援情報処理装置（消防 OA）

### 1 概要

本装置は、各種データを電子化、効率化及びペーパーレス化し、各種データベースの共有化により迅速かつ確実な消防行政の実現を図り、火災、救急等の事案報告、防火対象物、危険物施設等の予防業務、職員、消防団等の総務管理等の消防行政の支援を行うことを目的とするものである。

なお、使用するサブシステム及びデータ移行の有無については【別紙 9】消防 OA システム業務一覧、作成する帳票については【別冊 2】消防 OA システム 帳票一覧をそれぞれ参照とする。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 基本機能要件

- ア Web アクセス方式のパッケージソフトとすることで、各端末装置の環境に依存されず、ネットワーク接続された各端末装置からインターネットエクスプローラー等のブラウザ機能のみによって容易にアクセス（登録・修正・削除等）可能な仕様で構築されること。また、基本的に各業務の画面操作は同じ操作方法で行えること。
- イ 問合せ等に対応できる検索・照会機能を有すること。また、検索機能にあっては、全入力項目を検索条件の対象とする任意検索機能も有すること。
- ウ データの一元管理が行えること。
- エ 同時アクセス数は、消防 OA システム端末の台数以下とし、拠点ごとにアクセス可能な上限数を制御すること。詳細は、発注者との協議による。

- オ 法令改正により入力項目の追加、帳票変更等が発生した場合は、保守費の範囲でパッケージ改修を行うこと。
- (2) ログイン管理
- ア 利用者 ID 及びパスワードの発行により、操作権限範囲（登録、変更、削除、閲覧及び環境設定）を所属、係、職員ごとに設定できること。
  - イ 操作権限の付与は、サブシステム単位で実施できること。
  - ウ 操作権限の詳細は発注者との協議による。
  - エ アクセスログ（操作ログ）の記録及び管理ができること。
  - オ 一定時間操作を行わなかった場合、もしくは操作開始後一定時間を経過した場合、自動的にログアウトすること。
- (3) データ入力機能
- ア 入力画面の項目は、分かりやすく色分けされていること。
  - イ 入力操作が容易な画面構成とすること。また、組織改変及び人事異動等に伴う設定変更を容易にすること。
  - ウ 報告経緯が必要な場合としてワードパッド等を使用したメモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。また、台帳・報告書等の帳票が出力できること。
  - エ 他の機能で入力した項目を表示する等、入力の容易化を図ること。
  - オ 業務の画面保留が可能であること。
  - カ データの登録時に排他制御を行うこと。
- (4) 自動採番機能
- 採番及び発出番号を必要とする業務においては、自動又は手動で採番が行えること。詳細は、発注者との協議による。
- (5) エラーチェック機能
- ア 入力データに不整合がある場合、その旨をメッセージ表示すること。また、前述した自動ログアウト機能による入力途中のデータ消失防止のため、データ不整合があっても一時的に保存できる機能を有すること。当該データの呼び出し時には、一時保存中データであることが確認できるものとする。
  - イ 本登録する場合は、エラーチェックを自動的に行い、エラー画面が表示されること。また、エラー箇所を容易に把握できること。
  - ウ 職員にてエラーチェック項目の設定及びエラーチェック条件が設定できること。
- (6) 自由入力項目設定機能
- ア 消防側で扱う独自帳票については、職員が操作権限範囲内のデータベースから帳票作成できる機能を有し、システム共通帳票として消防 OA 端末からでも利用が可能であること。また、独自帳票を対話形式で容易に作成できる機能を有すること。なお、作成できる帳票は、統計表形式、台帳形式、報告書形式等とする。
  - イ 消防側で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。また、入力画面の中に、数値・コード・テキスト等の消防独自項目を配置できること。
  - ウ 運用上使用しない項目については、職員側で未使用項目設定が行えること。また、未使用項目である旨を表示できること。
- (7) ダイレクトメール発行機能
- ア ダイレクトメールの宛先を照会又は選択できること。また、選択した宛先をタックシールとして印字出力できること。
  - イ ダイレクトメールの宛先を検索し、一覧リストとして表示及び出力ができること。
- (8) 統計処理機能
- ア 集計処理  
集計結果を Excel シート上に表示できること。
  - イ 集計結果内容の検索  
集計処理を行った結果に対して、対象となったデータを検索できること。
  - ウ 集計処理状況の照会

集計処理を行った結果を、照会リストとして印字出力できること。また、正しく集計されなかった場合等に原因を探索できること。

エ オンライン情報生成

集計処理を行った結果を、次の総務省消防庁のオンライン処理システムで読み込み可能なファイル形式（XML、CSV 等）で出力でき、記憶媒体に保存できること。

(ア) 防火対象物実態等調査オンライン処理システム

(イ) 火災報告オンライン処理システム

(ウ) 救急調査オンライン処理システム

(エ) 救助調査オンライン処理システム

(9) 帳票作成機能

ア 職員により帳票の作成ができること。なお、作成できる帳票は、統計表形式、台帳形式、報告書形式等とする。

イ 帳票設定を入力できること。

ウ 帳票編集条件を入力できること。

エ 印刷条件表を印刷できること。

オ 作成された帳票は、Excel 形式で画面に表示できること。

カ 各業務で管理されているデータを使用し、異なる業務のデータを合わせた帳票を作成できること。

なお、この帳票は、外部ツールによる実現も可とする。

(10) データ出力機能

消防側でデータベースの内容を利用できるよう、データを他のソフトで利用できる共通フォーマット（Excel 等）に変換できる機能を有すること。また、変換機能では、自由に変換項目の設定が行えること。

(11) イメージデータ登録機能

イメージデータ（各種形式）を取込み、台帳情報・報告書情報と紐付けして複数枚のファイルを管理できること。また、台帳・報告書等の帳票とあわせて出力できること。

(12) ヘルプ機能

機能ごとにヘルプ機能を具備すること。

(13) 環境設定機能

ア マスタデータのメンテナンスができること。

イ データ検証機能

データ検証条件を設定し、該当するデータを Excel 形式で出力できること。なお、設定可能なデータ検証条件として、次の 4 種類を備えること。

(ア) 条件入力

「かつ」及び「又は」の条件を設定できること。また、複数設定もでき、入力されていない項目を検索する条件設定もできること。

(イ) 重複データ条件

一つの情報に対し、「日付」等の重複している情報を検索する条件を設定できること。

(ウ) 未登録情報条件

登録されていない情報を検索する条件を設定できること。

(エ) 不一致情報条件

項目の内容が不一致の情報を検索する条件を設定できること。

3 指令装置等との連携機能要件

(1) 指令装置との連動により、災害事案（火災・救助・警戒等）及び救急事案情報を取込み、活動報告書の入力効率化を図ること。

(2) 災害事案については、共通情報、部隊活動情報の取込みが可能であること。共通情報を取込む際、災害種別の変更が可能であること。また、部隊活動情報を取込む際、出場種別の変更が可能であること。

- (3) 救急事案については、基本情報、傷病者情報（統計上必要な項目を含む。）の取込みが可能であること。
  - (4) 防火対象物情報、危険物施設情報、水利管理情報、届出情報等の各種情報を支援情報として自動出動指定装置等で活用できること。また、Web 地図と連動し、水利、対象物等の施設地点の登録が行え、地図等検索装置等で活用できること。
- 4 業務機能要件
- (1) 災害事案管理
    - ア 活動報告業務（火災・救助・その他災害）
      - (ア) 災害活動報告書の入力及び印刷
      - (イ) 部隊活動情報の入力
    - イ 火災調査報告業務
      - (ア) 火災調査報告基本情報の入力
      - (イ) 火災調査報告死者情報の入力
      - (ウ) 火災調査報告負傷者情報の入力
      - (エ) 火災番号の自動採番及び採番リスト印刷
      - (オ) 火災番号採番リスト出力
      - (カ) 火災調査報告の検索・照会
    - ウ 照会リスト出力
      - (ア) 火災調査帳票業務
        - a 火災調査報告書の印刷
          - (a) 火災報告書（国表）の印刷
          - (b) 火災報告書出力
          - (c) 死者の調査表出力
        - b 出火原因分析調査表の印刷
      - (イ) り災証明書業務
        - a り災証明書情報の入力
        - b り災証明書発行状況検索・照会・印刷
  - (2) 救急事案管理
    - ア 活動報告業務
      - (ア) 救急報告の入力
        - a 救急活動報告書入力
        - b 傷病者情報入力
        - c 救急救命処置録出力
        - d 傷病者観察状況入力
        - e 事後検証票出力
      - (イ) 救急報告書の印刷
        - a 救急救命処置録出力
        - b 救急報告の検索・照会
    - イ 搬送証明書業務
      - (ア) 搬送証明書発行
      - (イ) 搬送証明書発行状況の検索・照会・印刷
  - (3) 水利情報管理
    - ア 台帳管理業務
      - (ア) 消火栓台帳の入力
      - (イ) 防火水槽・防火井戸台帳情報の入力
      - (ウ) その他水利台帳の入力
      - (エ) 初期消火用具台帳の入力
      - (オ) 消防水利台帳の検索・照会及び印刷
    - イ 調査管理業務
      - (ア) 調査計画一覧表の印刷

- (イ) 調査結果の入力
- ウ 使用水量業務
  - (ア) 消火栓使用水量の入力
  - (イ) 消火栓使用水量の照会・印刷
- (4) 防火対象物管理
  - ア 建築同意業務
    - (ア) 建築同意申請受付の入力
    - (イ) 建築同意審査情報の入力
    - (ウ) 建築同意審査書・消防用設備等通知書・不同意通知書の印刷
    - (エ) 建築同意処理状況の照会
    - (オ) 建築同意届出等処理状況の照会
  - イ 検査管理業務
    - (ア) 消防用設備等の検査結果情報入力及び印刷
    - (イ) 検査情報の検索及び照会
  - ウ 台帳管理業務
    - (ア) 台帳情報の入力
      - a 敷地情報入力
        - (a) 関係者情報入力
        - (b) 防火管理情報入力
        - (c) 消防訓練状況入力
        - (d) 防火対象物定期点検報告状況・防災管理点検報告状況入力
        - (e) 防火対象物特例認定状況・防災管理特例認定状況入力
        - (f) 届出・申請状況入力
        - (g) 特殊施設情報入力
        - (h) 危険物施設情報入力
 

危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設との紐付けができること。
        - (i) 火災等発生状況入力
 

火災等発生状況の情報は、火災調査情報若しくは災害情報を取込むことができること。
        - (j) 建築同意申請情報取込み
        - (k) 敷地情報印刷
 

全ての棟の査察結果・改善状況を照会できること。
      - b 棟情報入力
        - (a) 階別情報入力
        - (b) 消防用設備等状況入力
        - (c) 階ごと情報入力
        - (d) 設備点検報告状況入力
        - (e) 棟情報台帳印刷
    - (イ) 台帳検索・照会リスト出力
    - (ウ) 台帳複製
    - (エ) 台帳移動
    - (オ) 増改築台帳の更新及び入力
    - (カ) 増改築履歴情報の照会
  - エ 査察管理業務
    - (ア) 査察計画対象物検索・選択
    - (イ) 査察計画の作成
    - (ウ) 査察チェック表・指摘表の印刷
    - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
    - (オ) 経過入力

- (カ) 査察状況の検索及び照会
- オ 違反管理業務
  - (ア) 違反の入力及び印刷
  - (イ) 違反状況の検索及び照会
- カ 届出申請業務
  - (ア) 届出・申請情報の入力
  - (イ) 届出・申請状況の検索及び照会
  - (ウ) 警備会社等の登録
  - (エ) 即時通報等承認の検索及び照会
- (5) 危険物施設管理
  - ア 許可申請業務
    - (ア) 設置許可申請の入力
    - (イ) 変更許可申請の入力
    - (ウ) 他行政庁からの転入許可申請入力
    - (エ) 完成検査申請の入力
    - (オ) 許可申請状況の検索及び照会
  - イ 完前検査業務
    - (ア) 完成検査前検査の入力
    - (イ) 完成検査前検査の検索及び照会
  - ウ 承認申請業務
    - (ア) 仮使用承認申請の入力（受付及び承認）
    - (イ) 仮貯蔵・仮取扱承認申請の入力（受付及び承認）
    - (ウ) 予防規程制度（変更）認可申請の入力
    - (エ) 特定屋外タンク保安検査時期延長の入力
  - エ 設置者管理業務
    - (ア) 設置者情報の入力
    - (イ) 設置者情報の検索・照会・出力
  - オ 台帳管理業務
    - (ア) 敷地情報の入力
    - (イ) 情報の入力
    - (ウ) 査察状況経過情報参照
    - (エ) 火災調査情報及び災害情報の取込み・変更入力
    - (オ) 構造設備明細入力
    - (カ) 台帳検索・照会・出力
    - (キ) 台帳複製
  - カ 査察管理業務
    - (ア) 査察計画の施設選択
      - a 査察計画候補施設情報の入力  
危険物施設情報から検索し、入力できること。
      - b 査察計画施設一覧表出力
    - (イ) 査察計画の作成
      - a 査察計画作成入力  
危険物施設情報画面で選択された危険物施設情報を査察計画候補情報に追加できること。
      - b 査察計画表出力
    - (ウ) 査察チェック表・指摘表の印刷
    - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
    - (オ) 経過の入力
    - (カ) 査察状況の検索及び照会
- キ 違反管理業務

- (ア) 違反の入力
- (イ) 違反履歴台帳の印刷
- (ウ) 違反状況の検索及び照会
- (エ) 届出管理業務
- (オ) 届出情報の入力
- (カ) 届出状況の検索及び照会
- ク 手数料管理業務
  - 手数料明細書及び集計表の印刷
- (6) 講習会管理
  - ア 講習会業務
    - (ア) 講習会情報の入力
    - (イ) 講習会情報の検索及び照会
  - イ 受講者業務
    - (ア) 受講者の入力
    - (イ) 欠席者及び不合格者の入力
    - (ウ) 修了証の印刷
    - (エ) 交付台帳の印刷
    - (オ) 受講者の検索、照会及び修了証の再発行
    - (カ) 受講者情報については、受付用の Excel 形式データを取込めること。
- (7) 届出管理
  - ア 届出情報の登録
    - (ア) 届出情報の種別登録
    - (イ) 届出詳細情報（届出署所、届出番号、受付者、受付年月日、許可番号、届出者の住所・電話番号、実施場所、開始日時・終了日時、作業時間帯、曜日限定、経路探索反映、届出理由、規制種別、緊急通行の可否、停水区域、停水戸数、処理内容、備考等）の登録
  - イ 届出情報の検索・照会・印刷
- (8) 備品資機材管理
  - ア 備品・資機材台帳の入力・印刷
  - イ 保管場所の変更及び入力
    - (ア) 備品・資機材の保管情報（保管替年月日、保管場所、配置区分等）の入力
    - (イ) 保管場所履歴情報の出力
  - ウ 修理状況の入力
  - エ 修理履歴情報管理
- (9) 車両管理
  - ア 車両情報の入力が行えること。（車両登録番号、常備/非常備、車種、メーカー、型式、重量、排気量、燃料種別、艀装内容、保険会社、点検日、重量税等）
  - イ 修理状況の入力
    - 修理を行った場合は、修理履歴情報として情報が管理できること。
  - ウ 車両情報管理
    - (ア) 日常点検・運行状況入力及び日誌印刷（署所毎及び全体）
    - (イ) 補給入力及び補給状況照会
    - (ウ) 月例点検入力及び印刷
    - (エ) 車両別の積載資機材を管理でき、出力できること。
    - (オ) 入力した車両情報を更新表として閲覧・出力できること。
- (10) 職員管理
  - ア 職員管理業務
    - (ア) 職員情報の入力
    - (イ) 職員台帳・名簿の印刷
    - (ウ) 在職年数、勤続年数、年齢等の計算



- (エ) 職員情報の検索・照会
- (オ) 表彰対象者の選定・台帳更新
- (カ) 異動情報の一括更新
- (11) 消防団員管理
  - ア 消防団員情報の入力・印刷  
消防団員情報（所属団、氏名、住所、電話）の入力
  - イ 経歴の入力・印刷  
入隊団経歴、階級経歴、資格経歴、表彰／賞罰等の経歴入力
  - ウ 消防団員台帳及び名簿の検索・照会・印刷
  - エ 出場状況の入力・明細書印刷
  - オ 費用弁償印刷  
個人別、分団別での印刷
  - カ 年報酬入力・支給明細印刷
- (12) 被服管理
  - ア 被服・貸与品情報の入力・印刷
  - イ 実績履歴情報の入力

## 5 構造仕様要件

- (1) 長野市消防局及び須坂市消防本部の管理装置は、別々に設置すること。ただし、仮想化技術により共有することも可とする。
- (2) 障害やメンテナンス等による、長時間の業務停止が発生しないような仕組みとすること。また、業務停止が他の消防局・消防本部に波及しないような仕組みとすること。
- (3) 操作する端末は、長野市全庁ネットワーク端末、須坂市全庁ネットワーク端末、情報共有システム端末及び専用端末とすること。
- (4) セキュリティが保たれていること。

## 第24 放送設備

### 1 概要

本装置は、指令装置と連動した自動指令により、自動的に系統選択を行い消防局・消防本部及び各署所のスピーカーに指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 消防局・消防本部及び各署所に放送用アンプを設置すること。
- (2) 指令情報を受信し指令放送が行えること。また、スピーカーに指令音声を出力できること。
- (3) 指令情報から指令に該当するスピーカー系統の選択制御を行えること。
- (4) スピーカー系統は、複数系統（おおむね5系統以上）の制御ができること。
- (5) スピーカー系統選択については、災害種別や昼夜時間帯によって選択設定が可能であること。
- (6) 指令センターにて、放送先を選択（複数可）し、肉声による業務放送が行えること。
- (7) スピーカーについては、既設流用を可とする。ただし、劣化等により交換が必要な場合は、交換すること。
- (8) 新たにスピーカーの設置が必要な場所にスピーカーを設置する。
  - ア 指令センターに新たに整備される仮眠室。
  - イ その他、新たにスピーカーの設置が必要な場所。詳細は、発注者との協議による。

## 第25 消防ネットワーク機器

### 1 概要

本装置は、コンピュータ系機器を相互接続し、データ通信を可能とするための機器群である。

### 2 機能仕様要件

- (1) 指令系ネットワークは、指令センターネットワーク、消防局・消防本部ネットワーク、署所ネットワーク、WAN ネットワーク及び外部ネットワーク等で構成すること。
- (2) 指令センターネットワーク
  - ア 1Gbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置 (L3 スイッチ、L2 スイッチ) を利用すること。
  - イ L3 スイッチは、二重化すること。また、電源部も二重化すること。
  - ウ L2 スイッチは、セグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoS を設計すること。
- (3) 消防局・消防本部ネットワーク
  - ア 100Mbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置 (L2 スイッチ) とすること。
  - イ L2 スイッチにおいてはセグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoS を設計すること。
- (4) 署所ネットワーク
  - ア 100Mbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置 (L2 スイッチ) とすること。
  - イ L2 スイッチにおいてはセグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoS を設計すること。
- (5) WAN ネットワーク
  - ア 指令センターネットワーク、消防局・消防本部ネットワーク及び各署所ネットワークを接続すること。最大帯域の低減化に努めること。
  - イ 広域イーサネット回線によるネットワーク網とし、必要帯域を考慮した上で、ネットワーク設計を行うこと。
- (6) 外部ネットワーク
  - ア 指令系ネットワークとインターネットとを接続する場合は UTM を介して行うこと。
  - イ 消防救急デジタル無線ネットワークとの接続を配慮すること。
- (7) 携帯電話 IP-VPN
  - ア 指令センターネットワークと電気通信事業者の交換局とを専用線等により接続すること。
  - イ 指令センターネットワークと各現場とを携帯電話 IP-VPN で接続すること。
  - ウ あらかじめ設定されている端末以外の通信を行えないようにすること。
- (8) 救急ワークステーションネットワーク
 

指令センターネットワークと救急ワークステーション設置のルータとを閉域網の LTE 回線で接続できること。
- (9) 庁内イントラネットワーク
  - ア 長野市及び須坂市のイントラネットと接続できること。
  - イ 長野市及び須坂市専用の端末からのみ接続を許可し、長野市消防局・須坂市消防本部に設置するファイアウォールを経由して、長野市庁内イントラネット・須坂市庁内イントラネットのそれぞれに接続できること。
- (10) 音声通信機能
 

指令音声、住民案内等の各種音声を送受信できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 消防ネットワークの接続構成は、【別紙 3】ネットワーク構成図を参照のこと。
- (2) 各マルチレイヤスイッチ装置のポート使用率は 80%程度とし、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
- (3) 各拠点に設置するルータ及びマルチレイヤスイッチ装置は停電対策を施すこと。
- (4) 指令音声及び住民案内の音声は、それぞれの回線を収容する VoIP 装置を別にすること。
- (5) 関連装置はラックに収容すること。
- (6) 構成装置は L3 スイッチ、L2 スイッチ、ルータ、ファイアウォール、ウイルス対策サーバ、ウイルス検疫装置、ウイルス検疫装置用ディスプレイである。

## 第26 セキュリティ装置

### 1 概要

本装置は、円滑な消防指令業務を実現するために、ウイルスや不正アクセス、脆弱性等の脅威から本システムを保護するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) ウイルス対策ソフト管理装置

ア ウイルス対策ソフトと、本システムの管理対象サーバ及び端末のウイルス対策ソフトを管理するサーバを構築すること。対象機器は、おおむね次のとおりとし、詳細は発注者との協議による。

(ア) 消防 OA システムの管理装置及び端末

(イ) 災害情報共有システムの管理装置及び端末

(ウ) 指揮支援システムの管理装置及び端末

イ 本システムの管理対象サーバ及び端末に対して、ネットワーク経由でウイルス対策ソフトを適用できること。

ウ ウイルス対策ソフトは、Web ベースの管理インタフェースを具備し、遠隔操作で設定変更及び管理できる操作性を有しているものであること。

エ ファイルの入出力をリアルタイムに検知し、ウイルス発見時には、駆除、隔離及び削除できること。なお、消防指令業務への影響を考慮し、排他処理（スキャンスケジュール等）を制御すること。

オ ウイルス対策ソフトは容易に管理、制御及びウイルス定義ファイルの更新が行える機能を有し、最新のウイルス定義ファイルに定期的に更新できること。また、ウイルス定義ファイルの取得はファイアウォールにより必要な通信以外は制限すること。

#### (2) その他ウイルス対策装置

ア 任意の記憶媒体（USB メモリ等）の使用によるウイルス感染を防止するために、本システムの各機器を物理的に遮断すること。対象は、発注者との協議による。

イ 無許可の媒体と本システムの構成機器とが接続されないよう、デバイス制御ソフトを導入し、外部記憶媒体等を論理的に遮断すること。対象は、発注者との協議による。

ウ 記憶媒体を使用する場合を考慮し、記憶媒体のウイルスチェックを行う装置を、指令センター及び各消防局・本部に設置すること。また、当該装置はファイアウォール等により必要な通信以外を制限すること。

#### (3) 不正アクセス防止装置

ループや通信データの盗聴を防止するために、ネットワーク機器で予約されていない LAN ポートを物理的に遮断する等の対策をすること。対象は、発注者との協議による。

#### (4) 脆弱性対策装置

ア OS・ミドルウェア等のバージョンを管理できること。対象機器は、おおむね次のとおりとし、詳細は発注者との協議による。

(ア) 消防 OA システムの管理装置及び端末

(イ) 災害情報共有システムの管理装置及び端末

(ウ) 指揮支援システムの管理装置及び端末

イ 対象となる装置類への脆弱性パッチの適用は、手動又は自動で実施できること。

#### (5) 盗難防止対策装置

持ち運びが可能な装置等の盗難を防止するために、セキュリティワイヤーによりロックを施すこと。対象は、発注者の指示による。

### 3 構造仕様要件

(1) ウイルス対策ソフトは、サーバで管理すること。

(2) ポートガードは、専用工具以外での取り外しが行えないこと。

(3) 各装置の統合を可とする。

## 第27 ファイルサーバー

### 1 概要

支援情報検索処理装置（消防 OA）に関連する消防職員の事務処理用データ及び情報共有データを格納するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 長野市消防局、須坂市消防本部それぞれ、支援情報検索処理装置(消防 OA)が稼働する端末から操作した支援情報検索処理装置関連のデータを格納及び参照できること。
- (2) 災害情報共有システム端末及び指揮支援システムから操作した情報共有データを格納及び参照できること。
- (3) サーバへの操作は、自消防局・消防本部のサーバにだけ操作できること。
- (4) 自動バックアップ機能を有すること。

### 3 構造仕様要件

消防局・消防本部ごとにサーバを構築すること。ただし、仮想化技術によりサーバ共有することも可とする。

## 第28 他システム連携

本項に示す各装置との連携・接続に係る当該システムの改修費用については、受注者の負担にて行うものとする。

### 第28-1 消防救急デジタル無線システム連携

#### 1 概要

指令情報システムと長野市消防局・消防救急デジタル無線システム及び須坂市消防本部・消防救急デジタル無線システムを接続する。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 指令情報システムと消防救急デジタル無線の接続は、【別紙 12】消防救急デジタル無線接続図を参照とする。
- (2) 実現させる機能は、【別紙 13】消防救急デジタル無線連携機能（指令システム実装機能）を参照とする。
- (3) 消防指令回線バックアップ  
ア 長野市消防局においては、署所端末装置と受令端末装置を接続し、指令センターとの指令回線が切断した時、無線指令による指令音声の受信を行う。  
イ 須坂市消防本部においては、指令回線切断時に受令端末装置で指令音声を受信した場合、署所端末装置へ接続している庁内アンプの起動、拡声を行う。
- (4) III型車両運用端末回線バックアップ  
ア 長野市消防局においては、車両動態情報や出動指令情報等の消防局～車両間におけるデータ通信にて携帯電話回線が切断した際に、消防救急デジタル無線回線経由によるデータ通信を行う。

### 第28-2 長野市総合防災情報システム連携

#### 1 概要

長野市総合防災システム（以下、「防災情報システム」という。）と自動出動指定装置を連携することにより、迅速かつ効率的な指令管制業務を実現する。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 双方向映像情報連携  
ア 本業務で長野市に設置した高所監視カメラ 2 系統の映像を防災情報システムに配信できること。  
イ 防災情報システムにて設置している高所監視カメラの映像を受信できること。  
ウ 自動出動指定装置との連携により、長野市で火災が発生した場合、防災情報システムの高所監視カメラを災害地点に連動できること。
- (2) 災害案内テキスト出力

ア 出動指令発令時、災害事案経過が設定され経過案内となった時、または案内中事案が終了した時に、WEB 公開用に災害案内テキスト出力を行う。

イ 災害案内テキストは防災情報へ連携され、ポータルサイトの更新や防災メールの配信に利用される。

(3) 気象情報注意報・警報連携

ア 気象注意報及び気象警報のデータを防災情報システムから取り込むことができること。

イ 取り込んだ気象注意報及び気象警報のデータから、長野市消防局管内のデータ及び須坂市消防本部管内のデータを選別すること。

ウ 選別された警報データを対象の事案情報への反映、多目的情報表示盤及び本部・署所用情報表示盤の警報表示部への表示を行うこと。また、本部・署所用情報表示盤へテロップ表示を行うこと。

エ 選別されたデータの管内の管轄署所へ、「警報が発令したため、表示盤を確認してください」等、気象情報が発令された旨、指令回線及び無線回線を介して、各署所・無線回線に連絡を行うこと。

### 第28-3 長野県衛星系防災行政無線設備との接続

1 概要

長野県衛星系防災行政無線設備と指令制御装置を接続し、衛星経由により長野市消防局、長野県庁及び長野県内各消防本部（局）間での音声通話を実現する。

2 機能仕様要件

(1) 指令台及び指揮台のタッチパネルより県防災接続用の専用ボタンを設け、ワンタッチダイヤルにて衛星経由で関係機関へ音声通話接続できること。

(2) 多機能電話機から音声通話接続できること。

### 第28-4 長野市防災無線連携

1 概要

本装置は、火災等の発生時に住民向けにサイレン吹鳴や自動放送を行うために、長野市が所有する同報系防災無線と指令装置とを接続し、火災等の情報伝達を迅速かつ確実にを行うことで、市民サービスの向上を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 防災無線連動装置を設置し接続すること。

(2) 火災放送は、災害事案に連動し、吹鳴パターンにより自動選択されること。

(3) 出動指令に連動した吹鳴要求が行えること。

(4) サイレン吹鳴結果の詳細を表示できること。

(5) 火災等同報無線案内記録書の印字ができること。

### 第29 Jアラート受信装置

1 概要

内閣官房より提供される国民保護法関係情報及び気象庁より提供される緊急地震速報等の情報を受信し、指令員に通知する。また、緊急地震速報を受信した際に、消防局、消防本部、各署所及び車両へその内容を放送するため、Jアラート受信装置と各装置とを接続する。

2 機能仕様要件

(1) 全国瞬時警報システム業務規程第4条第1項及び第2項に定める情報を受信できること。

(2) 受信した情報を画面に表示できること。

(3) 受信時に小型スピーカー等で音声を送出し、警告筒等で通知すること。

(4) 受信した緊急地震速報は、指令回線及び無線回線を介して、各署所・無線回線に通報を行うこと。

(5) 自動放送を行うこと。

(6) 指令中の署所に対しては、指令を優先すること。

- 3 構造仕様要件  
令和7年度から販売が開始される次期受信機であること。

### 第30 救急ワークステーション設備

本装置は、救急ワークステーション（以下、「救急WS」という。）に設置し、待機する救急隊員が操作するものである。また、救急WSが設置された病院内で研修等により動き回る救急隊員に指令情報を伝送するものとする。

#### 第30-1 救急WS用ディスプレイ

- 1 概要  
本装置は、救急WSに設置し、指令情報出力装置、災害情報共有システム、支援情報処理装置（消防0A）を操作するものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 指令情報出力装置機能  
ア 各署所に設置の指令情報出力装置と同等の機能仕様要件を満たすこと。  
イ 指令情報受信時は、受信警告筒の音（ブザー等）と光（ランプ等）による通知を行うこと
  - (2) 災害情報共有システム機能  
各署所に設置の災害情報共有システムと同等の機能仕様要件を満たすこと。
  - (3) 支援情報処理装置（消防0A）機能  
各署所に設置の支援情報処理装置（消防0A）と同等の機能仕様要件を満たすこと。

#### 第30-2 救急WS用プリンタ

- 1 概要  
救急WSに設置し、救急WS用ディスプレイの内容を印刷するものとする。
- 2 構造仕様要件
  - (1) 卓上型とすること。
  - (2) A4、A3用紙に対応すること。

#### 第30-3 ワイヤレスチャイム装置

- 1 概要  
救急WSが設置された病院内で研修等により動き回る救急隊員に指令情報の着信を知らせるものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 救急WS用ディスプレイに接続された警告筒と連動し、指令情報受信時に本装置を振動させると。
  - (2) 病院内での研修等であることを考慮し音での通知では無いこと。
- 3 構造仕様要件
  - (1) 救急隊員の衣服のポケット等に装着できること。
  - (2) 防沫構造とし、病院内での飛沫の影響を受けないものとする。

### 第31 消防データ分析シミュレーション装置

- 1 概要  
本装置は、消防で蓄積されたデータから傾向分析を行い、利活用するものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 活動情報をグラフやマップ等の視覚的にわかりやすい画面に変換し、現状把握、課題発見を支援すること。
  - (2) 救急分析
    - ア 救急事案について、どのエリアで多く発生しているか地図上に表示を行うこと。
    - イ 救急事案について、署所別の出動件数の分析を行うこと。
    - ウ 熱中症に係る救急事案について、地図上に表示を行うこと。
  - (3) 災害分析

- ア 災害事案について、事案が発生した地図上に表示できること。災害の種別により色別で確認できること。
- イ 災害事案について、署所別の出動件数の分析ができること。
- (4) 水利配置  
水利配置状況を地図上に表示を行うこと。
- (5) シミュレーション機能  
地図上に指定した場所に署所を設置した場合の車両到達に関するシミュレーションができること。
- 3 構造仕様要件
  - (1) スタンドアロンで動作すること。
  - (2) データはUSBメモリ等で取り込みを行うこと。

### 第32 仮眠室呼出し

- 1 概要  
本装置は、指令員が指令台より、仮眠室・事務室の指令員に対して呼び出しを行うものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 指令台の通信盤より仮眠室設置されている呼出しベルを鳴動できること。
  - (2) 当直責任者呼び出し用ベルと指令員（全員）の2系統とする。
  - (3) 当直責任者用は、音（ブザー）と光により通知すること。
  - (4) 指令員（全員）用は、音（ブザー）により通知すること。
- 3 構造仕様要件  
仮眠室は、男性用、女性用の2箇所その他、新たに1箇所追加される。

### 第33 署所指令装置

- 1 概要  
大規模災害、自然災害等が発生し、119番通報が輻輳した場合、通報内容を長野市消防局の本署及び須坂市消防本部へ引き継ぎ、各本署、須坂市消防本部にて部隊編成、指令等を行うものである。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 車両選別
    - ア 通報内容、災害地点から、管轄車両にて車両選別が行えること。
    - イ 車両選別は、車両動態、車種、車両の位置から特命選別を行えること。
  - (2) 指令
    - ア 選別した車両へ指令情報を送信できること。
  - (3) 事案管制・事案作成
    - ア 署所指令装置にて、登録されている事案の更新が行えること。
    - イ 消防局・消防本部、各署所へ駆け込み通報等の直接通報の場合、署所指令装置にて事案作成が行えること。
    - ウ 災害点地図の表示が行えること。
    - エ 目標物や高速道路キロポスト等からの災害点確定が行えること。
  - (4) 地図等検索装置機能
    - ア 地図画面からの災害点検索が行えること。
    - イ 災害地点からの災害地点の決定（災害地点逆入力）が行えること。
- 3 構造仕様要件  
ノート型とすること。

### 第34 署落とし用電話機

- 1 概要

本装置は、大規模災害が発生し、119 番回線が、長野市消防局の本署及び須坂市消防本部へ署落としされた場合 119 番回線の受信を行うためのものである。

2 機能仕様要件

大規模災害時に 119 番回線が長野市消防局の鶴賀消防署を除いた各消防署及び須坂市消防本部へ署落としされた場合受信できること。

3 構造仕様要件

停電時にも通話できる機能を有していること。

### 第35 入室管理装置

1 概要

本装置は、指令室、機械室などの電子錠と連動して、生体による認証及びテンキー等による開錠操作が行えること。

2 機能仕様要件

(1) 生体認証及びテンキーによる認証ができること。また、一時的に入退室する必要のあるゲストには、カードで対応すること。

(2) 複数の箇所に設置する場合、認証情報は複数の機器で同期が取れること。

(3) 締め切り、開放の設定ができること。

(4) データのバックアップもできること。

3 構造仕様要件

(1) 設置場所は、次のとおりである。

ア 指令室入口（廊下からの入口）

生体認証、テンキー

イ 指令室入口（通信指令課事務所からの入口①）

生体認証、テンキー、カード

ウ 指令室入口（通信指令課事務所からの入口②）

生体認証、テンキー、カード

エ 庁舎通用口（指令課事務室横）

生体認証、テンキー

### 第36 IP 無線機

1 概要

本装置は、携帯電話LTE回線を使用し、他のIP無線機と通信を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) IP無線機に用いる携帯電話LTE回線は、インターネットアクセス可能とする。

(2) 一斉通信、個別通信、グループ通信ができること。

(3) グループ設定登録等を実施することとし、委託者と協議すること。

(4) 強制切断や割込み操作等ができること。

3 構造仕様要件

(1) バッテリー持続時間は12時間程度とすること。

(2) 装置 1 台当たり、リモートスピーカマイク、充電器、予備バッテリー(大容量型)、ケース、ベルトクリップ等を付属すること。

(3) 充電機能付きスピーカユニットを 1 台付属すること。

### 第37 MDF

1 概要

本装置は、各電話回線及び各装置間を結線する配線架である。

2 構造仕様要件

(1) 機械室等に設置する。

(2) 表示銘板を取り付けること。

(3) マウントフレーム別とすること。



- (4) 1 バーチカルあたり 700P(UCS10 対マガジン)とすること。  
 (5) T 字金具フイドタイプ付とすること。

### 第38 予備品・付属品・調度品等

下表に付属品等を示す。

項	名称	数量	備考
1	付属品		
(1)	指令台用椅子	8 台	肘掛、背もたれ、昇圧式
(2)	事務用椅子	5 台	肘掛、背もたれ、昇圧式
(3)	ワイヤレスヘッドセット	8 台	
(4)	広報用 DVD	50 部	
(5)	広報用パンフレット	2000 部	
(8)	記録用メディア (BD、DVD、CD 等)(1 年分)	必要数	
(9)	収納ラック	必要数	
(10)	分電盤	必要数	
(11)	消耗品、ヒューズ類	必要数	
(12)	空気清浄機	2 台	エアドック相当
(13)	大型加湿器	2 台	Panasonic FE-KXP23 相当
2	予備品		
(1)	ヘッドセット	10 式	
(2)	マウス	10 式	
(3)	マウスパッド	10 式	
(4)	タッチペン	10 式	

## 第5章 据付・調整条件

### 第1 適用

本業務においては、本要件定義書に基づき、十分な資格・経験を持った専門技術者が作業するものとする。受注者は、据付及び調整に関する詳細を発注者と別途協議の上、作業するものとする。

### 第2 設置作業仕様

#### 1 作業範囲

- (1) システム機器の搬入・据付作業
- (2) システム機器の電源線（無停電電源装置経由）、配置線等の配線作業
- (3) システム機器相互間のケーブル施設作業及びWAN・LAN構築作業
- (4) 電源設備（無停電電源装置、直流電源装置等）の据付・接続作業
- (5) 移行切替（各種回線の新設・変更等を含む）作業
- (6) 電気通信事業者分界点（MDF以降）からシステム機器までの配線作業
- (7) 試験及び(1)から(6)までの関連作業
- (8) 対象拠点における石綿含有事前調査
- (9) その他、システムの機能及び業務の完成に必要なと認められる一切の作業

#### 2 手法

- (1) 安全管理を徹底すること。
- (2) 耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮し作業するものとする。
- (3) 本要件定義書に記載されていない事項は、発注者と協議の上、作業するものとする。

#### 3 使用材料

使用するケーブル等の材料は、電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用するものとする。

#### 4 作業計画書

- (1) 次の事項及び発注者が指示する事項について、作業計画書を作成し提出するものとする。
  - ア 安全確保に必要な事項
  - イ 設備事故防止に必要な事項
  - ウ 品質確保に必要な事項
  - エ 工程管理に必要な事項
  - オ 第三者に対する配慮が必要な事項
- (2) 作業の実施に伴い、作業計画書を変更する場合は、変更部分について発注者へ通知するものとする。
- (3) 受注者は指令センター、本部、署所等における作業員の入出管理を行うとともに、入局する作業員名簿を発注者に提出するものとする。

#### 5 移設

- (1) 作業に際して、既設の設備・機器等が配置上支障となる場合は、発注者と協議の上、決定した場所に移設するものとする。
- (2) 移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。
- (3) 移設に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

#### 6 屋内作業

- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は、強固に行うものとする。なお、固定方法は、3度目の更新事業であることを考慮し、建物の構造に影響がないよう工法の検討を行うこと。
- (2) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得るものとする。

## 7 屋外作業

- (1) 作業に際して、配管、配線、範囲、方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得るものとする。
- (2) 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保した上で実施するものとする。
- (3) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得るものとする。

## 8 機器据付作業

### (1) システム機器設置作業

- ア 機器配置は、発注者と協議の上決定するものとする。
- イ 架台設置する機器については、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すものとする。
- ウ ケーブル配線は、床下整理の上、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続の上整理し、系統ごと及び配線ごとに名札表示するものとする。
- エ 本部及び署所に設置する各端末装置は、現在使用している事務所内に据え付けるものとし、必要に応じてOAラック等を設置するものとする。ケーブル配線については、既設配管等を使用するものとするが、既設配管等の利用が行えない場合は新たに敷設すること。
- オ 長野市消防局 3F の消防警防本部へ非常用電源からのコンセント（複数）を敷設すること。
- カ 必要箇所にコンセント増設を施すものとする。
- キ コンセントは、商用電源、非常用電源の配置を工夫すること。また、既設非常用電源のコンセントで白いプレートは赤いプレートに交換すること。
- ク 署所に設置する各設備に必要な電源回路については、受注者において専用回路を設けるものとする。
- ケ 署所の建物構造、周囲の環境を十分に把握した上で発注者と調整を行い作業するものとする。
- コ 指令センターに設置する重要装置については、耐震等の地震対策を施すこと。
- サ 設置場所の環境が、機器の動作に影響を与えないよう工夫すること。

### (2) 車両搭載機器設置作業

災害時に緊急出動するために配備されている車両であることを考慮し、発注者と事前に協議の上、作業時期を決定するものとする。

### (3) その他作業

- ア この要件定義書に記載のない作業等については、発注者と協議の上、本システム及び現行システムに支障がでないよう作業するものとする。
- イ 機器の据付は、耐震を考慮し、原則として固定したボルトで、装置架のチャンネルベースを固定すること。
- ウ 機器（指令台、架、装置等）の床又は、壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮するものとする。
- エ 機器の据付完成後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行うものとする。
- オ 受注者は、システム機器の設置に伴うフリーアクセスフロアの穴埋め作業を行うものとする。
- カ 機器の入れ替え等で、床面等の補修が必要と判断される場合は、補修を行うこと。
- キ 全般的に現行の消防指令システム機器との併設期間があることを考慮すること。
- ク 各消防局・消防本部及び各署所の事務室の既設テレビを非常用電源に接続し、停電時でも情報収集のために視聴できるようにすること。

## 9 配線作業

- (1) 配線は、電線管、ダクト、ケーブルラック等を使用し、フリーアクセスフロア内に整然と行うものとする。

- (2) 誘導の恐れのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないように十分に配慮し作業するものとする。
  - (3) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に作業するものとし、防水処理を施すものとする。
  - (4) 配線の建物内への引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すものとする。
  - (5) 配線の防火区画内への引き込みは、防火処理を施すものとする。
  - (6) 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管、フロアダクト等の内部では接続しないものとする。
- 10 撤去作業及び処分作業
- (1) 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者と協議の上、決定すること。
  - (2) 機器、装置等の床部、壁等のアンカーボルト等のはみ出し部は切断をし、コーキング等により補修すること。
  - (3) 配線撤去後の壁貫通部には穴埋め補修を施し、建物内への引き込み部には防水処理を施すこと。
  - (4) 機器撤去後の床面貫通部には、周囲の床と同等の材料を用いて穴埋め補修を施すこと。
  - (5) 撤去品については、関係法令に則り適正に処理すること。
- 11 作業の報告及び記録
- 受注者は、作業の進行、天候等の状況を示す作業日報及び各作業の要点を撮影した進捗管理を発注者に報告するものとする。
- 12 作業一般
- (1) 作業に際しては、本要件定義書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できるものとする。
  - (2) 作業に際しては、本要件定義書及び発注者の承諾を受けた業務工程表、作業計画書、承諾図に従うものとする。
  - (3) 作業時間
    - ア 受注者は、据付・調整等に係る作業時間を、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、あらかじめ発注者と協議の上決定するものとする。
    - イ 作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。
    - ウ 受注者は、据付・調整等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、あらかじめ発注者に届け出て許可を受けてから行うものとする。
  - (4) 作業通知等
    - ア 作業予定については、1ヵ月以上前までに発注者に通知するものとする。また、作業予定の策定にあたっては、災害等により職員が不在となることを考慮し、余裕のある計画とすること。
    - イ 通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を発注者に通知するものとする。
    - ウ 作業の進捗状況については、日次・週次の報告書により報告するものとする。
    - エ 発注者から指示を受け、これを実施したときは実施報告書により、発注者に報告するものとする。
    - オ 現用設備に影響を与える恐れがある場合は、作業の実施にあたり発注者に連絡の上、その指示を受けるものとする。
- 13 他機関が所管する施設の取り扱い
- 電気、ガス、上下水道等、作業現場周辺の他機関が所管する施設に接近して作業を行う場合は、必要により施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講じるものとし、常に保安点検を行い事故防止に努めるものとする。
- 14 火災防止
- 指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

なお、火気の取り扱いにあたっては、取り扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めるものとする。

#### 15 地域環境等への配慮

地域環境等への影響を配慮するものとし、次に示す事項の徹底を図るものとする。

- (1) 作業実施にあたっては、態度、服装等に配慮するものとし、必要に応じて作業腕章を装着するものとする。
- (2) 作業に伴う騒音及び振動に対しては、騒音規制法及び振動規制法を遵守するものとし、生活環境の保全に努めるものとする。
- (3) 作業にあたっては、建設副産物発生抑制及び再資源化の促進に努めるものとする。
- (4) 作業に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄方法・廃棄場所等について定められた方法により適切に処理するものとし、建設廃棄物による事故防止に努めるものとする。
- (5) 建設副産物の運搬・処分等にあたっては、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出を生じさせないよう適切に処置するものとする。

#### 16 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正な処理について、発注者から指示を受けた場合は関係書類を提出するものとする。

#### 17 石綿含有調査

- (1) 本業務におけるシステム据付及び調整に関する作業に先立ち、当該建築物等における作業の安全性の確認のため石綿（アスベスト）含有建材の使用の有無についての事前調査を行い、発注者に対して調査結果を提示するものとする。詳細は発注者と協議の上、決定すること。また、関係法令に則り、関係機関への報告・届け出等、適切な対処を迅速に行うこと。
- (2) 参考資料として【別紙 14】石綿含有調査参考一覧を参照すること。
- (3) 調査において必要とする資料等については、受注者の求めに応じて発注者より提供する。
- (4) アスベストが含有していると判明した拠点について、除去等に係る費用は、発注者が負担する。
- (5) アスベストが含有していた場合に除去等の予算要求に対応するため、本事業契約後速やかに調査を行うこと。

### 第3 安全仕様

#### 1 基本事項

- (1) 受注者は、作業等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関連法規及び規則等に従い、主任技術者を責任者とし遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災、盗難その他事故防止について十分に留意するものとする。
- (2) 安全対策については、過去の事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測を行うものとする。
- (3) 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。
- (4) 受注者は、作業に伴う災害及び公害の防止については、関連法規、規則等に従い適切に処置するものとし、特に次の事項を遵守するものとする。
  - ア 第三者に災害を及ぼさないこと。
  - イ 公害の防止に努めること。
  - ウ 現場を管理する者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については発注者と協議すること。
  - エ 豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。

オ 万が一、災害又は公害が発生した場合は直ちに作業を中止し、適切な処置を講ずるとともに、その経緯（状況、原因、経過、対処等）を遅滞なく発注者に文書で報告すること。

なお、この処置については受注者の責任において処理すること。

## 2 人身事故の防止

### (1) 人身事故

#### ア 保安施設

作業現場の環境に適合した保安施設を設置し、常に点検及び補修を行うものとする。

#### イ 安全装備及び安全器具

作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適正に使用するものとする。

#### ウ 交通事故の防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理を行うなど交通阻害・交通事故の防止に努めるものとする。

#### エ 作業用機械等

作業用機械等は常に点検・整備するとともに適正に使用するものとする。

また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ、傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な作業に努めるものとする。

#### オ 仮設構造物

仮設構造物は、作業中の条件に十分耐え得る構造とし、常に点検・補修を行うものとする。

#### カ 転落防止

高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用するものとする。

また、高所作業、開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講じるものとする。

#### キ 重量物、長尺物等の取り扱い

運搬、搬入及び搬出における取扱いは、荷崩れ、落下等が生じないように慎重に行うものとする。

#### ク 感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器及び絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講じるものとする。

#### ケ ガス中毒、酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業では、換気及びガス測定を行う等、ガス中毒、酸素欠乏等による事故防止に努めるものとする。

#### コ 危険物の取り扱い

劇毒物、揮発油、火薬類等の取り扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めるものとする。

#### サ 作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理・整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。

#### シ ガス爆発による事故の防止

電源設備の設置作業にあつては、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止策を講じること。

### (2) 人身事故発生時の措置

ア 作業の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図るものとする。

イ 人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに発注者に報告するものとする。

ウ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

エ 発生した事故の原因、内容その他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに発注者へ提出するものとする。

### 3 設備事故

#### (1) 設備事故の防止

本部、署所及び関連施設の設備並びに作業現場周辺の構造物を損傷しない、又は現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めるものとする。

#### (2) 設備事故発生時の措置

ア 設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに発注者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めるものとする。

イ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

ウ 発生した事故の原因、内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに発注者へ提出するものとする。

## 第4 その他

### 1 連絡調整、工程会議等

(1) 受注者は、発注者に協力し、作業に際して本業務に係る全ての関係者との連絡調整を行うものとする。

特に、電気通信事業者とは119番回線、その他の専用回線等と本システムの接続に関して未接続部分が生じないよう、関連法規、規則等によりその分界点を明確にするものとする。

(2) 発注者の指示のもと、定期的に工程会議を開き、発注者及び関係者との十分な調整を行い作業するものとする。

(3) 工程会議において発注者及び関係者と調整した事項並びにその結果、指示事項等を記録し、工程会議後、5営業日以内を目処に発注者へ提出するものとする。

### 2 作業状況写真

(1) 作業前、作業中、作業後、作業上隠蔽となる箇所及び主要な作業状況の写真を撮影し、アルバム等に整理して記憶媒体等とともに発注者へ提出するものとする。

(2) 完成検査前であっても、発注者の求めに応じ作業状況の写真を提出すること。迅速に対応できるよう、撮影した写真は整理しておくこと。

### 3 感染症対策

(1) 新型コロナウイルス対策を実施し、作業をすること。

(2) 罹患者及び罹患者の疑いが発生した場合は、発注者に速やかに報告すること。

## 第6章 契約不適合責任対応条件

### 第1 基本事項

- 1 要件定義書及び提案書との不一致（以下「契約不適合」という。）がある場合は、当該事項について追完対応するものとする。ただし、次の場合は適用除外とする。
  - (1) 発注者又は発注者の指名した第三者による輸送又は移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
  - (2) 発注者又は発注者の指名した第三者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
  - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼働を常時保持できるものとする。
- 3 受注者は安定稼働を確認できるまで、緊急事態に対応できるよう、技術者等を近隣に配備する等の即時対応が可能な体制とすること。
- 4 契約不適合責任対応の対象は、本業務で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。
- 5 ソフトウェア等に起因する不具合は、プログラム修正等の対策を行うものとする。ただし、契約不適合以外でのプログラム改修は、適用除外とする。
- 6 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを発注者・受注者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立するものとする。
- 7 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 8 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応ができる体制を構築するものとする。
- 9 点検業務は含まないものとする。

### 第2 技術員の派遣

- 1 受注者は、発注者から装置の契約不適合による故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、発注者からの連絡後、技術者派遣等の対策について、情報伝達の迅速化に努めるものとする。

### 第3 契約不適合責任対応

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、要件定義書及び提案書の内容と最良の状態を維持するものとする。

- 1 契約不適合についての対応
- 2 契約不適合についての対応は、通信指令業務の特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施するものとする。
- 3 契約不適合についての追完対応範囲
- 4 契約不適合についての追完対応範囲は次のとおりとする。なお、ハードウェアのみでなく、ソフトウェアについても追完対応範囲とする。
  - (1) 故障復旧対応
  - (2) 故障情報管理
  - (3) 故障情報提出
- 5 契約不適合についての対応方法
  - (1) 随時対応
    - ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先及び担当者を発注者に事前に報告するものとする。
    - イ 運用に伴い、発注者と受注者の連絡用（障害報告・事務連絡等）にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。



- (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに発注者への作業報告書等を提出するものとする。

#### **第4 対応期間**

本章記載による対応期間は、本業務完了後1年間とし、以降は保守業務契約による対応とする。ただし、故意又は重過失によることが明らかな場合は、法令とおり発注者が契約不適合を知り得た日から1年以内に受注者に通知すれば代金の減額請求・損害賠償請求等の権利行使ができるものとする。

以 上

# 高機能消防指令情報システム 更新整備業務

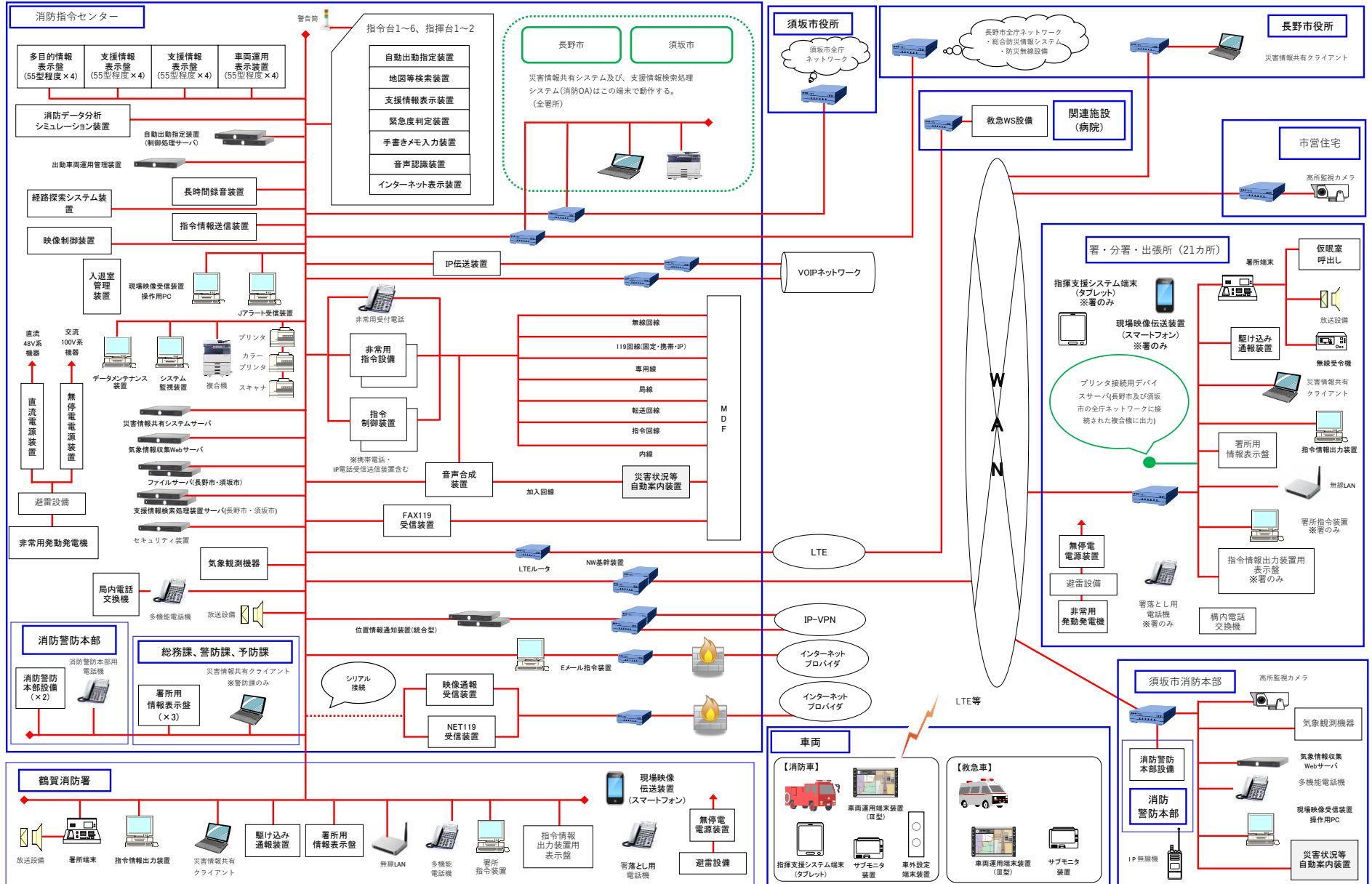
要件定義書

**【別紙】**

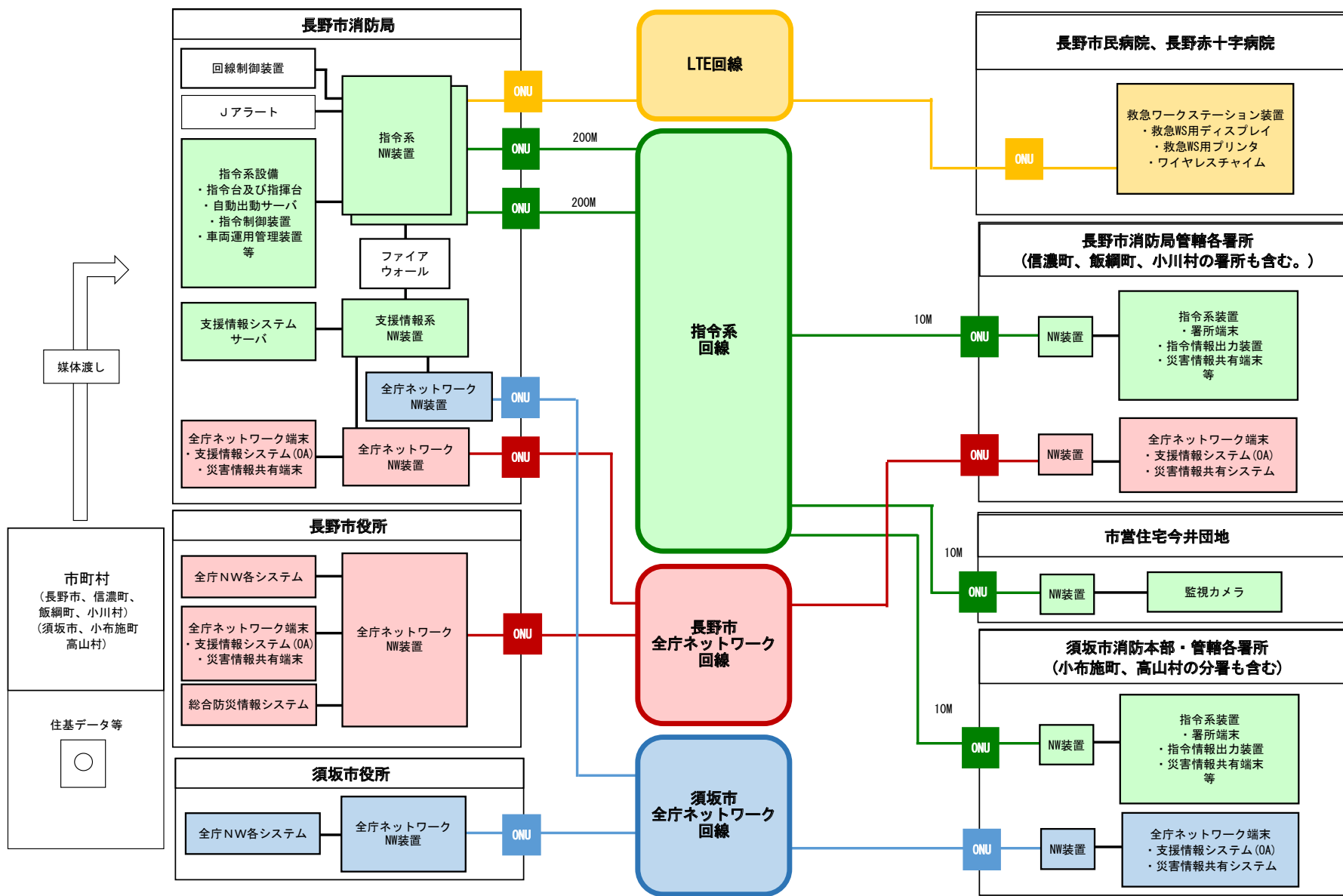




【別紙2】システム全体構成図



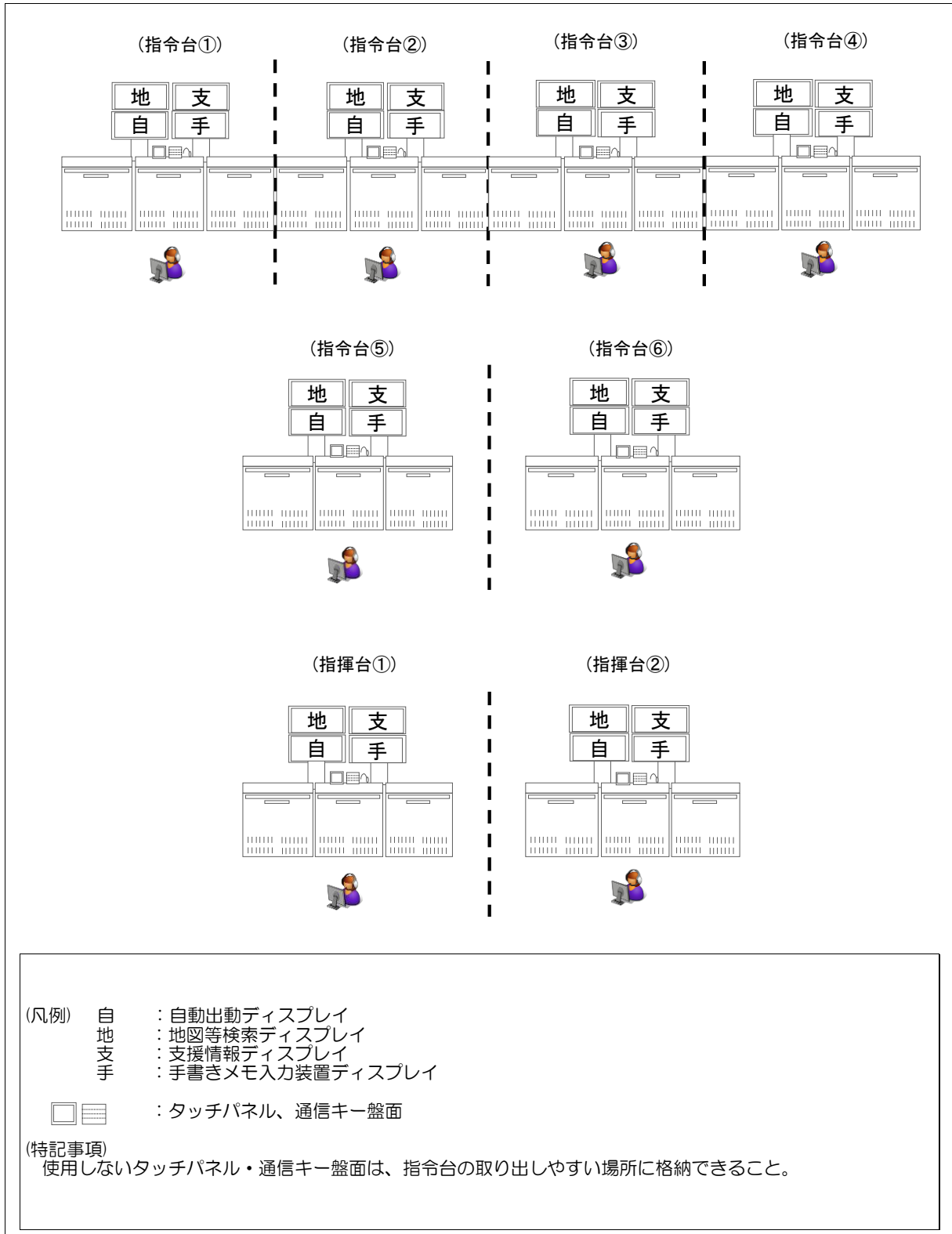
【別紙3】ネットワーク構成図



## 【別紙4】 指令台運用モード

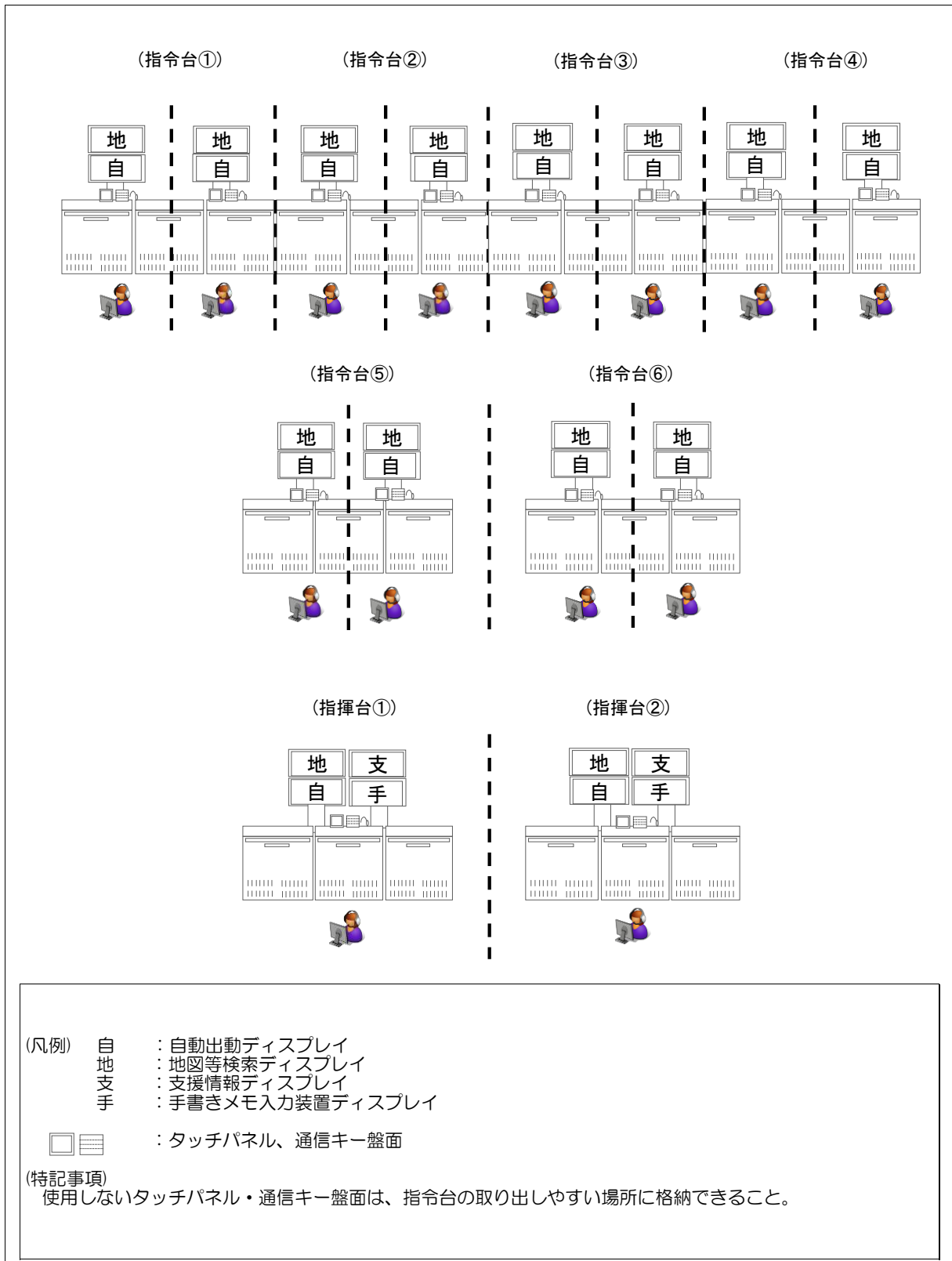
(通常モード)

(通常モード・6受付+2受付)



(輻輳モード)

(輻輳モード・12受付+2受付)





## 【別紙5】 現行・非常用発動発電機一覧

	拠点名	設置場所	メーカー	型式	製造年月	発電容量	燃料消費量 (a) ※1	燃料の 種別	燃料タンク 容量(b)	最大稼働 時間 ※2	更新区分	備考
1	長野市消防局	庁舎内3階	ヤンマー	AUTOPACK AP220A	2004年6月	220KVA	54 L	軽油	4000 L	74h (3日)	更新	85dbタイプ
	(1) 中央消防署	庁舎北東	ヤンマー	AUTOPACK AP115C	2016年11月	105KVA	5.0 L	軽油	990 L	36.6h	既設流用	
	① 安茂里分署	庁舎内北側	デンヨー	DCA-10SPX	2002年	9.8KVA	3.8 L	軽油	191 L	50.2h	更新	製造月の記載なし
	② 七二会分署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年5月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	85dbタイプ
	③ 飯綱分署	庁舎北西 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	④ 鬼無里分署	庁舎西 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	(2) 鶴賀消防署											長野市消防局と兼用
	① 若槻分署	庁舎北 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年5月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	② 柳原分署	庁舎西 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年5月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	③ 東部分署	庁舎西	ヤンマー	AUTOPACK AP25C	2012年8月	9.8KVA	5.2 L	軽油	198 L	38.0h	既設流用	
	④ 豊野分署	支所2階北西	ヤンマー	YAP200G	1998年9月	150KVA	35.2 L	灯油	190 L	5.3h	既設流用	
	(3) 篠ノ井消防署	庁舎東 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP35A	2003年2月	30KVA	10.5 L	軽油	191 L	18.1h	更新	75dbタイプ ※3
	① 更北分署	庁舎北 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年5月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	② 塩崎分署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年5月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	(4) 松代消防署	庁舎南西 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	① 若穂分署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	(5) 鳥居川消防署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	① 信濃町分署	庁舎北東 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	(6) 新町消防署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2004年4月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.3h	更新	
	① 小川分署	庁舎南 屋外キュービクル	ヤンマー	AUTOPACK AP25A	2005年9月	9.8KVA	4.1 L	軽油	198 L	48.2h	更新	小川町役場内
2	須坂市消防本部	庁舎内北東	ヤンマー	AP80A-6S	2002年9月	80KVA	19.3L	軽油	830L	43.0 h	更新	
	(1) 須坂市消防署											本部と同一
	① 小布施分署	屋外	ホンダ	EU55is	2011年	5.5KVA	3.0 L	ガソリン	18L	6 h	更新	※4
② 高山分署	屋外	ホンダ	EU56is	2011年	5.5KVA	3.0 L	ガソリン	18L	6 h	更新	※4	

※1 1時間あたり最大消費量

※2 タンク容量(b) / 1時間当たり最大消費量(a)

※3 燃料タンク30Lも設置されているが使用しない。

※4 須坂市消防本部の小布施分署及び高山分署については上記の現行ではなく、長野市消防局各署の9.8KVAと同等の機器を導入する。

## 【別紙6】 指令室表示盤映像

項	表示内容	出力先				備考
		(※1) 車両運用 表示盤	(※1) 支援情報 表示盤①	(※1) 支援情報 表示盤②	(※1) 多目的情報 表示装置	
入力元	1 車両一覧	○	○	○	○	
	2 気象情報	○	○	○	○	
	3 災害件数	○	○	○	○	
	4 掲示板	○	○	○	○	
	5 病院収容状況	○	○	○	○	
	6 自動出動画面	○	○	○	○	指令台1～6、指揮台1, 2
	7 地図検索画面	○	○	○	○	指令台1～6、指揮台1, 2
	8 支援情報画面	○	○	○	○	指令台1～6、指揮台1, 2
	9 緊急度判定画面	○	○	○	○	指令台1～6、指揮台1, 2
	10 高所監視カメラ映像 (防災情報システム)	○	○	○	○	
	11 高所監視カメラ用レコーダ (防災情報システム)	○	○	○	○	
	12 タブレット端末映像 (現場映像)	○	○	○	○	
	13 監視カメラ映像	○	○	○	○	
	14 ケーブルテレビ	○	○	○	○	
	15 LASCOM ×5	○	○	○	○	
	16 長野市総合防災情報システム	○	○	○	○	
	17 TV映像	○	○	○	○	
	18 録画再生機器	○	○	○	○	
	19 HDM I 指令室	○	○	○	○	
	20 HDM I 災害対策室	○	○	○	○	
	21 電子黒板(総務部手配品)	○	○	○	○	

凡例)○：表示（選択による）、-：非表示

(※1)55型液晶×4面、単面表示及び4面拡大表示が行えること。

## 【別紙7】 本部・署所用表示盤

ID	設置場所／他		表示盤 種類サイズ他	設置 方法	備考
1	消防局	消防局(総務課) 2F事務室	55型相当液晶	天井吊下	
2		消防局(警防課) 2F事務室	55型相当液晶	天井吊下	
3		消防局(予防課) 2F事務室	55型相当液晶	天井吊下	
4	中央消防署	中央消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
5		安茂里分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
6		七二会分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
7		飯綱分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
8		鬼無里分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
9	鶴賀消防署	鶴賀消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
10		若槻分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
11		柳原分署 事務所	55型相当液晶	壁掛	
12		東部分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
13		豊野分署 事務所	43型相当液晶	天井吊下	
14		豊野分署 2F仮眠室	ワイド液晶21型以上 ディ スプレイ	OAテーブル設置	
15	消防ノ署井	篠ノ井消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
16		更北分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
17		塩崎分署 事務所	55型相当液晶	壁掛	
18	消防代	松代消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
19		若穂分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
20	鳥居川消	鳥居川消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
21		信濃町分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
22	消防新町	新町消防署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
23		小川分署 事務所	40型相当液晶	天井吊下	
24	消防須坂市	須坂市消防署 事務所	75型相当液晶	壁掛	
25		小布施分署 事務所	55型相当液晶	天井吊下	
26		高山分署 事務所	55型相当液晶	据え置き	

## 【別紙8】 消防警防本部映像装置

ID	設置場所／他		表示盤 種類サイズ他	設置 方法	備考
1	長野市消防局	消防警防本部 3F会議室	55型相当液晶	キャスター付架台設置	
2		消防警防本部 3F会議室	55型相当液晶	キャスター付架台設置	
3	須坂市消防本部	消防警防本部 3F会議室	55型相当液晶	キャスター付架台設置	

## 【別紙9】 指令情報出力装置

ID	設置場所／他			表示盤 種類サイズ他 (※2)	設置方法 (※3)	備考
1	中央消防署	中央消防署 出動準備室	指令情報出力装置本体	55型相当液晶	天井吊下又は壁掛	ディスプレイサイズ横幅1700mm以内
2		安茂里分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
3		七二会分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
4		飯網分署 出動準備室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
5		鬼無里分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
6	鶴賀消防署	鶴賀消防署 出動準備室	指令情報出力装置本体	32型相当液晶	OAテーブル設置	ディスプレイサイズ横幅800mm以内
7				40型相当液晶	天井吊下又は壁掛	高さが狭いため、斜め設置が必要？
8		若槻分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
9		柳原分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
10		東部分署 出動準備室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
11		豊野分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
12		豊野分署 2F仮眠室		ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	※1
13	消防ノ署井	篠ノ井消防署 出動準備室	指令情報出力装置本体	55型相当液晶	OAテーブル設置	ディスプレイサイズ横幅1060mm以内
14		更北分署 出動準備室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
15		塩崎分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
16	消防松代	松代消防署 事務室	指令情報出力装置本体	55型相当液晶	天井吊下又は壁掛	
17		若徳分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
18	鳥居川消防署	鳥居川消防署 事務室	指令情報出力装置本体	32型相当液晶	OAテーブル設置	ディスプレイサイズ横幅900mm以内
19		鳥居川消防署 出動準備室		ワイド液晶24型以上	OAテーブル設置	ディスプレイサイズ横幅600mm以内 ※1
20		信濃町分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
21	消防新町	新町消防署 事務室	指令情報出力装置本体	55型相当液晶	OAテーブル設置	ディスプレイサイズ横幅1400mm以内
22		新町消防署 出動準備室		32型相当液晶	天井吊下又は壁掛	ディスプレイサイズ横幅800mm以内 ※1
23		小川分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶21型以上	OAテーブル設置	
24	消防須坂市	須坂市消防署 出動準備室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶24型以上	OAテーブル設置	
25		須坂市消防署 出動準備室		32型相当液晶	天井吊下又は壁掛	※1
26		小布施分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶24型以上	OAテーブル設置	
27		高山分署 事務室	指令情報出力装置本体	ワイド液晶24型以上	OAテーブル設置	

※1 指令情報出力装置1台から、映像を分岐して表示する。また、2台目の表示盤の付近にマウスを延長し、操作を行えること。

※2 大型表示盤は、設置場所により、サイズ変更の可能性あり。

※3 天井吊り、壁かけは、現地確認後、決定する。

【別紙10-1】車両一覧(長野市)

所属	種別	名称	車載端末 Ⅲ型	サブ モニタ	車外設定端末装置		備考	
					2箇所	1箇所		
消防局	その他	長野指揮1						
	その他	長野指揮3						
	その他	無線中継車						
	その他	長野燃料補給車						
	その他	指令室	○				新規設置	
中央消防署	司令車	中央指揮1	○	○				
	タンク車	中央1	○		○			
	梯子車	長野梯子2	○					
	救助工作車	中央高度3	○					
	救急車	中央救急1	○	○				
	救急車	中央救急2	○	○				
	救急車	中央救急3	○	○			令和7年度導入予定	
	救助工作車	中央高度1	○					
	ポンプ車	中央2	○		○			
	その他	人員輸送						
	その他	水防車						
	その他	中央予防1						
	その他	中央予防2						
	その他	中央広報1						
	安茂里分署	タンク車	安茂里1	○		○		
		ポンプT車	安茂里2	○		○		
		救急車	安茂里救急1	○	○			
		その他	安茂里広報1					
	七二会分署	タンク車	七二会1	○		○		
		ポンプ車	七二会2	○		○		
		救急車	七二会救急1	○	○			
		その他	七二会予防1					
	飯綱分署	タンク工作車	飯綱1	○		○		
		ポンプ車	飯綱2	○		○		
		救急車	飯綱救急1	○	○			
		その他	飯綱予防1					
	鬼無里分署	ポンプ車	鬼無里2	○		○		
		救急車	鬼無里救急1	○	○			
		その他	鬼無里予防1					

【別紙10-1】車両一覧(長野市)

所属	種別	名称	車載端末 Ⅲ型	サブ モニタ	車外設定端末装置		備考	
					2箇所	1箇所		
鶴賀消防署	鶴賀消防署	司令車	鶴賀指揮 1	○	○			
		ポンプ車	鶴賀 2	○		○		
		梯子車	長野梯子 1	○			○	
		救急車	鶴賀救急 1	○	○			
		救急車	鶴賀救急 2	○	○			
		救急車	鶴賀救急 3	○	○			
	若槻分署	タンク車	若槻 1	○		○		
		ポンプ車	若槻 2	○		○		
		救急車	若槻救急 1	○	○			
		その他	若槻広報 1					
	柳原分署	ポンプ車	柳原 1	○		○		
		ポンプ車	柳原 2	○		○		
		救急車	柳原救急 1	○	○			
		その他	津波大規模風水害対策車					
		その他	柳原予防 1					
	東部分署	化学車	長野化学 1	○		○		
		ポンプ車	東部 2	○		○		
		水槽車	長野水槽 1	○			○	
		救急車	東部救急 1	○	○			
		その他	東部広報 1					
	豊野分署	ポンプ車	豊野 1	○		○		
		救急車	豊野救急 1	○	○			
		その他	豊野予防 1					
	篠ノ井消防署	篠ノ井消防署	司令車	篠ノ井指揮 1	○	○		
			救助工作車	篠ノ井救助 1	○		○	
			ポンプ車	篠ノ井 2	○		○	
			水槽車	長野水槽 2	○			○
梯子車			長野屈折 1	○				
救急車			篠ノ井救急 1	○	○			
救急車			篠ノ井救急 2	○	○			
その他			篠ノ井予防 1					
更北分署		タンク車	更北 1	○		○		
		ポンプ車	更北 2	○		○		
		救急車	更北救急 1	○	○			
		その他	長野支援車					
		その他	長野資機材	○			新規設置	
		その他	更北広報 1					
塩崎分署		タンク車	塩崎 1	○		○		
		ポンプ車	塩崎 2	○		○		
		救急車	塩崎救急 1	○	○			
		その他	塩崎広報 1					

【別紙10-1】車両一覧(長野市)

所属	種別	名称	車載端末 Ⅲ型	サブ モニタ	車外設定端末装置		備考		
					2箇所	1箇所			
松代消防署	松代消防署	司令車	松代指揮1	○	○				
		タンク工作車	松代1	○		○			
		ポンプ車	松代2	○		○			
		救急車	松代救急1	○	○				
		救急車	松代救急2	○	○				
		その他	松代予防1						
		その他	松代予防2						
	若穂分署	ポンプ車	若穂1	○		○			
		ポンプ車	若穂2	○		○			
		救急車	若穂救急1	○	○				
		その他	若穂広報1						
	鳥居川消防署	鳥居川消防署	司令車	鳥居川指揮1	○	○			
			タンク工作車	鳥居川1	○		○		
			ポンプ車	鳥居川2	○		○		
救急車			鳥居川救急1	○	○				
救急車			鳥居川救急2	○	○				
その他			鳥居川予防1						
信濃町分署		タンク工作車	信濃町1	○		○			
		ポンプ車	信濃町2	○		○			
		救急車	信濃町救急1	○	○				
		その他	信濃町予防1						
新町消防署	新町消防署	司令車	新町指揮1	○	○				
		ポンプ工作車	新町1	○		○			
		キャブス	新町2	○		○			
		救急車	新町救急2	○	○				
		救急車	新町救急1	○	○				
		その他	新町予防1						
	小川分署	ポンプ車	小川1	○		○			
		救急車	小川救急1	○	○				
		その他	小川予防1						

装置名称	機器数量	
車両運用端末装置(Ⅲ型)	76	式
サブモニタ	33	式
車外設定端末装置(2箇所)	34	式
車外設定端末装置(1箇所)	3	式



【別紙10-2】車両一覧(須坂市)

所属	種別	名称	車載端末 Ⅲ型	サブ モニタ	車外設定端末装置		備考	
					2箇所	1箇所		
須坂市消防本部	須坂消防署	指令車	須坂指令 1	○	○			車外設定機不要
		指令車	須坂指令 2	○				新規設置
		指令車	須坂指令 3	○				新規設置
		タンク車	須坂タンク 1	○		○		
		ポンプ車	須坂ポンプ 2	○		○		
		ポンプ車	須坂ポンプ 3	○		○		
		救助工作車	須坂救助 1	○		○		
		化学車	須坂化学 1	○		○		
		水槽車	須坂水槽 1	○			○	
		はしご車	須坂屈折 1	○				新規設置
		救急車	救急須坂 1	○	○			
		救急車	救急須坂 2	○	○			
		救急車	救急須坂 3	○	○			
		支援車	須坂支援 1	○				新規設置
	防災指導車	(須坂広報 1 予定)	○				新規設置、2024年度無線機設置予定	
	小布施分署	指令車	小布施 1	○				新規設置
		救急車	救急小布施 1	○	○			
		ポンプ車	小布施ポンプ 1	○		○		
		タンク車	小布施タンク 1	○		○		
高山分署	指令車	高山 1	○				新規設置	
	救急車	救急高山 1	○	○				
	ポンプ車	高山ポンプ 1	○		○			

装置名称	機器数量	
車両運用端末装置(Ⅲ型)	22	式
サブモニタ	6	式
車外設定端末装置(2箇所)	8	式
車外設定端末装置(1箇所)	1	式

【別紙11】 消防OAシステム業務一覧

項	業務名称	長野市消防局		須坂市消防本部		備考
		導入業務	データ移行(※2)	導入業務	データ移行(※2)	
1	災害事案管理	○	○	○	○	
2	救急事案管理	○	○	○	○	
3	水利情報管理	○	○	○	○	
4	防火対象物管理	○	○	○	○	
5	危険物施設管理	○	○	○	○	
6	講習会管理	○	○	○	—	
7	届出管理	○	○	○	—	
8	備品資機材管理	○	○	○	—	
9	車両管理	○	○	○	—	
10	職員管理	○	○	○	—	
11	消防団員管理	○	○	○	—	
12	被服管理	○	○	○	—	

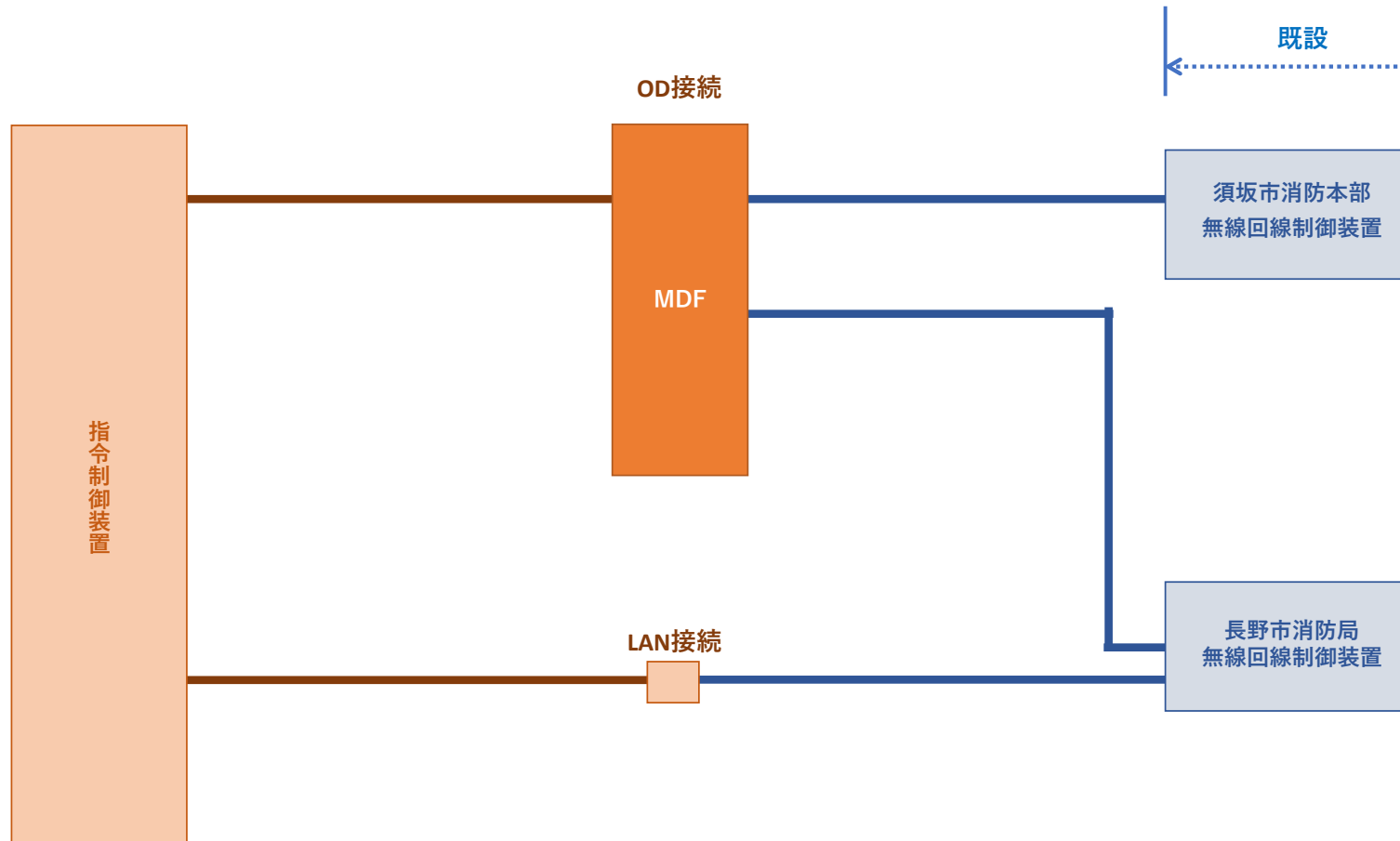
【凡例】 ○：導入する、—：導入しない

稼働端末数(※1)	264	53	
-----------	-----	----	--

※1 消防OAシステムを稼働させる全端末数(長野市全庁端末含む)

※2 現行システムのメーカーは、  
 長野市消防局：日本電気(株)、須坂市消防本部：(株)ワコー商事

【別紙12】消防救急デジタル無線接続図

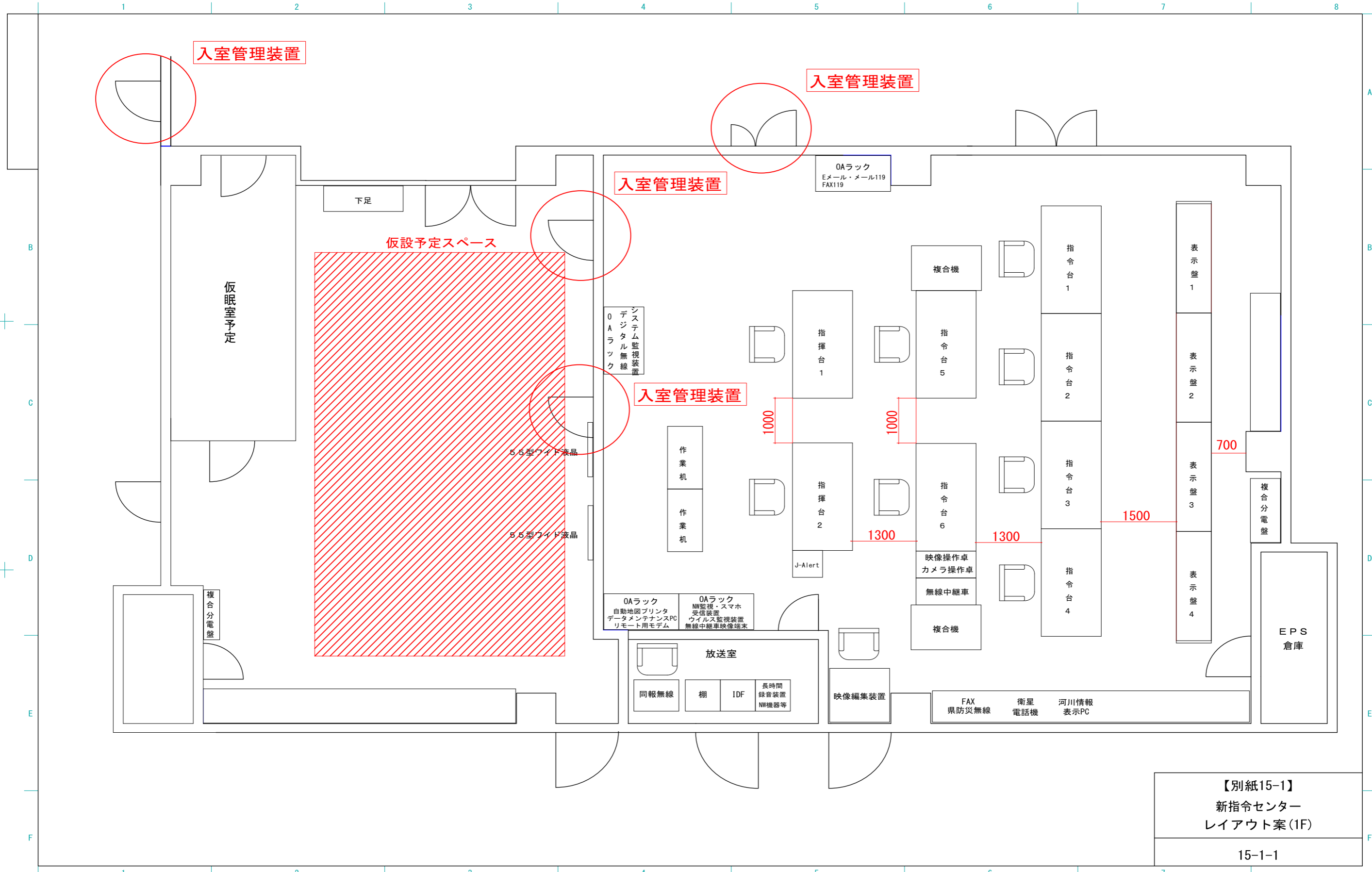


【別紙13】 デジタル無線連携機能(指令システム実装機能)

デジタル無線機能			長野市 消防局	須坂市 消防本部	備考	
大項目	中項目	小項目				
共通仕様	音声通信	一斉音声通信機能	○	○		
		個別音声通信機能	○			
		グループ通信機能	○			
	通信統制機能	通話モニタ	○	○		
		通話モニタ表示機能	○			
		通信モニタ機能	○			
		移動局におけるセレコール通信モニタ機能	対象外		無線システム側機能	
		他局送信中の表示機能	対象外		無線システム側機能	
		他局送信中の発信禁止機能	対象外		無線システム側機能	
		セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能	○		無線システム側機能	
		セレコール送信中の音声と同時データ伝送・表示機能	×		無線システム側機能	
		発信規制信号送信機能・発信規制機能	出動指令	○		
			通信規制	○		
			緊急信号	×		
	強制切断		○			
	連続送信防止機能	対象外		無線システム側機能		
	その他	移動局間直接音声通信機能	対象外		無線システム側機能	
		PSTN接続通信機能	手動	○	○	
			自動			
		自営通信網接続通信機能	手動	○	○	
			自動			
消防指令センター間音声通信機能		対象外				
発信者番号送信機能		対象外				
ショートメッセージ送信機能		×				
データ送信機能		×				
音声通信中のショートメッセージ送信・表示機能		×				
移動局自動チャネル切替機能	対象外					
発信者番号表示機能	○					
共通仕様外	基地局選択	複数選択方針（自動）	○			
		切替方式（自動）				
		切替方式（手動）				
		手動／自動切替				
		一斉モード				
		指令モード				
	ヘルスチェック機能	×				
	障害通知機能	○				
状態合わせ機能	×					
運用開始機能	×					
基地局無線装置状態通知機能	○					
基地局着信通知	○					
個別機能	統制波チャネル切替機能	×				
	署所アンブ起動／解除規制機能	○	○			
	常送／非常送切替機能	×				
	受信基地局機能	×				
	指令情報無線バックアップ機能	×				
	無線中継基地局監視制御機能	○				
	移動局発信基地局・チャネル情報問合せ機能	×				
	異チャネルグループ機能	×				
	車両運用端末装置用回線切断時の車載無線機によるデータ通信機能	○				

【別紙14】石綿含有調査参考一覧

	拠点名	住所	建設年月日	着工年月日	備考
1	長野市消防局	長野市大字鶴賀1730番地2	H16. 8. 31	H15. 6	
	(1) 中央消防署	長野市大字長野旭町1108番地4	H29. 3. 21	H27. 12	
	① 安茂里分署	長野市安茂里小市2丁目31番5号	H14. 2. 28	H13. 7	
	② 七二会分署	長野市七二会己508番地4	H9. 12. 18	H9. 3	
	③ 飯綱分署	長野市大字上ヶ屋2471番地3129	H8. 12. 20	H8. 3	
	④ 鬼無里分署	長野市鬼無里日影2887番地7	H8. 11. 29	H8. 6	
	(2) 鶴賀消防署	長野市大字鶴賀1730番地2	H29. 3. 23	H 1	
	① 若槻分署	長野市大字若槻東条1095番地1	S60. 11. 21	S60. 7	
	② 柳原分署	長野市大字柳原2551番地1	H4. 4. 15	H3. 7	
	③ 東部分署	長野市大字南長池299番地17	H24. 9. 21	H23. 12	
	④ 豊野分署	長野市豊野町豊野631番地	R3. 12. 1	H 9	
	(3) 篠ノ井消防署	長野市篠ノ井会690番地	H15. 4. 7	H14. 6	
	① 更北分署	長野市青木島町大塚722番地1	H23. 9. 22	H22. 9	
	② 塩崎分署	長野市篠ノ井塩崎4158番地	H3. 3. 20	H 2	
	(4) 松代消防署	長野市松代町西寺尾1774番地	H2. 1. 25	H 1	
	① 若穂分署	長野市若穂綿内7634番地	H12. 3. 31	H11. 4	
	(5) 鳥居川消防署	上水内郡飯綱町大字普光寺977番地	H7. 3. 24	H6. 5	
	① 信濃町分署	上水内郡信濃町大字柏原1167番地1	H7. 12. 20	H7. 6	
(6) 新町消防署	長野市信州新町里穂刈48番地	H7. 3. 20	H6. 5		
① 小川分署	上水内郡小川村大字高府8800番地8	—	S61. 6. 25	小川町役場内	
2	須坂市消防本部	須坂市大字小山1306番地	H5. 8. 31	H4. 9. 24	
	(1) 須坂市消防署	同上			
	① 小布施分署	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2	S53. 11. 15	S53. 8. 1	
	② 高山分署	上高井郡高山村大字高井4609番地	S62. 10. 20	S62. 7. 15	
3	関連施設(長野市)				
	(1) 長野赤十字病院	長野市若里五丁目22番1号			
	(2) 長野市民病院	長野市大字富竹1333番地1			



入室管理装置

入室管理装置

入室管理装置

入室管理装置

仮設予定スペース

仮眠室予定

下足

OAラック  
Eメール・メール119  
FAX119

システム監視装置  
デジタル無線  
OAラック

複合機

指令台 1

表示盤 1

指揮台 1

指令台 5

指令台 2

表示盤 2

1000

1000

700

作業机

指揮台 2

指令台 6

指令台 3

表示盤 3

1300

1300

1500

作業机

J-Alert

映像操作卓  
カメラ操作卓  
無線中継車

指令台 4

表示盤 4

複合分電盤

EPS  
倉庫

複合分電盤

OAラック  
自動地図プリンタ  
データメンテナンスPC  
リモート用モデム

OAラック  
NW監視・スマホ  
受信装置  
ウイルス監視装置  
無線中継車映像端末

放送室

同報無線

棚

IDF

長時間  
録音装置  
NW機器等

映像編集装置

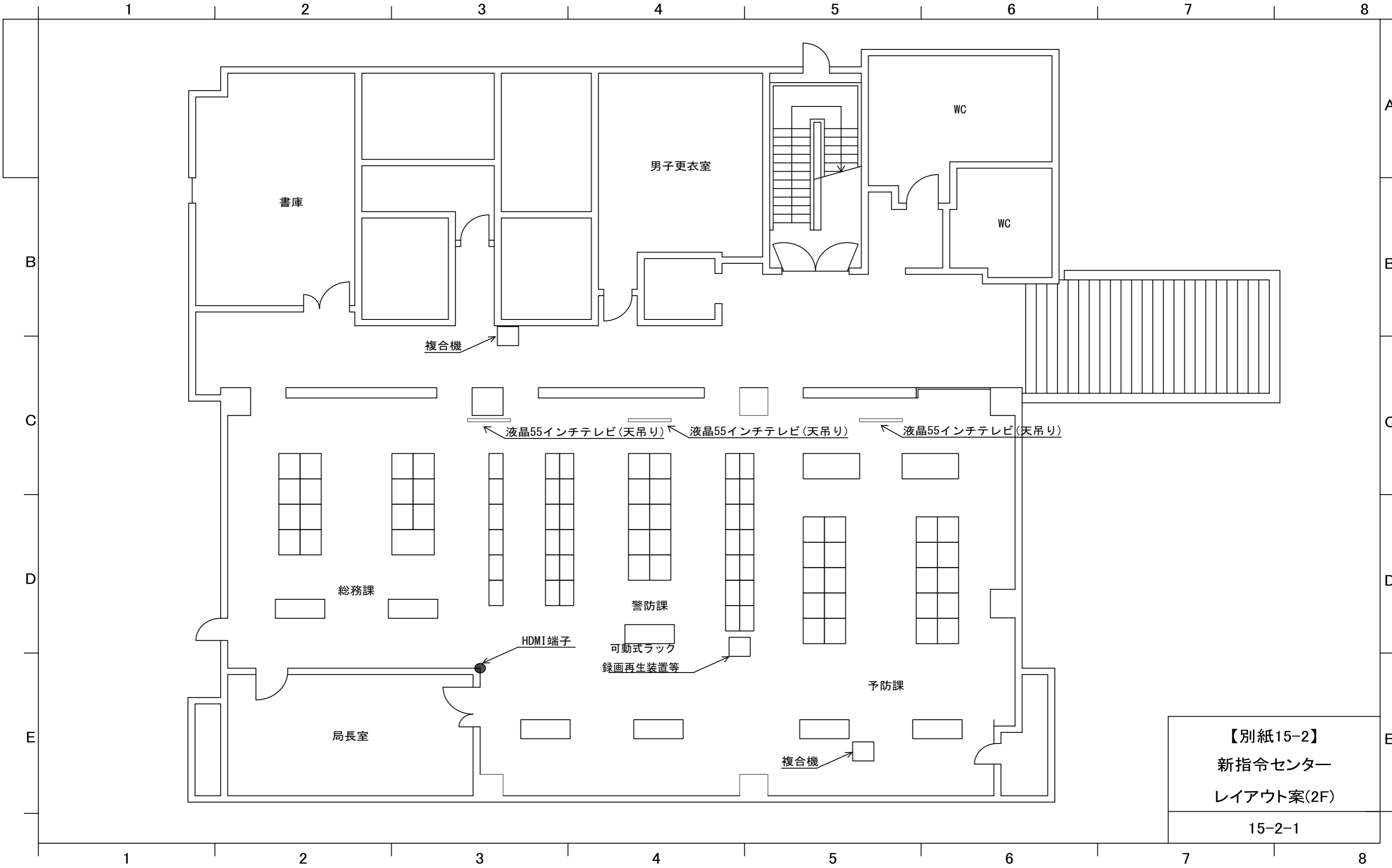
FAX  
県防災無線

衛星  
電話機

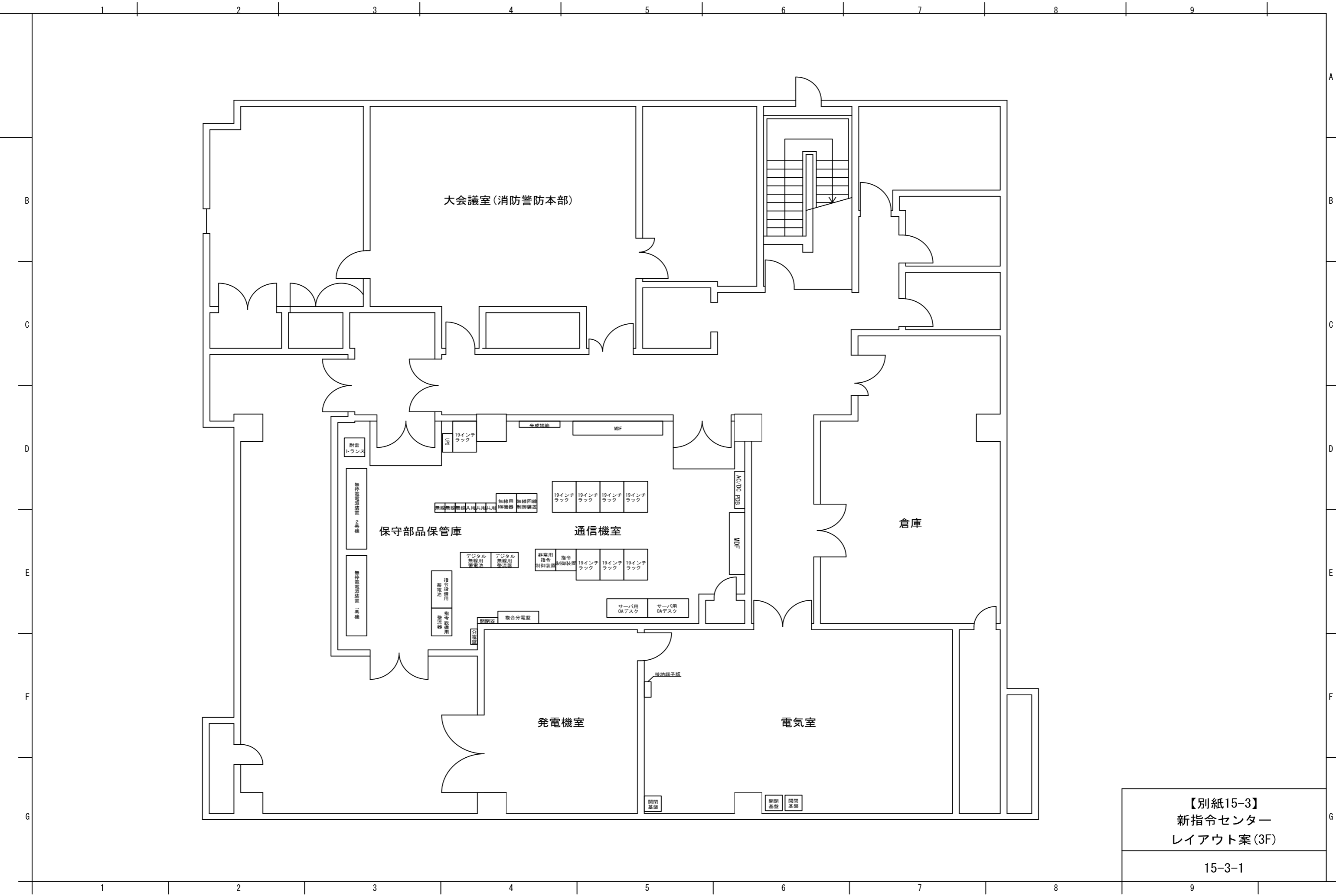
河川情報  
表示PC

【別紙15-1】  
新指令センター  
レイアウト案(1F)

15-1-1



【別紙15-2】  
 新指令センター  
 レイアウト案(2F)  
 15-2-1



大会議室(消防警防本部)

倉庫

保守部品保管庫

通信機室

発電機室

電気室

【別紙15-3】  
新指令センター  
レイアウト案(3F)

15-3-1



## ○17人分署第一災害優先出動体制運用要領

平成26年3月31日  
局長達第19号

改正 平成28年7月20日 局長達第5号

(目的)

**第1** この要領は、17人分署において、待機人員全員で優先的に火災に対応し、初動体制の充実、強化を図り、安全かつ迅速な消火活動を行うための必要な事項を定める。

(用語の定義)

**第2** この要領の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 17人分署とは、分署長以下17人を配置し、当直人員が5人の分署をいう。
- (2) 第一災害優先体制とは、第1出動となるエリアで発生した火災に対し、17人分署待機職員全員で出動し、消火活動を行う体制をいう。
- (3) 救急業務専従隊とは、火災現場において、災害分類別隊編成一覧表に基づく、特命で出動する救急隊をいう。
- (4) 第1到着エリアとは、火災発生現場の直近署所で、出動指令時に消防隊、救急隊同時出動となるエリアをいう。
- (5) 第1到着エリア外とは、火災発生時、現行の出動体制において、出動指令時に消防隊が出動する、第2到着以降のエリアをいう。

(対象災害)

**第3** 対象とする災害は、火災とする。

(対象署所)

**第4** 対象署所は、中央消防署七二会分署、飯綱分署、鬼無里分署、篠ノ井消防署塩崎分署、松代消防署若穂分署及び鳥居川消防署信濃町分署とする。

(対象地域)

**第5** 対象となる地域は、災害出動計画に基づき、対象署所が第1到着となる地域又は第1出動が3隊となる地域で、別表第1のとおりとする。

(運用方法)

**第6** 運用は、次のとおり行うものとする。

- (1) 同時出動する車両については、原則として、ポンプ車及び救急車とする。また、各小隊長は、災害の状況等を踏まえ、乗車人員の割振りを考慮すること。
- (2) 第1到着エリアに消防隊及び救急隊が同時出動した火災現場においては、原則として消火活動を行うものとする。ただし、現場で傷病者が発生した場合は、救急隊員により適切な処置を行い、緊急度に応じて、自隊による搬送又は後着の救急業務専従隊

に引き継ぐ等の活動を行う。

- (3) 第1到着エリア外で別表第1に掲げる対象地域の火災出動する対象署所は、待機職員全員で出動する。この時、救急隊は、特命出動により救急車で出動する。
- (4) 対象署所の救急隊は、原則として消火活動を行うため、対象地域のうち、別表第1に掲げる地域は、救急業務専従隊を対象署所以外の直近署所から特命で出動させる。
- (5) 分署長は、災害発生場所、出動隊及び災害の状況等を勘案し出動する。
- (6) 対象地域以外への出動は、従来のおり消防隊のみの出動とする。
- (7) 特命又は第2出動以降による出動は、消防隊のみの出動とする。

(留意事項)

**第7** 留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 同時出動する消防隊及び救急隊の各小隊長は、隊員の技量等を把握し、役割分担を明確にする等、活動時の連携について十分に準備を行うこと。
- (2) 大隊長及び管制司令は、現場の状況等により、同時出動した救急隊及び増隊した救急隊の速やかな帰署に配慮すること。
- (3) 第1到着エリア外の同時出動する救急隊の指令については、指令管制官が特命出動指令を出すいとまがない場合、対象署所の救急隊は、指令課に出動した旨を無線送信すること。
- (4) 救急救命士以外の救急隊員は、原則として、活動服を着用すること。
- (5) 救急隊が救急出動中に対象エリアで火災が発生した場合であっても、隣接署所による第一災害優先体制により活動を行うため、帰署後は、原則として待機とする。
- (6) 救急隊小隊長は、指令管制官の指示に従って適切な活動波を開局し、無線運用を行うこと。
- (7) 救急業務専従隊及び対象署所で傷病者を搬送した救急隊は、救急出動記録表を作成すること。
- (8) 対象署所の消防隊及び救急隊は、車両毎に火災活動報告書を作成すること。ただし、傷病者を搬送した救急隊は、除く。
- (9) コンピューター連動指令の場合、別表第1と差異が生じる場合がある。
- (10) 疑義ある場合は、その都度警防課長と各署長が協議する。

(その他)

**第8** この要領に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成28年7月20日局長達第5号)

この要領は、篠ノ井消防署塩崎分署における17名体制での救急業務開始日から施行する。

別表第 1

地区名	対象地域	対象署所		出動隊数	救急業務専従隊 特命出動
		第 1 到着エリア	第 1 到着エリア外		
浅川地区	門沢	飯綱分署		4	○
	中菅根	飯綱分署		4	○
	北郷	飯綱分署		4	○
小田切地区	大字塩生乙	七二会分署		4	○
	大字山田中	七二会分署		4	○
芋井地区	大字上ヶ屋	飯綱分署		4	○
	大字広瀬	飯綱分署		4	○
	大字入山	飯綱分署		4	○
	大字泉平	飯綱分署		4	○
篠ノ井地区	大字富田	飯綱分署		4	○
	篠ノ井塩崎	塩崎分署		4	○
	篠ノ井二ツ柳	塩崎分署		4	○
	篠ノ井石川	塩崎分署		4	○
松代地区	篠ノ井山布施	七二会分署		4	○
	松代町大室	若穂分署		4	○
若穂地区	若穂綿内	若穂分署		4	○
	若穂川田	若穂分署		4	○
	若穂保科	若穂分署		4	○
	若穂牛島	若穂分署		4	○
更北地区	市場	若穂分署		4	○
七二会地区	七二会甲	七二会分署		4	○
	七二会乙	七二会分署		4	○
	七二会丙	七二会分署		4	○
	七二会丁	七二会分署		4	○
	七二会戊	七二会分署		4	○
	七二会己	七二会分署		4	○
信更地区	信更町灰原	塩崎分署		4	○
	信更町赤田	塩崎分署		4	○
	信更町田野口	塩崎分署		4	○
	信更町氷ノ田	塩崎分署		4	○
	信更町桜井	七二会分署		4	○
	信更町涌池	七二会分署		4	○
	信更町宮平	七二会分署		4	○
	信更町下平	七二会分署		4	○
	信更町古藤	七二会分署		4	○
信更町安庭	七二会分署		4	○	
戸隠地区	戸隠	飯綱分署	信濃町分署、鬼無里分署	3	○
	戸隠豊岡	飯綱分署	鬼無里分署	3	○
	戸隠栃原	鬼無里分署	飯綱分署	3	○
	戸隠祖山	鬼無里分署		3	○
鬼無里地区	鬼無里	鬼無里分署		3	○
	鬼無里日影	鬼無里分署		3	○
	鬼無里日下野	鬼無里分署		3	○
大岡地区	大岡甲		七二会分署	3	
中条地区	中条日高	七二会分署		3	○
	中条日下野	七二会分署		3	○
	中条	七二会分署		3	○
	中条御山里	七二会分署	鬼無里分署	3	○
	中条住良木		七二会分署	3	○
信州新町地区	信州新町水内	七二会分署		3	○
	信州新町上条		七二会分署	3	
	信州新町新町		七二会分署	3	
	信州新町里穂刈		七二会分署	3	
	信州新町山上条		七二会分署	3	
	信州新町越道		七二会分署	3	
	信州新町山穂刈		七二会分署	3	
	信州新町日原東		七二会分署	3	
	信州新町日原西		七二会分署	3	
	信州新町左右		七二会分署	3	
	信州新町信級		七二会分署	3	
	信州新町竹房		七二会分署	3	
	信州新町下市場		七二会分署	3	
信州新町牧野島		七二会分署	3		

地区名	対象地域	対象署所		出動隊数	救急業務専従隊 特命出動
		第1到着エリア	第1到着エリア外		
	信州新町牧田中		七二会分署	3	
	信州新町中牧		七二会分署	3	
	信州新町弘崎		七二会分署	3	
飯綱町	芋川		信濃町分署	3	
	倉井		信濃町分署	3	
	牟礼		信濃町分署	3	
	小玉		信濃町分署	3	
	黒川		信濃町分署	3	
	柳里		信濃町分署	3	
	古町		信濃町分署	3	
	川上	飯綱分署		3	○
	高坂	飯綱分署	信濃町分署	3	○
信濃町	荒瀬原	信濃町分署		3	○
	大井	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	柏原	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	熊坂	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	富濃	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	野尻	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	平岡	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	古間	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	古海	信濃町分署	飯綱分署	3	○
	穂波	信濃町分署	飯綱分署	3	○
小川村	高府		七二会分署	3	○
	小根山		七二会分署	3	○
	稲丘	鬼無里分署		3	○
	瀬戸川		鬼無里分署	3	○

# 火災時のペア出動体制について

火災時のペア出動体制については、別紙の「17名分署第一災害優先出動体制運用要領」により該当の署所が第一出動となるエリアで発生した火災に対し、該当署所の待機職員全員で出動し、消火活動を行う体制をいう。

対象署所



勤務人員5人の消防分署

勤務体制



消防担当2人 救急担当3人

出動車両



消防車 救急車

# 火災時のペア出動パターン

パターン1

車両	車両状況	出動形態
消防車	待機 出向	ペア
救急車	待機 出向	ペア

パターン2

車両	車両状況	出動形態
消防車	出動	
救急車	待機 出向 引揚	単独

パターン3

車両	車両状況	出動形態
消防車	待機 出向 引揚	単独
救急車	出動	

パターン4

車両	車両状況	出動形態
消防車	引揚	ペア
救急車	待機 出向	ペア

パターン5

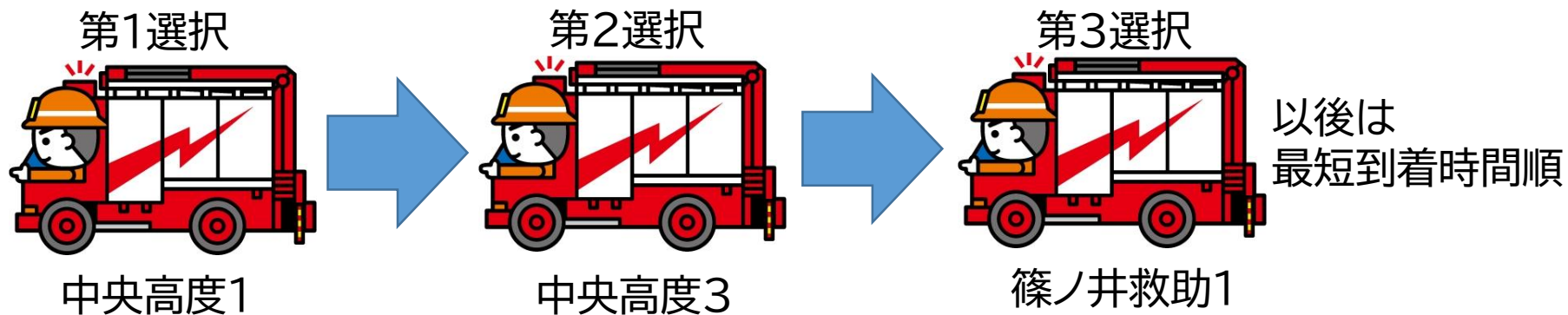
車両	車両状況	出動形態
消防車	待機 出向	単独
救急車	引揚	単独

パターン6

車両	車両状況	出動形態
消防車	引揚	単独
救急車	引揚	単独

# 火災時の救助車両選択順について

## ■ 出動体制



## 運用条件

火災時の救助車両の選択車両順は

中央高度1 → 中央高度3 → 篠ノ井救助1

それ以後最短到着時間順とすること

また、変更となった場合は容易に指令員が修正できること

# 東部分署出動体制



## 運用条件

化学車と水槽車を消防担当と救急担当で兼ねて運用するもの。  
両担当が出動等した場合、出動車両以外の車両が自動で出動不能となること。



# 東部分署出動パターン

## ① 待機時 (兼務は全て1隊兼務)

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	兼務①	兼務① 兼務② 兼務		兼務②

## ② ポンプ車出動

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	出動	待機(兼務)		

## ③ 救急車出動

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	待機①(兼務)		待機②	出動

待機①出動時待機②不能

## ④ 化学車出動

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	出動不能	出動	待機(兼務)	

## ⑤ 水槽車出動

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	待機①	待機① 待機② 兼務	出動	待機②

## ⑥ ポンプ車・救急車出動

車両	ポンプ車	化学車	水槽車	救急車
体制	出動	出動不能		出動

# 篠ノ井消防署出動体制



ポンプ車



救助工作車

消防救助担当



はしご車



水槽車



救急車

救急担当

## 運用条件

はしご車と水槽車を消防担当と救急担当で兼ねて運用するもの。  
出動パターンの出動体制とすること。

# 篠ノ井消防署出動パターン①

## ① 待機時 (兼務は全て1隊兼務)

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制	兼務①		兼務① 兼務② 兼務		兼務②

## ② ポンプ車または救助工作車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制 動態	出動(兼務)		待機(兼務)		

## ③ ポンプ車または救助工作車・救急車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制 動態	出動(兼務)		出動不能		出動

## ④ ポンプ車または救助工作車・はしご車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制 動態	出動(兼務)		出動	待機(兼務)	

## ⑤ 水槽車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制 動態	待機(兼務)①		待機① 待機② 兼務	出動	待機②

(待機①待機②兼務1隊体制、はしご車待機①②で兼務)

## ⑥ はしご車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制 動態	待機(兼務)①		出動	待機① 待機② 兼務	待機②

(待機①待機②兼務1隊体制、水槽車待機①②で兼務)

## 篠ノ井消防署出動パターン②

### ⑨ はしご車・水槽車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制動態	出動不能(兼務)		出動	出動	待機

### ⑩ 救急車出動

車両	ポンプ車	救助工作車	はしご車	水槽車	救急車
体制動態	待機(兼務)①		待機(兼務)②		出動

## 救助災害別出動隊 編成表

	火災	一般救助	水難救助	高所救助	多数傷病者 救助	特殊救助	高速道路 救助	自然災害	広域地区 一般救助
中央高度1	①	○	①	○	○	○	○	○	○
中央高度3	②	○	②	○	○	○	○	○	○
安茂里1	○	○	○	○	○		○	○	○
篠ノ井救助1	③	○	○	○	○	○	○	○	○
松代1	○	○	○	○	○		○	○	○
飯綱1									○
鳥居川1									○
信濃町1									○
新町1			○						○

※広域地区…豊野町川谷、大岡、戸隠、鬼無里、信州新町、中条、飯綱町、信濃町、小川村

※○に数字は出動順位 以後の選択は最短到着時間順

# 【別紙17】119番通報多数入電時トリアージ

緊急度		緊急	準緊急	低緊急
人的被害		人的被害があるもの	人的被害の可能性がある	人的被害がないもの
火災 優先度1	キーワード	燃えている	燃えていたが消えた	
		火が見える	自動火災報知機からの入電(煙、臭気なし)	
		自動火災報知機からの入電	電柱、電線等で火花が出ている	
			煙が出ている	
救助 優先度2		車や重機に閉じ込め、挟まれ、ひかれ、下敷き	エレベーター内での閉じ込め	
		車両横転	リフトが止まった	
		転落、墜落	車両の施設	
		列車、航空機、船舶の事故	土砂災害(人的被害なし)	
		土砂災害	なだれ、落雪(人的被害なし)	
		なだれ、落雪		
		溺れた、流された		
その他 優先度3		建物倒壊		
	ガスの臭いがする	風で屋根がはがれた	建物が潰れそう(人的被害なし)	
	幹線道路をふさぐ倒木等	危害獣	瓦や看板などが落ちそう(人的被害なし)	
	川から水があふれた。	焦げ臭い、異臭	事後聞知火災	
	床上浸水	瓦や看板などが落ちそう(人がいる)	ベル鳴動、誤発報	
	床下浸水	生活用道路がふさがれている	その他	
		燃料が漏れている		

高機能消防指令情報システム  
更新整備業務

要件定義書

【別冊 1】

機器仕様要件

令和6年4月

長野市消防局

## 目次

全装置共通	1
第1 指令装置	1-1
第2 指揮台	2-1
第3 多目的情報表示盤	3-1
第4 指令情報電送装置	4-1
第5 気象情報収集装置	5-1
第6 Eメール指令装置	6-1
第7 音声合成装置	7-1
第8 出動車両運用管理装置	8-1
第9 システム監視装置	9-1
第10 電源設備	10-1
第11 避雷設備	11-1
第12 位置情報通知装置(統合型)	12-1
第13 FAX119受信装置	13-1
第14 NET119受信装置	14-1
第15 映像通報受信装置	15-1
第16 本部・署所用情報表示盤	17-1
第17 消防警防本部設備	16-1
第18 指揮支援システム	18-1
第19 災害情報共有システム	19-1
第20 画像・情報伝達装置	20-1
第21 構内電話交換設備	21-1
第22 駆け込み通報装置	22-1
第23 支援情報処理装置(消防OA)	23-1
第24 放送設備	24-1
第25 消防ネットワーク機器	25-1
第26 セキュリティ装置	26-1
第27 ファイルサーバー	27-1
第28 他システム連携	28-1
第29 Jアラート受信装置	29-1
第30 救急ワークステーション設備	30-1
第31 消防データ分析シミュレーション装置	31-1
第32 仮眠室呼出し	32-1
第33 署所指令装置	33-1
第34 署落とし用電話機	34-1
第35 入室管理装置	35-1
第36 IP無線機	36-1



## 全装置共通 機器仕様要件

項目	詳細
<b>1 機器全般</b>	
(1) 機器の構造	ケーブル類の抜け止め対策を施すこと。 (フック、ねじ止め等)
(2) 機器の設置	必要に応じてOAラック等を用意し、設置すること。
(3) 型式等	動作が保証されている最新の型式とすること。
(4) 耐用年数	サーバ及び重要装置については10年以上使用可能なものとする。
(5) その他	各装置は他装置との兼用及び組込みを可とする。
<b>2 ラックマウント機器全般</b>	
(1) ディスプレイ	19インチラックに搭載可能なコンソールディスプレイを設置すること。 ディスプレイの共用は可とする。
(2) 耐用年数	サーバ及び重要装置については10年以上使用可能なものとする。
(3) 機器の設置	19インチラックを用意し、設置すること。
(4) LANインタフェース	重要なサーバ装置については、RJ-45×2以上（冗長化構成）とすること。
(5) 電源	重要なサーバ装置については、冗長化構成とすること。 (ホットスワップ対応)

## 第1 指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
<b>第1-1 指令台</b>	
1	指令台本体
(1)	電源 直流-48V
2	タッチパネル
(1)	表示画面 カラー液晶ディスプレイ
(2)	サイズ 10型程度
(3)	電源 直流-48V
3	通信盤面
(1)	ボタン数 60個以上
(2)	電源 直流-48V
(3)	その他 「受付」ボタンなど、使用頻度の高いボタンを大きくすること。
<b>第1-2 自動出動指定装置</b>	
1 制御処理装置(サーバ)	
(1)	CPU 下記のスペックを満たすこと。
①	クロック数 2.1GHz以上
②	コア数 8以上
③	スレッド数 16以上
(2)	メモリ 32GB以上
(3)	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上（RAID構成）
(4)	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
(5)	データベース 可用性、データ整合性の高いものとする。
(6)	インターフェース
①	USB USB3.0準拠×2以上
②	シリアル RS232C×1以上
③	映像出力 HDMI等×1以上
④	LAN RJ-45×2以上
(7)	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
2 制御処理装置(クライアント)	
(1)	CPU 下記のスペックを満たすこと。
①	コア数 4以上
②	スレッド数 4以上
(2)	メモリ 16GB以上
(3)	補助記憶装置 SSD：250GB以上(RAID構成)
(4)	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
(5)	インターフェース
①	USB USB3.0準拠×4以上
②	シリアル RS232C×1以上
③	映像出力 HDMI等×1以上
④	LAN RJ-45×1以上
(6)	入力方式 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
(7)	形状等 デスクトップ型とすること。 指令台、指揮台及び無線統制台に収納できること。

## 第1 指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
3 ディスプレイ	
(1) 表示画面	ワイド液晶21型～24型以上(タッチディスプレイ)
(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
(3) 表示色カラー	1,670万色以上
(4) コントラスト	1,000 : 1以上
(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6) 映像入力	HDMI等×1以上
第1-3 地図等検索装置	
1 地図等検索装置	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、2 制御処理装置(クライアント)と同じ機器とすること。
2 地図用ディスプレイ	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、3 ディスプレイと同じ機器とすること。
第1-4 支援情報表示装置	
1 制御処理装置	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、2 制御処理装置(クライアント)と同じ機器とすること。
2 ディスプレイ	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、3 ディスプレイと同じ機器とすること。
第1-5 緊急度判定装置	
1 制御処理装置	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、2 制御処理装置(クライアント)と同じ機器とすること。
2 ディスプレイ	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、3 ディスプレイと同じ機器とすること。
第1-6 手書きメモ入力装置	
1 制御処理装置	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、2 制御処理装置(クライアント)と同じ機器とすること。
2 ディスプレイ	
(1) 機器全般	第1-2 自動出動指定装置、3 ディスプレイと同じ機器とすること。
第1-7 長時間録音装置	
1	録音方式 HDD録音
2	録音チャンネル数 96ch以上
3	補助記憶装置 録音時間を満たす容量とすること(RAID構成)。
4	録音時間 30,000時間以上
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上 USBメモリ等に録音データを保存できること。
(2)	LAN RJ-45×1以上
6	ディスプレイ
(1)	表示画面 ワイド液晶21型以上
(2)	画面解像度 1,920×1,080ドット以上
(3)	表示色カラー 1,670万色以上
7	操作方式 マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
8	形状等 19インチラック3U程度に設置できること。

## 第1 指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
第1-8 非常用指令設備	
1 機器全般	第1-9 指令制御装置と同じ機器とすること。
第1-9 指令制御装置	
1 指令制御装置	
(1) 制御方式	蓄積プログラム制御方式
(2) 処理方式	分散制御方式
(3) 通話路方式	PCM時分割方式又はIP制御方式
(4) 119番応答方式	着順応答方式又は選択応答方式 (どちらかを選択できること。)
(5) 電源	直流-48V
(6) 119番回線方式	アナログ(直流、交流)、ISDN、光IP
第1-10 非常用受付電話	
1 ディスプレイ	ディスプレイを具備すること。
2 機能ボタン	機能ボタンを具備すること。
3 その他	卓上型とすること。
第1-11 携帯電話・IP電話受信転送装置	
1 形状等	指令制御装置に組み込むこと。
第1-12 複合機	
1 最大原稿サイズ	A3
2 カラー対応	フルカラー
3 読取り解像度	600dpi×600dpi以上
4 ファーストプリントタイム	モノクロ：4.6秒フルカラー：7.1秒
5 FAX	G3対応
6 メモリ	1.5GB以上
7 インタフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×1以上
(2) LAN	RJ-45×1以上
8 インク・トナー等	経済性に優れていること。
9 形状等	独立設置型とすること。
10 その他	ドキュメントフィーダ、インナートレイ、サイドトレイ、給紙テーブル等
第1-13 プリンタ	
1 印字方式	レーザー方式
2 用紙	A3、A4
3 カセット	2以上(A3及びA4)
4 印刷解像度	600dpi×600dpi以上
5 印刷速度	(片面)A4横：30頁／分以上、A3：15頁／分以上 (両面)A4横：20頁／分以上、A3：10頁／分以上
6 メモリ	128MB以上
7 インタフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×1以上
(2) LAN	RJ-45×1以上
8 インク・トナー等	経済性に優れていること。
9 形状等	卓上型とすること。
10 その他	OAラックに設置すること。

## 第1 指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
<b>第1-14 カラープリンタ</b>	
1 印字方式	LED方式
2 用紙	A3、A4、A5
3 カセット	2以上(A3及びA4)
4 印刷解像度	600dpi×600dpi以上
5 印刷速度(モノクロ)	(片面)A4横：30頁／分以上、A3：15頁／分以上 (両面)A4横：20頁／分以上、A3：10頁／分以上
6 印刷速度(カラー)	(片面)A4横：5頁／分以上、A3：3頁／分以上 (両面)A4横：5頁／分以上、A3：3頁／分以上
7 メモリ	128MB以上
8 インタフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×1以上
(2) LAN	RJ-45×1以上
9 インク・トナー等	経済性に優れていること。
10 形状等	卓上型とすること。
11 その他	OAラックに設置すること。
<b>第1-15 スキャナ</b>	
1 走査方式	読取りヘッド移動型原稿固定読取り
2 最大原稿サイズ	A3
3 光学解像度	600dpi以上
3 読取り解像度(最大)	4800dpi以上
4 読取り速度(モノクロ)	0.360msec/line以下(600dpi)
5 読取り速度(カラー)	0.720msec/line以下(600dpi)
6 出力形式	JPEG、TFFF、BMP、PDF
7 インターフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×1以上
(2) LAN	RJ-45×1以上
8 形状等	卓上型フラットベッドカラーイメージスキャナー
9 その他	OAラックに設置すること。
<b>第1-16 署所端末装置</b>	
1 増幅部	
(1) アンプ入力	600Ω、-66dBV
(2) アンプ出力	30W以上
2 電源	
(1) 入力電圧	交流1φ100V±10%以内、50Hz又は60Hz
(2) 力率	70%以上
(3) 定格出力容量	負荷側最繁時の消費電力を供給できること。
(4) 蓄電池方式	密閉式(ニッケル水素)
(5) 蓄電池容量	停電時3時間以上の補償が可能であること。
(6) 車両設定表示	カラー表示ができること。
<b>第1-17 無線受令機</b>	
1 電源電圧	AC100V±10%以内
2 受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
3 受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
4 変調方式	π/4シフトQPSK
5 アクセス方式	SCPC方式
<b>第1-18 警告筒</b>	
1 ランプ色	4色(赤・緑・橙・白)以上
2 その他	ポール型

## 第1 指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
第1-19 データメンテナンス装置	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 3.0GHz以上
(2)	コア数 4以上
(3)	スレッド数 4以上
2	メモリ 8GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：1TGB以上（RAID構成）
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×2以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	入力方式 マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ
(1)	表示画面 ワイド液晶21型以上
(2)	画面解像度 1,920×1,080ドット以上
(3)	表示色カラー 1,670万色以上
(4)	コントラスト 1,000：1以上
(5)	輝度 250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6)	映像入力 HDMI×1以上
8	形状等 デスクトップ型
9	その他 他装置との兼用も可とする。

## 第2 指揮台 機器仕様要件

項目	詳細
1 機器全般	第1-1 指令台と同じ機器とすること。

### 第3 多目的情報表示盤 機器仕様要件

項目	詳細
<b>第3-1 車両運用表示盤</b>	
1 表示画面	液晶55型程度×4面マルチ
2 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
3 表示色カラー	1,670万色以上
4 コントラスト	1,000 : 1以上
5 輝度	500cd/m <sup>2</sup> 以上
6 映像入力	HDMI×1以上
7 消費電力	最大400W×4以下
8 その他	鋼製架台設置とすること。
<b>第3-2 支援情報表示盤</b>	
1 機器全般	第3-1 車両運用表示盤と同じ機器とすること。
<b>第3-3 多目的情報表示盤</b>	
1 機器全般	第3-1 車両運用表示盤と同じ機器とし、次の音声出力用機器を具備すること。
2 増幅器	
(1) アンプ出力	30W以上
(2) 出力ch	アンプ出力 : 2以上
(3) 消費電力	200W以下
3 スピーカ	
(1) 許容入力	40W以下
(2) インピーダンス	8Ω、70V/100V伝送対応
(3) 指向特性	水平120°以上、垂直125°以上
4 その他	音声出力用機器は、鋼製架台内に設置すること。
<b>第3-4 映像制御装置</b>	
1 マトリックススイッチャ	
(1) 入力回路数	
① 映像	64回路以上
② 音声	16回路以上
(2) 出力回路数	
① 映像	32回路以上
② 音声	16回路以上
2 映像信号分配器	
(1) 入力	1回路
(2) 出力	2回路以上
3 録画再生装置	
(1) 録画可能ディスク	HDD、Blu-ray、DVD-R、DVD-RW
(2) 再生可能ディスク	HDD、Blu-ray、DVD-R、DVD-RW、DVD-ROM
(3) 記憶媒体	HDD(1TB以上)
(4) 入出力端子	HDMI : 1系統以上
(5) 受信可能チャンネル	地上デジタル放送、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送
(6) その他	専用リモコンを具備すること。
4 テレビチューナ	
(1) 受信可能チャンネル	地上デジタル放送、BSデジタル放送、110度CSデジタル放送



### 第3 多目的情報表示盤 機器仕様要件

項目	詳細
5 遠隔操作器	
(1) CPU	下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	2.1GHz以上
② コア数	8以上
③ スレッド数	16以上
(2) メモリ	8GB以上
(3) 補助記憶装置	HDD又はSSD：100GB以上(RAID構成)
(4) OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
(5) インタフェース	
① USB	USB3.0準拠×2以上
② シリアル	RS232C×1以上
③ 映像出力	HDMI等×1以上
④ LAN	RJ-45×1以上
(6) ディスプレイ	
① 表示画面	液晶10型程度タッチパネル
② 画面解像度	1,024×768ドット以上
③ 表示色カラー	1,670万色以上
④ コントラスト	500:1以上
⑤ 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
⑥ 映像入力	HDMI等×1以上
(7) 形状等	デスクトップ型とすること。

#### 第4 指令情報電送装置 機器仕様要件

項目	詳細
第4-1 指令情報送信装置	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 2.1GHz以上
(2)	コア数 4以上
(3)	スレッド数 8以上
2	メモリ 16GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上(RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
7	その他 他装置との兼用も可とする。
第4-2 指令情報出力装置	
1 指令情報出力装置(PC端末)	
(1)	CPU 下記のスペックを満たすこと。
①	クロック数 3.0GHz以上
②	コア数 4以上
③	スレッド数 4以上
(2)	メモリ 8GB以上
(3)	補助記憶装置 HDD又はSSD：250GB以上(RAID)
(4)	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
(5)	インタフェース
①	USB USB3.0準拠×2以上
②	シリアル RS232C×1以上
③	映像出力 HDMI等×1以上
④	LAN RJ-45×1以上
(6)	入力方式 マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
2 指令情報出力装置(ディスプレイ)	
(1)	画面解像度 1,920×1,080ドット以上
(2)	表示色カラー 1,670万色以上
(3)	コントラスト 1,000：1以上
(4)	輝度 250cd/m <sup>2</sup> 以上
(5)	映像入力 HDMI等×1以上
第4-3 プリンタ接続用デバイスサーバ	
1 インタフェース	
(1)	USB USB3.0準拠×2以上
(2)	LAN RJ-45×1以上
2	その他 既設のプリンタ(複合機)と接続ができること。

## 第5 気象情報収集装置 機器仕様要件

項目	詳細
第5-1 気象情報収集Webサーバ	
(1) CPU	下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	2.1GHz以上
② コア数	8以上
③ スレッド数	16以上
(2) メモリ	8GB以上
(3) 補助記憶装置	HDD又はSSD：300GB以上(RAID構成)
(4) OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
(5) インタフェース	
① USB	USB3.0準拠×2以上
② 映像出力	ミニD-Subピン×1以上
③ LAN	RJ-45×1以上
(6) 形状等	19インチラックに収納できること。
第5-2 気象観測機器	
1 気象観測機器	
(1) 各種センサ	気象業務法(昭和27年法律第165号)に定める検定に合格していること。
(2) 各種センサ	誤観測がないよう十分に配慮されたものであること。
(3) インタフェース	
① データ信号入力	各種センサ類と接続できること。
② シリアル	RS232C D-Sub9×1以上
2 気象データ集計処理装置	
(1) CPU	下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	3.0GHz以上
② コア数	4以上
③ スレッド数	4以上
(2) メモリ	8GB以上
(3) 補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB以上(RAID構成)
(5) OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
(6) インタフェース	
① USB	USB3.0準拠×2以上
② シリアル	RS232C×1以上
③ 映像出力	HDMI等×1以上
④ LAN	RJ-45×1以上
(7) 入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
(8) ディスプレイ	
① 表示画面	ワイド液晶21型以上
② 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
③ 表示色カラー	1,670万色以上
④ コントラスト	1,000：1以上
⑤ 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
⑥ 映像入力	HDMI×1以上
(9) 形状等	デスクトップ型とすること。

## 第6 Eメール指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 CPU	下記のスペックを満たすこと。
(1) クロック数	3.0GHz以上
(2) コア数	4以上
(3) スレッド数	4以上
2 メモリ	8GB以上
3 補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB(RAID構成)
4 OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5 インタフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×2以上
(2) シリアル	RS232C×1以上
(3) 映像出力	HDMI等×1以上
(4) LAN	RJ-45×1以上
6 入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7 ディスプレイ	
(1) 表示画面	ワイド液晶21型以上
(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
(3) 表示色カラー	1,670万色以上
(4) コントラスト	1,000：1以上
(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6) 映像入力	HDMI等×1以上
8 添付ソフト	
(1) ワードプロソフト	Microsoft Word 相当
(2) 表計算ソフト	Microsoft Excel 相当
(3) プレゼンテーションソフト	Microsoft PowerPoint 相当
(4) 文書閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader 相当
(5) ブラウザ	Microsoft Edge 相当
(6) ウイルス対策ソフト	Trend Micro ウイルスバスター 相当
9 形状等	デスクトップ型とすること。
10 その他	OAラックに設置すること。

## 第7 音声合成装置 機器仕様要件

項目		詳細
1	表示	電源ON/OFF、故障等を可視で確認できること。
2	インタフェース	
	(1) LAN	RJ-45×1以上
3	形状等	鋼製の筐体に収容すること。

## 第8 出動車両運用管理装置 機器仕様要件

項目	詳細
第8-1 III型管理装置	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 2.1GHz以上
(2)	コア数 8以上
(3)	スレッド数 16以上
2	メモリ 32GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上(RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のものとする。
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	伝送回線 広域イーサネット等
7	伝送速度 1Mbps以上
8	登録車両数 100車両以上
9	動態情報数 20種類以上(事案経過を含む。)
10	電源電圧 交流100V±10%以内
11	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
12	その他 他装置との兼用も可とする。
第8-2 経路探索システム	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 3.0GHz以上
(2)	コア数 4以上
(3)	スレッド数 4以上
2	メモリ 16GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上(RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のものとする。
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
7	その他 他装置との兼用も可とする。

## 第8 出動車両運用管理装置 機器仕様要件

項目	詳細
第8-3 III型車両運用端末装置	
1	通信規格
	(1) 携帯電話回線
	(2) 無線LAN
2	動態情報数
3	電源
4	モニタ
5	画面サイズ
6	インタフェース
	(1) USB
	(2) シリアル
7	その他
第8-4 サブモニタ装置	
1	通信規格
	(1) 携帯電話回線
	(2) 無線LAN
2	動態情報数
3	電源
4	モニタ
5	画面サイズ
6	インタフェース
	(1) USB
	(2) シリアル
7	その他
第8-5 車外設定端末装置(2箇所1式)	
1	ボタン数
第8-6 車外設定端末装置(1箇所1式)	
1	ボタン数

## 第9 システム監視装置 機器仕様要件

項目	詳細
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 3.0GHz以上
(2)	コア数 4以上
(3)	スレッド数 4以上
2	メモリ 16GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：1TB以上（RAID構成）
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×2以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	入力方式 マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ
(1)	表示画面 ワイド液晶21型以上
(2)	画面解像度 1,920×1,080ドット以上
(3)	表示色カラー 1,670万色以上
(4)	コントラスト 1,000：1以上
(5)	輝度 250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6)	映像入力 HDMI等×1以上
8	形状等 デスクトップ型とすること。
9	警告灯 3色以上



## 第10 電源装置 機器仕様要件

項目	詳細
第10-1 無停電電源装置(消防局用)	
1 容量	要件定義書記載の指令センター設置機器（交流系）を補償できる容量とすること。
2 運転方式	常時インバータ運転・直送電源待機方式
3 停電時切替	無瞬断
4 周波数・波形歪率	50/60Hz、10%以下
5 入力	交流3φ200V±10%又は1φ200/100V±10%以内
6 出力	交流1φ100V±10%以内
7 蓄電池形式	SNS型相当
8 構造	キュービクル収納型、前面保守型
第10-2 無停電電源装置(消防本部・署所用)	
1 入力	交流100V、単相2線
2 出力	交流100V
3 容量	本要件定義書記載の本部・署所設置機器（交流系）を補償できる容量とすること。補償対象機器は別紙11を参照し、協議の上、決定すること。
4 切替方式/切替時間	同期無瞬断
5 構造	ラックマウント設置型又は自立型
第10-3 直流電源装置(48V)	
1 入力電圧等	交流(50/60Hz)3φ200V±10%、又は1φ200V/100V±10%以内
2 力率	70%以上
3 負荷側電圧	直流-48V±10%以内
4 負荷側電流	本要件定義書記載の指令センター設置機器（直流系）を補償できる容量とすること。
5 蓄電池形式	SNS型相当
第10-4～8 非常用発動発電機	
1 その他	各消防局、消防本部、署所等に設置する非常用発電機の相数、電圧、出力及び燃料は、【別紙5】現行・非常用発動発電機一覧を参照してください。 なお、非常用発電機のタンク容量については、72時間稼働可能を目標に協議とする。

## 第11 避雷設備 機器仕様要件

項目	詳細	
第11-1 消防局用		
耐雷トランス		
1	入力電圧	200V/100V±10%以内
2	出力電圧	200V/100V±10%以内
3	相数	単相、三相
4	容量	
	(1) 単相	0.5kVA～30kVA
	(2) 三相	5kVA～100kVA
5	定格周波数	50Hz/60Hz
6	絶縁抵抗	DC500V 絶縁抵抗計にて100MΩ以上
7	耐電圧	AC10kV 1分間、インパルス30kV、1.2/50μs
8	温度	-5℃～40℃
9	湿度	85%以下(35℃、結露なきこと。)
10	サージ減衰量	-60dB(1/1000)以下
SPD		
1	定格容量	125kVA
2	定格電圧	1φ3用 AC100V/200V
3	電圧降下	0.5V以下
4	残留サージエネルギー	1.8×10 <sup>-2</sup> J
5	サージ減衰量	-41dB
6	サージ耐量	30,000A以上
7	動作速度	3nsec以下
第11-2 署所用		
1	定格容量	35kVA
2	定格電圧	1φ3用 AC100V/200V
3	電圧降下	0.5V以下
4	残留サージエネルギー	1.8×10 <sup>-2</sup> J
5	サージ減衰量	-39dB
6	サージ耐量	20,000A以上
7	動作速度	3nsec以下

## 第12 位置情報通知装置(統合型) 機器仕様要件

項目	詳細
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 2.1GHz以上
(2)	コア数 8以上
(3)	スレッド数 16以上
2	メモリ 32GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上(RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
5	インターフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C×1以上
(3)	映像出力 HDMI等×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
6	IP-VPN接続ルータ
(1)	FLASH ROM 8MB以上
(2)	DRAM 64MB以上
(3)	10/100BASE-TX 6以上
(4)	BRI S/Tポート 1以上
(5)	コンソール RJ-45等
7	形状等 サーバは、ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ)、19インチラックに収納できること。
8	その他 他装置との兼用又は他装置での実現も可とする。

### 第13 FAX119受信装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 形式	レーザー普通紙記録
2 通信可能機種	スーパーG3対応
3 記録紙サイズ	A4
4 伝送時間	3秒以下
5 メモリ容量	256MB以上
6 インタフェース	指令台に転送するための端子を具備すること。
7 給紙量	500枚以上

## 第14 NET119受信装置 機器仕様要件

項目	詳細	
1	CPU	下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数	3.0GHz以上
	(2) コア数	4以上
	(3) スレッド数	4以上
2	メモリ	8GB以上
3	補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB以上
4	OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル	RS232C×1以上
	(3) 映像出力	HDMI等×1以上
	(4) LAN	RJ-45×1以上
6	入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	ワイド液晶21型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
	(4) コントラスト	1,000：1以上
	(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
	(6) 映像入力	HDMI×1以上
8	添付ソフト	
	(1) ブラウザ	Microsoft Edge 相当
	(2) 文書閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader 相当
	(3) ウイルス対策ソフト	Trend Micro ウイルスバスター 相当
9	形状等	デスクトップ型とすること。
10	警告灯	3色以上

## 第15 映像通報受信装置 機器仕様要件

項目	詳細	
1	CPU	下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数	3.0GHz以上
	(2) コア数	4以上
	(3) スレッド数	4以上
2	メモリ	8GB以上
3	補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB以上
4	OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル	RS232C D-Sub9×1以上
	(3) 映像出力	HDMI×1以上
	(4) LAN	RJ-45×1以上
6	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	ワイド液晶21型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
	(4) コントラスト	1,000：1以上
	(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
	(6) 映像入力	HDMI×1以上
7	添付ソフト	
	(1) ブラウザ	Microsoft Edge 相当
	(2) 文書閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader 相当
	(3) ウイルス対策ソフト	Trend Micro ウイルスバスター 相当
8	形状等	デスクトップ型とすること。
9	その他	OAラックに設置すること。

## 第16 本部・署所用情報表示盤 機器仕様要件

項目	詳細
1 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
2 表示色カラー	1,670万色以上
3 コントラスト	1,000 : 1以上
4 輝度	400cd/m <sup>2</sup> 以上
5 映像入力	HDMI×1以上、DP×1以上
6 消費電力	最大400W以下

## 第17 消防警防本部設備 機器仕様要件

項目	詳細
<b>第17-1 消防警防本部映像装置</b>	
1 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
2 表示色カラー	1,670万色以上
3 コントラスト	1,000 : 1以上
4 輝度	400cd/m <sup>2</sup> 以上
5 映像入力	HDMI×1以上、DP×1以上
6 消費電力	最大400W以下
<b>第17-2 消防警防本部転送用電話機</b>	
1 ディスプレイ	ディスプレイを具備すること。
2 表示	漢字、かな、カナ及び英数表示が可能であること。
3 ボタン数	24個以上(必要数)



## 第18 指揮支援システム 機器仕様要件

項目	詳細
第18-1 指揮支援システムサーバ	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数 2.1GHz以上
	(2) コア数 8以上
	(3) スレッド数 16以上
2	メモリ 8GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上(RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース
	(1) USB USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル RS232C D-Sub9×1以上
	(3) 映像出力 ミニD-Subピン×1以上
	(4) LAN RJ-45×2以上(冗長化構成とすること。)
6	電源 冗長化構成とすること。(ホットスワップ対応)
7	形状等 19インチラックに収納できること。
第18-2 指揮支援システム端末	
1	タブレット
	(1) CPU 下記のスペックを満たすこと。
	① クロック数 1.6GHz以上
	② コア数 4以上
	③ スレッド数 8以上
	(2) メモリ 8GB以上
	(3) 補助記憶装置 SSD：250GB以上
	(4) OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
	(5) インタフェース
	① USB USB3.0準拠×2以上
	② カードスロット SIMカードスロット(携帯電話回線用)×1
	③ 映像出力 HDMI端子×1以上
	(6) ディスプレイ
	① 表示画面 液晶10型以上
	② 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
	③ 表示色カラー 1,670万色以上
	(7) 添付ソフト
	① ブラウザ Microsoft Edge 相当
	② ワードプロソフト Microsoft Word 相当
	③ 表計算ソフト Microsoft Excel 相当
	④ 文書閲覧ソフト Adobe Acrobat Reader 相当
	⑤ ウイルス対策ソフト Trend Micro ウイルスバスター 相当
	(8) バッテリー バッテリー搭載し、3時間以上使用できること。
	(9) 重量 1.5kg以下
	(10) カメラ 有効800万画素以上 (複数ある場合はいずれか1つが満たすこと。)
	(11) 耐落下性能 120cm以上
	(12) 耐振動 MIL-STD-810G以上準拠
	(13) 防塵/防水規格 IP65準拠
	(14) その他 首掛け用のベルトを付属すること。

## 第19 災害情報共有システム 機器仕様要件

項目	詳細
第19-1 災害情報共有システムサーバ	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数 2.1GHz以上
	(2) コア数 8以上
	(3) スレッド数 16以上
2	メモリ 8GB以上
3	補助記憶装置 HDD又はSSD：600GB以上（RAID構成）
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	データベース 可用性、データ整合性の高いデータベースを採用すること。
6	インタフェース
	(1) USB USB3.0準拠×1以上
	(2) 映像出力 HDMI端子×1以上
	(3) LAN RJ-45×1以上
7	形状等 ラックマウント型とすること。（2U以下のサイズ）19インチラックに収納できること。
8	その他 他装置との兼用も可とする。
第19-2 災害情報共有クライアント	
ノートPC型	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数 4.0GHz以上
	(2) コア数 4以上
	(3) スレッド数 8以上
2	メモリ 8GB以上
3	補助記憶装置 SSD：500GB以上
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース
	(1) USB USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル RS232C×1以上
	(3) 映像出力 HDMI等×1以上
	(4) LAN RJ-45×1以上
6	入力方式 マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ
	(1) 表示画面 ワイド液晶14型以上
	(2) 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー 1,670万色以上
	(4) コントラスト 1,000：1以上
	(5) 輝度 250cd/m <sup>2</sup> 以上
	(6) 映像入力 HDMI×1以上
8	バッテリー リチウムイオンバッテリーとすること。
9	添付ソフト
	(1) ワードソフト Microsoft Word 相当
	(2) 表計算ソフト Microsoft Excel 相当
	(3) 文書閲覧ソフト Adobe Acrobat Reader 相当
	(4) ブラウザ Microsoft Edge 相当
	(5) ウイルス対策ソフト Trend Micro ウィルスバスター 相当
10	その他 他端末との共用を可とする。

## 第20 画像・情報伝達装置 機器仕様要件

項目	詳細
<b>第20-1 現場映像伝送装置</b>	
1 有効画素数	130万画素以上
2 ズーム倍率	電子ズーム8倍以上
3 その他	可搬型の三脚等を付属すること
<b>第20-2 映像受信装置</b>	
1 CPU	下記のスペックを満たすこと。
(1) クロック数	2.1GHz以上
(2) コア数	4以上
(3) スレッド数	8以上
2 メモリ	16GB以上
3 補助記憶装置	1TB×3以上(RAID構成とすること。)
4 外部記憶装置	DVD-ROM (読込：最大4倍速以上)
5 OS	導入時点で動作保証の取れている最新のもの
6 インターフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×4以上
(3) 映像出力	DP等×1以上
(4) LAN	RJ-45×1以上
7 形状等	ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
<b>第20-3 高所監視カメラ</b>	
1 撮影素子	1/3型MOSセンサ等
2 有効画素数	200万画素以上
3 画像解像度	H. 264 : 1280×960/800×600/VGA(640×480)/ QVGA(320×240)最大30fps、JPEG : VGA(640×480)/ QVGA(320×240)
4 最低被写体照度	0.005lx 以下
5 ズーム倍率	30倍程度 (4km程度監視可能なこと。)
6 旋回角度	水平 360度エンドレス 垂直 ±90度(真上～水平～真下)
7 周囲温度	-10℃～+40℃(PoE+時)
8 防水性	IPX5以上に準拠すること。
9 耐風圧特性	風速30m/s以下で動作可能なこと。
10 使用電源	PoE+(IEEE802.3at準拠)又は AC100V
11 その他	耐塩対策を施すこと。

## 第20 画像・情報伝達装置 機器仕様要件

項目	詳細
第20-4 操作用端末	
1 CPU	下記のスペックを満たすこと。
(1) クロック数	3.0GHz以上
(2) コア数	4以上
(3) スレッド数	4以上
2 メモリ	8GB以上
3 補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB以上
4 OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5 インタフェース	
(1) USB	USB3.0準拠×2以上
(2) シリアル	RS232C D-Sub9×1以上
(3) 映像出力	HDMI×1以上
(4) LAN	RJ-45×1以上
6 ディスプレイ	
(1) 表示画面	ワイド液晶21型以上
(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
(3) 表示色カラー	1,670万色以上
(4) コントラスト	1,000：1以上
(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6) 映像入力	HDMI×1以上
7 操作卓	
(1) カメラ操作	3Dジョイスティックにて行えること。
(2) ネットワーク	Ethernetポート／10／100Base-T、RJ-45×1以上
(3) データ入出力	RS-485相当／6極6芯モジュラージャック1×1以上
8 形状等	デスクトップ型とすること。 端末の本体は、操作卓本体に収容すること。
9 その他	監視拠点の増設等、将来的な拡張に対応できる構成とすること。

## 第21 構内電話交換設備 機器仕様要件

項目	詳細
電話交換機	
1 制御方式	電子制御方式、蓄積プログラム制御方式
2 通話路方式	PCM時分割方式
多機能電話機	
1 ディスプレイ	ディスプレイを具備すること。
2 表示	漢字、かな、カナ及び英数表示が可能であること。
3 ボタン数	24個以上(必要数)
コードレス多機能電話機	
1 ディスプレイ	ディスプレイを具備すること。
2 表示	漢字、かな、カナ及び英数表示が可能であること。
3 機能ボタン数	24個以上(必要数)
停電対応電話機	
1 ディスプレイ	ディスプレイを具備すること。
2 表示	漢字、かな、カナ及び英数表示が可能であること。
3 機能ボタン数	24個以上(必要数)

## 第22 駆け込み通報装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 駆け込み通報装置	
(1) インピーダンス	2線式電話機インタフェース
(2) 出力ダイヤルパルス	DP(20PPS)、PB
2 収納ボックス	
(1) 寸法	操作性を考慮した寸法とする。
(2) 防水／防塵規格	防水又は防滴、防塵
(3) その他	窓付きで中が見えること。 設置署所名を収納ボックス内に表記すること。

## 第23 支援情報処理装置(消防0A) 機器仕様要件

項目	詳細
第23-1 支援情報サーバ	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 2. 1GHz以上
(2)	コア数 12以上
(3)	スレッド数 24以上
2	メモリ 32GB以上
3	補助記憶装置 2TB以上 (RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
5	データベース 可用性、データ整合性の高いデータベースを採用すること。
6	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C D-Sub9×1以上
(3)	映像出力 ミニD-Subピン×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
7	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。
第23-2 支援情報バックアップサーバ	
1	CPU 下記のスペックを満たすこと。
(1)	クロック数 2. 1GHz以上
(2)	コア数 12以上
(3)	スレッド数 24以上
2	メモリ 32GB以上
3	補助記憶装置 2TB以上 (RAID構成)
4	OS 信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとする。
5	データベース 可用性、データ整合性の高いデータベースを採用すること。
6	インタフェース
(1)	USB USB3.0準拠×4以上
(2)	シリアル RS232C D-Sub9×1以上
(3)	映像出力 ミニD-Subピン×1以上
(4)	LAN RJ-45×1以上
7	形状等 ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。

## 第24 放送設備 機器仕様要件

項目	詳細
1 アンプ	
(1) 定格出力	60W/120W/240W程度
(2) スピーカ出力	ハイインピーダンスライン、4Ω、M4ねじ端子
(3) 歪率	0.5%以下(1kHz)
(4) 周波数特性	50Hz～20,000Hzにて3dB以下
(5) 音質調整	100Hz、10,000Hzにて10dB以上
(6) S/N比	60dB以上



## 第25 消防ネットワーク機器 機器仕様要件

項目	詳細
1	ルータ
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) 転送性能	1Gbps以上
(3) サポートプロトコル	IPv4、IPv6に対応すること。
(4) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(5) QoS	設定できること。
(6) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及びTFTP機能を有すること。
(7) 形状等	19インチラックに搭載可能なこと。 1U以内とすること。
2	L3スイッチ
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) スイッチング容量	100Gbps以上に対応できること。
(3) パケット処理能力	100Mpps以上に対応できること。
(4) サポートプロトコル	IPv4、IPv6に対応すること。
(5) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(6) QoS	設定できること。
(7) ストーム制御機能	有していること。
(8) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及び、TFTP機能を有すること。
(9) 形状等	19インチラックに搭載可能なこと。 (搭載に必要な部材を付属すること。) 機器及び電源部を二系統化すること。
3	L2スイッチ
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) スイッチング容量	20Gbps以上に対応できること。
(3) パケット処理能力	1.5Mpps以上
(4) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(5) QoS	設定できること。
(6) ストーム制御機能	有していること。
(7) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及びTFTP機能を有すること。
(8) 形状等	19インチラックに搭載可能なこと。 (搭載に必要な部材を付属すること。) 1U以内とすること。
(9) その他	必要に応じてHUBを導入すること。
4	ファイアウォール/UTM
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) VPN性能	1Gbps以上
(3) サポートプロトコル	IPv4、IPv6に対応すること。
(4) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(5) 同時セッション数	100,000以上
(6) HTTP/HTTPS圧縮	対応可能なこと。
(7) 機能	IPS、Webフィルタリング、ウイルス対策、スパム対策 及びVPNを有すること。
(8) 保守機能	SNMP、NTP、SYSLOG及びWebコンソールを有すること。
(9) 形状等	19インチラックに搭載可能なこと。 (搭載に必要な部材を付属すること。) 1U以内とすること。

第26 セキュリティ装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 ウイルス対策ソフト管理装置	
(1) CPU	下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	2.1GHz以上
② コア数	8以上
③ スレッド数	16以上
(2) メモリ	32GB以上
(3) 補助記憶装置	HDD又はSSD：600GB以上（RAID構成）
(4) OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
(5) データベース	可用性、データ整合性の高いものとする。
(6) インタフェース	
① USB	USB3.0準拠×2以上
② シリアル	RS232C×1以上
③ 映像出力	HDMI等×1以上
④ LAN	RJ-45×2以上
(7) 形状等	ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。

第27 ファイルサーバー 機器仕様要件

項目	詳細
1 ファイルサーバ	
(1) CPU	下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	1.9GHz以上
② コア数	8以上
③ スレッド数	8以上
(2) メモリ	32GB以上
(3) 補助記憶装置	HDD又はSSD：4TB以上（RAID構成）
(4) OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
(5) データベース	可用性、データ整合性の高いものとする。
(6) インタフェース	
① USB	USB3.0準拠×2以上
② シリアル	RS232C×1以上
③ 映像出力	HDMI等×1以上
④ LAN	RJ-45×2以上
(7) 形状等	ラックマウント型とすること。(2U以下のサイズ) 19インチラックに収納できること。

## 第28 他システム連携 機器仕様要件

各装置との接続に必要な装置とする。

第29 Jアラート受信装置 機器仕様要件

項目		詳細
1	CPU	下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数	3.0GHz以上
	(2) コア数	4以上
	(3) スレッド数	4以上
2	メモリ	8GB以上
3	記憶装置	HDD 500GB以上
4	外部記憶装置	DVDスーパーマルチドライブ
5	OS	導入時点で動作保証の取れている最新のもの
6	端子等	USB3.0、ミニD-Sub又はHDMI、RJ45
7	入力方式	マウス入力(USB)、キーボード入力(USB) (入力用のデバイス装置を具備すること。USB方式)
8	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	ワイド液晶21型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
9	添付ソフト	
	(1) ブラウザ	Internet Explorer相当
	(2) ウィルス対策ソフト	Trend Micro ウィルスバスター相当

第30 救急ワークステーション設備 機器仕様要件

項目		詳細
第30-1. 救急WS用ディスプレイ		
1	CPU	下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数	3.0GHz以上
	(2) コア数	4以上
	(3) スレッド数	4以上
2	メモリ	8GB以上
3	補助記憶装置	HDD又はSSD：500GB以上（RAID）
4	OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル	RS232C×1以上
	(3) 映像出力	HDMI等×1以上
	(4) LAN	RJ-45×1以上
6	入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	デスクトップ型：ワイド液晶24型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
	(4) コントラスト	1,000：1以上
	(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
	(6) 映像入力	HDMI×1以上
8	形状等	デスクトップ型とすること。
9	その他	OAラックに設置すること。
第30-2. 救急WS用プリンタ		
1	印字方式	レーザー方式
2	用紙	A3、A4
3	カセット	2以上（A3及びA4）
4	印刷解像度	600dpi×600dpi以上
5	印刷速度	（片面）A4横：30頁／分以上、A3：15頁／分以上 （両面）A4横：20頁／分以上、A3：10頁／分以上
6	ファーストプリント時間	10秒以内
7	メモリ	128MB以上
8	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×1以上
	(2) LAN	RJ-45×1以上
9	インク・トナー等	経済性に優れていること。
10	形状等	卓上型とすること。
11	その他	24時間365日使用可能であること。

第31 消防データ分析シミュレーション装置 機器仕様要件

項目		詳細
1	CPU	下記のスペックを満たすこと。
	(1) クロック数	3.0GHz以上
	(2) コア数	10以上
	(3) スレッド数	12以上
2	メモリ	16GB以上
3	補助記憶装置	SSD：250GB以上
4	OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル	RS232C×1以上
	(3) 映像出力	HDMI等×1以上
	(4) LAN	RJ-45×1以上
6	入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	ワイド液晶14型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
	(4) コントラスト	1,000：1以上
	(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
	(6) 映像入力	HDMI×1以上
8	バッテリー	リチウムイオンバッテリーとすること。
9	添付ソフト	
	(1) ワードソフト	Microsoft Word 相当
	(2) 表計算ソフト	Microsoft Excel 相当
	(3) 文書閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader 相当
	(4) ブラウザ	Microsoft Edge 相当
	(5) ウイルス対策ソフト	Trend Micro ウイルスバスター 相当
10	形状等	ノート型とすること。

第32 仮眠室呼出し 機器仕様要件

項目	詳細
1 光出力	フラッシュ光
2 音量	65dB以上
3 消費電力	最大400W以下
4 その他	壁付け設置とし、据付用の部品を付属すること。



第33 署所指令装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 CPU	下記のスペックを満たすこと。
(1) クロック数	3.0GHz以上
(2) コア数	4以上
(3) スレッド数	4以上
2 メモリ	4GB以上
3 補助記憶装置	内蔵用500GB以上
4 外部記憶装置	DVDマルチドライブ
5 OS	導入時点で動作保証の取れている最新のOS
6 ディスプレイ	
(1) 表示画面	ワイド液晶14型以上
(2) 画面解像度	1,920×1080ドット以上
(3) 表示色カラー	1,670万色以上
7 バッテリ	バッテリー搭載し、3時間以上使用できること
8 形状等	ノート型とすること

### 第34 署落とし用電話機 機器仕様要件

項目	詳細
1 119番受付	119通報を受付できること。
2 ディスプレイ	ナンバーディスプレイできること。
3 表示	漢字、かな、カナ及び英数表示が可能であること。
4 機能ボタン数	24個以上

### 第35 入室管理装置 機器仕様要件

項目	詳細
1 入室管理端末	
(1) CPU	Intel(R)Core i5シリーズと同等以上とし、下記のスペックを満たすこと。
① クロック数	2.40GHz以上
② コア数	2以上
③ スレッド数	4以上
(2) メモリ	8GB以上
(3) 補助記憶装置	内蔵用500GB以上
(4) 外部記憶装置	DVD-ROM(外付け可)
(5) OS	導入時点で動作保証の取れている最新のOS
(6) インターフェース	
① USB	USB2.0準拠×2以上
② シリアル	RS232C D-Sub9×1以上
③ 映像出力	DisplayPort×1以上
④ LAN	RJ-45×1以上
(8) 入力形式	マウス、キーボード入力
(9) その他	デスクトップ型
2 ディスプレイ	
(1) 表示画面	ワイド液晶19型以上
(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
(3) 表示色カラー	1,670万色以上
(4) コントラスト	1,000 : 1以上
(5) 輝度	250cd/m <sup>2</sup> 以上
(6) 映像入力	DisplayPort×1以上
2 認証器	
(1) 認証型	生体による認証を行えること
(2) カード	カードによる入室を行えること
(3) テンキー	テンキーによる入室を行えること

### 第36 IP無線機 機器仕様要件

項目		詳細
1	通信	LTE 等
	(1) カードスロット	SIMカードスロット(携帯電話回線用)×2以上
2	送受信部	
	(1) 周波数	450MHz～470MHz
	(2) 送信部	5W/1W
	(3) 受信感度	0dB $\mu$ 以下(12dBSINAD)
3	防水性能	IP67以上

高機能消防指令情報システム  
更新整備業務

要件定義書

【別冊2】

消防OA帳票一覧

長野市消防局

## 別冊2 消防0A帳票一覧について

1. 別冊2 に示されている帳票は、必要帳票である。  
パッケージに対応する帳票が無い場合は、作成すること。
2. 指定レイアウトに「○」があるものは、各消防局及び消防本部が指定するレイアウトで、帳票を作成すること。  
指定レイアウトが無印のものは、レイアウトを指定しない。  
パッケージの標準レイアウトが良い。
3. 別冊2 に示されていない帳票は、パッケージの標準帳票を使用する。

# 【別冊2-1】長野市消防局

## 帳票一覽

## 目 次

- 1-1 災害事案管理
- 1-2 救急事案管理
- 1-3 水利情報管理
- 1-4 防火対象物管理
- 1-5 危険物施設管理
- 1-6 講習会管理
- 1-7 備品資機材管理
- 1-8 車両管理
- 1-9 職員管理
- 1-10 消防団員管理
- 1-11 被服管理
- 1-12 届出



## 1-1. 災害事案管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	災害活動概況		
2	月別・災害出動状況		
3	警戒・その他災害活動概況		
4	月別・警戒その他災害出動状況		
5	風水害活動概況		
6	月別・風水害出動状況		
7	1 署別消防隊活動状況	○	
8	2 署別火災出動隊の状況	○	
9	(4) 消防隊の活動状況・(5) 指揮隊の活動状況	○	
10	(8) 消防隊活動状況(火災以外)	○	
11	指令開始統計	○	
12	災害出動状況	○	
13	災害出動状況_救急出動件数	○	
14	署所別災害件数日報	○	
15	災害出動状況表	○	
16	災害出動状況	○	
17	災害出動状況_救急出動件数	○	
18	警防統計3・4	○	
19	警防統計5	○	
20	警防統計3-1	○	
21	警防統計6	○	
22	最先着隊平均現場到着時間	○	
23	災害件数	○	
24	災害件数2	○	
25	消防車現着時間	○	
26	警防統計3・4(消防隊コード抽出)	○	
27	警防統計5(消防隊コード抽出)	○	
28	警防統計6(消防隊コード抽出)	○	
29	警防統計3-1	○	
30	警防統計3・4(西長野分署追加分)	○	
31	警防統計5(西長野分署追加分)	○	
32	警防統計6(西長野分署追加分)	○	

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
33	警防統計 3 - 1 (西長野分署追加分)	○	
34	消防統計(1)(2) H30～	○	
35	災害件数 H30～	○	
36	消防統計(5) H30～	○	
37	消防統計(5)-1	○	
38	消防統計(6) H30～	○	
39	消防統計(7)	○	
40	1. 覚知別火災概況		
41	2. 月・日別火災件数		
42	3-1. 月・曜日・時間別火災概況 1 / 2		
43	3-1. 月・曜日・時間別火災概況 2 / 2		
44	3-2. 月・曜日・時間別火災概況 1 / 2		
45	3-2. 月・曜日・時間別火災概況 2 / 2		
46	4-1. 出火原因別火災発生概況		
47	4-2. 出火原因別火災発生概況		
48	5-1. 月別火災概況 (四半期分類) 1 / 2		
49	5-1. 月別火災概況 (四半期分類) 2 / 2		
50	5-2. 月別火災概況 (四半期分類)		
51	6. 時間・原因別火災件数		
52	7-1. 風速・湿度別火災概況		
53	7-2. 風速・湿度別火災概況		
54	8. 初期消火状況 (成功・失敗) 1 / 2		
55	8. 初期消火状況 (成功・失敗) 2 / 2		
56	9-1. 火元建物用途別概況		
57	9-2. 火元建物用途別概況		
58	10-1. 火元建物の構造別概況		
59	10-2. 火元建物の構造別概況		
60	火災四半期報 1 / 4		国表
61	火災四半期報 2 / 4		国表
62	火災四半期報 3 / 4		国表
63	火災四半期報 4 / 4		国表
64	救助統計 1	○	
65	救助統計 1 - 1	○	

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
66	救助統計 2	○	
67	救助統計 2 - 1 (救助隊)	○	
68	救助統計 2 - 2 (救助隊)	○	
69	救助統計 2 - 3 (月別)	○	
70	救助統計 2 - 4 (その他出動)	○	
71	救助統計 2 - 5 (救助隊活動状況)	○	
72	04表 火災時における救助活動状況調		国表
73	05表 事故種別出動件数活動件数調		国表
74	06表 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調		国表
75	07表 事故種別出動人員活動人員調		国表
76	08表 事故種別出動車両等台数調		国表
77	09表 事故種別活動車両等台数調		国表
78	10表 事故種別発生場所別出動件数調		国表
79	11表 事故種別発生場所別活動件数調		国表
80	12表 事故種別発生場所別救助人員調		国表
81	13表 事故種別他機関活動件数調		国表
82	101表 事故種別・月・曜日別出動件数調		
83	102表 事故種別・月・曜日別活動件数		
84	103表 事故種別・時間別出動件数調		
85	104表 事故種別・時間別活動件数		
86	105表 事故種別・月・曜日別救助人員調		
87	106表 事故種別・時間別救助人員調		
88	火災速報	○	
89	救助速報	○	
90	警戒速報	○	
91	風水害即時報告書	○	
92	統括風水害活動報告書	○	
93	署所別火災活動報告書	○	
94	署所別救助活動報告書	○	
95	署所別警戒その他活動報告書	○	
96	署所別風水害活動報告書	○	
97	自署所別火災活動報告書	○	
98	自署所別救助活動報告書	○	

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
99	自署所別警戒その他活動報告書	○	
100	自署所別風水害活動報告書	○	
101	部隊活動状況一覧	○	
102	出動報告書(乙)	○	
103	災害日報	○	
104	隊別火災活動報告書	○	
105	隊別救助活動報告書	○	
106	隊別警戒その他活動報告書	○	
107	隊別風水害活動報告書	○	
108	救助統計用	○	
109	舞台活動情報一覧	○	
110	救助活動記録票	○	
111	災害活動時間集計	○	
112	署別火災出動隊の状況	○	
113	前年比の火災件数	○	新規
114	消防団 分団管轄区域別火災発生状況	○	新規
115	署所別火災発生状況	○	新規
116	地区別火災発生状況	○	新規
117	市町村別火災原因	○	新規
118	長野市消防局管内火災概況	○	新規
119	月別火災発生状況	○	新規
120	月別火災原因	○	新規
121	市町村別火災発生状況	○	新規
122	初期消火実施状況	○	新規
123	初期消火器具等の使用状況	○	新規
124	覚知方法	○	新規
125	署所別枯草火災発生状況	○	新規
126	地域別枯草火災発生状況	○	新規
127	消防団 分団別管轄別枯草火災発生状況	○	新規

## 1-2. 救急事案管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	救急日報 (R4.5~)	○	
2	救急日報 (H2905)	○	
3	救急日報	○	
4	救急出動状況 (前年比)	○	
5	救急出動状況 (前年比) 人員	○	
6	救急月報	○	
7	月報人員	○	
8	医療機関搬送件数状況	○	
9	医療機関搬送人員状況	○	
10	市民病院搬送人員状況	○	
11	中央病院搬送状況	○	
12	救急月報 年齢別 (件数)	○	
13	救急月報 年齢別 (人員)	○	
14	署所別事故種別救急出動件数状況1	○	
15	署所別事故種別救急出動件数状況2	○	
16	署所別事故種別搬送人員1	○	
17	署所別事故種別救急出動件数状況	○	
18	署所別事故種別搬送人員2	○	
19	市町村別月別救急出動件数状況	○	
20	篠ノ井総合病院搬送状況1	○	
21	篠ノ井総合病院搬送状況2	○	
22	北信総合病院搬送状況1	○	
23	北信総合病院搬送状況2	○	
24	市表1の2	○	
25	市表2	○	
26	市表2-2	○	
27	市表2-3	○	
28	市表3の2	○	
29	市表4	○	
30	月別署所別出動件数	○	
31	月別署所別出動件数	○	
32	市表2-4	○	

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
33	救命処置実施状況	○	
34	拒否病院	○	
35	拒否病院(3-4)	○	
36	月別事故種別出動件数	○	
37	月別事故種別搬送人員	○	
38	現場到着平均(入電)	○	
39	現場到着平均(覚知)	○	
40	病院到着平均時間(入電)	○	
41	病院到着平均時間(覚知)	○	
42	長野赤十字病院傷病程度別搬送人員	○	
43	長野赤十字病院傷病程度別搬送人員	○	
44	市民病院搬送状況(人員)	○	
45	市町村別救急出動状況	○	
46	市町村別救急出動状況(人員)	○	
47	署別各種平均時間	○	
48	署別各種平均時間	○	
49	署別各種平均時間	○	
50	署別各種平均時間	○	
51	電話連絡回数調1	○	
52	電話連絡回数調2	○	
53	熱中症搬送人員(日別)	○	
54	熱中症調査(国)	○	
55	精神科調査1	○	
56	精神科調査2	○	
57	病院別月別傷病程度別搬送人員	○	
58	市民病院拒否状況	○	
59	年齢区分別傷病程度別	○	
60	熱中症(疑い)による救急搬送状況	○	
61	04表 救急出場件数調		国表
62	05表 搬送人員調		国表
63	06表 事故種別医療機関別搬送人員調		国表
64	07表 事故種別年令区分別傷病程度別搬送人員調		国表
65	08表 事故種別不搬送理由別不搬送件調		国表

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
66	08表 事故種別不搬送理由別不搬送件調 (令和3年度以降)		国表
67	09表 現場到着所要時間別出場件数調		国表
68	09表 現場到着所要時間別出場件数調 (入電起点)		国表
69	10表 収容所要時間別搬送人員調		国表
70	10表 収容所要時間別搬送人員調 (入電起点)		国表
71	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 1/3		国表
72	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 2/3		国表
73	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 3/3		国表
74	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 1/3		国表
75	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 2/3		国表
76	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 3/3		国表
77	13表 事故種別転送回数別搬送人員調		国表
78	14表 傷病程度別転送回数別搬送人員調		国表
79	15表 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調		国表
80	16表 事故種別転送理由別件数調		国表
81	17表 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調		国表
82	18表 医師の現場出場件数調		国表
83	19表 曜日別月別救急出場件数調		国表
84	20表 曜日別月別搬送人員調		国表
85	21表 管内管外別搬送人員調		国表
86	22表 発生場所別搬送人員調		国表
87	23表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調		国表
88	23表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調 (※国傷病名大分類) 参考		国表
89	救急蘇生指標の調査表		国表
90	時間別救急出場件数調		
91	時間別搬送人員調		
92	事故種別医療機関別搬送人員調		
93	事故種別医療機関別搬送人員調 (うち管外)		
94	転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調		
95	転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調 (うち管外)		
96	搬送証明書	○	
97	救急日報	○	
98	救急報告書	○	

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
99	救急救命処置録	○	
100	救急報告書（傷病者なしの場合）	○	
101	事後検証票	○	
102	事後検証票 長野	○	
103	熱中症報道対応資料	○	
104	転帰調査表 長野赤十字病院	○	
105	転帰調査表 長野中央病院	○	
106	転帰調査表 長野市民病院	○	
107	転帰調査表 東長野病院	○	
108	転帰調査表 小林脳神経外科病院	○	
109	転帰調査表 篠ノ井総合病院	○	
110	転帰調査表 松代総合病院	○	
111	転帰調査表 飯綱病院	○	
112	転帰調査表 信越病院	○	
113	転帰調査表 新町病院	○	
114	転帰調査表 長野赤十字病院	○	
115	転帰調査表 長野中央病院	○	
116	転帰調査表 長野市民病院	○	
117	転帰調査表 東長野病院	○	
118	転帰調査表 小林脳神経外科病院	○	
119	転帰調査表 汎用（病院条件未設定）	○	
120	国保	○	
121	高齢者	○	
122	事後検証票 長野	○	
123	奨励検討用	○	
124	救急出動報告	○	
125	処置録	○	
126	救急搬送経過記録	○	
127	傷病者搬送記録書	○	
128	搬送確認書(医療機関)	○	
129	搬送確認書(マスク)	○	



### 1-3. 水利情報管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	消防局管内水利状況H21合併（消火栓）		
2	消防局管内水利状況H21合併（水槽）		
3	消防局管内水利状況H21合併（その他水利）		
4	消防局管内水利状況（消火栓）		
5	消防局管内水利状況（水槽）		
6	消防局管内水利状況（その他水利）		
7	消火栓台帳	○	
8	防火水槽台帳	○	
9	その他水利台帳	○	
10	初期消火用具台帳（契約・占有状況）		
11	初期消火用具台帳		
12	異常報告	○	新規
13	消防水利の状況（消防年報用）	○	新規
14	水利台帳（一覧）	○	新規

#### 1-4. 防火対象物管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	定期点検集計		
2	防火対象物数		
3	【局】 【予防課】		
4	設備点検報告集計		
5	【中】 全・中		
6	【中】 西・槻		
7	【中】 柳・安		
8	【中】 七・飯		
9	【中】 鬼・東		
10	【篠】 全・篠		
11	【篠】 氷・塩		
12	【松】 全・松		
13	【松】 穂		
14	【鳥】 全・鳥		
15	【鳥】 信		
16	【新】 全・新		
17	【新】 小		
18	【鶴】 全・鶴		
19	違反是正		
20	違反是正【指摘項目】		
21	違反是正【是正済】		
22	違反是正（是正予定数）		
23	中高層		
24	査察結果【全署】×		
25	査察結果【全署】○		
26	自主防災訓練実施状況		
27	違反		
28	年間集計		
29	自主防災訓練実施状況【警防統計】		
30	自主防災訓練実施状況【市議会用】		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
31	自衛防災訓練実施状況【警防統計】		
32	第01表 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表		国表
33	第02表 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表		国表
34	第03表 漏電火災警報器、水噴霧消火設備等設置状況調査表		国表
35	第04表 非常警報設備、屋外消火栓設備設置状況調査表		国表
36	第05表 避難器具、排煙設備設置状況調査表		国表
37	第06表 誘蛾灯、非常コンセント設備設置状況調査表		国表
38	第07表 動力消防ポンプ設備、消防用水状況調査表		国表
39	第08表 連結散水設備、連結送水管状況調査表		国表
40	第09表 非常電源設置状況調査表		国表
41	第10表 消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表		国表
42	第11表 建築同意事務処理状況調査表		国表
43	第12表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査表		国表
44	第13表 防火物品使用状況調査表		国表
45	第14表 措置命令等状況調査表		国表
46	第15表 違反処理（警告・勧告）実施状況調査表－1		国表
47	第15表 違反処理（警告・勧告）実施状況調査表－2		国表
48	第16表 甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表		国表
49	第17表 乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表		国表
50	第18表 消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況調査表		国表
51	第20表 防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表		国表
52	第21表 消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表		国表
53	第22表 消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表		国表
54	第23表 屋内消火栓設備 特定違反对象物等調査表		国表
55	第24表 スプリンクラー設備 特定違反对象物等調査表		国表
56	第25表 自動火災報知設備 特定違反对象物等調査表		国表
57	第26表 特定違反对象物等面積別調査表		国表
58	第27表 高層建築物の状況調査表（28表、29表、35表レイアウトのみ）		国表
59	第33表 重大違反对象物の措置状況等調査表		国表
60	第34表 告発の状況調査表		国表
61	第37表 自衛消防組織設置対象物調査表		国表
62	第38表 消火器具設置状況調査表		国表
63	第39表 防火対象物表示制度に係る申請数調査表		国表

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
64	第51表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況調		国表
65	建築同意審査書	○	
66	消防用設備等通知書	○	
67	不同意通知書	○	
68	検査結果報告書	○	
69	設備設置検査済証	○	
70	対象物台帳	○	
71	旧表示マーク交付通知書		
72	査察チェック表		
73	査察結果指摘表		
74	立入検査結果報告書	○	
75	立入検査結果通知書	○	
76	是正(計画)報告書	○	
77	(使用不可)表示対象物調査表		
78	認定書等		
79	表示基準適合通知書		
80	表示基準不適合通知書		
81	表示マーク返還請求書		
82	表示基準判定票		
83	認定通知書		
84	不認定通知書		
85	査察実施状況表(査察基本計画 別表第4)	○	新規
86	国指定重大違反対象物状況表(査察基本計画 別表第5)	○	新規
87	市指定重大違反対象物状況表(査察基本計画 別表第6)	○	新規
88	査察実施計画・状況結果表(査察基本計画 様式第2号)	○	新規
89	〇〇消防署・〇〇分署査察実施計画(査察基本計画 様式第3号)	○	新規
90	査察実施入力表(査察基本計画 様式第6号)	○	新規
91	査察実施状況報告(査察基本計画 様式第7号)	○	新規
92	消防関係法令指導票	○	新規
93	年間月別・工事別 消防同意件数	○	新規
94	月別消防同意件数前年比較表	○	新規
95	年間用途別・工事別 消防同意件数	○	新規
96	工事種別建築同意年・月別件数(長野市・広域別)	○	新規

## 1-5. 危険物施設管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	01表 危険物規制対象数調（設置許可施設）		国表
2	01表 危険物規制対象数調（設置許可施設） つづき		国表
3	02表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設）		国表
4	02表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設） つづき		国表
5	03表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その1）		国表
6	04表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その2）		国表
7	05表 容量別屋外タンク貯蔵所の数調（設置許可施設）		国表
8	06表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）		国表
9	06表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設） つづき		国表
10	07表 容量別旧法タンクの新基準等適合数調（完成検査済証交付施設）		国表
11	08表 浮き屋根式・浮き蓋付特定屋外タンク数調（完成検査済証交付施設）		国表
12	09表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数調（完成検査済証交付施設）		国表
13	10表 危険物施設別の地下貯蔵タンク等の設置数調（完成検査済証交付施設）		国表
14	11表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）		国表
15	12表 給油危険物別の給油取扱所数調（完成検査済証交付施設）		国表
16	13表 危険物事業所数調		国表
17	14表 製造所等の許可、完成検査及び廃止届等の数調		国表
18	14表の2 製造所等の設置許可の数調		国表
19	14表の2 製造所等の設置許可の数調 つづき		国表
20	15表 液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況		国表
21	16表 特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の保安検査実施状況等調		国表
22	17表 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出状況調		国表
23	20表 製造所等に対する立入検査の状況調		国表
24	21表 危険物施設の仮使用、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調 1-1		国表
25	21表 危険物施設の仮使用、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調 1-2		国表
26	22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調		国表
27	22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき1		国表
28	22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき2		国表
29	23表 手数料収入額調		国表
30	許可証	○	
31	完成検査み証様式第10号		
32	完成検査み証様式第11号		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
33	タンク検査済証		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
34	危険物施設台帳		
35	査察チェック表		
36	査察結果報告書		
37	立ち入り検査結果報告書		
38	立ち入り検査結果通知書		
39	是正(計画)報告書		
40	仮使用承認証		
41	仮貯蔵仮取扱承認証		
42	予防規定認可証		
43	査察状況表		
44	検査済証		
45	警告書		
46	命令書		
47	特定事業者台帳		
48	製造所構造設備明細書		
49	屋内貯蔵所設備明細書		
50	屋外タンク貯蔵所構造設備明細書		
51	屋内タンク貯蔵所構造設備明細書		
52	地下タンク貯蔵所構造設備明細書		
53	簡易タンク貯蔵所構造設備明細書		
54	移動タンク貯蔵所構造設備明細書		
55	屋外貯蔵所構造設備明細書		
56	屋外貯蔵所構造設備明細書		
57	屋外貯蔵所構造設備明細書		
58	給油取扱所構造設備明細書		
59	第1, 2種販売取扱所構造設備明細書		
60	移送取扱所構造設備明細書		
61	構造設備明細書(タンク台帳)		
62	届出申請台帳		
63	査察状況表		
64	危険物施設一覧		
65	条例タンク検査済証		
66	様式第9号 査察実施入力表		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
67	様式第10号 査察実施入力表 2		



## 1-6. 講習会管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	応急手当普及啓発1	○	
2	応急手当普及啓発1-2	○	
3	応急手当普及啓発(月別)	○	
4	19表 防火管理講習会等実施状況調査表(消防長開催)		国表
5	24表 応急手当指導員要請講習に関する調		国表
6	25表 応急手当普及員要請講習に関する調		国表
7	26表 住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況等に関する調		国表
8	修了証	○	
9	救命救急修了証	○	
10	防火管理修了証		
11	カード型修了証(その他)		
12	修了証(防災)		
13	カード型修了証(防災)		
14	講習会情報印刷		
15	カード型2(救急)		
16	カード型3(救急)		
17	カード型4(救急)		
18	カード型5(救急)		
19	カード型6(救急)		
20	カード型2(防火管理)		
21	カード型3(防火管理)		
22	A4印刷(防火管理)		
23	カード型4(防火・防災)		
24	防災管理修了証		
25	カード型6(防火・防災)		
26	カード型2(その他)		
27	カード型3(その他)		

## 1-7. 備品資機材管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	備品資機材台帳		
2	修理依頼書	○	
3	車両運行日誌	○	
4	消防艇機関日誌	○	
5	車両日常点検表	○	
6	消防艇日常点検表	○	
7	給油設備受払	○	
8	車両月例点検表	○	
9	充填依頼書	○	
10	充填日誌	○	
11	授受簿	○	
12	車両年次点検表	○	
13	消防艇年次点検表	○	
14	(案) 様式第5号 (第15条関係)	○	
15	機関日誌	○	
16	機関月報	○	
17	車両保険(契約・解約)依頼書	○	
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

1-8. 車両管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	走行距離		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

### 1-9. 職員管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	0 2 表 年齢別及び階級別消防吏員数		国表
2	0 2 表 年齢別及び階級別消防吏員数 つづき		国表
3	0 4 表 消防吏員の勤務体制及び適用給料表		国表
4	1 3 表 在職年数別消防吏員及び消防団員数		国表
5	1 4 表 退職事由別及び年齢別退職消防吏員数の状況		国表
6	職員台帳	○	
7	教養資格経歴状況調査	○	
8	表彰賞罰調査	○	
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

1-10. 消防団員管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	03表 年齢別及び階級別非常勤消防団員数		国表
2	03表 年齢別及び階級別非常勤消防団員数		国表
3	13表 在職年数別消防吏員及び消防団員数		国表
4	15表 消防団員の退職・新任状況		国表
5	16表 非常勤消防団員の職業構成及び就業形態別の状況		国表
6	団員台帳	○	
7	振込対象者一覧表	○	
8	振込データ	○	
9	振込データ2	○	
10	実員状況	○	
11	第員台帳(入団日)	○	
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

1-11. 被服管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	被服貸与希望調査		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

1-12. 届出 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	届出(通報訓練)一覧	○	
2	届出一覧	○	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 【別冊2-2】 須坂市消防本部

### 帳票一覽



## 目 次

- 2-1 災害事案管理
- 2-2 救急事案管理
- 2-3 水利情報管理
- 2-4 防火対象物管理
- 2-5 危険物施設管理
- 2-6 講習会管理
- 2-7 備品資機材管理
- 2-8 職員管理
- 2-9 消防団員管理
- 2-10 被服管理

## 2-1. 災害事案管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	災害活動概況		
2	月別・災害出動状況		
3	警戒・その他災害活動概況		
4	月別・警戒その他災害出動状況		
5	風水害活動概況		
6	月別・風水害出動状況		
7	1 署別消防隊活動状況		
8	2 署別火災出動隊の状況		
9	(4) 消防隊の活動状況・(5) 指揮隊の活動状況		
10	(8) 消防隊活動状況 (火災以外)		
11	指令開始統計		
12	災害出動状況		
13	災害出動状況_救急出動件数		
14	最先着隊平均現場到着時間		
15	災害件数		
16	消防車現着時間		
17	1. 覚知別火災概況		
18	2. 月・日別火災件数		
19	3-1. 月・曜日・時間別火災概況 1 / 2		
20	3-1. 月・曜日・時間別火災概況 2 / 2		
21	3-2. 月・曜日・時間別火災概況 1 / 2		
22	3-2. 月・曜日・時間別火災概況 2 / 2		
23	4-1. 出火原因別火災発生概況		
24	4-2. 出火原因別火災発生概況		
25	5-1. 月別火災概況 (四半期分類) 1 / 2		
26	5-1. 月別火災概況 (四半期分類) 2 / 2		
27	5-2. 月別火災概況 (四半期分類)		
28	6. 時間・原因別火災件数		
29	7-1. 風速・湿度別火災概況		
30	7-2. 風速・湿度別火災概況		
31	8. 初期消火状況 (成功・失敗) 1 / 2		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
32	8. 初期消火状況（成功・失敗） 2 / 2		
33	9-1. 火元建物用途別概況		
34	9-2. 火元建物用途別概況		
35	10-1. 火元建物の構造別概況		
36	10-2. 火元建物の構造別概況		
37	火災四半期報 1 / 4		
38	火災四半期報 2 / 4		
39	火災四半期報 3 / 4		
40	火災四半期報 4 / 4		
41	年市町村（高速道路含む）別火災出動件数（出動隊別）		須坂市
42	年市町村（高速道路含む）別調査出動件数（出動隊別）		須坂市
43	年度市町村（高速道路含む）別火災出動件数（出動隊別）		須坂市
44	年度市町村（高速道路含む）別調査出動件数（出動隊別）		須坂市
45	火災出動報告書	○	須坂市
46	調査出動報告書	○	須坂市
47	救助出動報告書	○	須坂市
48	04表 火災時における救助活動状況調		国表
49	05表 事故種別出動件数活動件数調		国表
50	06表 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調		国表
51	07表 事故種別出動人員活動人員調		国表
52	08表 事故種別出動車両等台数調		国表
53	09表 事故種別活動車両等台数調		国表
54	10表 事故種別発生場所別出動件数調		国表
55	11表 事故種別発生場所別活動件数調		国表
56	12表 事故種別発生場所別救助人員調		国表
57	13表 事故種別他機関活動件数調		国表
58	101表 事故種別・月・曜日別出動件数調		
59	102表 事故種別・月・曜日別活動件数		
60	103表 事故種別・時間別出動件数調		
61	104表 事故種別・時間別活動件数		
62	105表 事故種別・月・曜日別救助人員調		
63	106表 事故種別・時間別救助人員調		
64	覚知集計表		

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
65	119覚知別集計表		
66	119番通報統計		
67	現況調査統計		
68	消防現勢調査		

## 2-2. 救急事案管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	救急出動報告書		須坂市消防本部
2	救急支援出動報告書		須坂市消防本部
3	救急搬送サーベイランス		須坂市消防本部
4	受入状況等実態調査		須坂市消防本部
5	心肺蘇生を望まなかった事案		須坂市消防本部
6	CPA件数（不搬送含む）		須坂市消防署
7	県立信州医療センター搬送困難事例		須坂市消防署
8	MC熱中症		須坂市消防署
9	血糖測定、静脈路確保、薬剤投与、医師連携、入力確認		須坂市消防署
10	陰圧式患者搬送器具 使用状況調査		須坂市消防署
11	MC用医療機関の受け入れ不応需件数		須坂市消防署
12	須高広域消防運営協議会 資料		須坂市消防署
13	自損救急件数（年齢別）		須坂市消防署
14	MC用 救急搬送困難事案 問い合わせ4回調査		須坂市消防署
15	MC用 救急搬送困難事案 現場滞在30分調べ		須坂市消防署
16	交通事故報告用（医療保険課）		須坂市消防署
17	年齢区分別搬送人員		須坂市消防署
18	須高広域消防運営協議会及び定期監査（須坂署出動）		須坂市消防署
19	月報 県立信州医療センター		須坂市消防署
20	月報 新生病院		須坂市消防署
21	月報 北信総合病院		須坂市消防署
22	県報告用 不搬送・不搬送理由（月）		須坂市消防署
23	拡大二行為（検証票件数）		須坂市消防署
24	CPA患者搬送調べ（検証票件数）		須坂市消防署
25	週間救急件数（搬送先病院別傷病者数）集計		須坂市消防署
26	週間救急件数（出動件数及び不搬送件数）集計		須坂市消防署
27	長野市民病院受入困難理由		須坂市消防署
28	事故種別覚知月別集計表		須坂市消防署
29	へリ要請件数		須坂市消防署
30	新型コロナ陽性者搬送件数		須坂市消防署
31	4名出動件数		須坂市消防署

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
32	口頭指導あり（今年度）		須坂市消防署
33	種別・程度別表（前年）集計		須坂市消防署
34	救急車ダブル集計		須坂市消防署
35	峰の原高原出動（年度）（ヘリ連携）		須坂市消防署
36	種別別不搬送件数（前年）集計		須坂市消防署
37	傷病者名前検索（検索条件に氏名かフリガナ入力）		須坂市消防署
38	前年度未完成報告書抽出一覧		須坂市消防署
39	MC用 65歳から74歳 程度別搬送人員 集計		須坂市消防署
40	MC用 75歳以上 程度別搬送人員 集計		須坂市消防署
41	MC用 65歳から74歳 月別搬送人員 集計		須坂市消防署
42	MC用 75歳から84歳 月別搬送人員 集計		須坂市消防署
43	MC用 85歳以上 月別搬送人員 集計		須坂市消防署
44	MC用 挿管		須坂市消防署
45	MC用 挿管以外		須坂市消防署
46	MC用 除細動		須坂市消防署
47	MC用 ブドウ糖		須坂市消防署
48	MC用 CPA蘇生率		須坂市消防署
49	MC用 静脈路確保		須坂市消防署
50	MC用 静脈路確保（CPA前）		須坂市消防署
51	MC用 静脈路確保（ブドウ糖投与）		須坂市消防署
52	MC用 薬剤投与（アドレナリン）		須坂市消防署
53	MC用 転院搬送の状況		須坂市消防署
54	MC用 転院医療機関同乗者		須坂市消防署
55	救急支援出動 月別出動件数		須坂市消防署
56	高速道出動 搬送人員入り（前年・救急支弁金支払い）		須坂市消防署
57	須坂市北部8町救急出動（救急小布施1号車）		須坂市消防署
58	須坂市本郷町救急出動（救急高山1号車）		須坂市消防署
59	PA連携調べ		須坂市消防署
60	事後検証手数料 CPA患者等搬送調べについて		須坂市消防署
61	長野市民病院救急医療懇談会資料（種別・程度・年齢区分）		須坂市消防署
62	長野市民病院医療懇談会資料（搬送先別事故種別件数）		須坂市消防署
63	出動場所別・出動隊別件数		須坂市消防署
64	事後検証 検証票記載手数料 請求書		須坂市消防署

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
65	長野赤十字病院 月報		須坂市消防署
66	国調査 重症 産科 小児 救命センター		須坂市消防署
67	覚知～病院収容		須坂市消防署
68	現場到着～車内収容		須坂市消防署
69	車内収容～現発平均所要時間（前年）		須坂市消防署
70	現場到着～現場出発～病院到着（前年）		須坂市消防署
71	現場到着～現場出発～病院到着（CPA）（前年）		須坂市消防署
72	覚知～現着・現着～病着 総時間（分）（前年度・須坂市）		須坂市消防署
73	MC用 管内救急概要		須坂市消防署
74	MC用 救急蘇生統計 社会復帰件数		須坂市消防署
75	MC用 病院受入時間		須坂市消防署
76	事後検証 症例選定経過一覧		須坂市消防署
77	福祉施設からの救急要請		須坂市消防署
78	雪で転倒事案		須坂市消防署
79	月報 轟病院		須坂市消防署
80	04表 救急出場件数調		国表
81	05表 搬送人員調		国表
82	06表 事故種別医療機関別搬送人員調		国表
83	07表 事故種別年令区分別傷病程度別搬送人員調		国表
84	08表 事故種別不搬送理由別不搬送件調		国表
85	08表 事故種別不搬送理由別不搬送件調（令和3年度以降）		国表
86	09表 現場到着所要時間別出場件数調		国表
87	09表 現場到着所要時間別出場件数調（入電起点）		国表
88	10表 収容所要時間別搬送人員調		国表
89	10表 収容所要時間別搬送人員調（入電起点）		国表
90	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 1／3		国表
91	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 2／3		国表
92	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 3／3		国表
93	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 1／3		国表
94	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 2／3		国表
95	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 3／3		国表
96	13表 事故種別転送回数別搬送人員調		国表
97	14表 傷病程度別転送回数別搬送人員調		国表

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
98	1 5 表 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調		国表
99	1 6 表 事故種別転送理由別件数調		国表
100	1 7 表 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調		国表
101	1 8 表 医師の現場出場件数調		国表
102	1 9 表 曜日別月別救急出場件数調		国表
103	2 0 表 曜日別月別搬送人員調		国表
104	2 1 表 管内管外別搬送人員調		国表
105	2 2 表 発生場所別搬送人員調		国表
106	2 3 表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調		国表
107	2 3 表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調 (※国傷病名大分類) 参考		国表
108	救急蘇生指標の調査表		国表
109	救急搬送月報 (小布施町役場報告用)		小布施分署
110	救急出動状況 (小布施町役場報告用)		小布施分署
111	救急車受入れ要請の詳細 (新生病院)		小布施分署
112	出動場所 (須・小・高・他)		小布施分署
113	【救急】 監査用 高山隊 出動場所別		高山分署
114	【救急】 高山 月報		高山分署
115	須高広域消防運営協議会資料 (救急出動件数)		高山分署
116	【救急】 傷病者名前検索 (検索条件に氏名かフリガナ入力)		高山分署



## 2-3. 水利情報管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	須坂市消防署管内水利状況（消火栓）		須坂市消防署
2	須坂市消防署管内水利状況（防火水槽）		須坂市消防署
3	須坂市消防署管内水利状況（その他水利）		須坂市消防署
4	須坂市消防署管内水利状況		項1～3集約用
5	消防水利の状況（消防年報用）		須坂市消防署
6	水利台帳（一覧）		須坂市消防署
7	水利点検		須坂市消防署
8	不備報告		須坂市消防署
9	小布施分署管内水利状況（消火栓）		小布施分署
10	小布施分署管内水利状況（防火水槽）		小布施分署
11	小布施分署管内水利状況（その他水利）		小布施分署
12	小布施分署管内水利状況		項9～11集約用
13	高山村管内水利状況		消防年報統計用 高山分署
14	水利台帳		消防年報統計用 高山分署
15	消防水利の状況（消防年報用）		消防年報統計用 高山分署
16	水利台帳（一覧）		消防年報統計用 高山分署
17	消防施設整備実態調査		消防年報統計用 高山分署
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 2-4. 防火対象物管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	定期点検集計		
2	防火対象物数		
3	【局】 【予防課】		
4	設備点検報告集計		
5	須坂・小布施・高山		
6	須坂		
7	小布施		
8	高山		
9	違反是正		
10	違反是正【指摘項目】		
11	違反是正【是正済】		
12	違反是正（是正予定数）		
13	中高層		
14	査察結果【全署】×		
15	査察結果【全署】○		
16	自主防災訓練実施状況		
17	違反		
18	年間集計		
19	自主防災訓練実施状況【警防統計】		
20	自主防災訓練実施状況【市議会用】		
21	自衛防災訓練実施状況【警防統計】		
22	第01表 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表		国表
23	第02表 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表		国表
24	第03表 漏電火災警報器、水噴霧消火設備等設置状況調査表		国表
25	第04表 非常警報設備、屋外消火栓設備設置状況調査表		国表
26	第05表 避難器具、排煙設備設置状況調査表		国表
27	第06表 誘蛾灯、非常コンセント設備設置状況調査表		国表
28	第07表 動力消防ポンプ設備、消防用水状況調査表		国表
29	第08表 連結散水設備、連結送水管状況調査表		国表
30	第09表 非常電源設置状況調査表		国表

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
31	第10表 消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表		国表
32	第11表 建築同意事務処理状況調査表		国表
33	第12表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査表		国表
34	第13表 防災物品使用状況調査表		国表
35	第14表 措置命令等状況調査表		国表
36	第15表 違反処理（警告・勧告）実施状況調査表－1		国表
37	第15表 違反処理（警告・勧告）実施状況調査表－2		国表
38	第16表 甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表		国表
39	第17表 乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表		国表
40	第18表 消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況調査表		国表
41	第20表 防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表		国表
42	第21表 消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表		国表
43	第22表 消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表		国表
44	第23表 屋内消火栓設備 特定違反对象物等調査表		国表
45	第24表 スプリンクラー設備 特定違反对象物等調査表		国表
46	第25表 自動火災報知設備 特定違反对象物等調査表		国表
47	第26表 特定違反对象物等面積別調査表		国表
48	第27表 高層建築物の状況調査表（28表、29表、35表レイアウトのみ）		国表
49	第33表 重大違反对象物の措置状況等調査表		国表
50	第34表 告発の状況調査表		国表
51	第37表 自衛消防組織設置対象物調査表		国表
52	第38表 消火器具設置状況調査表		国表
53	第39表 防火対象物表示制度に係る申請数調査表		国表
54	第51表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況調		国表
55	査察実施状況表（査察基本計画 別表第4）		新規
56	国指定重大違反对象物状況表（査察基本計画 別表第5）		新規
57	市指定重大違反对象物状況表（査察基本計画 別表第6）		新規
58	査察実施計画・状況結果表（査察基本計画 様式第2号）		新規
59	〇〇消防署・〇〇分署査察実施計画（査察基本計画 様式第3号）		新規
60	査察実施入力表（査察基本計画 様式第6号）		新規
61	査察実施状況報告（査察基本計画 様式第7号）		新規
62	立入検査結果通知書	○	継続
63	立入検査結果報告書	○	継続

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
64	是正（計画）報告書	○	継続
65	対象物台帳	○	継続
66	建築同意審査書	○	継続
67	消防用設備等通知書	○	継続
68	不同意通知書	○	継続
69	検査結果報告書	○	継続
70	設備設置検査済証	○	継続
71	消防関係法令指導票	○	継続
72	年間月別・工事別 消防同意件数		新規
73	月別消防同意件数前年比較表		新規
74	年間用途別・工事別 消防同意件数		新規
75	工事種別建築同意年・月別件数（須坂市・広域別）		新規
76	住宅用火災警報器設置率調査		小布施・高山分署
77	一般家庭防火訪問調査		小布施・高山分署
78	市町村広報誌掲載関係		小布施・高山分署
79	市町村広報誌掲載関係		小布施・高山分署
80	年間市町村別・月別建基法第93条第4項の通知		予防課
81	自動通報承認通知書		予防課
82	自動通報承認台帳		予防課
83	自動通報審査表		予防課
84	消防法令適合通知書（旅館業法）		予防課
85	消防法令適合通知書（住宅宿泊事業法）		予防課
86	消防用設備等適合通知書		予防課

## 2-5. 危険物施設管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	0 1 表 危険物規制対象数調（設置許可施設）		国表
2	0 1 表 危険物規制対象数調（設置許可施設） つづき		国表
3	0 2 表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設）		国表
4	0 2 表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設） つづき		国表
5	0 3 表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その1）		国表
6	0 4 表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その2）		国表
7	0 5 表 容量別屋外タンク貯蔵所の数調（設置許可施設）		国表
8	0 6 表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）		国表
9	0 6 表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設） つづき		国表
10	0 7 表 容量別旧法タンクの新基準等適合数調（完成検査済証交付施設）		国表
11	0 8 表 浮き屋根式・浮き蓋付特定屋外タンク数調（完成検査済証交付施設）		国表
12	0 9 表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数調（完成検査済証交付施設）		国表
13	1 0 表 危険物施設別の地下貯蔵タンク等の設置数調（完成検査済証交付施設）		国表
14	1 1 表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）		国表
15	1 2 表 給油危険物別の給油取扱所数調（完成検査済証交付施設）		国表
16	1 3 表 危険物事業所数調		国表
17	1 4 表 製造所等の許可、完成検査及び廃止届等の数調		国表
18	1 4 表の2 製造所等の設置許可の数調		国表
19	1 4 表の2 製造所等の設置許可の数調つづき		国表
20	1 5 表 液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況		国表
21	1 6 表 特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の保安検査実施状況等調		国表
22	1 7 表 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出状況調		国表
23	2 0 表 製造所等に対する立入検査の状況調		国表
24	2 5 表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物並び少量危険物の状況調査		小布施分署
25	既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査		
26	小布施町地域防災計画（資料編）の修正について（依頼）		小布施分署
27	立入検査結果報告書		
28	立入検査結果通知書		
29	改修（計画）報告書		
30	数量別危険物製造所等及び立入検査実施状況		予防課（年報）
31	完成検査済証交付施設		予防課（年報）

## 2-6. 講習会管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	応急手当普及啓発1		
2	応急手当普及啓発1-2		
3	応急手当普及啓発(月別)		
4	19表 防火管理講習会等実施状況調査表(消防長開催)		国表
5	24表 応急手当指導員要請講習に関する調		国表
6	25表 応急手当普及員要請講習に関する調		国表
7	26表 住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況等に関する調		国表
8	救急入門コース		
9	普通救命講習Ⅰ修了証		
10	普通救命講習Ⅰ名簿		
11	普通救命講習Ⅱ修了証		
12	普通救命講習Ⅱ名簿		
13	普通救命講習Ⅲ修了証		
14	普通救命講習Ⅲ名簿		
15	上級救命講習修了証		
16	上級救命講習名簿		
17	応急手当普及員講習認定証		
18	応急手当普及員講習名簿		
19	応急手当指導員認定証		
20	応急手当指導員名簿		
21	救急法講習調査		須高管内
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 2-7. 備品資機材管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	備品資機材台帳		
2	修理依頼書		
3	車両運行日誌		
4	消防艇機関日誌		
5	車両日常点検表		
6	消防艇日常点検表		
7	給油設備受払		
8	車両月例点検表		
9	充填依頼書		
10	充填日誌		
11	授受簿		
12	車両年次点検表		
13	消防艇年次点検表		
14	(案) 様式第5号 (第15条関係)		
15	機関日誌		
16	機関月報		
17	車両保険(契約・解約)依頼書		
18	空気呼吸器点検票		須坂・小布施・高山
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 2-8. 職員管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	0 2 表 年齢別及び階級別消防吏員数		国表
2	0 2 表 年齢別及び階級別消防吏員数 つづき		国表
3	0 4 表 消防吏員の勤務体制及び適用給料表		国表
4	1 3 表 在職年数別消防吏員及び消防団員数		国表
5	1 4 表 退職事由別及び年齢別退職消防吏員数の状況		国表
6	教養資格経歴状況調査	○	
7	表彰賞罰調査	○	
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			



## 2-9. 消防団員管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	0 3 表 年齢別及び階級別非常勤消防団員数		国表
2	0 3 表 年齢別及び階級別非常勤消防団員数		国表
3	1 3 表 在職年数別消防吏員及び消防団員数		国表
4	1 5 表 消防団員の退職・新任状況		国表
5	1 6 表 非常勤消防団員の職業構成及び就業形態別の状況		国表
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 2-10. 被服管理 帳票一覧

項	帳票名称	指定 レイアウト	備考
1	被服貸与希望調査		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

高機能消防指令情報システム  
保守業務委託仕様書（案）

## 目 次

第1章	総則	1
第1	適用	1
第2	用語の定義	1
第3	業務名	1
第4	業務履行期間	1
第5	業務実施場所	1
第6	業務内容	2
第7	業務の着手	2
第8	設計図書 of 貸与・支給及び確認	2
第9	監督員	2
第10	管理技術者	3
第11	保守者	3
第12	打合せ等	3
第13	成果物の提出	3
第14	関連法令及び条例の遵守	4
第15	業務等の履行	4
第16	業務の実施時間	4
第17	臨機の措置	4
第18	検査	5
第19	契約変更	5
第20	発注者の賠償責任	5
第21	受注者の賠償責任	5
第22	再委託	5
第23	守秘義務	5
第24	個人情報の取扱い	5
第25	安全等の確保	6
第26	行政情報流出防止対策の強化	6
第27	情報セキュリティ要件	7
第2章	業務	8
第1	業務履行内容	8
第2	障害対応業務	9
第3	報告	9
第3章	成果物	9
第1	一般事項	9
第2	点検記録簿	9
第3	障害対応業務記録簿	9
第4章	特記事項	9
第1	有償交換部品(有寿命品)	9
第2	ソフトウェア保守	9
第3	支援情報処理装置(消防 OA)への対応	10
第4	他システム連携の対応	10
第5	本保守業務の対象外事項	10
第6	長野市公契約等基本条例に関する事項	10

## 第1章 総則

### 第1 適用

本仕様書は、長野市(以下「発注者」という。)が発注し、長野市及び須坂市が運用・監理する、高機能消防指令情報システムの適正な保守管理の委託業務に適用するものである。

### 第2 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なもの処理、及び業務内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における、一般監督業務のとりまとめを行うものをいう。
- 2 「検査員」とは、本委託業務の完了を確認するために発注者が定めたものをいう。
- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、受注者が定めたものをいう。
- 4 「契約書」とは、保守管理業務委託契約書をいう。
- 5 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 6 「通知」とは、発注者又は監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 7 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 8 「承諾」とは、契約書等で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 9 「協議」とは、書面により契約書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 10 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 11 「書面」とは、手続、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途、監督員と協議するものとする。
- 12 「提示」とは、監督員が受注者に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 13 「検査」とは、契約図書に基づき検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- 14 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談又は電子メール等により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 15 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託をするものをいう。
- 16 「従事者」とは、受注者の社員及び使用人等をいう。

### 第3 業務名

「高機能消防指令情報システム保守委託（仮称）」

### 第4 業務履行期間

契約締結の日から令和〇年3月31日まで

### 第5 業務実施場所

- 1 指令センター（仮称） : 長野市大字鶴賀 1730 番地 2
- 2 長野市消防局 : 同上
- (1) 中央消防署 : 長野市大字長野旭町 1108 番地 4

- ア 安茂里分署 : 長野市安茂里小市 2 丁目 31 番 5 号
- イ 七二会分署 : 長野市七二会己 508 番地 4
- ウ 飯綱分署 : 長野市大字上ヶ屋 2471 番地 3129
- エ 鬼無里分署 : 長野市鬼無里日影 2887 番地 7
- (2) 鶴賀消防署 : 長野市大字鶴賀 1730 番地 2
  - ア 若槻分署 : 長野市大字若槻東条 1095 番地 1
  - イ 柳原分署 : 長野市大字柳原 2551 番地 1
  - ウ 東部分署 : 長野市大字南長池 299 番地 17
  - エ 豊野分署 : 長野市豊野町豊野 631 番地
- (3) 篠ノ井消防署 : 長野市篠ノ井会 690 番地
  - ア 更北分署 : 長野市青木島町大塚 722 番地 1
  - イ 塩崎分署 : 長野市篠ノ井塩崎 4158 番地
- (4) 松代消防署 : 長野市松代町西寺尾 1774 番地
  - ア 若穂分署 : 長野市若穂綿内 7634 番地
- (5) 鳥居川消防署 : 上水内郡飯綱町大字普光寺 977 番地
  - ア 信濃町分署 : 上水内郡信濃町大字柏原 1167 番地 1
- (6) 新町消防署 : 長野市信州新町里穂刈 48 番地
  - ア 小川分署 : 上水内郡小川村大字高府 8800 番地 8
- 3 須坂市消防本部 : 須坂市大字小山 1306 番地
  - (1) 須坂市消防署 : 同上
    - ア 小布施分署 : 上高井郡小布施町大字小布施 1491 番地 2
    - イ 高山分署 : 上高井郡高山村大字高井 4609 番地
- 4 関連施設
  - (1) 長野赤十字病院 : 長野市若里五丁目 22 番 1 号
  - (2) 長野市民病院 : 長野市大字富竹 1333 番地 1
  - (3) 市営住宅今井団地 4 号棟 : 長野市川中島町今井原 8 番地 1

## 第6 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- 1 点検業務  
高機能消防指令情報システムの点検並びにソフトウェアの保守を実施する。
- 2 障害対応業務  
高機能消防指令情報システムの運用確保並びに不測の障害発生時に速やかに機能回復を行うため、技術支援及び復旧作業を実施する。

## 第7 業務の着手

受注者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せ等を開始することをいう。

## 第8 設計図書の貸与・支給及び確認

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めた時は、受注者に保守対象施設に係る図面、資料を貸与する。  
ただし、各種法令、基準、参考図書等の市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、保守管理業務委託契約書の内容を十分に確認し、疑義のある場合は、監督員に書面により通知し、確認や指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認める時は、受注者に対し、詳細図面等を追加支給するものとする。

## 第9 監督員

- 1 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約書、保守委託仕様書に定められた事項の範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

## 第10 管理技術者

- 1 受注者は、業務における管理技術者を定めること。
- 2 管理技術者は、契約書及び保守委託仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。また、管理技術者は、保守者等を指揮・監督するものとする。
- 4 受注者又は管理技術者は、業務に際して従業者に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

## 第11 保守者

- 1 受注者は、業務の履行に必要な技術・知識・経験を有する保守者を充てるものとする。
- 2 受注者は、管理技術者が業務の管理・監督をするために、必要に応じて次に示す保守責任者を定めることができる。
  - (1) 保守責任者は、業務の履行に必要な技術力を有すること。
  - (2) 保守責任者は、業務の内容を十分把握すること。
  - (3) 保守責任者は、管理技術者の指導の下に現場業務の実施に関する事項及び実施結果に関する事項等について、監督員と打合せを行うこと。
  - (4) 保守責任者は、保守者を兼ねることができる。
  - (5) 保守責任者は、当該業務の施設毎に分担できるものとする。
- 3 受注者は、災害発生時や緊急の障害復旧等において対応する際に、管理技術者の業務量急増や管理技術者自身の被災により業務が適切に遂行できない場合に備え、保守責任者を管理技術者の補助としてあらかじめ指定できるものとし、その場合は履行計画書にその旨記載すること。

なお、保守責任者が管理技術者を補助できる業務内容は次のとおりとし、具体的な業務履行にあたっては、管理技術者の指揮・監督によるものとする。

## 第12 打合せ等

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- 2 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約締結後速やかに履行計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 4 履行計画書には、下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務内容
  - (2) 全体工程
  - (3) 履行体制
    - ア 組織体制
    - イ 連絡体制
  - (4) 安全管理計画
  - (5) 報告項目等
  - (6) その他

## 第13 成果物の提出

- 1 受注者は、業務が完了した時は、本仕様書に示す成果物を提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、本仕様書、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。

#### 第14 関連法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、本仕様書及び次に掲げる諸法規等による他、関連する関係諸法令、条例等を遵守しなければならない。

- 1 電波法(昭和25年法律131号)
- 2 電波法関係審査基準
- 3 消防庁告示第13号(平成21年6月4日)「緊急消防援助隊の出動その消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件」
- 4 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- 5 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 6 消防法(昭和23年法律第186号)
- 7 日本工業規格(JIS)
- 8 電池工業会規格(SBA)
- 9 消防救急デジタル無線共通仕様書第1版(平成21年9月)
- 10 その他関係法令

#### 第15 業務等の履行

- 1 保守者は、業務の履行に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境の整備等に留意するものとする。
- 2 保守者は、保守業務実施時は常に各構成設備・機器等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
- 3 保守者は、災害活動、訓練活動等の状況を把握し、運用に支障を来さないよう留意すること。
- 4 業務の履行にあたっては、施設、消防業務の運用を休止させてはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷等の自然災害に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

#### 第16 業務の実施時間

- 1 点検業務の実施時間は、9時00分から17時00分までとする。  
なお、業務実施の都合上、休日又は夜間に必要が有る場合には、あらかじめ監督員に承諾を得なければならない。
- 2 障害対応業務については、対象となる機器により24時間又は平日昼間に対応及び実施するものとする。

#### 第17 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認める時は、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められる時は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 3 受注者は、業務の履行中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督員に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告するとともに原因調査を行うものとする。



- 4 前3項の場合又は監督員が臨時に業務を指示した場合は、受注者は、これに応じるものとする。

#### **第18 検査**

- 1 受注者は、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約書及び本仕様書により定められた資料を監督員に提出していただかなければならない。
- 2 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 保守業務成果物の検査
  - (2) 保守業務管理状況の検査  
業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### **第19 契約変更**

発注者は、次の各号に掲げる場合において、保守業務委託の請負契約の変更を行うものとする。

- 1 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
- 2 履行期間の変更を行う場合
- 3 監督員と受注者が協議し、業務の履行上必要があると認められる場合

#### **第20 発注者の賠償責任**

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1 一般的損害、又は第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- 2 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第21 受注者の賠償責任**

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 1 一般的損害、又は第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- 2 瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- 3 受注者の責により損害が生じた場合

#### **第22 再委託**

- 1 業務における総合的業務計画、点検手法の決定及び技術的判断、点検結果に基づくデータ解析、技術的所見等は、再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前1項から2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務を再委託（再委託業者がさらに再委託を行う場合も含む）に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。

#### **第23 守秘義務**

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

#### **第24 個人情報の取扱い**

- 1 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、

個人情報の漏えい、滅失、改ざん又毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

5 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

6 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、発注者の指示があった場合は、これに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示した時は、当該指示に従うものとする。

8 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

9 従事者への周知

受注者は、保守者等、本業務に関わる従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第25 安全等の確保

1 受注者は、業務の実施に際しては、保守業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、業務を履行するに当たり常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。

3 受注者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう保守者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、業務の実施にあたっては自然災害等に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び保守等従事者の安全確保に努めなければならない。

6 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告すること。

## 第26 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2 受注者は、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、発注者の許可なく業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 受注者は、本業務に係る社員等に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底させるものとする。  
なお、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3 受注者は、業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報については、業務の実施完了後又は業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。
- 4 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、情報管理責任者配置するものとする。
- 5 受注者は、業務で使用するパソコン、コーデック等のハードウェア及びソフトウェアに関するセキュリティ対策、電子情報の保存等に関するセキュリティ対策、電子情報を移送する際のセキュリティ対策、電子情報の記憶媒体の廃棄処分におけるセキュリティ対策に関して、管理体制を確保しなければならない。
- 6 受注者は、業務の実施に際し、情報流出の原因につながる、情報管理者が使用許可した以外のパソコンの使用、セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用、セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存、セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送、情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送などの行為は行ってはならない。
- 7 事故の発生時には、次の措置を講じるものとする。
  - (1) 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
  - (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 8 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第27 情報セキュリティ要件

- 1 責任者、作業内容、作業車及び作業場所の特定  
受注者は、この契約による業務委託に係る責任者、作業内容、作業車及び作業場所をあらかじめ特定し、発注主に対して通知しなければならない。この内容を変更する場合についても同様とする。
- 2 提供されるサービスレベルの保証  
受注者は、通信の速度及び安定性、並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、発注者が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容を提示しなければならない。
- 3 アクセスを許可する情報資産の種類と範囲、アクセス方法  
受注者は、この契約に関わる情報資産の種類を定義し、種類ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項、並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。
- 4 従業員に対する教育の実施  
受注者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならない。
- 5 提供された情報資産の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止
  - (1) 受注者は、この契約による業務委託を行うため発注者から提供された情報資産について、本契約業務以外に利用し、又は受注者以外の第三者に提供してはならない。
  - (2) 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。
- 6 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- (1) 受注者は、この契約による業務委託を行うため、取り扱う情報資産が必要でなくなった場合には、速やかに返還又は廃棄しなければならない。なお、発注者は必要に応じて情報資産の返還又は廃棄を指示するものとする。
  - (2) 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。
- 7 業務上知り得た情報の守秘義務
- (1) 受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。
  - (2) 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。
- 8 再委託に関する制限事項の遵守
- (1) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う業務委託を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
  - (2) 発注者は、例外的に再委託を承諾する場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受注者と同等の水準であることを書くにしなければならない。
  - (3) 受注者は、前項の承諾を受けて再委託（再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む）を行う場合には、情報セキュリティ要件、3、4、5、6、7の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者へ説明し、遵守させなければならない。
- 9 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- 発注者及び受注者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。
- 10 発注者による監査、検査
- 受注者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、発注者による監査、検査を行うことができるものとする。
- 11 発注者による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- 受注者は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、当該情報セキュリティインシデントの公表を必要に応じて行うものとする。公表にあたり、受注者は発注者に対する協力に努めなければならない。
- 12 損害賠償
- (1) 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求されたときには、当該情報セキュリティインシデントが受注者（本項8の規定による再委託事業者を含む）によりこの情報セキュリティ要件が遵守されなかったことによるものである場合には、受注者（本項8の規定による再委託事業者を含む）に対して、発注者が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。
  - (2) 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受託者の従業員でなくなった者についても適用される。

## 第2章 業務

### 第1 業務履行内容

#### 1 点検業務

- (1) 点検業務の履行対象施設及び履行内容については、別添「保守管理業務区分(点検業務)」によるものとする。
- (2) 点検業務は、別添「保守管理業務区分(点検業務)」に定める点検項目に基づき施設の点検、調整、清掃及び部品交換等の作業を行うものである。
- (3) 点検業務総合点検を実施するにあたっては、事前に実施予定工程表を監督員に提出するものとする。

#### 2 障害対応業務

障害対応業務の履行対象装置及び履行内容については、別添「保守管理業務区分(技術支援・障害対応)」によるものとする。

## 第2 障害対応業務

- 1 技術支援  
各施設の運用上必要となる技術支援を行う。
- 2 障害対応業務  
各施設の装置区分に応じ障害発生時、障害の受付業務、復旧業務、修繕業務を行うものである。
- 3 障害対応は、重要機器については24時間対応、その他の機器については、平日対応とする。対象機器については、別添「保守管理業務区分」のとおりとする。
- 4 3以外の機器等については、単発対応(スポット対応)とする。
- 5 24時間対応、平日対応については、修理部材等の費用も委託費に含まれるものとする。

## 第3 報告

- 1 点検業務を行った場合は、施設の現況概要等について、速やかに報告するものとする。また、履行内容については、保守記録簿の点検記録として監督員に報告するものとする。  
なお、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合については、受注者は、適切に対応しなければならない。
- 2 点検における測定データ等については、保守記録簿により監督員に提出するものとする。ただし、監督員が一部測定データ等の提出を指示する場合、保守記録簿とは別に測定データ等を提出しなければならない。
- 3 点検の測定データ等から技術的所見等のとりまとめについても保守記録簿により提出するものとする。
- 4 障害対応を行った場合は、障害の受付状況、復旧処置内容について、速やかに監督員に提出するものとする。  
なお、別途個別修理が必要となる機器については、必要な部品仕様、概算費用等について、速やかに監督員に提出するものとする。

## 第3章 成果物

### 第1 一般事項

成果物は、保守記録簿を作成し、提出するものとする。  
なお、成果物の形式及び部数については、別途協議し、指示する。

### 第2 点検記録簿

受注者は、業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。

### 第3 障害対応業務記録簿

受注者は、業務に係る障害対応の業務記録を行うものとする。

## 第4章 特記事項

### 第1 有償交換部品(有寿命品)

- 1 有償交換部品とは、「装置の仕様頻度、経過時間、使用環境(温湿度等)等により、劣化・摩耗が進行し、正常動作しなくなる可能性のある部品(有寿命品)」を指すものとする。
- 2 予防交換における部品及び交換作業に係る費用は、その都度受注者が見積りを提示し別途発注者と契約し、契約後、有償交換部品の交換作業を実施する。
- 3 予防的有償交換作業において発生した廃棄交換品は、受注者が適切な方法にて運搬及び廃棄するものとする。
- 4 予防的交換された部品の保守推奨交換周期は新たに設定される。  
なお、故障修理対応の場合で有償交換部品の寿命(保守推奨交換周期)を経過した部品に関して、交換部品に係る費用は、有償対象となる。

### 第2 ソフトウェア保守

本保守業務のソフトウェア保守は、システムエンジニア(以下、SE という。)から現地保守員への電話による保守支援、リモート対応及び障害状況により、SE の現地対応を実施するものとする。

### 第3 支援情報処理装置(消防 OA)への対応

支援情報処理装置(消防 OA)の法令改正等への対応は、次によるものとする。

- 1 年一回以上行われる国の法令改正に対応したパッケージソフトウェアの作成ならびに現地インストール作業を行うものとする。  
なお、リリース時期については受注者が設定を行うものとする。
- 2 パッケージソフトウェア機能強化がある場合、随時実施するものとする。
- 3 パッケージソフトウェアに関する操作及び機能の電話問合せに対応するものとする。

### 第4 他システム連携の対応

受注者は、他システム(全庁ネットワークパソコン等含む。)との連携に関する障害及びアップデート等の対応について、関係機関と調整しながら原因究明するとともに、動作確認及び障害対応すること。

### 第5 本保守業務の対象外事項

次に定める事項については、本保守業務に含まれないものとする。

なお、発注者が受注者に実施等を希望する場合には、別途受注者が発注者に見積りを提示し、受注者と発注者が契約後に実施するものとする。

- 1 別添「保守管理業務区分(技術支援・障害対応)」に記載されていない装置及び「スポット」又は「対象外」に該当する機器の保守対応
- 2 指令システム及び無線システムの構成設備の移設、増設、撤去及び計画停電等に関する作業並びに立会い
- 3 指令システム及び無線システムの改造(ハードウェア及びソフトウェア等)
- 4 データメンテナンスの実施及びその作成支援
- 5 発注者及び発注者が指定した第三者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障等の修理及び修復
- 6 自然災害等によって生じた被災機器の修理、修復及び交換
- 7 調度品、什器 (OA ラック、棚、机、椅子等) の修理対応
- 8 消耗品、有償交換部品及びオーバーホール部品の供給並びに交換作業
- 9 発注者及び発注者が指定した第三者の取扱いによるウイルス感染時の調査及び駆除対応
- 10 気象業務法の規定に従って実施される気象観測装置における特別点検及びオーバーホール
- 11 受注者が納入した指令設備以外の設備における修理対応及び技術支援の一切の費用
- 12 通信回線業者への回線使用料及び回線変更(種別、容量、数量等)が発生した場合における一切の費用

### 第6 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 長野市公契約基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- 2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること
- 3 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2 部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出するものとする。

以上

【別紙】 保守管理業務区分

○：対象、●：上記に含む、×：実施しない

装置の種類	数量	点検業務		技術支援・障害対応				備考
		点検業務	点検回数	24H	平日	スポット	対象外	
1 指令装置								
(1) 指令台	6 台	○	1	○				
① 音声認識機能	1 式	○	1	○				リアルタイムでの文字表示
(2) 自動出動指定装置								
① 制御処理装置	1 式	○	1	○				
② 自動出動用ディスプレイ	8 式	○	1		○			指令台6、指揮台2
(3) 地図等検索装置								
① 地図等検索装置	8 式	○	1	○				指令台6、指揮台2
② 地図用ディスプレイ	8 台	○	1		○			指令台6、指揮台2
③ 地図データ	1 式	対象外					○	
(4) 支援情報表示装置								
① 制御処理装置	8 式	○	1	○				指令台6、指揮台2
② ディスプレイ	8 台	○	1		○			指令台6、指揮台2
③ テレビチューナー	8 台	×				○		指令台6、指揮台2
④ HDMI切替機	8 台	×				○		指令台6、指揮台2
⑤ リモコン中継器	8 台	×				○		指令台6、指揮台2
⑥ インターネット表示装置	8 台	○	1	○				
(5) 緊急度判定装置	14 式	○	1	○				指令台6、指揮台2、輻輳時、14受付
(6) 手書きメモ入力装置	8 式	×				○		指令台6、指揮台2
(7) 長時間録音装置	1 式	○	1		○			
(8) 非常用指令設備	1 式	○	1	○				
(9) 指令制御装置	1 式			○				
(10) 非常用受付電話	8 式	×		○				
(11) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1 式	×		○				
(12) 複合機	1 式	対象外					○	
(13) プリンタ	1 式	○	1		○			
(14) カラープリンタ	1 式	○	1		○			
(15) スキャナ	1 式	○	1		○			
(16) 署所端末装置	22 台	○	1	○				
(17) 無線受令機	21 台	○	1	○				
(18) 警告筒	8 台	×				○		
(19) データメンテナンス装置	2 式	○	1		○			
2 指揮台								
2 台	2 台	○		○				
3 多目的情報表示装置								
(1) 車両運用表示盤	1 式	×				◎		55型程度×4面マルチ
(2) 支援情報表示盤	2 式	×				◎		55型程度×4面マルチ
(3) 多目的情報表示装置								
① 多目的情報表示装置	1 式	×			○			55型程度×4面マルチ
② TVチューナー	1 式	×			○			
③ スピーカー	1 式	×			○			
(4) 映像操作卓								
① マトリックススイッチャ	1 式	×			○			
② 映像信号分配器	1 式	×			○			
③ 録画再生装置	1 式	×			○			
④ 遠隔制御器(タッチパネル)	1 式	×			○			

装置の種類	数量	点検業務		技術支援・障害対応				備考
		点検業務	点検回数	24H	平日	スポット	対象外	
4 指令情報電送装置								
(1) 指令情報送信装置	1 式	対象外					○	
(2) 指令情報出力装置								
① 指令情報出力装置本体	22 式	○	1		○			
② 指令情報出力装置ディスプレイ	22 式	○	1		○			
③ 指令情報出力装置用表示盤	8 式	○	1			○		
(3) プリント接続用デバイスサーバ	22 式	×			○			
5 気象情報収集装置								
(1) 気象情報収集Webサーバ	2 式	×			○			
(2) 気象観測機器								
① 温度発信器	2 式	対象外					○	
② 湿度発信器	2 式	対象外					○	
③ 気象総合変換器	2 式	対象外					○	
④ プロトコルコンバータ	2 式	対象外					○	
⑤ GPS時計装置(GPS受信部)	2 式	対象外					○	
⑥ GPS時計装置(時計出力部)	2 式	対象外					○	
⑦ 風向風速発信器	2 式	対象外					○	
⑧ 雨雪量発信器	2 式	対象外					○	
⑨ 気圧発信器	2 式	対象外					○	
6 Eメール指令装置	1 式	○	1		○			(本体+ディスプレイ)
7 音声合成装置	1 式	○	1	○				
8 出動車両運用管理装置								
(1) III型管理装置								
① III型管理装置	2 式	○	1	○				
② 無線LAN親機	23 式	×			○			各署所必要数
(2) 経路探索システム	1 式	対象外					○	
(3) III型車両運用端末装置								
① III型車両運用端末装置	98 式	○	1	○				
② メンテナンス用USBメモリ	23 式	対象外			○			
(4) サブモニタ装置	32 式	○	1	○				
(5) 車外設定端末装置(2箇所1式)	42 式	○	1	○				
(6) 車外設定端末装置(1箇所1式)	36 式	○	1	○				
9 システム監視装置	1 式	○	1	○				警告筒含む
10 電源設備								
(1) 無停電電源装置(消防局用)	1 式	○	1	○				
(2) 無停電電源装置(消防本部・署所用)	22 式	○			○			
(3) 直流電源装置(48V系)	1 式	○	1	○				
(4) 非常用発動発電機(220KVA)	1 式	×			○			
(5) 非常用発動発電機(30KVA)	1 式	×			○			
(6) 非常用発動発電機(9.8KVA)	14 式	×			○			
(7) 非常用発動発電機(80KVA)	1 式	×			○			
(8) 非常用発動発電機(5.5KVA)	2 式	×			○			
11 避雷設備								
(1) 消防局用								
① 耐雷トランス	1 式	対象外					○	
② 電源用高速回線避雷ユニット	1 式	対象外					○	必要数
③ 信号用高速回線避雷ユニット	1 式	対象外					○	必要数
(2) 署所用								
① 電源用高速回線避雷ユニット	22 式	対象外					○	各署所必要数
② 信号用高速回線避雷ユニット	22 式	対象外					○	各署所必要数



装置の種類	数量	点検業務		技術支援・障害対応				備考	
		点検業務	点検回数	24H	平日	スポット	対象外		
12	位置情報通知装置(統合型)								
(1)	位置情報通知装置(統合型)	2 式	○	1	○				
(2)	IP-VPN接続ルータ	2 式	×		○				
13	FAX119受信装置	1 式	○	1	○				
14	NET119受信装置	1 式	×		○			受信警告筒、ファイアウォール 含む	
15	映像通報受信装置	1 式	○	1	○				
16	本部・署所用情報表示盤								
(1)	55型液晶ディスプレイ	23 式	×			○			
(2)	40型液晶ディスプレイ	1 式	×			○			
(3)	43型相当液晶ディスプレイ	1 式	×			○		豊野分署事務室	
(4)	21.5型相当液晶ディスプレイ	2 式	×			○		豊野分署2F仮眠室	
(5)	75型相当液晶ディスプレイ	1 式	×			○		須坂市消防署事務室	
(6)	映像制御装置	23 式	×			○		映像専用端末、録画再生装置、切替器等必要数	
17	消防警防本部映像設備								
(1)	消防警防本部映像装置								
①	55型液晶テレビ	3 式	×				○		
②	映像制御装置	1 式	×				○		
(2)	消防警防本部用電話機	8 式	対象外					○	映像専用端末、録画再生装置、切替器等必要数
18	指揮支援システム	7 式	×			○			
19	災害情報共有システム								
(1)	災害情報共有サーバ	1 式	○	1	○				
(2)	災害情報共有クライアント								
①	災害情報共有クライアント(ノートPC型)	22 式	×			○			
②	災害情報共有クライアント(デスクトップ型)	1 式	×			○			
20	画像・情報伝達装置								
(1)	現場映像伝送装置	7 式	対象外					○	
(2)	映像受信装置	1 式	対象外					○	
(3)	高所監視カメラ								
①	Webカメラ	2 式	×			○			
②	操作用PC	2 式	○	1		○			
21	構内電話交換設備								
(1)	交換機								
①	長野市消防局用	1 式	×			○			
②	須坂市消防本部用	1 式	×			○			
③	署所用	20 式	対象外					○	
(2)	多機能電話機								
①	多機能電話機	209 式	対象外					○	
②	コードレス多機能電話機	9 式	対象外					○	
③	停電対応電話機	29 式	対象外					○	
22	駆け込み通報装置	21 式	対象外					○	
23	支援情報処理装置(消防OA)								
(1)	支援情報検索処理装置								
①	支援情報サーバ	2 式	○	1	○				
②	支援情報バックアップサーバ	2 式	○	1	○				
24	放送設備								
(1)	アンプ	23 式	対象外				○		
(2)	スピーカー	23 式	対象外				○	各署所必要数	
25	消防ネットワーク機器	28 式	×		○			各署所必要数	
26	セキュリティ装置	1 式	○	1	○				
27	ファイルサーバ	2 式	○	1		○			

装置の種類	数量	点検業務		技術支援・障害対応				備考
		点検業務	点検回数	24H	平日	スポット	対象外	
28	他システム連携							
(1)	消防救急デジタル無線システム連携	1 式	対象外				○	
(2)	長野市総合防災情報システム連携	1 式	対象外				○	
(4)	長野市衛星系防災行政無線設備との接続	1 式	対象外				○	
(5)	長野市防災無線連携	1 式	対象外				○	
29	Jアラート受信装置	1 式	対象外				○	
30	救急WS装置							
(1)	救急WS用ディスプレイ	2 式	×		○			
(2)	救急WS用プリンタ	2 式	×			○		
(3)	ワイヤレスチャイム装置							
①	ワイヤレスコール中継器	2 式	×				○	
②	ワイヤレスコール携帯受信機	8 式	×				○	
31	消防データ分析シミュレーション装置	1 式	×				○	
32	仮眠室呼出し	1 式	×				○	
33	署所指令装置	7 式	○	1	○			
34	署落とし用電話機	7 式	対象外				○	
35	入室管理装置	4 式	×				○	
36	IP無線機	14 式	○	1			○	
37	MDF	1 式	対象外				○	
38	予備品・付属品・調度品等	1 式	対象外				○	